

計画書の変更箇所について

◎放課後児童健全育成事業（学童保育） P60～

○葉山東小学校区の確保方策の内容に「施設増築」を追加するとともに、H29年度の確保方策を70人とする P61

増築後の規模定数が70人になるため、H29年の確保方策を70人に変更する。

《整備予定》

H27 設計

H28 建築工事

H29 入所開始

○大宝小学校区の確保方策の内容に「こだまクラブ」を追加 P63

現状の大宝こだまクラブの規模では、治田西学区と大宝学区のニーズすべてを受け入れられるだけの部屋がない。大宝学区の一部希望者をこだまクラブで受け入れるため。

○各学童保育所の定数の表記を削除

大宝こだまクラブ、こだまクラブでは、毎年申し込み状況を見て対象学区児童の受け入れ数を調整されるため、治田西、大宝、大宝東小学校区において定数表記が困難なため。

◎一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外、（ファミリー・サポート・センター事業含む）） P59

○確保方策の内容中、シルバー人材センター事業の（予定）を削除

→国の補助金採択を受け実施されているため（予定）としていたが、H27年度からはシルバー単独事業で実施していただくこととなったため。

栗東市子ども・子育て支援事業計画 〔案〕

平成 27 年 3 月

栗 東 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 -----	1
2. 計画の性格・位置づけ -----	1
3. 計画の期間 -----	1
4. 計画の策定体制 -----	1

第2章 栗東市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計 -----	2
(1) 人口の推移	2
(2) 出生数の推移	4
(3) 世帯の動向	5
(4) 子どもの人口の推移	6
(5) 子どもの人口（5歳刻み）の割合の県内比較	8
(6) 小学校区別就学前（0～5歳）人口の推移	8
2. 就業の状況 -----	9
(1) 就業人口の動向	9
3. 栗東市の子どもと子育て家庭の概況 -----	10
(1) 就学前児童の状況	10
(2) 子育て家庭の状況	11
(3) 保護者の就労状況	12
4. 栗東市における主な子育て支援の取り組み -----	14
5. ニーズ調査結果の概要 -----	21
(1) 子育て支援全般について	21
(2) 教育・保育事業の利用について	23
(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用について	26
(4) 小学生の放課後の過ごし方について	30
(5) 職場の両立支援制度について	32
6. 栗東市における子ども・子育て支援を取り巻く課題 -----	34

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念 -----	35
2. 計画策定の視点 -----	35
3. 計画の基本目標 -----	36

第4章 支援事業計画

【基本施策】

1	すべての子どもの人権を尊重するまちづくり-----	37
1-1	子どもの人権擁護の推進	37
1-2	要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	39
2	子どもの健やかな育ちを支える環境づくり-----	41
2-1	就学前の教育・保育の総合的な提供	41
2-2	児童の放課後の過ごし方への支援	43
2-3	地域における多様な子育て支援の充実.....	44
2-4	子育て家庭への経済的負担の軽減	45
3	子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり-----	46
3-1	子育ての相談・支援体制の充実	46
3-2	家庭や地域の教育力の向上	47
4	安心して子どもを生み育てられる環境づくり-----	49
4-1	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持と増進.....	49
4-2	子育て交流の促進	50
4-3	職業生活と家庭生活との両立の推進	51
【教育・保育・地域子ども・子育て支援事業】		
1.	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	52
2.	教育・保育の量の見込み、確保の方策、実施時期	53
3.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の方策、実施時期	57
4.	教育・保育の一体的提供と、教育・保育の推進に関する体制の確保について	71

第5章 計画の推進

1.	計画の推進体制-----	72
2.	計画の進行管理-----	72

参考資料

1.	栗東市子ども・子育て会議条例-----	73
2.	栗東市子ども・子育て会議委員名簿-----	75
3.	計画の策定経過-----	76

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、これまで「少子化対策基本法」などにに基づき、総合的な施策が国、県、市レベルでそれぞれ進められてきました。しかし、子育てをしながら働ける環境が必ずしも充実していないことなどから、合計特殊出生率は低い水準にとどまっています。こうした状況を受けて、国は、子ども・子育て支援についても社会保障の一環と捉え、質の高い幼児期の教育・保育の提供や、保育の量的拡大、子育て支援の充実が図れるよう、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を制定しました。この法律は、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目指しています。

この法律の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援は良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。

本市においては、平成 17 年度から、「栗東市次世代育成支援行動計画〜りっとう子育てプラン〜」に基づき、子ども・子育て支援をはじめとする次世代育成支援のための施策に取り組んできました。この行動計画が平成 26 年度までを計画期間としていることから、行動計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たに平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせて「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取り組みを進めてきた「栗東市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画と位置づけます。

なお、本市のまちづくりの総合的指針である「栗東市総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定します。

3. 計画の期間

本計画は平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年間とします。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭の現状、保育サービスの利用希望や子育てに関する意識等を把握する基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。また、「子ども・子育て支援法」第 77 条に定める合議制の機関として「栗東市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について検討を行い、この計画案を市役所の窓口やホームページにて公開し、広く市民より意見を募り策定しました。なお、計画策定後「栗東市子ども・子育て会議」は、事業計画の進行管理をおこなうため、計画を点検・評価する役割を担うこととします。

第2章 栗東市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

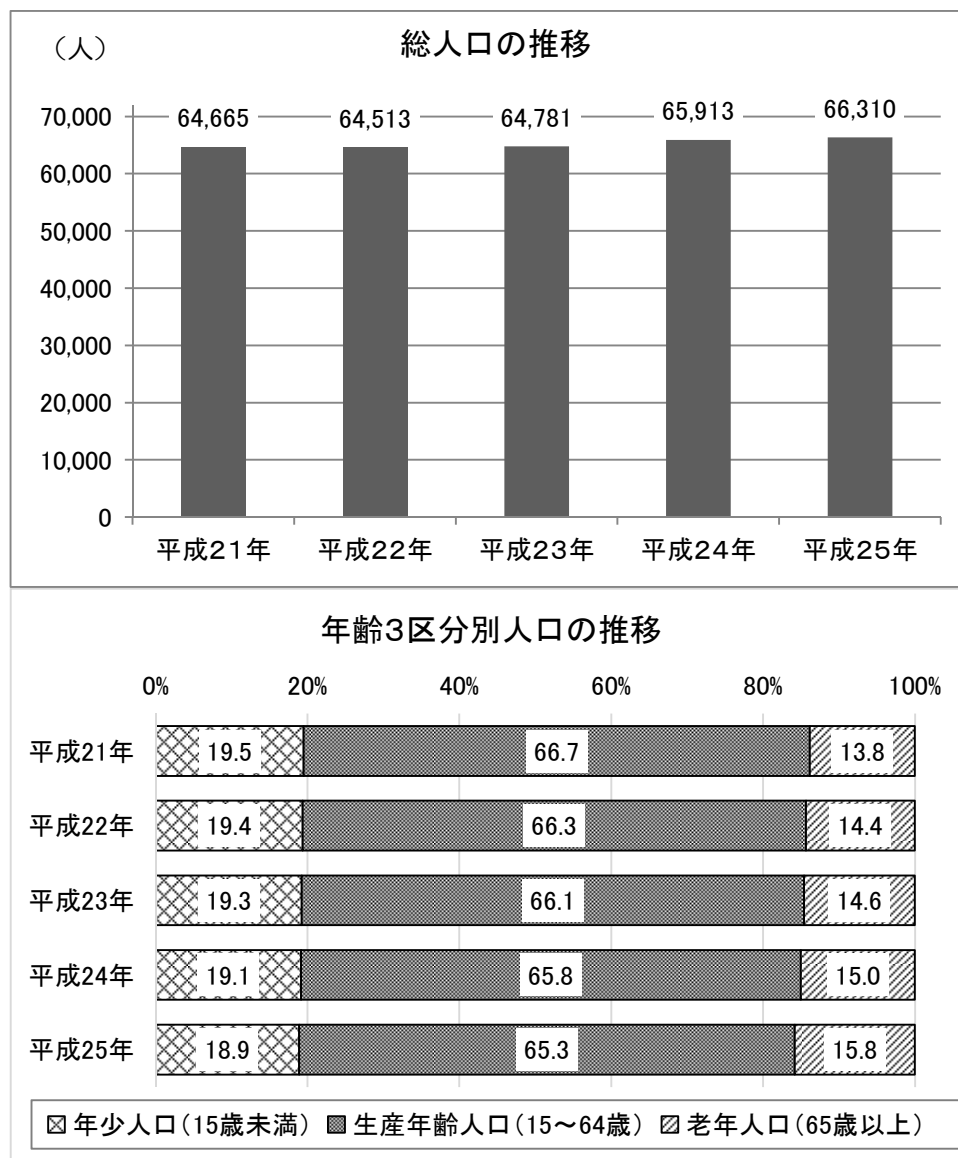
1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

(1) 人口の推移

① 総人口・年齢別人口の推移

総人口の推移をみると、平成23年以降増加を続けており、平成25年は66,310人でした。

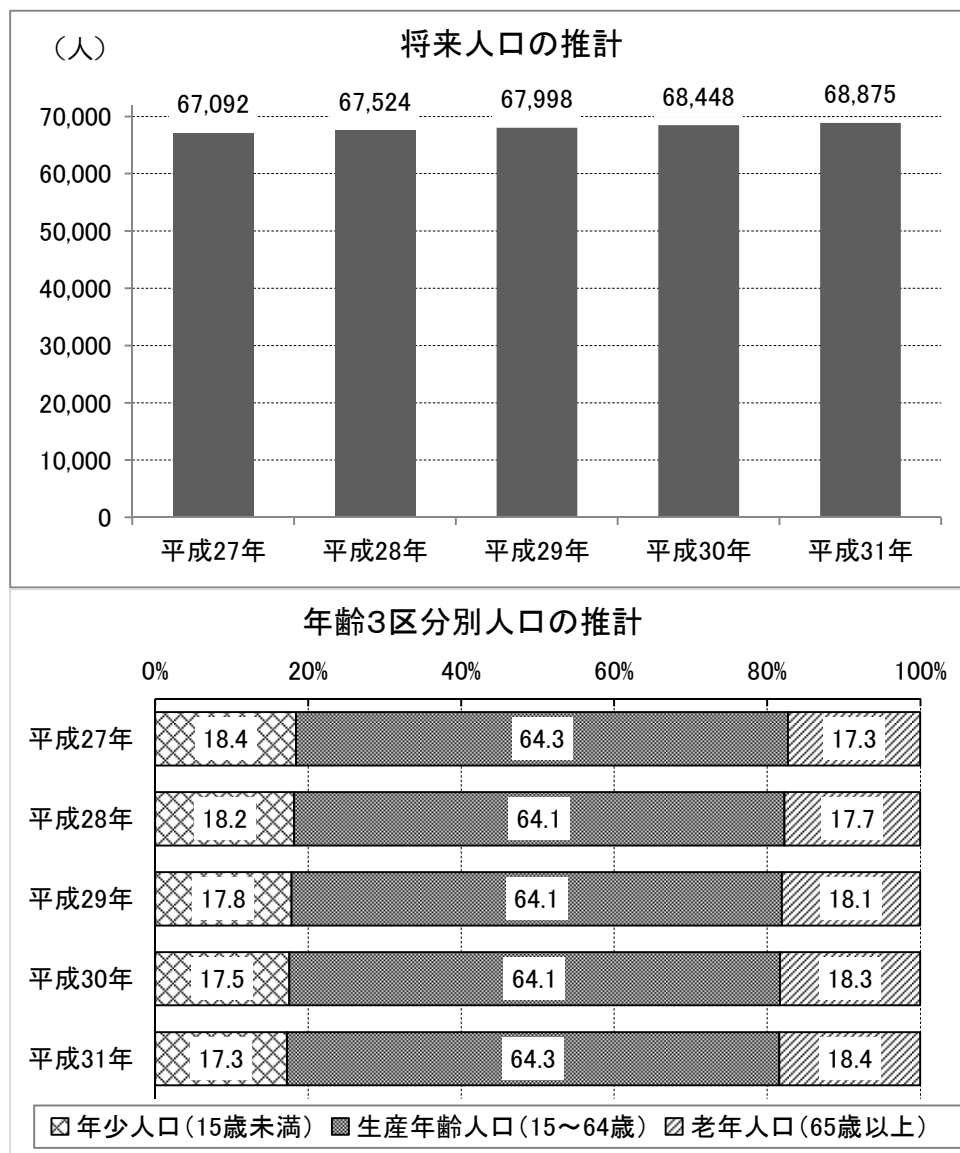
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、平成25年には18.9%となっています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。一方、老年人口は年々増加しており、平成25年の高齢化率は15.8%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

②将来人口・年齢別人口の推計

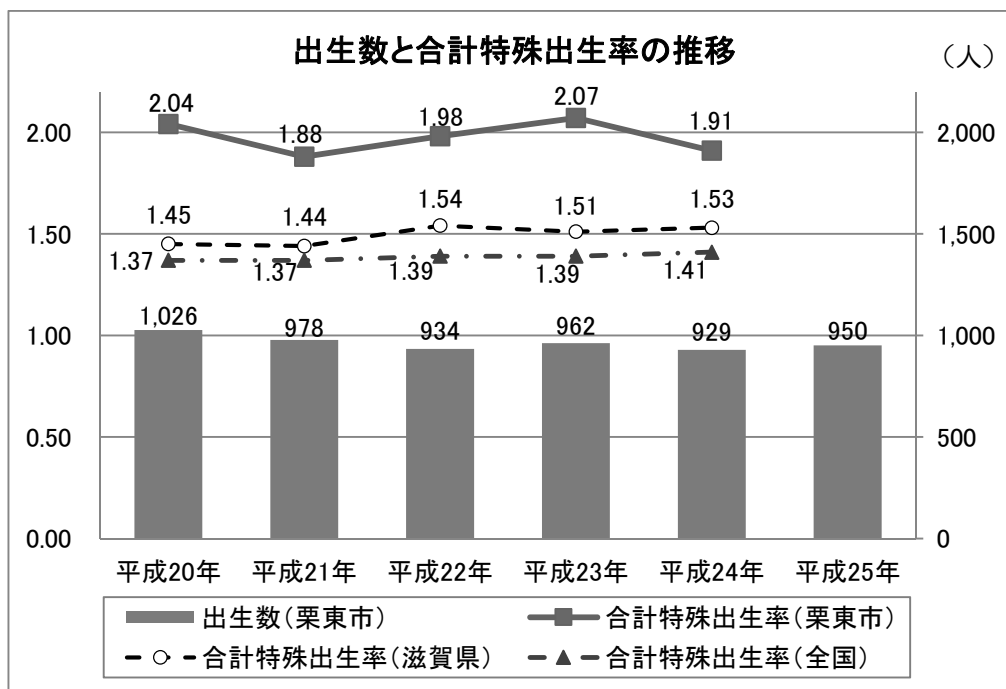
コーホート変化率法によって推計すると、今後も人口は増加し続けるものと予測されています。年齢3区分別人口の推計をみると、年少人口は今後も減少すると予測されており、平成31年には17.3%と予測されています。また、生産年齢人口は今後横ばい傾向と予測されています。一方、老年人口は今後も増加すると予測されており、平成31年の高齢化率は18.4%と予測されています。



資料：コーホート変化率法による推計結果

(2) 出生数の推移

出生数は、平成 20 年から平成 22 年にかけて 90 人ほどの減少がみられましたが、その後、増減を繰り返して推移しています。また、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す本市の合計特殊出生率は、平成 21 年以降増加し、平成 23 年には 2.07 となりましたが、平成 24 年は 1.91 に下がっています。

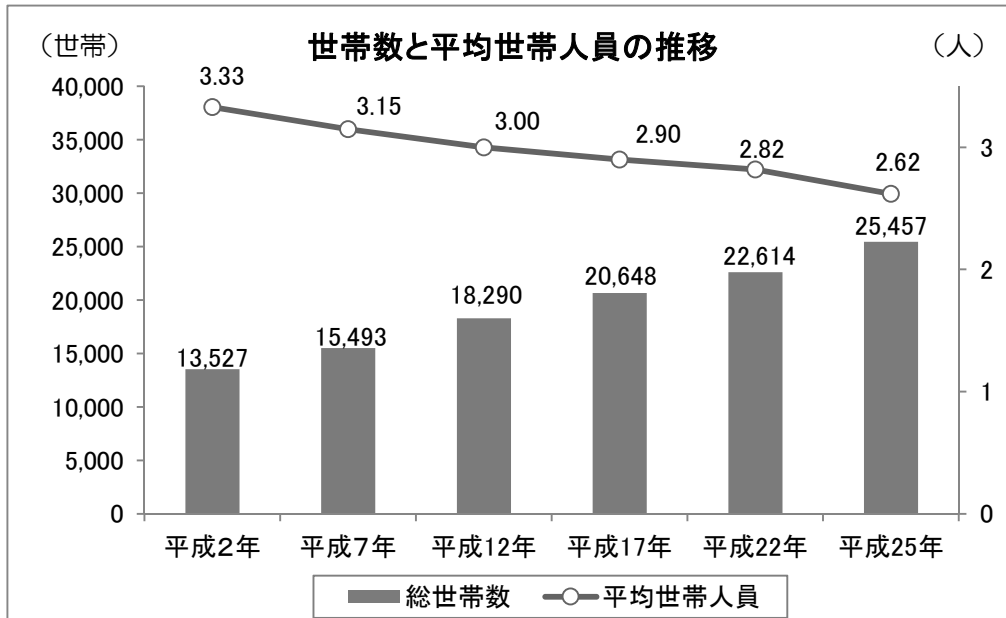


資料：出生数は住民基本台帳、
合計特殊出生率は厚生労働省人口動態調査、滋賀県南部健康福祉事務所事業年報

(3) 世帯の動向

① 世帯数と平均世帯員の推移

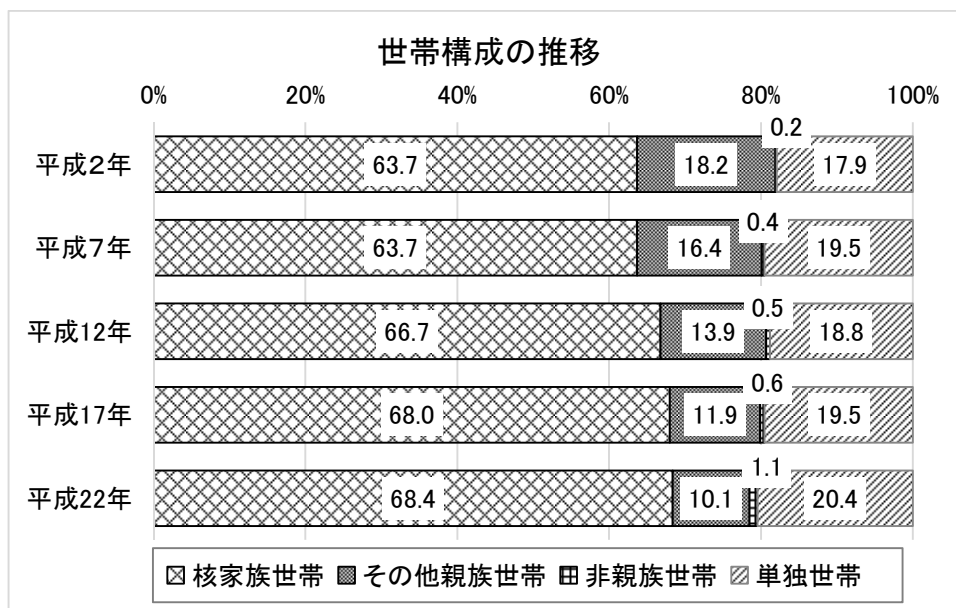
世帯数は、増加傾向が続いており、平成 25 年では 25,457 世帯になっています。一方、1 世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成 17 年に 3 人を割り込み、平成 25 年には 2.62 人となっています。



資料：国勢調査、住民基本台帳（平成 26 年 3 月 31 日現在）

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、7 割弱を占めています。単独世帯は増加する傾向がみられ、世帯規模の縮小傾向が進行していることがうかがえます。

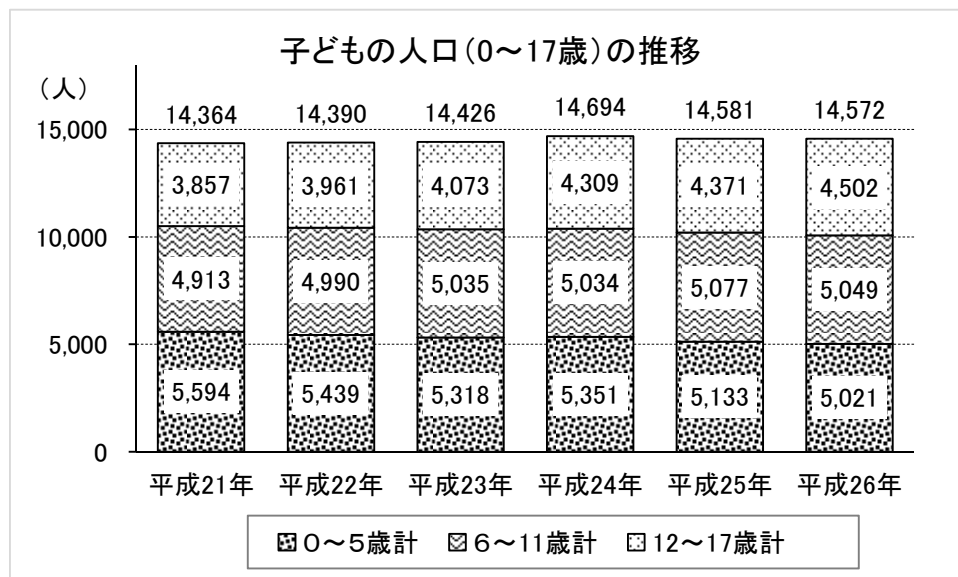


資料：国勢調査

(4) 子どもの人口の推移

①子どもの人口の推移

0～5歳、6～11歳、12～17歳のそれぞれの人口は、12～17歳については増加していますが、6～11歳は横ばいであり、0～5歳については減少しています。



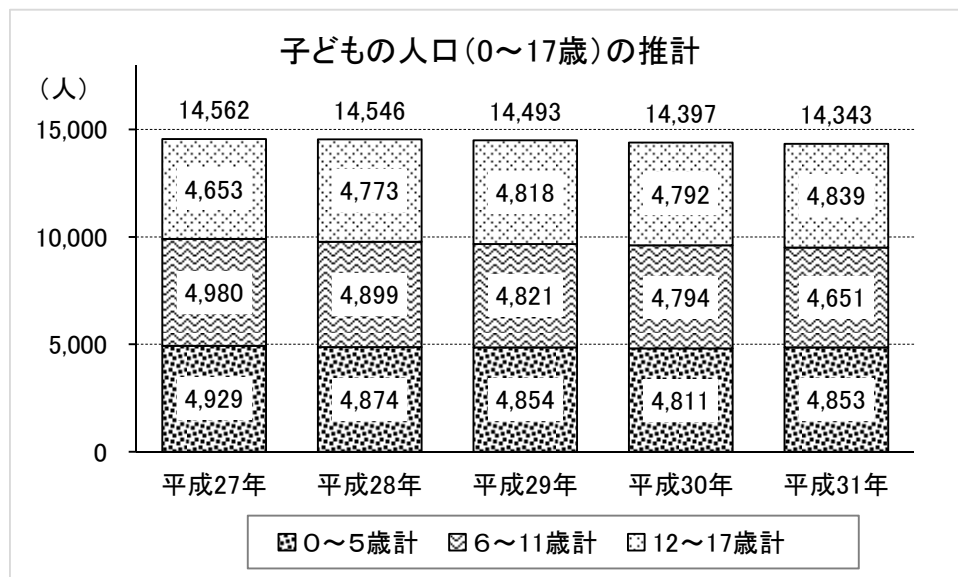
(人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	966	929	908	953	844	898
1 歳	985	938	884	894	912	821
2 歳	953	945	881	865	846	868
3 歳	869	908	911	861	825	804
4 歳	897	852	896	890	827	802
5 歳	924	867	838	888	879	828
6 歳	882	875	845	811	864	871
7 歳	919	867	865	848	809	851
8 歳	813	883	859	866	831	801
9 歳	824	802	871	868	854	829
10 歳	766	805	789	857	865	843
11 歳	709	758	806	784	854	854

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

②子どもの人口の推計

コーホート変化率法によって推計すると、子どもの人口は今後も減少していくことが予測され、増加傾向にあった12～17歳の人口についても、平成31年がピークになることが予測されます。



(人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	877	883	889	897	897
1 歳	871	848	854	860	868
2 歳	779	826	806	812	818
3 歳	828	743	788	771	777
4 歳	774	800	719	754	741
5 歳	800	774	798	717	752
6 歳	816	789	763	785	705
7 歳	865	811	785	758	779
8 歳	843	857	802	778	751
9 歳	795	835	856	800	778
10 歳	822	791	828	849	795
11 歳	839	816	787	824	843

資料：コーホート変化率法による推計値

(5) 子どもの人口（5 歳刻み）の割合の県内比較

1 5 歳未満の 5 歳刻み人口率を見ると、0～4 歳、5～9 歳、10～14 歳のいずれの割合も、滋賀県下 13 市の中で最も高くなっています。

子ども人口（5 歳刻み）の割合に関する県内順位（市）

順位	0～4 歳		5～9 歳		10～14 歳	
1 位	栗 東 市	6.4%	栗 東 市	6.4%	栗 東 市	6.1%
2 位	守 山 市	6.1%	守 山 市	6.0%	守 山 市	5.7%
3 位	草 津 市	5.3%	草 津 市	5.1%	東 近 江 市	5.4%
4 位	野 洲 市	5.1%	野 洲 市	5.0%	長 浜 市	5.4%
5 位	近江八幡市	5.0%	東 近 江 市	4.9%	甲 賀 市	5.2%

資料：住民基本台帳人口（平成 25 年 3 月 31 日現在）

(6) 小学校区別就学前（0～5 歳）人口の推移

就学前の 0～5 歳人口の推移を見てみると、治田小学校区については 6 年間で 10%以上の増加となりました。その一方で、大宝東小学校区、治田西小学校区などでは大きく減少し、学区毎にばらつきが出ています。

0～5 歳人口の推移

(人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平 26 / 平 21
金勝小学校区	599	603	589	606	586	566	-5.5%
葉山小学校区	567	545	571	546	539	560	-1.2%
葉山東小学校区	475	455	438	451	460	462	-2.7%
治田小学校区	615	590	610	689	689	682	10.9%
治田東小学校区	501	482	496	508	480	477	-4.8%
治田西小学校区	906	837	746	724	669	643	-29.0%
大宝小学校区	694	720	720	717	706	686	-1.2%
大宝東小学校区	774	715	640	588	500	485	-37.3%
大宝西小学校区	463	492	508	522	504	460	-0.6%
合計	5,594	5,439	5,318	5,351	5,133	5,021	-10.2%

資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

2. 就業の状況

(1) 就業人口の動向

①産業人口の動向

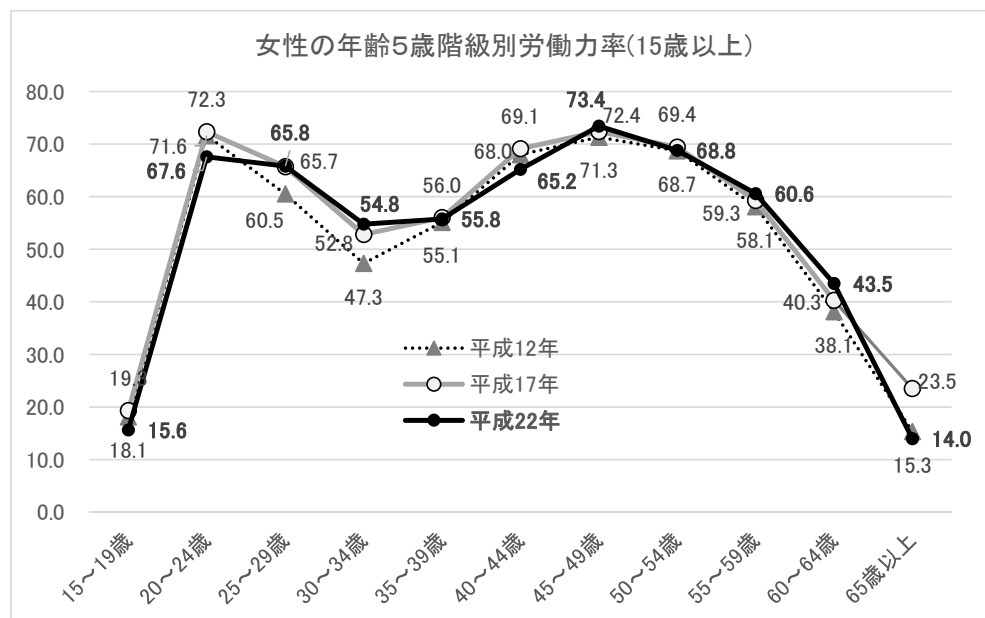
就業人口をみると、男女とも増加傾向にありますが、産業分類別にみると、第2次産業が減少し、第3次産業が増加傾向にあります。特に女性の就業人口は、第3次産業への従業者が増加しています。

	男性				女性			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数(人)	16,313	15,774	18,630	18,652	9,566	9,618	11,746	12,041
第1次産業(%)	3.0	0.5	2.6	2.2	4.7	0.5	2.8	1.8
第2次産業(%)	42.1	43.9	40.1	39.8	30.2	27.6	22.1	20.1
第3次産業(%)	54.6	54.5	56.6	54.1	64.6	70.5	74.1	74.2
分類不能(%)	0.4	1.1	0.7	3.9	0.5	1.4	1.4	3.8

資料：国勢調査

②女性の年齢別就業率

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、平成22年には平成17年と比べて20代前半と40代前半で低下しています。年代別では、20歳代で70%弱ですが、30歳代では50%台となり、出産・育児を機に一旦就労を中断する傾向がみられ、40歳代で再び70%前後に上昇するという、いわゆる「M字カーブ」が依然としてみられます。



資料：国勢調査

3. 栗東市の子どもと子育て家庭の概況

(1) 就学前児童の状況

0～2歳児については、施設に通わずに在宅で過ごしている児童が最も多く、2歳児で約70%を占めます。

一方、3～5歳児では公立幼稚園・幼児園（短時間保育課程）に通っている児童が最も多く、50～60%を占めます。3～5歳児の保育園・幼児園（中・長時間保育課程）については、公立・法人立を合わせて35%程度となっています。

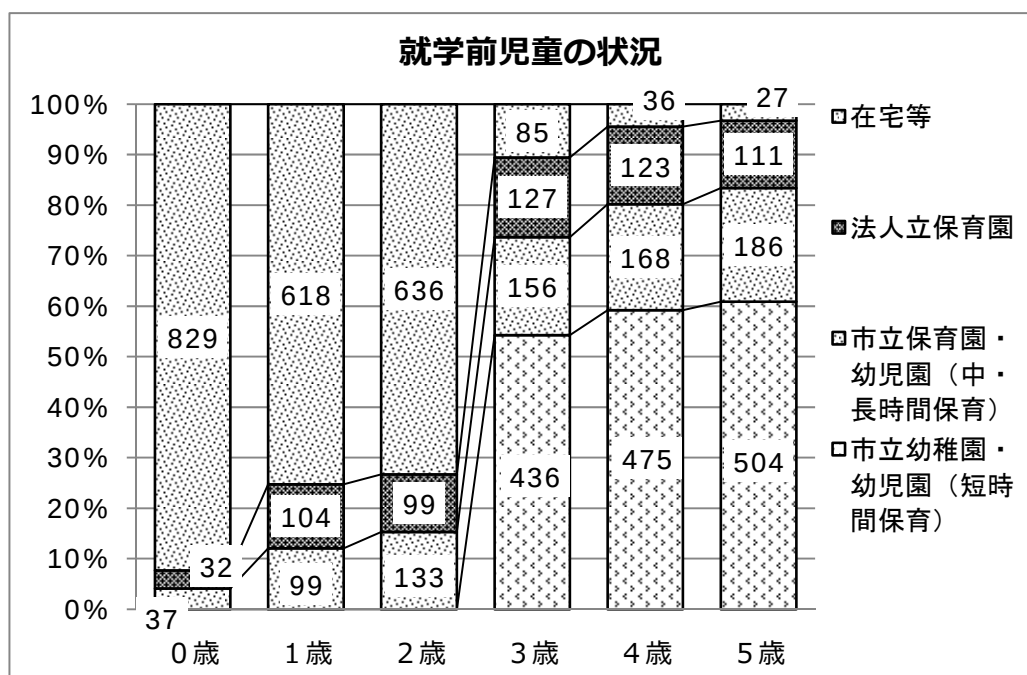
就学前児童の状況

(人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立幼稚園・幼児園 (短時間保育)	—	—	—	436	475	504	1,415
公立保育園・幼児園 (中・長時間保育)	37	99	133	156	168	186	779
法人立保育園	32	104	99	127	123	111	596
在宅等	829	618	636	85	36	27	2,231
就学前児童数	898	821	868	804	802	828	5,021

資料：就学前児童数は、住民基本台帳人口（平成26年3月31日現在）

保育園・幼児園・幼稚園児童数は、平成26年4月1日現在



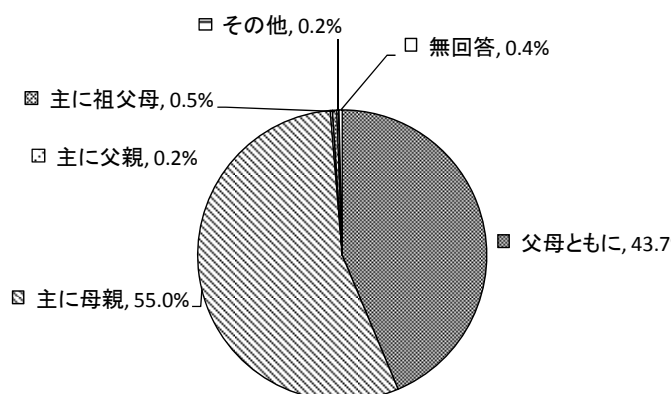
(2) 子育て家庭の状況

ニーズ調査結果によると、子育て家庭の5割前後は、主に母親が子育てをしており、父母ともに子育てをしている世帯は、就学前児童のいる家庭で約4割、小学生のいる家庭で約5割となっています。

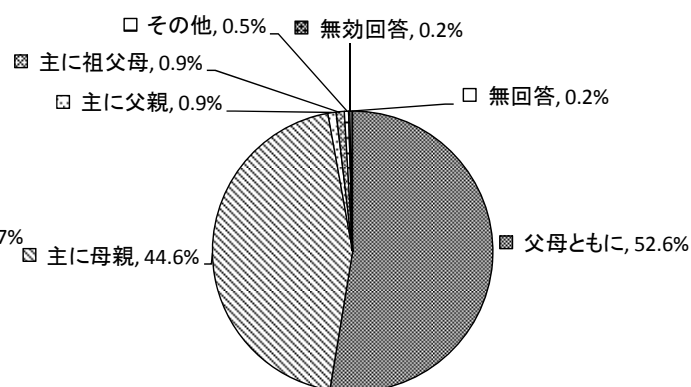
また、緊急時等の預け先として、祖父母等の親族がいる家庭が多いですが、預け先がない人も1割強います。

■子育てを主体的に行っている人

【就学前調査結果 N=835】

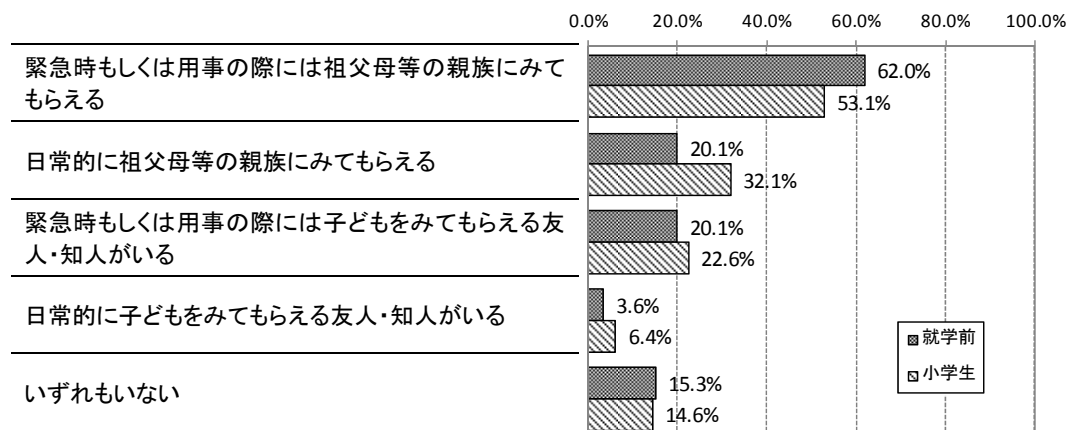


【小学校調査結果 N=424】



■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の存在

【就学前調査結果 N=835、小学校調査結果 N=424／複数回答】



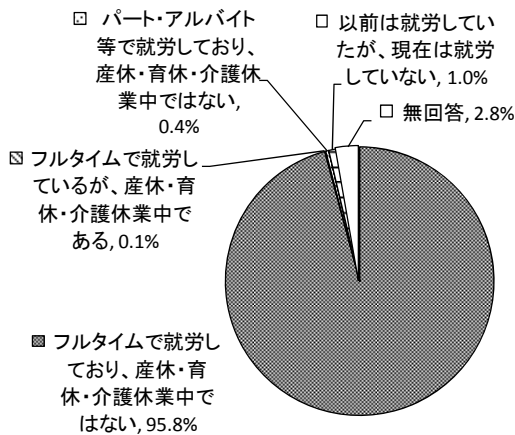
(3) 保護者の就労状況

父親の就労形態は「フルタイム」が9割以上と大半を占めます。フルタイムで働いている父親は、母親に比べて長時間働いている割合が高く、1日当たり10時間以上働いている人が5割以上に上ります。

母親の就労形態は、子どもの成長とともに働く人が増加し、就学前児童の母親の6割弱は未就労ですが、小学校児童になると6割強が「パート・アルバイト等」や「フルタイム」で働いています。

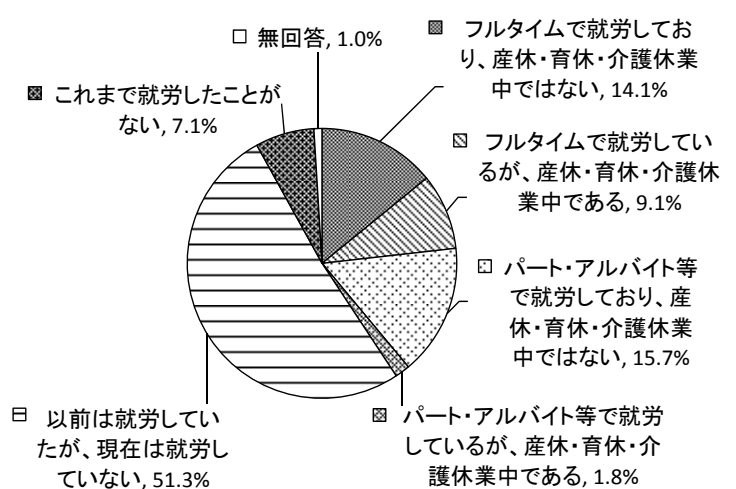
■父親の就労状況

【就学前調査結果 N=835】

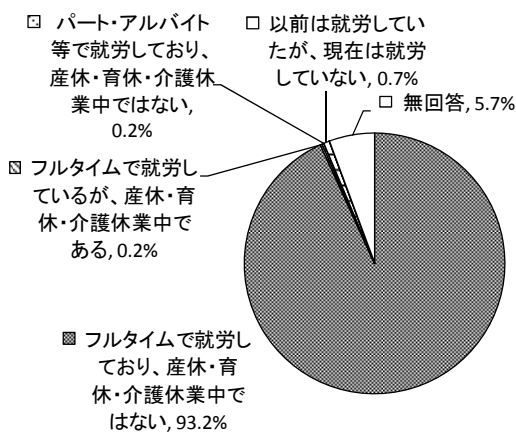


■母親の就労状況

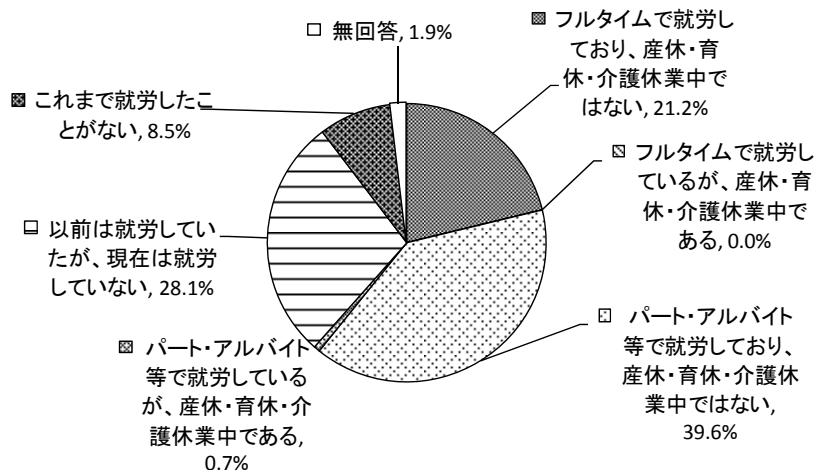
【就学前調査結果 N=835】



【小学校調査結果 N=424】



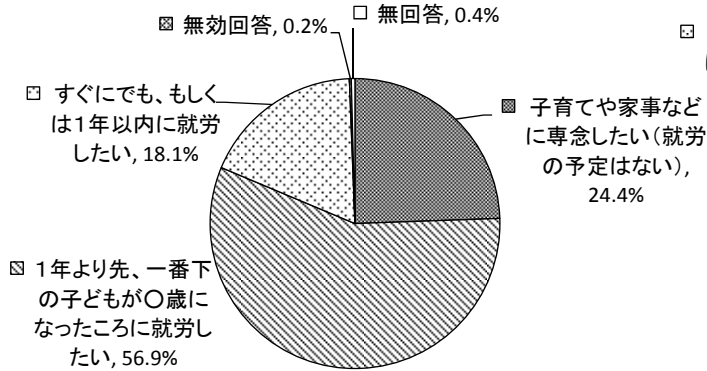
【小学校調査結果 N=424】



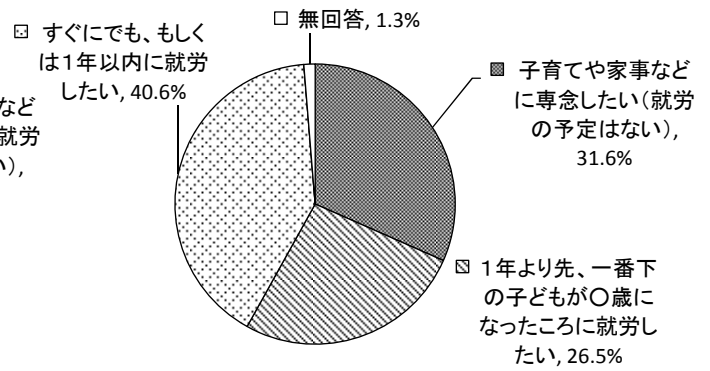
就労していない母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が就学前児童で約2割、小学校になると約4割になります。また、「1年より先、一番下の子どもが大きく（〇歳に）なったら働きたい」を合わせると、就学前児童では7割強、小学校児童では6割強が「働きたい」と考えていることになります。

■現在働いていない人の働きたいという希望

【就学前調査結果 N=487】



【小学校調査結果 N=155】



《一番下の子は何歳になったら就労したいか》

年齢	
1歳	1.8%
2歳	3.2%
3歳	23.8%
4歳	18.4%
5歳	5.1%
6歳以上	45.5%
無回答	2.2%
N値	277

年齢	
3歳	4.9%
4歳	7.3%
5歳	2.4%
6歳以上	80.5%
無回答	4.9%
N値	41

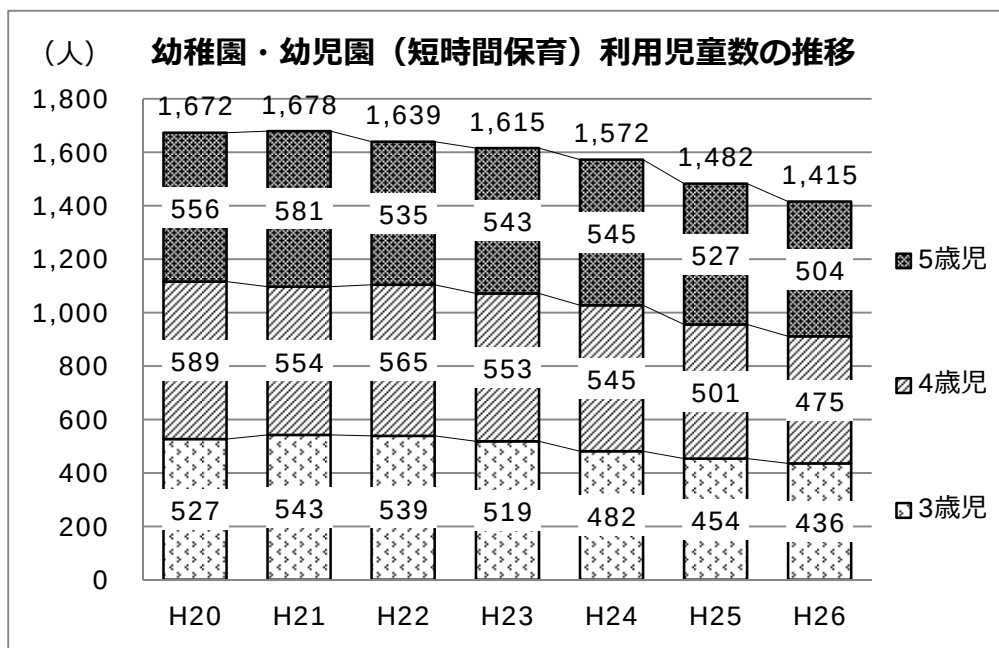
4. 栗東市における主な子育て支援の取り組み

本市における、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業にかかる取り組み実績状況です。

① 幼稚園・保育園・幼児園の状況

■ 幼稚園・幼児園（短時間保育課程）の状況

短時間保育課程については、公立幼児園 5 園、公立幼稚園 4 園の合計 9 園にて保育を実施しています。3～5 歳児がそれぞれ 500 人前後で推移しており、利用児童は減少傾向にあります。



資料：健康福祉部幼児課（各年 4 月 1 日現在）

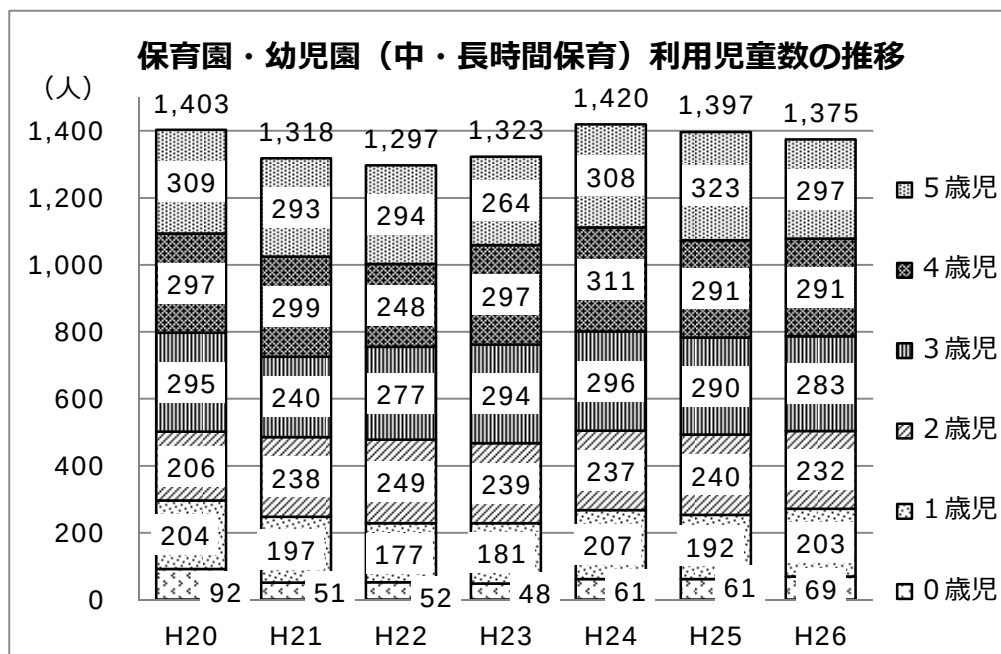
(人)

園名	3 歳	4 歳	5 歳	計
金勝第 1 幼児園	51	52	62	165
葉山幼児園	42	41	54	137
葉山東幼児園	47	43	56	146
治田幼稚園	69	56	58	183
治田東幼児園	39	49	50	138
治田西幼児園	40	43	55	138
大宝幼稚園	51	76	68	195
大宝幼稚園分園	50	55	58	163
大宝西幼稚園	47	60	43	150
合計	436	475	504	1,415

資料：健康福祉部幼児課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

■保育園・幼稚園（中・長時間保育課程）の状況

中・長時間保育課程については、公立幼稚園5園、公立保育園3園、法人立保育園6園（法人立は長時間保育課程のみ）の合計14園にて保育を実施しています。中・長時間保育課程を利用する児童は横ばい傾向です。



資料：健康福祉部幼児課（各年4月1日現在）

(人)

園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
金勝第1幼稚園	3	9	12	16	18	15	73
金勝第2保育園	1	7	9	14	20	28	79
葉山幼稚園	6	11	20	28	26	28	119
葉山東幼稚園	3	15	13	20	23	25	99
治田保育園	9	20	29	29	30	30	147
治田東幼稚園	6	15	20	20	23	30	114
治田西幼稚園	6	15	16	17	19	17	90
大宝西保育園	3	7	14	12	9	13	58
治田西カナリヤ第三保育園	6	20	16	17	22	20	101
こだまふれんど保育園	6	16	24	25	30	19	120
グランマの家保育園	6	22	15	19	15	11	88
こだま保育園	5	12	14	26	22	26	105
こだま乳児保育園	5	9	8	—	—	—	22
大宝カナリヤ保育園	4	25	22	40	34	35	160
合計	69	203	232	283	291	297	1,375

資料：健康福祉部幼児課（平成26年4月1日現在）

■ 保育園・幼稚園（中・長時間保育課程）における待機児童の状況

中・長時間保育課程における待機児童は、年度当初（4月）が10人前後であり、月を追うごとに希望者が増え、年度途中の10月には40人を超えます。その後、年度替わりの際に入園が進み、近年では10人程度まで減少する状況でしたが、平成26年4月は1人の待機にとどまっています。

待機児童の状況

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
待機児童数（人）	10	24	10	61	12	43	6	41	1	26
0歳児（人）	0	10	0	36	2	18	0	24	0	21
1歳児（人）	4	8	5	7	5	15	1	8	1	4
2歳児（人）	6	6	5	16	3	6	5	9	0	1
3歳児（人）	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0
4歳児（人）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
5歳児（人）	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0

資料：健康福祉部幼児課

② 延長保育事業

保護者の多様な就労形態に対応するため、11時間を超える延長保育について、法人立保育園全園の6園で午後8時（一部、午後7時及び午後7時30分）まで実施しました。

延長保育の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数（か所）	6	6	6	6	6

資料：健康福祉部幼児課

③ 放課後児童クラブ（学童保育）

学童保育所については、市内9小学校区に公設9か所 10 クラブ、民設2か所 2 クラブの合計 11 か所 12 クラブが開設されており、小学1年生～3年生と要支援児童の4年生～6年生が利用しています。

平成24年度から5年間、公設学童保育所の管理・運営を指定管理制度にて、栗東市社会福祉協議会に委託しています。

学童保育の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	523	500	435	424	501

資料：健康福祉部子育て応援課（各年4月1日現在）

（人）

クラブ名	計
金勝学童保育所	34
葉山学童保育所	34
葉山東学童保育所	55
治田学童保育所	43
治田東学童保育所	55
治田西第一学童保育所	13
治田西第二学童保育所	48
大宝学童保育所	43
大宝東学童保育所	37
大宝西学童保育所	50
こだまクラブ	38
大宝こだまクラブ	51
合計	501

資料：健康福祉部子育て応援課（平成26年4月1日現在）

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までのお子さんのいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげています。特に、子育て不安が高い保護者や医療機関及び関係機関から連絡があった要支援母子には、継続して支援をしています。

こんにちは赤ちゃん事業の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数（件）	577	489	588	668

資料：健康福祉部健康増進課

⑤ 養育支援訪問事業

子育てに不安が高い家庭や支援が必要な家庭に専門職が訪問し、相談などを実施しています。特に、母子健康手帳発行時の面接や医療機関からのハイリスク妊産婦や新生児への訪問依頼で早期に支援が必要なケースに対し、タイムリーに支援することで医療機関受診、育児支援訪問員の定期的な訪問支援、育児サービスの利用などにつなげてきました。

また、平成 25 年度から要保護児童対策地域協議会母子保健会議として月 1 回程度、家庭児童相談室と情報交換及び事例検討を開催しています。家庭児童相談室との連携により、支援の方向性を確認しながら、それぞれの役割を適切に果たすことにより児童虐待の防止につなげています。

養育支援訪問事業の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問延べ件数（件）	273	88	134	94
訪問実家庭数（件）	15	24	51	37

資料：健康福祉部健康増進課

⑥ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・児童館）

子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、親子が気軽に集える場として、地域子育て支援センターを、市内 3 か所（大宝東児童館、金勝児童館、治田西カナリヤ第三保育園）に開設しています。

子育て支援センターの状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数（か所）	3	3	3	3	3

資料：健康福祉部子育て応援課

また、児童館については、小学校区ごとに市内 9 か所に開設しており、年間延べ 120,000 人前後の親子等の利用があります。

児童館の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童館の年間延べ利用者数（人）	金 勝	14,026	12,499	12,126	12,319
	葉 山	9,477	12,283	8,184	7,985
	葉 山 東	19,146	16,278	12,025	10,044
	治 田	12,628	13,156	15,822	18,062
	治 田 東	11,829	9,713	8,454	7,406
	治 田 西	15,441	13,032	14,762	13,202
	大 宝	12,977	11,749	12,951	10,261
	大 宝 東	26,724	26,697	27,652	28,448
	大 宝 西	9,569	9,164	6,575	8,522
	合 計	131,817	124,571	118,551	116,249

資料：健康福祉部子育て応援課

この事業を通して、子育て講座、相談員による巡回相談・電話相談、子育てサークル等との協働事業、シルバー人材センターによる「おでかけシルバーママ・パパ」などを実施しました。

⑦ 一時預かり事業

普段は在宅で育児しているお子さんを一時的に預かる一時預かり保育は、3か所の法人立保育園（グランマの家保育園、こだまふれんど保育園、大宝カナリヤ保育園）において実施し、平成25年度は延べ1,694人の利用があり、保護者のニーズに対応することができました。また、幼稚園在園児に対して公立9園で通常の保育終了後の14時から16時までの間、預かり保育を実施しています。

保育園での一時預かりの状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数（か所）	4	3	3	3
延べ利用者数（人）	1,948	1,906	1,722	1,694

資料：健康福祉部幼児課

（人）

園名	計
グランマの家保育園	318
こだまふれんど保育園	86
大宝カナリヤ保育園	1,290
合計	1,694

資料：健康福祉部幼児課（平成25年度）

幼稚園での一時預かりの状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数（か所）	9	9	9	9
延べ利用者数（人）	10,580	12,684	16,113	13,021

資料：健康福祉部幼児課

⑧ 病後児保育事業

病氣回復期にある児童を保育するため、きづきクリニックチャイルドハウスに委託し、実施しています。希望者はほぼ利用できており、セーフティネットとしての役割は果たせていると考えます。

病後児保育の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	239	221	236	177

資料：健康福祉部子育て応援課

※病後児保育は草津市との協定により相互利用しており、草津市の施設を利用した人を含みます。

⑨ ファミリー・サポート・センター事業

本市では、ファミリー・サポート・センターは設置しておらず、シルバー人材センターが類似事業（子育て支援事業）を実施しています。人生や子育て経験の豊かな会員とのふれあいや一時預かりなどにより、子育てにかかるストレス軽減等子育て支援を行っています。

⑩ 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査にかかる費用を助成しており、母子健康手帳発行での面接や医療機関からのハイリスク妊産婦や新生児への訪問依頼で早期に支援が必要なケースに対し、タイムリーに支援することで医療機関受診、育児支援訪問員の定期的な訪問、育児サービスの利用などにつなげています。

また、健康状態や精神面でのフォローが必要なケースについて、周産期医療機関との連携に努めています。

妊婦健康診査の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (人)	1,145	1,914	1,678	1,640

資料：健康福祉部健康増進課

⑪ 母子保健サービス

母子保健サービスの状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付	受診児 (人)	1,079	949	999	1,055
4 か月児 健康診査	対象児数 (人)	921	974	897	957
	受診児 (人)	905	952	855	930
	受診率 (%)	98.2	97.7	95.3	97.1
10 か月児 健康診査	対象児数 (人)	933	954	940	859
	受診児 (人)	896	919	914	820
	受診率 (%)	96.0	96.3	97.2	95.4
1 歳 6 か月児 健康診査	対象児数 (人)	929	896	927	866
	受診児 (人)	896	853	891	839
	受診率 (%)	96.4	95.2	86.1	96.8
2 歳 6 か月児 健康診査	対象児数 (人)	903	883	848	859
	受診児 (人)	851	838	816	822
	受診率 (%)	94.2	94.9	96.2	95.6
3 歳 6 か月児 健康診査 (一般・ 歯科・視力)	対象児数 (人)	935	881	866	827
	受診児 (人)	908	818	817	761
	受診率 (%)	97.1	92.8	94.3	92.5
発達相談	延人数	251	265	211	149
健康相談	延人数	1,681	1,653	1,339	1,322

資料：健康福祉部健康増進課

5. ニーズ調査結果の概要

本市では、子ども・子育て支援事業計画の策定に先立ち、市内在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。その主な結果は次の通りです。

■回収結果

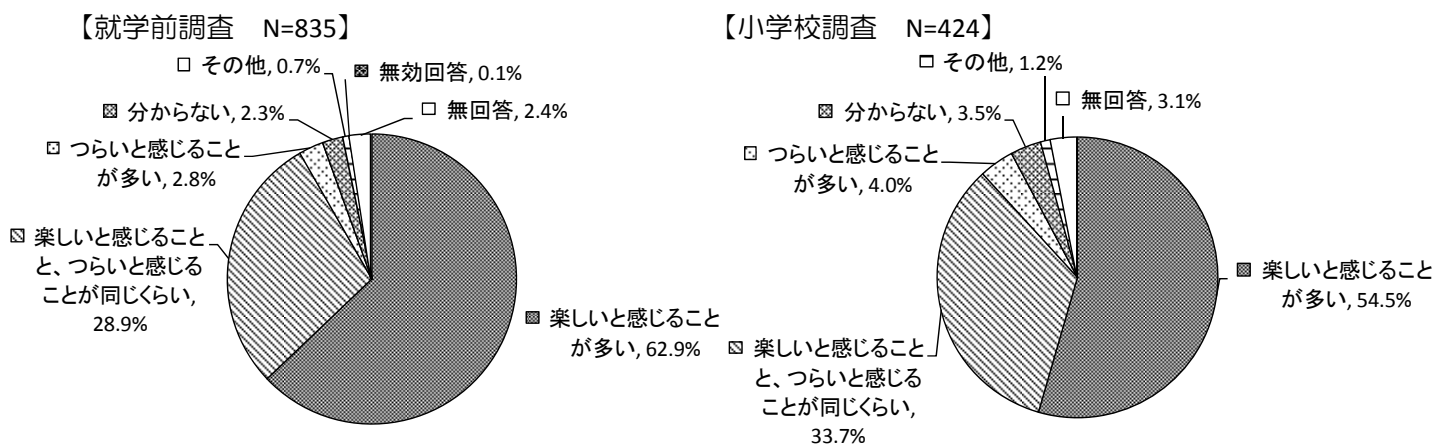
調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	2,000	835	41.8%
小学校児童調査	1,000	424	42.4%

(1) 子育て支援全般について

① 子育ての楽しさやつらさ

子育てを楽しいと感じることが多いか、つらいと感じることが多いかについては、「楽しいと感じることが多い」と感じている人が『就学前』『小学校』とも60%前後に上り、多くなっています。次いで、「楽しいと感じること、つらいと感じることが同じくらい」が30%前後で続いています。

一方、「つらいと感じることが多い」と回答した人は約3~4%あります。



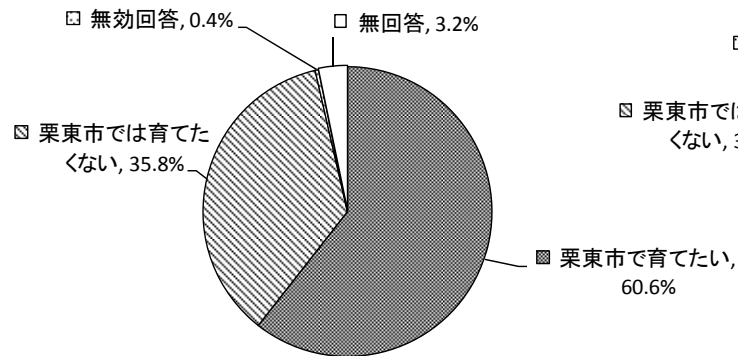
② 栗東市での子育て

今後も栗東市で子育てしたいかどうかについては、「栗東市で育てたい」と思う人が『就学前』『小学校』とも約60%に上り多くなっています。一方、「栗東市では育てたくない」と思う人は40%弱となっています。

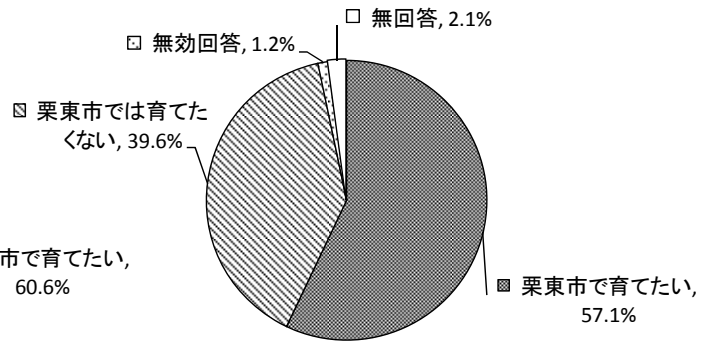
栗東市で子育てしたい理由は、『就学前』『小学校』とも「自然があるから」が55%前後で最も多く、次いで、「風土がのんびりしているから」、「遊び場がたくさんあるから」が続いています。

逆に、栗東市で子育てしたくない理由は、『就学前』『小学校』とも「保育環境が整っていないから」、「学校の環境が整っていないから」が多くなっています。次いで、「遊び場が少ないから」、「まちに活気がないから」が続いています。

【就学前調査 N=835】

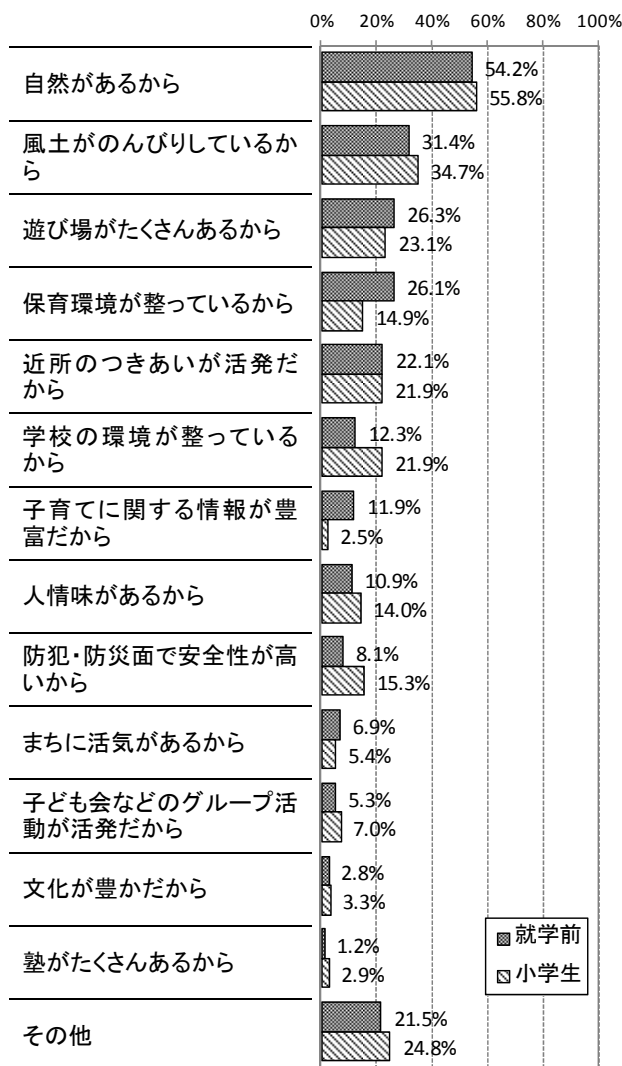


【小学校調査 N=424】



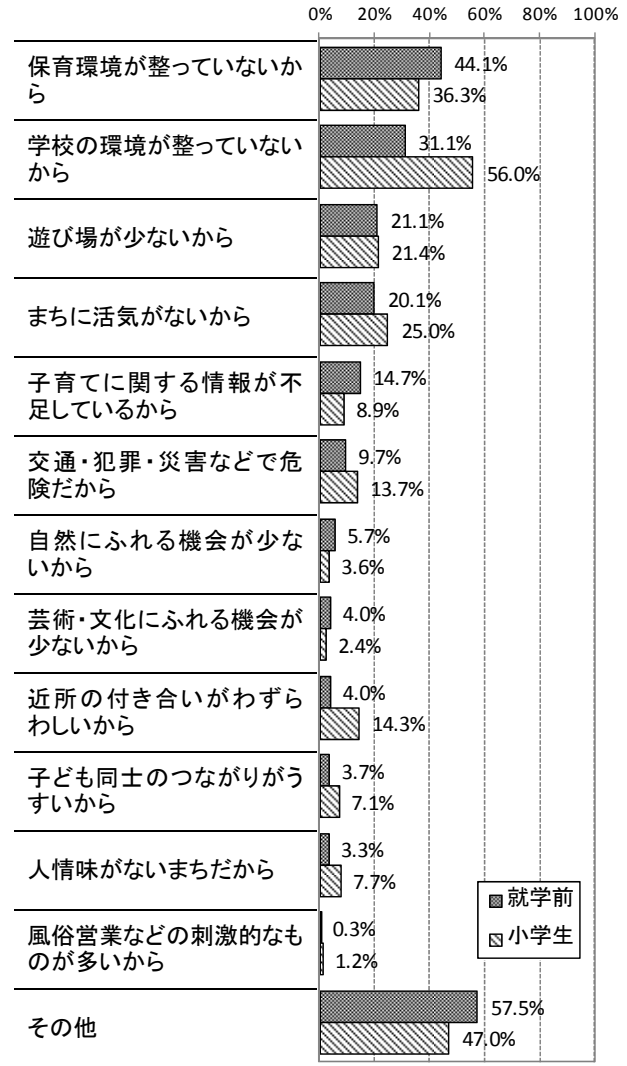
《栗東市で子育てしたい理由／複数回答》

【就学前調査 N=506、小学校調査 N=242】



《栗東市で子育てしたくない理由／複数回答》

【就学前調査 N=299、小学校調査 N=168】



(2) 教育・保育事業の利用について

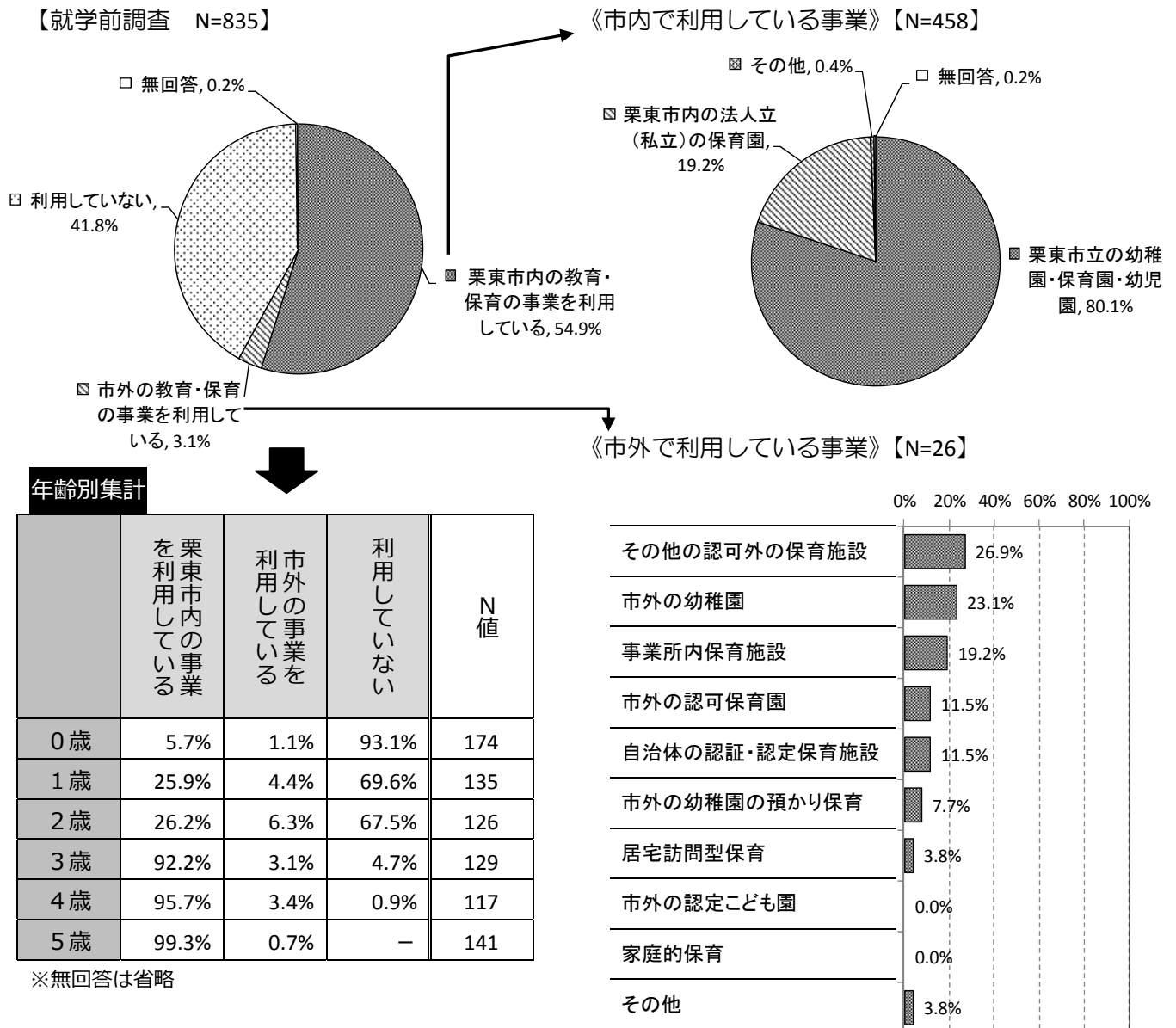
① 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「栗東市内の教育・保育の事業を利用している」が 50% 以上に上り、「市外」を合わせて 60%弱となっています。

年齢別にみると、「3 歳」以上では 90%以上が市内の教育・保育事業を利用しています。また、「0 歳」では利用していない人が 90%以上を占めています。

市内で利用している教育・保育事業は、「栗東市立の幼稚園・保育園・幼児園」が約 80%を占めており、「栗東市内の法人立（私立）の保育園」は約 20%となっています。

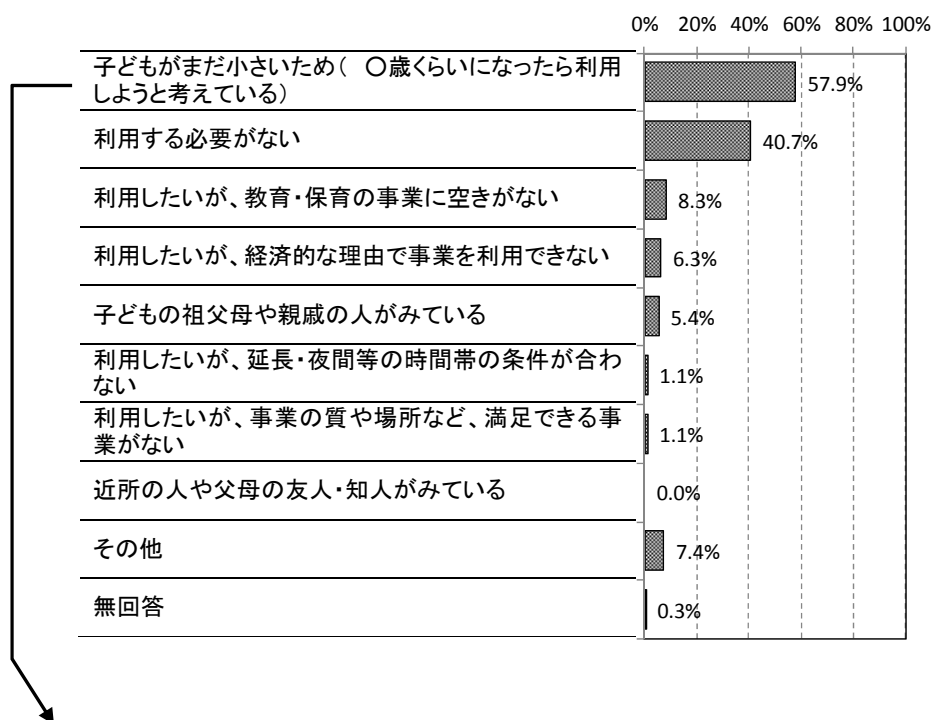
市外で利用している教育・保育事業は、「その他の認可外の保育施設」（26.9%・7 人）、「幼稚園」（23.1%・6 人）、「事業所内保育施設」（19.2%・5 人）となっています。



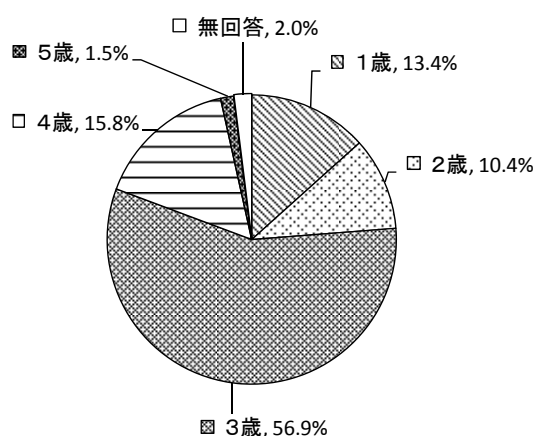
② 定期的な教育・保育の事業を利用していない人の理由

教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が約 60%で、子どもが「3 歳」くらいになったら利用しようと考えている人が最も多く、50%以上に上ります。次いで、「利用する必要がある」が約 40%です。一方、定員に空きがない、経済的な理由など、利用したいができないという人はいずれも 10%未満ですが、一定割合あることが分かります。

【就学前調査 N=348／複数回答】



《平日の定期的な教育・保育を利用しようと考えている年齢》【N=486】

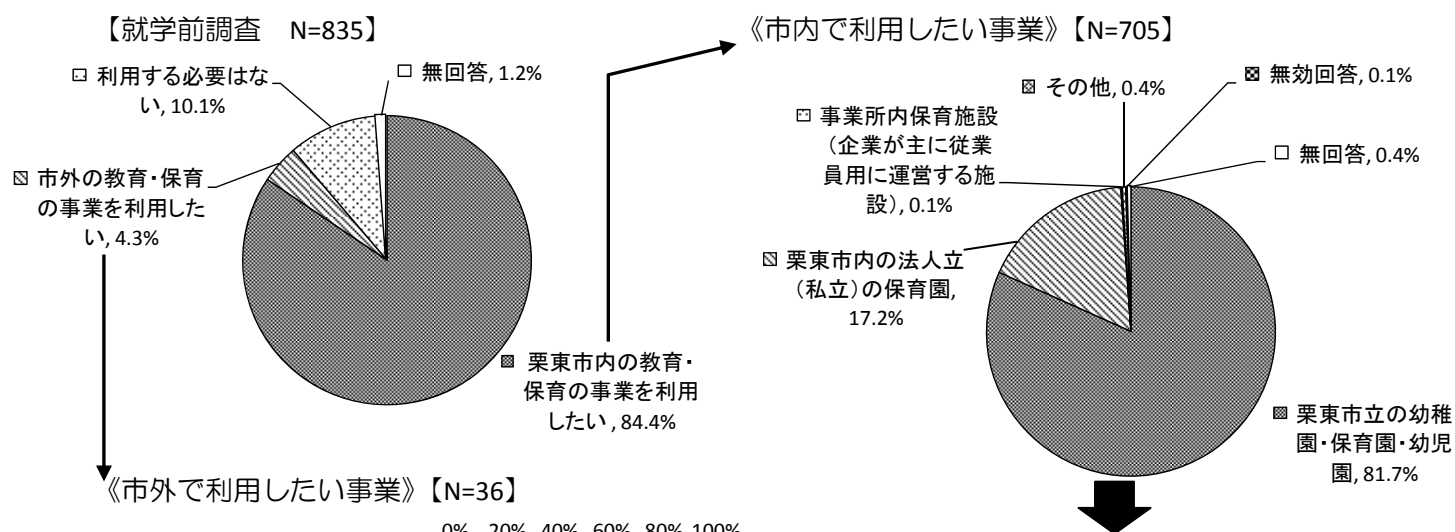


③ 平日の定期的な教育・保育の事業の利用意向

平日に教育・保育事業を定期的に利用したいかどうかについては、「栗東市内の教育・保育の事業を利用したい」が約 85%を占めています。一方、「利用する必要はない」と回答した人は約 10%となっています。

平日に市内で利用したい教育・保育事業は、「栗東市立の幼稚園・保育園・幼児園」が約 80%を占め、「栗東市内の法人立（私立）の保育園」は 20%弱となっています。これを母親の就労状況別にみると、どの就労状況でも「栗東市立の幼稚園・保育園・幼児園」が最も多くなっていますが、「フルタイム」では「栗東市内の法人立（私立）の保育園」も 40%以上に上っています。

平日に市外で利用したい教育・保育事業は、「認可保育園」が最も多く、「幼稚園」、「その他の認可外の保育施設」「認定こども園」と続いています。



就労状況別集計

	フルタイム	パートタイム・アルバイト等	無職
栗東市立の幼稚園・保育園・幼児園	55.6%	79.8%	94.9%
栗東市内の法人立の保育園	43.3%	20.2%	4.3%
事業所内保育施設	0.6%	—	—
その他	0.6%	—	0.5%
N値	171	129	395

※無効回答、無回答は省略

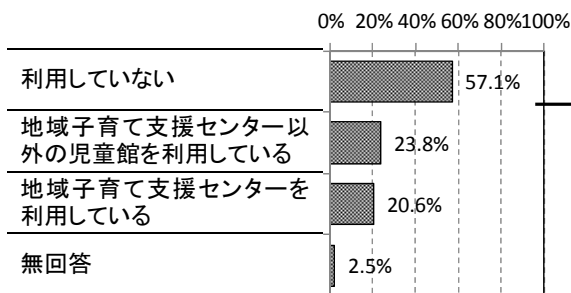
(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用について

① 子育て支援センター・児童館

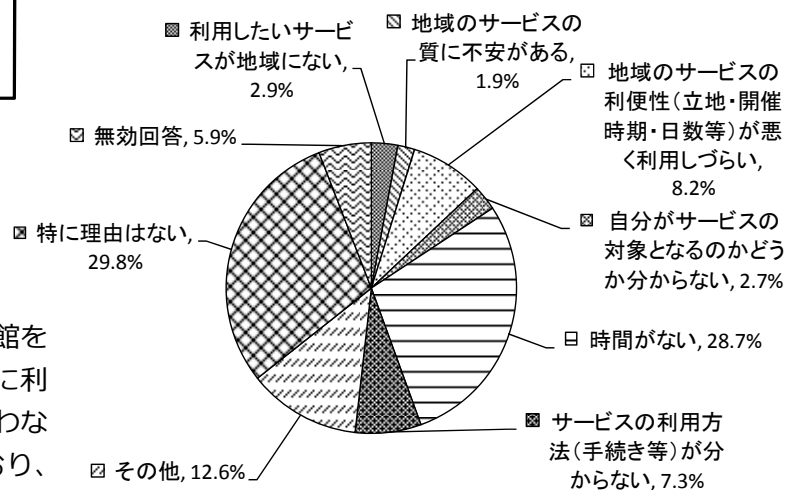
地域の子育て支援事業の利用状況は、「利用していない」が 60%弱です。「地域子育て支援センター以外の児童館を利用している」は 23.8%、「地域子育て支援センターを利用している」は 20.6%となっています

現在、地域子育て支援センターや児童館を利用していない理由は、「特に理由はない」と「時間がない」が約 30%となっています。一方、いずれも 10%未満ながら、情報不足及び内容や条件等によって利用していないと思われる人が一定割合おられます。

【就学前調査 N=835／複数回答】



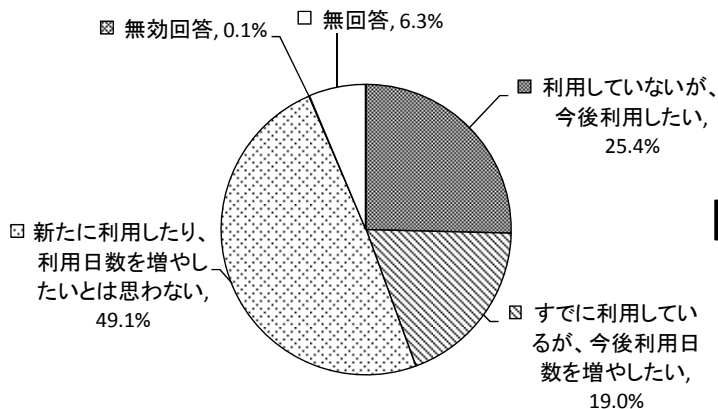
《利用していない理由》【N=477】



今後、地域子育て支援センターや児童館を利用したいかどうかについては、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答した人が半数近くを占めており、「利用していないが、今後利用したい」は約 25%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は約 20%となっています。

年齢別にみると、「0 歳」では「利用していないが、今後利用したい」と回答した人が最も多く、40%以上に上ります。

【就学前調査 N=835】



年齢別集計

	利用していないが、今後利用したい	すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	N 値
0 歳	41.2%	22.4%	36.4%	165
1 歳	26.2%	26.2%	47.5%	122
2 歳	24.1%	25.9%	50.0%	116
3 歳	21.1%	13.8%	65.0%	123
4 歳	21.2%	15.9%	61.9%	113
5 歳	20.5%	17.4%	62.1%	132

※無効回答、無回答は省略

② 子どもが病気の際の対応

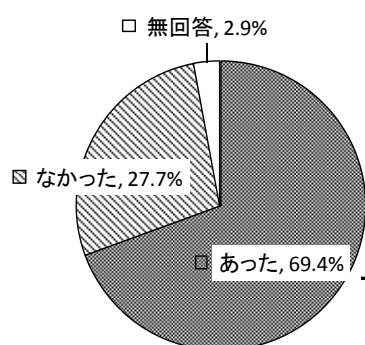
この1年間に、お子さんが病気やけがでいつも利用している教育・保育事業が利用できなかったことが「あった」人が全体の3分の2以上に上ります。

その時の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が最も多く、50%以上に上ります。その一方、「病児・病後児保育を利用した」は少数でした。

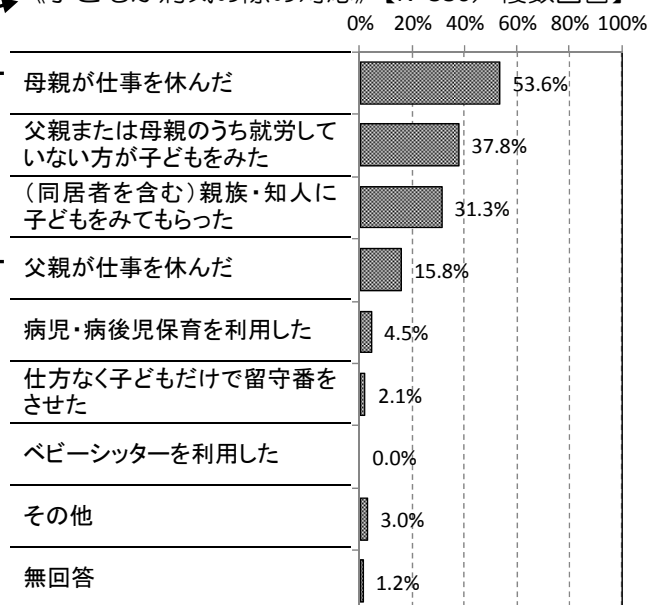
母親または父親が仕事を休んだ際に、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った人は30%弱となっており、一定割合のニーズが認められます。

逆に、「利用したいとは思わない」人の理由は、「親が仕事を休んで対応」や「他人に看てもらうのは不安」、「利用料がかかる・高い」などが多くなっています。

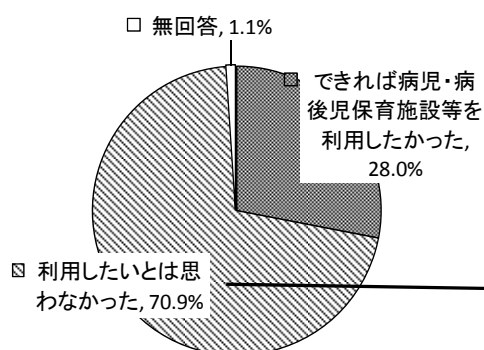
【就学前調査 N=484／複数回答】



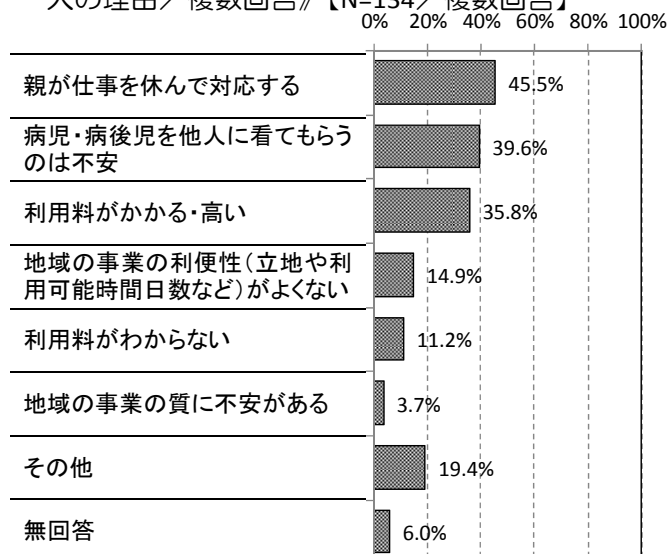
《子どもが病気の際の対応》【N=336／複数回答】



《仕事を休んだと回答した父親または母親の病児・病後児保育の利用希望》【N=189】



《病児・病後児保育を利用したいと思わない人の理由／複数回答》【N=134／複数回答】

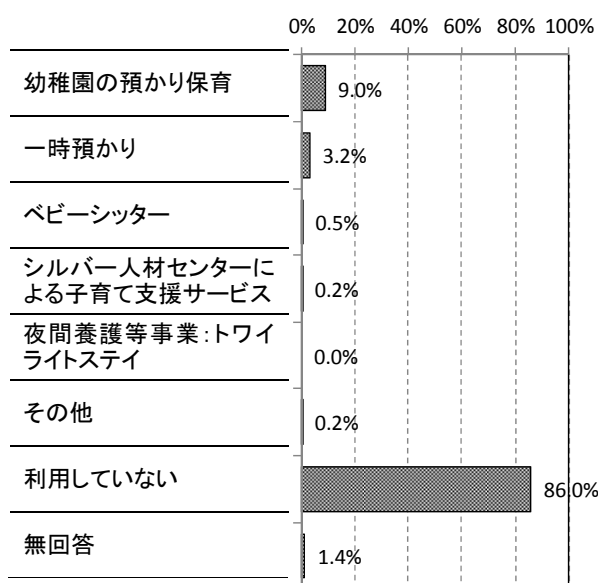


③ 一時預かりなど不定期の事業

日中の通常の保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用している事業は、「幼稚園の預かり保育」が 9.0%、「一時預かり」が 3.2%、「ベビーシッター」が 0.5%（4 人）、「シルバー人材センターによる子育て支援サービス」が 0.2%（2 人）と少なく、「利用していない」が 86.0%を占めています。

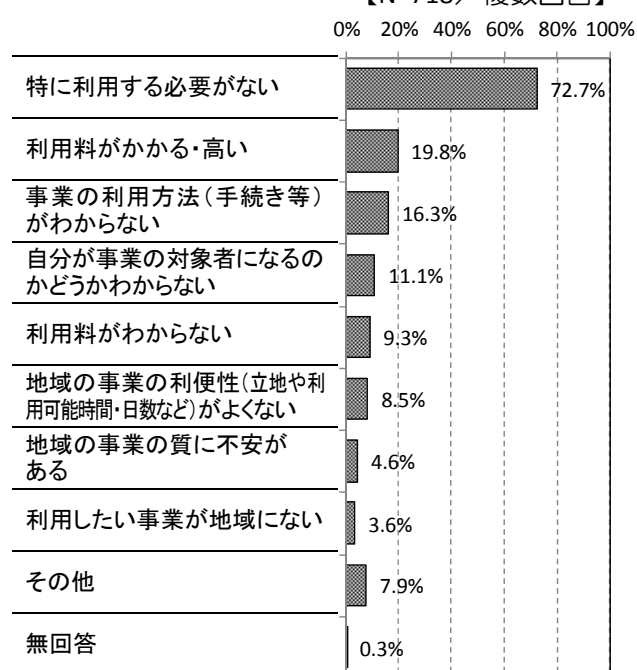
不定期の教育・保育事業を利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が全体の 70%以上に上ります。一方、「利用料」や「利便性」、「事業の質」、「事業が地域にない」などの内容や条件等を要因とする人、及び「事業の利用方法」や「事業の対象者」、「利用料」などがわからないことも一定割合に上ります。

【就学前調査 N=835／複数回答】

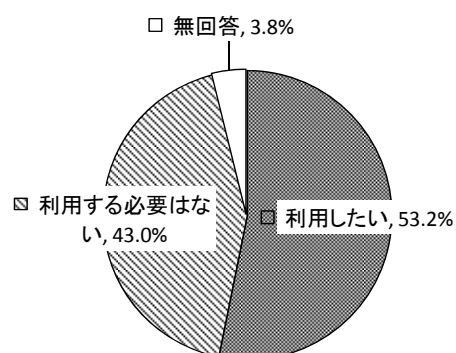


《不定期の事業を利用していない理由》

【N=718／複数回答】



【就学前調査 N=835】



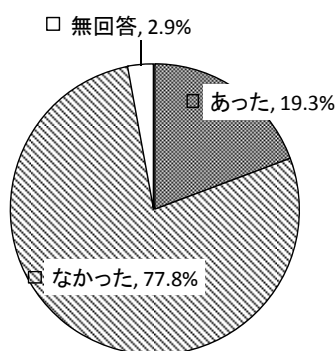
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で今後事業を「利用したい」は 53.2%、「利用する必要はない」は 43.0%となっています。

④ 泊まりがけで預けなければならなかったことの有無

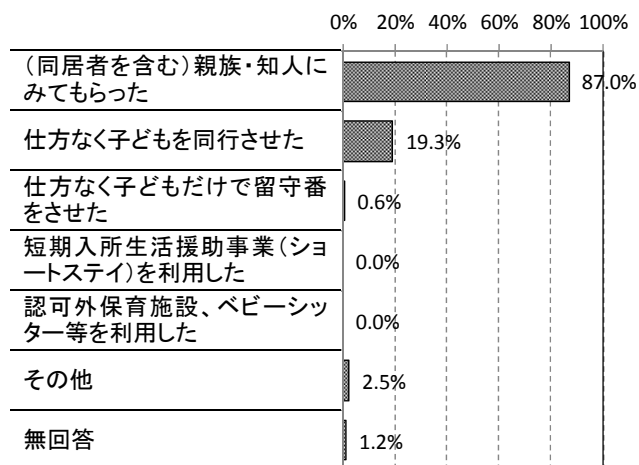
この1年間に、保護者の用事でお子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことが「あった」人は約20%です。

その際の対処方法としては、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が90%近くに上ります。一方、「仕方なく子どもを同行させた」人も約20%いました。また、「短期入所生活援助事業(ショートステイ)」や「認可外保育施設、ベビーシッター等」の利用者はありませんでした。

【就学前調査 N=835】



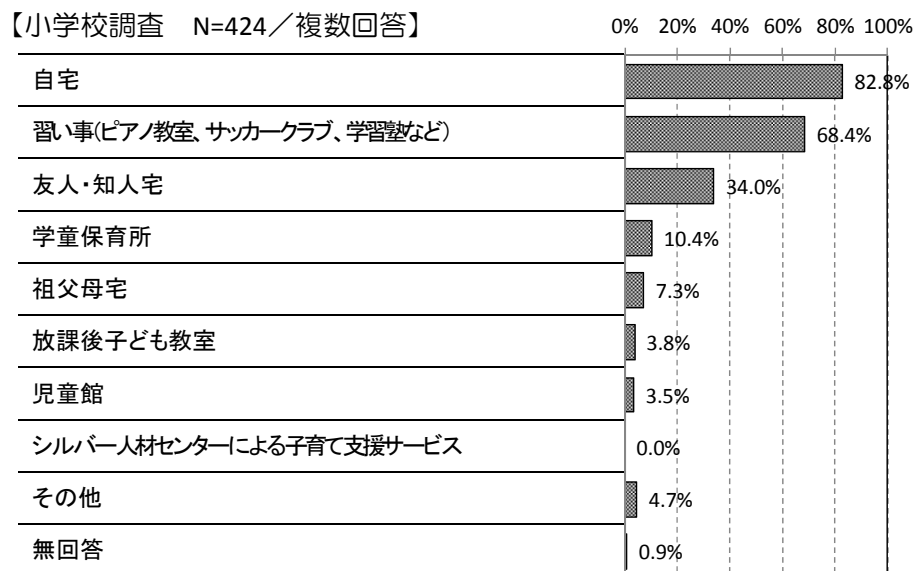
《泊まりがけで預けなければならなかった場合の対処方法／複数回答》【N=161】



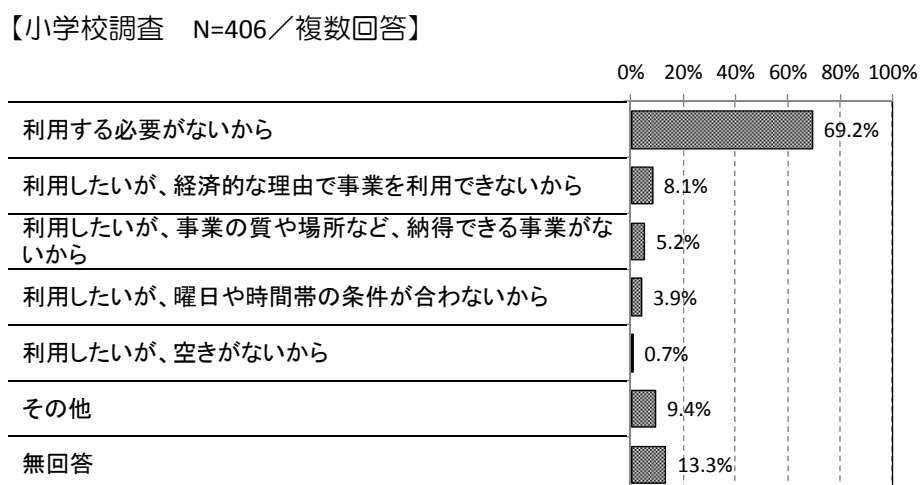
(4) 小学生の放課後の過ごし方について

① 現在、放課後を過ごす場所

現在のお子さんの放課後の過ごし方については、「自宅」が80%以上に上り、「習い事」も70%近くなっています。一方、「学童保育所」は約10%、放課後子ども教室、児童館が4%近くなっています。



学童保育所を利用していない理由は、「利用する必要があるから」が約70%で最も多くなっています。一方、いずれも10%未満ながら、内容や料金、条件等が理由で利用していない人もあります。



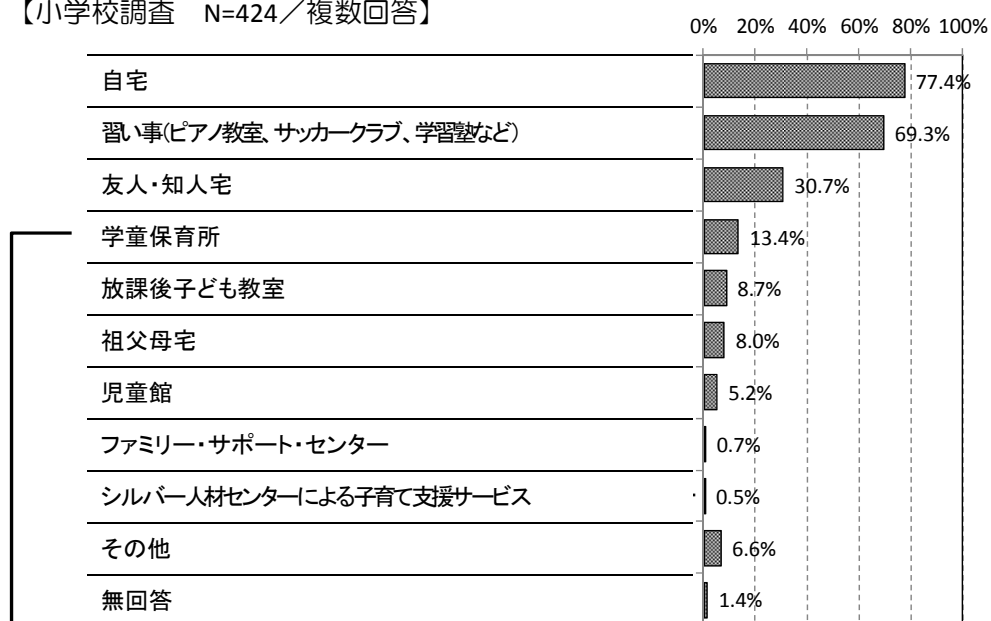
② 今後、放課後を過ごさせたいと思う場所

今後、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについては、前ページの現在の過ごし方と大きくは傾向が変わらず、「自宅」が約 80%、「習い事」が約 70%です。一方、「学童保育所」は現状より 5 ポイントほど多い 13.4%でした。

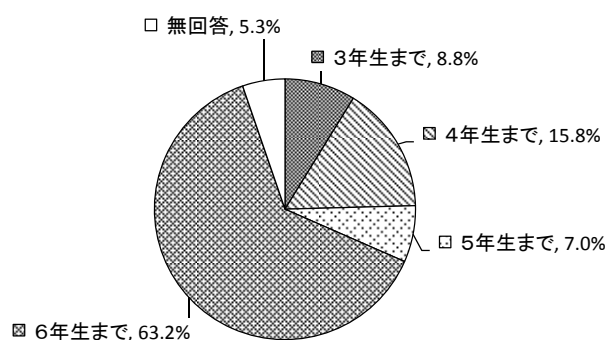
また、学童保育所の利用を希望する人に、何年生まで利用したいかについては、「6 年生」までが 60%以上に上りました。

学童保育所の利用を希望する人のうち、長期の休暇期間中の学童保育所の利用希望については、「利用したい」が大半を占めています。

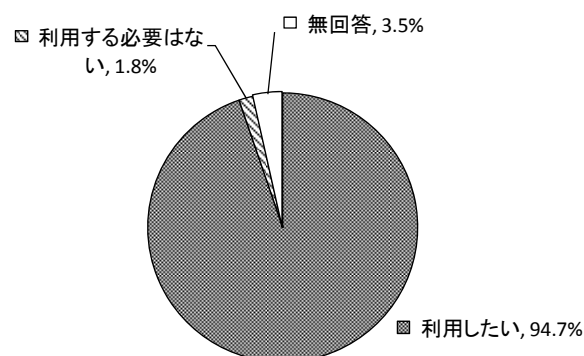
【小学校調査 N=424／複数回答】



《学童保育所の利用を希望する学年》
【N=57】



《長期の休暇期間中の学童保育所の利用意向》
【N=57】



（５）職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況

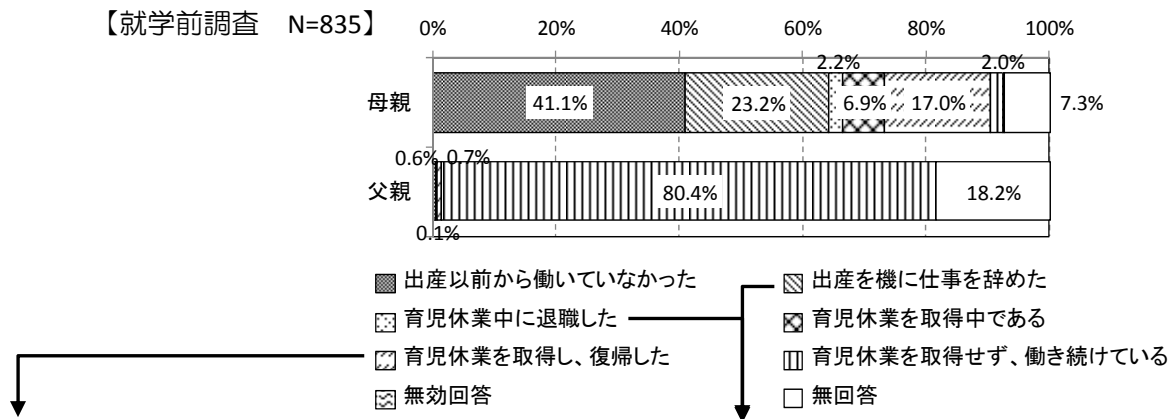
育児休業を取得したかどうかについては、「母親」は「出産以前から働いていなかった」が41.1%で最も多く、「出産を機に仕事を辞めた」が23.2%で続いています。「育児休業を取得中である」は6.9%、「育児休業を取得し、復帰した」は17.0%と、育児休業取得経験のある人は合わせて23.9%となっています。

「父親」は「育児休業を取得せず、働き続けている」が80.4%を占めており、「育児休業を取得し、復帰した」は僅かに0.7%（6人）となっています。

仕事を辞めた人（母親）に、保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したかどうかを聞いたところ、「いずれにしても辞めていた」が最も多くなっています。

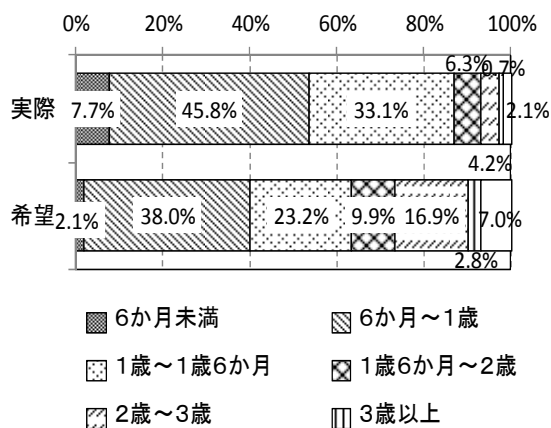
また、職場復帰した人（母親）が、実際に復帰したタイミングは、子どもが「6か月～1歳」と「1歳～1歳6か月」で80%近くを占めますが、希望では、「1歳6か月～2歳」や「2歳～3歳」も合わせて25%程度に上ります。

【就学前調査 N=835】



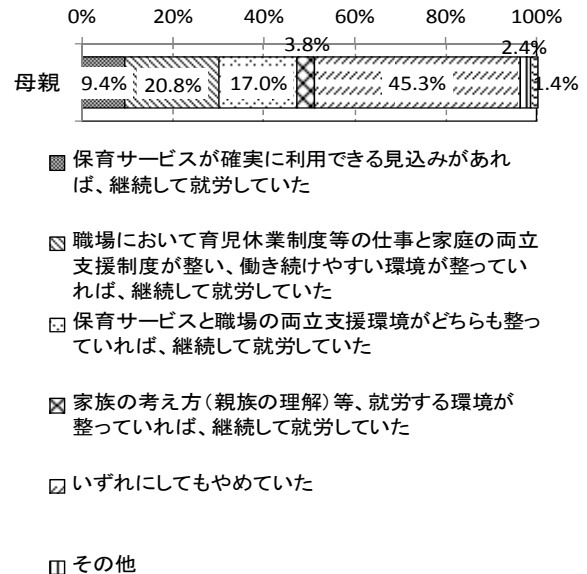
《職場復帰した時期と希望時期（母親）》

【N=142】



《保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したか（母親）》

【N=212】

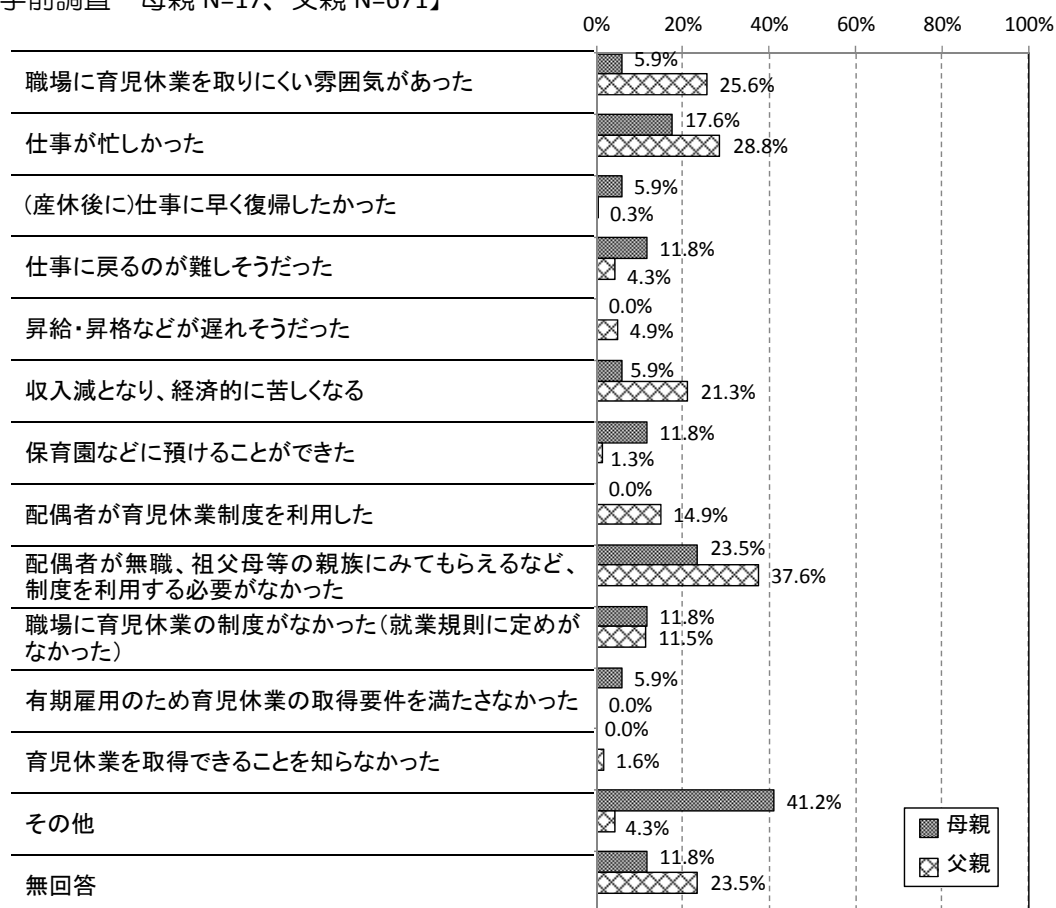


② 育児休業を取らずに働き続けている理由

育児休業を取得せず働き続けている理由は、「母親」は少数ながら「制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」などがあげられています。

一方、「父親」では「制度を利用する必要がなかった」が最も多く、次いで、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が20～30%に上ります。

【就学前調査 母親 N=17、父親 N=671】



6. 栗東市における子ども・子育て支援を取り巻く課題

これまでに進めてきた次世代育成支援の取り組みやニーズ調査の結果から、本市における子ども・子育て支援を取り巻く課題は次のとおりです。

1. 「子どもの視点」での政策の推進

「子ども・子育て支援法」の目的に沿って、従来の「子どもを育てる」という視点から、「子どもの育ちを支える」という視点へと転換して、子どもの視点に立った政策を考えていくことが重要です。子ども自身、自ら育つ力を持っており、子どもにとっての「最善の利益」がもたらされるよう、子ども・子育て支援を進めていかなければなりません。

2. 楽しく子育てできる環境づくり

ニーズ調査によると、母親が子育てを担っている家庭が多く、また、子育てでは「楽しいと感じることが多い」という人が多いものの、つらさを感じている人も少なくありません。子育ての負担感が特定の人に偏ることなく、父親と母親で分担できるよう、さらに、祖父母等の家族、地域や職場の人びとの理解と協力の下で楽しく子育てできるよう、市民各層の意識を高めていくことが必要です。

3. 就学前教育・保育の総合的な提供

本市では、就学前教育・保育を一体的に提供すべく、「幼稚園」を展開しています。「子ども・子育て支援新制度」においても、就学前教育・保育の総合的な提供を目指したものであることから、こうした本市の特性を活かして、短時間保育と長時間保育（標準時間）との間で切れ目なく、利用しやすい就学前教育・保育事業を提供していくことが求められます。

4. 働きながら子育てする家庭への支援

ニーズ調査によると、本市における子育て家庭では、母親が出産にあたって就労をやめるなど、家事専業の割合が多い一方、子どもが大きくなれば働きたいという意向を持っている人も多いといった状況です。こうした働きながら子育てしたい家庭を支えられるよう、就学前教育や学童保育の充実を図るとともに、病児・病後児保育などの支援事業を利用しやすくしていくことが必要です。あわせて、父親、母親ともにワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、働き方の見直しを進めることが求められます。

5. 支援の必要な子どもへの対応

障がいのある子どものいる家庭やひとり親家庭、虐待のおそれのある家庭など、より一層の支援を必要とする家庭があります。本市では、さまざまな機関が連携し、支援をおこなっていますが、対象となる家庭が全体的に増加傾向にあります。今後においても、個々に応じた支援が必要であるため、さらに関係機関との連携を密にしながら、支援体制を強化していくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちの実現を目指し、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針と栗東市子ども・子育て支援事業計画策定における3つの視点を踏まえて、以下のように基本理念を設定します。

～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～

2. 計画策定の視点

① 子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点

子ども・子育て支援に関する施策については、児童の権利に関する条約や児童憲章にもうたわれているように、一人ひとりの子どもの権利を最大限に尊重し、健やかな育ちを等しく保障することが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、大人の視点だけで考えるのではなく、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

② 子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点

家庭は子どもが最も安らげ、かつ子どもの健やかな育ちにとって最も重要な場所であることから、家庭における子育て力の向上が必要です。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子どもを生み育てることができるよう、施策の充実を図り、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、親としての成長を支援します。

③ 社会全体で、子どもと子育てを支援する視点

子育てについての第一義的な責任は保護者にありますが、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、就労環境など子どもの育ちや子育て家庭を取り巻く環境の変化の中では、子育ては家庭だけではなく、社会全体として取り組まなければならない重要な課題です。家庭、地域、職域、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力し、子どもと子育てを支援します。

3. 計画の基本目標

本計画では、基本理念「子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう」を実現するために、次の4つを基本目標として設定します。

基本目標1 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

すべての子どもは「子どもの権利条約」にもうたわれているように、大人と同じ人権をもっていることから、その意見は十分に尊重される権利があります。このことから子どもたちが、性別や障がいの有無などによって差別やいじめを受けることなく、個人として尊重されるよう施策の推進を図ります。

〔この目標のもとで推進する基本施策〕

- 1 子どもの人権擁護の推進
- 2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

基本目標2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことのできる環境づくりのため、多様な子育て支援の充実を図ります。

〔この目標のもとで推進する基本施策〕

- 1 就学前の教育・保育の総合的な提供
- 2 児童の放課後の過ごし方への支援
- 3 地域における多様な子育て支援の充実
- 4 子育て家庭への経済的負担の軽減

基本目標3 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

地域や社会が、保護者に寄り添い支えることによって、保護者が子育てに楽しさや喜びを実感するとともに責任をもって子育てができるような環境づくりを目指します。また、子どもたちが伸び伸びと活動し、主体性や創造性を豊かに養うことができるよう、交流の機会や体験活動を提供していきます。

〔この目標のもとで推進する基本施策〕

- 1 子育ての相談・支援体制の充実
- 2 家庭や地域の教育力の向上

基本目標4 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

すべての子育て家庭が、安心と喜びを実感しながら子どもを生み育てられるように、妊娠、出産期から切れ目のない支援を行います。また、市民や事業所などに対し、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」に関する考え方の普及・啓発を推進します。

〔この目標のもとで推進する基本施策〕

- 1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持と増進
- 2 子育て交流の促進
- 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

第4章 支援事業計画

【基本施策】

1 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

1-1 子どもの人権擁護の推進

【現状と課題】

「子どもの権利条約」にもうたわれているように、すべての子どもは等しく人権をもっており、健やかに成長することが保障されなければなりません。一人ひとりの子どもが大切な存在と認められていることで、心身ともに健全な育ちが得られ、子ども自身の自己肯定感にもつながります。

本市における子どもの地域参加については、自治会などの行事が行われているものの、子ども会活動などへの参加は減少している状況があります。子どもや保護者のライフスタイルの変化に合わせて、子どもたちがまちづくり・地域づくりに関わっていくことが求められます。

一方、児童虐待に関しては、本市でも年々相談件数が増加しています。こうした状況に対し、訪問支援、相談、ケース検討など、要保護児童対策地域協議会の取り組みを中心に関係機関との連携を密にしており、未然防止に努めています。今後も、年々増加するケースに対応していけるよう、防止体制の強化が必要です。

【施策の方向と主な事業】

① 子どもも参加できる地域・社会環境づくり

子どもたちが、社会との関わりの中で豊かな人間性を育むことができるよう、まちづくりや地域づくりに参画できる環境づくりを進めます。

事業	事業内容	担当課
体験活動を通した子ども自身の活動の支援	社会との関わりを深め、子ども自らが豊かな人間性を育てられるよう支援します。	生涯学習課
市民参画政策推進	市民とともに考えるまちづくりを目指し、子どもから大人まで広く市民から市政に対するアイデアを市長への手紙やメール等で募り、今後の市政運営の参考にします。	広報課

② 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

児童虐待を未然に防止するため、要保護児童対策地域協議会が中心となった様々な取り組みを進めるとともに、うつ状態やストレスを感じている保護者などが気軽に相談できる体制を充実します。また、虐待が発見された場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との密な連携による取り組みに努めます。

事業	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	市内の幼、保、小、中、高校の代表者や教育委員会関係、子ども家庭相談センターや民生委員・児童委員、主任児童委員等児童福祉関係、保健・医療関係、警察・司法関係機関（者）で構成され、要保護児童の適切な保護を図るための必要な情報交換及び要保護児童に対する支援内容に関する協議を行い対応します。	子育て応援課 （家庭児童相談室）
家庭児童相談室事業	児童虐待予防の観点から、子どもの立場に立った保護者への援助や指導を行います。また、育児不安の解消に向けた相談や助言を行います。	子育て応援課 （家庭児童相談室）
児童虐待ケース会議	虐待が疑われる事案や要保護事案が生じたときに、関係機関が集まって対策会議を開催します。この中で、それぞれの機関が果たす役割を明確にし、緊急時に備えます。	子育て応援課 （家庭児童相談室）
ドメスティックバイオレンス（DV）への相談体制の充実	配偶者などからの暴力に対する相談体制の充実を図るとともに、DVと児童虐待には高い関連性があるとの指摘もあることから、防止に向けた啓発を行います。	子育て応援課
育児支援家庭訪問事業 （養育支援訪問事業） 【関連】2-3 ①	自ら援助を求められない家庭や育児不安を持つ家庭に育児支援員が訪問し健全な育児の支援をします。	健康増進課
スパック会議 （学校問題行動対策連絡会議）	全国的に児童生徒による学校内での問題行動が増加していることから、問題行動と当事者への対応について、学校・地域・子ども家庭相談センター・警察・教育委員会・市福祉関係部署が連携会議を開き、協議し解決につなげます。	学校教育課

1-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

〔現状と課題〕

本市では、障がいのある子どもなど、支援を要する子どもに対し、乳幼児期から学齢期、また卒業後に向けて途切れのない支援ができるよう発達支援システムを確立し、保護者（家族）、学校、園への支援や、関係機関との調整などを行っています。しかし、その態様は様々であり、対応の方法も多様であることから、つなぎの部分の重要性がますます高くなってきています。今後も、発達支援のシステムを活用して、更に一人ひとりの子どもに応じた支援を提供していくことが必要です。

また、本市でも、離婚などによるひとり親家庭の増加が見られます。ひとり親家庭に対しては、医療費の助成などの経済的支援や就労相談などを行い、自立を支援しています。今後も、関係機関との連携を強め、増加するひとり親家庭への支援を進めることが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 支援を要する子どもへの取り組み

障がいの有無に関わらず、だれもが等しく乳幼児の教育・保育を受けることができるよう、発達支援システムを活用した相談・支援に関する取り組みを途切れなく提供していきます。

事業	事業内容	担当課
発達支援事業	発達障がいがあるまたは疑いがある子どもたちの自立と家族の安心した子育てのために、発達相談、発達検査、園への巡回支援による早期把握・早期支援を行います。園や学校とも連携して必要な支援を行います。	子ども発達支援課
児童発達支援事業 (たんぽぽ教室)	就学前の心身の発達に障がいや遅れのある子どもまたは疑いのある子どもとその家族を対象に、基本的な生活習慣の確立やコミュニケーションなどを育む支援を行います。	子ども発達支援課
幼児ことばの教室運営事業	保育園・幼稚園または幼稚園に通園する子どものうち、聴覚及び言語機能に課題や発達障がいのある子どもに対して、個別指導やグループ指導を行います。同時に、保護者支援も行います。	子ども発達支援課
計画相談事業	療育や福祉サービスを必要とする子どもとその子どもを養育する保護者に、相談支援専門員が生活に対する意向等を聞き取り、通所サービスを利用する前にサービスの目的・内容・量等を総合的に支援する計画を作成します。また、一定期間ごとにモニタリングを行います。	子ども発達支援課
障がい児地域活動支援事業 (障がい児学童保育)	障がいがある児童に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に規則正しい生活習慣を維持できるよう、療育活動や創作活動を行います。	障がい福祉課
特別支援教育就学奨励費の支給	学用品、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などを補助します。	学校教育課
就学指導	医師、学識経験者、教育関係者、関係行政機関からなる20名程度の委員が、就学相談ならびに指導を行います。個々の相談・支援については、学校・園で行います。	学校教育課 幼児課

事業	事業内容	担当課
特別児童扶養手当 【関連】2-4 ①	精神・知的または身体に中・重度の障がいを持つ20歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課
障がい児福祉手当 【関連】2-4 ①	精神（知的も含む）または身体に重度の障がいを持つため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給します。	障がい福祉課
障がい者（児）医療費助成制度 【関連】2-4 ①	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳最重度・重度・中度、特別児童扶養手当1級の障がい者（児）を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。	保険年金課
育成医療費助成 【関連】4-1 ①	18歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がいが軽減され日常生活能力が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。	障がい福祉課

② ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭への就労支援やそれぞれの家庭の実情に応じた支援施策を行い、自立の促進を図ります。

事業	事業内容	担当課
ひとり親家庭への相談業務	ひとり親家庭福祉推進員の配置や母子福祉のぞみ会への支援、民生委員児童委員、主任児童委員や福祉団体等との連携により、ひとり親家庭への相談体制の充実を図ります。 また、母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に向け、相談や就職の情報提供などを行います。	子育て応援課
ひとり親家庭への家事支援	日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要な時に家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。	子育て応援課
就労支援の推進 【関連】4-3 ①	働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や、就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導など、関係機関と連携し実施します。	経済振興労政課
児童扶養手当 【関連】2-4 ①	父または母と生計をともにしていない児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進及び、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課
ひとり親家庭医療費助成制度 【関連】2-4 ①	ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。	保険年金課

2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

2-1 就学前の教育・保育の総合的な提供

〔現状と課題〕

子ども・子育て支援新制度のもとでは、就学前における教育と保育を総合的に提供し、必要な支援が行き届くようにすることを目指しています。

本市では、平成15年度より、保育園と幼稚園のカリキュラムを一本化した乳幼児保育総合化により、混合保育、交流保育を実施し、さらに、平成22年度より就学前の一貫した保育・教育を目指して「保育教育課程」を作成し、実施しています。

また、多様な保育サービスについては、幼稚園の預かり保育や、法人立保育園における延長保育・休日保育などを提供し、さまざまな保育ニーズへの対応やその支援をしています。

今後、保育の必要性に対応し、待機なく入所できるよう、必要な量を確保していくとともに、子どもが幼児期を過ごす中で健やかに成長することができるよう、質的な向上が必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 保育サービスの充実

保育サービスの量・質両面での充実を図るため、現行の乳幼児保育総合化や就学前の一貫した保育・教育の提供を行う市独自の制度を維持しながら、子ども・子育て支援新制度に基づく量の確保を図るとともに、保育内容や保育環境の整備を進めます。

事業	事業内容	担当課
民間保育所運営補助	就学前保育環境を整えるため、法人立認可保育園への運営支援を続けます。 ①保育園用地等施設の賃借料に対する支援 ②保育実施児童の災害補償加入に対する支援 ③就学指導委員会より要支援児童として、保育者の加配が答申された場合の加配支援	幼児課
保育園・幼稚園・幼児園の環境整備	老朽化した施設の整備や低年齢児保育に適した改修、耐震化等の推進について、改修計画を定め年次的に行います。	幼児課 教育総務課
一時預かり事業（保育園での預かり保育）	保護者の就労や、疾病・出産、子育てからのリフレッシュなど一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育園での預かり保育への支援をします。	幼児課
一時預かり事業（幼稚園での預かり保育）	核家族や家庭の一時的な事情による子育て支援のために、幼稚園在園児に対して通常の保育終了後の14時から16時までの間、事前申込により預かり保育を実施します。	幼児課
延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育園の開所時間から概ね30分～2時間延長する保育に対する支援を行います。	幼児課
休日保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、休日保育に対する支援を行います。	幼児課

② 就学前教育の充実

保育園・幼稚園・幼児園等において、保育・教育の質の向上を図りつつ、保育教育課程による一貫した保育・教育のもと、園運営を進めます。

事業	事業内容	担当課
未就園児事業と子育て相談	保育園・幼稚園・幼児園にて、季節のいろいろな遊びを楽しみ、園児たちとも交流し、経験の幅を広げます。また、子育てに関する相談に応じます。	幼児課
園だよりの発行 【関連】3-2 ②	折々の園情報や園児の状況を発信し、保育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	幼児課
保護者研修会	各園において、より良い子育て環境を学ぶ機会として、保護者会との連携により研修会などを実施します。	幼児課
子育て情報の収集・提供 【関連】3-1 ① 3-2 ②	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページなどにより提供します。	子育て応援課

③ 学童期への円滑な接続

保育園・幼稚園・幼児園から小学校への滑らかな接続を図るため、両者の連携・連絡を密にするとともに、各園・学校の子ども同士の交流機会を確保します。

事業	事業内容	担当課
保幼小連絡会	小学校区ごとに、保育園・幼稚園・幼児園と小学校が連携し、保育・授業公開、研究協議などを行い、教育内容や教育方法の連続性を相互に理解し、子どもの小学校への滑らかな接続につなげます。	幼児課 学校教育課
幼児と児童の交流促進	保育園・幼稚園・幼児園児と小学生の交流を積極的に行い、異年齢の子どもが学びあう経験と機会を多く持ち、小学校への滑らかな接続につなげます。	幼児課 学校教育課

2-2 児童の放課後の過ごし方への支援

〔現状と課題〕

共働き家庭及び核家族家庭の増加に伴い、特に小学校低学年においては、放課後における保育ニーズが高まっています。

本市においては、放課後児童クラブとして、小学校区ごとに学童保育所を設置しています。その他、地域住民の協力による放課後子ども教室の実施や、障がい児地域活動支援事業により、放課後における子どもの居場所づくりにつながっています。

今後、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、学童保育所の利用者増が見込まれることへの対応や、放課後を安全に過ごすことができる環境づくりが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 放課後児童の健全育成の充実

保護者の就労等に対応し、児童が放課後に安全かつ安心して過ごせるよう、放課後児童クラブ（学童保育所）の量の確保を図りつつ、質の向上に努めます。また、身近な地域における遊び場を提供します。

事業	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業 （学童保育所）	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に、保護者に代わって適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ります。	子育て応援課
児童館運営事業	放課後の児童の居場所として、子どもたちに健全な遊びの場や機会を提供します。また、長期休暇中において活動事業を行い、仲間づくりを通して社会性・創造性・思いやりの心などを育みます。 また、利用しやすい児童館運営に向けた検討を行います。	子育て応援課
放課後子ども教室 【関連】3-2 ①	小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などに取り組みます。	生涯学習課

2-3 地域における多様な子育て支援の充実

〔現状と課題〕

乳幼児期の子育てにおいては、幼稚園や保育園、幼児園での保育だけでなく、家庭においても様々な支援が必要となります。

これまでも本市では、地域子育て支援センターにおける支援事業、病後児保育事業などの実施、また、シルバー人材センターによる子育て支援事業を実施してきました。子ども・子育て支援新制度においても、これらの事業の一層の充実が求められることから、ニーズに対応し、利用したい人の利便性に配慮しながら、必要な事業の質・量両面の確保を図ることが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 子育て支援サービスの充実

就労形態や家族形態の多様化に対応するよう、子育てをしている家庭の悩みの解消や、様々なニーズに対応した支援サービスを提供します。

事業	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業 【関連】4-2 ①	本市の子育て支援の中核施設として、子育て支援施設と連携・協力し、子育てに関わる相談や子育て講座などの各事業を実施するとともに、子育てサークルの育成、支援を行います。	子育て応援課
児童館子育て支援事業 【関連】4-2 ①	遊びの場の提供や相談事業などを通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施します。	子育て応援課
病後児保育事業（きづきクリニックチャイルドハウス）	病気回復期にあり、集団保育を受けることが困難な子どもを病院に付設された専用施設で一時的に預かり、安静を確保し、保育を行います。	子育て応援課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで一時的に養育または保護します。	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問事業 【関連】3-1 ①、4-1 ①	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげていきます。	健康増進課
育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業） 【関連】1-1 ②	自ら援助を求められない家庭や育児不安をもつ家庭に育児支援員が訪問し、健全な育児の支援をします。	健康増進課
高齢者活用子育て支援事業《みらい・たくす》 (シルバー人材センターの事業)	就学前の幼児及び就学児童に対し、在宅での子守、保育施設への送迎、学童保育への迎え、乳幼児健診の付き添いなどの事業を実施するとともに、産前・産後の家事援助、イベント会場での託児を実施します。	経済振興労政課
高齢者活用子育て支援事業《シルバーで一時預かり・マロンばあばのおうち》 (シルバー人材センターの事業)	人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員が子どもを預かり、保護者のストレスの軽減や、リフレッシュを図りながら、「三世代交流」及び「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組みます。	経済振興労政課

2-4 子育て家庭への経済的負担の軽減

〔現状と課題〕

若い世代を中心に、家計における子育て費用の負担が大きくなっています。本市でも、経済的負担の軽減につながるよう、法令等に基づき児童手当支給や医療費助成を行っています。今後も継続的に取り組むことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 手当の支給や医療費の助成

国の制度に基づき、必要な手当の支給を行うとともに、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費などの助成に努めます。

事業	事業内容	担当課
児童手当	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に手当を支給します。	子育て応援課
児童扶養手当 【関連】1-2 ②	父または母と生計をともにしていない児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進及び、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課
特別児童扶養手当 【関連】1-2 ①	精神・知的または身体に中・重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課
障がい児福祉手当 【関連】1-2 ①	精神（知的も含む）または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給します。	障がい福祉課
乳幼児医療費助成制度	小学校就学前の子どもを対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。	保険年金課
ひとり親家庭医療費助成制度 【関連】1-2 ②	ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。	保険年金課
障がい者（児）医療費助成制度 【関連】1-2 ①	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳最重度・重度・中度、特別児童扶養手当1級の障がい者（児）を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。	保険年金課
子ども入院医療費助成制度	0歳から中学校卒業までの子どもを対象に、入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。	保険年金課

3 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

3-1 子育ての相談・支援体制の充実

〔現状と課題〕

核家族化や地域での関係が希薄になっている現代、身近な人からのサポートが得られにくい状況にあり、子育てにおけるさまざまな不安となっています。

本市では、地域子育て支援センターへの相談員の配置や児童館への巡回相談とともに、妊婦や乳児訪問による相談、就学児への教育相談など、子どもの年齢層に応じた相談を実施しています。

こうした相談は増加し、相談内容も多様化していることから、相談員の専門性の向上を図り、相談に対応できる体制を確保するとともに、気軽に相談できるよう身近な機会を創出していくことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 子育ての相談・支援体制の充実

様々な悩みに対し、多様な窓口で多様な方法による相談が受けられるよう体制整備を図るとともに、相談などに関する情報提供を充実させます。

事業	事業内容	担当課
家庭児童相談	児童に関する相談や家庭における児童の養育相談及びさまざまな問題の解決を図るため、指導等を行い、必要に応じ専門機関を紹介します。	子育て応援課 (家庭児童相談室)
子育て相談	保育園、幼稚園、幼児園、ひだまりの家、地域子育て支援センター、児童館において、子育て中の保護者からの、健康やしつけ等に関する相談、育児についての不安や悩み・疑問などに関して、相談と支援を行います。	幼児課 子育て応援課 ひだまりの家
子育て情報の収集・提供 【関連】 2-1 ② 3-2 ②	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページなどにより提供します。	子育て応援課
母子保健事業 【関連】4-1 ①	妊娠期から乳幼児期までの、母と子の健康増進を図ります。 ①母子健康手帳の交付 ②妊婦健康診査（医療機関委託） ③養育医療費助成（入院を必要とする未熟児に対し、その養育医療に要する費用を助成します。） ④乳幼児健診（4 か月・10 か月・1 歳 6 か月・2 歳 6 か月・3 歳 6 か月）月 10 回（年 120 回） ⑤健康相談（随時対応） ⑥発達相談事業（随時対応） ⑦電話相談（随時対応） ⑧乳児家庭全戸訪問事業 ⑨家庭訪問指導事業 ⑩その他の健康教室	健康増進課
教育相談	学齢期にある子どもの学習・生活に関わる相談や検査、関係機関の紹介を行います。	学校教育課

3-2 家庭や地域の教育力の向上

〔現状と課題〕

子どもの育ちにおいては、親だけでなく様々な人とのかかわりの中で、自我の発達や社会性の向上がみられることから、体験や交流の機会をつくることが重要です。本市でも、それぞれの地域で協力を得ながら、園・学校などにおける体験活動の取り組みや世代間交流が進められています。こうした取り組みへのニーズは高いものの、地域によっては実施にあたって人員、時間や費用などの面で制約があるため、それらの確保が課題です。

また、子育ての第一義的な責任を担う親が自信をもち、生きがいや喜びをもって子育てすることが、子どもの健全な育ちにつながります。今後は、親の意識や意欲を高めるため、親自身の学びの機会をつくっていくことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 子どもの活動機会の充実

子どもたちが様々な活動を通じて健やかに育つよう、地域の協力を得ながら、活動の場づくりを進めます。

事業	事業内容	担当課
保育園・幼稚園・幼児園園庭開放事業	未就園児及びその保護者を対象に、地域における安全な遊び場確保のため、幼児園などの施設を開放し、あわせて子育て支援事業を実施します。	幼児課
保育園・幼稚園・幼児園地域活動事業	未就園児との交流事業、高齢者との交流など、地域との交流事業を行います。	幼児課
「おでかけシルバーママ・パパ」の開催 (シルバー人材センターの事業) 【関連】4-2 ①	子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員との「ふれあいの場」を提供し、「三世代交流」や「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組み、子育てのストレスを軽減することを目的として各児童館に出かけて事業を実施します。	経済振興労政課 子育て応援課
体験活動、勤労体験活動	小学校におけるさまざまな体験活動や、中学校における勤労体験活動（職場体験）など地域と連携しながらの活動を通して、社会性や連帯性など児童生徒の心の育成を図ります。	学校教育課
放課後子ども教室 【関連】2-2 ①	小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組みます。	生涯学習課
保育体験活動	中学生が、近隣の保育園・幼稚園・幼児園で子どもたちと一緒に遊ぶなどの交流を通して、保育体験を行います。	学校教育課

② 親の学びへの支援

親がゆとりと生きがいを持って、楽しみながら子育てできるよう、子育てに関する情報や知識を提供する機会を充実します。

事業	事業内容	担当課
子育て情報の収集・提供 【関連】2-1 ②、3-1 ①	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページなどにより提供します。	子育て応援課
子育て講座の開催	子育ての喜びや楽しさを感じるとともに、育児不安の軽減を図るため、生活リズムの大切さや健康的な子育てなど、家庭保育の充実につながる講座を開催します。	子育て応援課
学校だよりの発行	折々の学校情報及び子どもの状況を発信することによって、学校教育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	学校教育課
園だよりの発行 【関連】2-1 ②	折々の園情報や園児の状況を発信し、保育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	幼児課
家庭における教育力への支援	「くりちゃん元気いっぱい運動」の「早ね・早おき・朝ごはん」や「子育てのための12か条」などにより、家庭教育に対する保護者の意識を高め、地域をあげて子育てに取り組む風土を作ります。	生涯学習課 学校教育課 幼児課 子育て応援課

4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

4-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持と増進

〔現状と課題〕

妊娠・出産から子育てへとつながる一連の流れにおいて、疾病予防や発育・発達支援など、母子保健の果たす役割は大きいと言えます。

本市においても、妊娠期から乳幼児期に至る継続した健診、相談事業、就学児に対する学校保健により、健やかな子どもの成長と疾病予防に努めています。今後も、継続的に取り組むことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 母子保健の充実

子どもを安心して産み育てられ、子ども自身が健やかに成長できるよう、母と子の健康の増進を図ります。

事業	事業内容	担当課
母子保健事業 【関連】 3-1 ①	妊娠期から乳幼児期までの、母と子の健康増進を図ります。 ①母子健康手帳の交付 ②妊婦健康診査（医療機関委託） ③養育医療費助成（入院を必要とする未熟児に対し、その養育医療に要する費用を助成します。） ④乳幼児健診（4 か月・10 か月・1 歳 6 か月・2 歳 6 か月・3 歳 6 か月）月 10 回（年 120 回） ⑤健康相談（随時対応） ⑥発達相談事業（随時対応） ⑦電話相談（随時対応） ⑧乳児家庭全戸訪問事業 ⑨家庭訪問指導事業 ⑩その他の健康教室	健康増進課
小児救急医療支援事業	管内医療機関の協力を得て、湖南 4 市にて夜間や休日において小児救急診療業務を運営します。	健康増進課
福祉医療費助成制度 【関連】 1-2 ① 1-2 ② 2-4 ①	医療費の一部を助成し、健康の保持と福祉の向上を図ります。 ①乳幼児医療費助成 ②ひとり親家庭医療費助成 ③障がい者（児）医療費助成 ④子ども入院医療費助成	保険年金課
育成医療費助成 【関連】 1-2 ①	1 8 歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がいが軽減され日常生活能力が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。	障がい福祉課

4-2 子育て交流の促進

〔現状と課題〕

子育てにおいては、不安や悩みを抱える父親・母親が少なくありません。そのような中で、子育ての孤立を防ぎ、不安や負担感を軽減する上では、子育て中の親同士の交流が有効です。

本市では、子育てのネットワークづくりとして、地域子育て支援センター及び児童館での支援事業を進めているほか、シルバー人材センターや子育てサークルとの協働による子育て支援を実施しています。また、子育て支援ガイドやホームページを使い、情報提供を行っています。

今後も、さらなる利用促進を図り、親同士あるいは世代間の交流の機会を創出していくことが必要です。

〔施策の方向と主な事業〕

① 子育てネットワークづくり

子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域子育て支援センターを核とし、子育てサークル等とも協働し、親同士の交流や三世代交流の機会をつくります。

事業	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業 【関連】2-3 ①	本市の子育て支援の中核施設として、子育て支援施設と連携・協力し、子育てに関わる相談や子育て講座などの各事業を実施するとともに、子育てサークルの育成、支援を行います。	子育て応援課
児童館子育て支援事業 【関連】2-3 ①	遊びや子育て親子の交流の場の提供や相談事業などを通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施します。	子育て応援課
子育てサークル等との協働事業	子育てや保護者に対する支援を目的としたサークルなどの育成や、協働事業の実施に取り組み、地域における子育て支援活動を推進します。	子育て応援課
「おでかけシルバーママ・パパ」の開催 (シルバー人材センターの事業) 【関連】3-2 ①	子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員との「ふれあいの場」を提供し、「三世代交流」や「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組み、子育てのストレスを軽減することを目的として、各児童館に出かけて事業を実施します。	経済振興労政課 子育て応援課

4-3 職業生活と家庭生活との両立の推進

〔現状と課題〕

子育てを行う上では、仕事と家庭の調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」が重要です。長時間労働を抑制し、男女を問わず、子育て世代に合った働き方をすることで、充実した子育てライフが送れるといえます。

就労環境の向上については法制度にかかわるものが多く、国レベルの事業が中心ですが、本市としては企業への啓発を行っています。また、子育てには父親の参加が不可欠であることから、男性の家事・育児参加のための啓発を行っています。

こうした取り組みが「ワーク・ライフ・バランス」へとつながるよう、働き方の見直しまでを含んだ意識改革を展開することが求められます。

〔施策の方向と主な事業〕

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭生活とを両立するため、男女ともに働き方の見直しを含め仕事を持つ親ができる限り長い時間子育てに関われるよう、企業等に対し子育てしやすい就労環境の啓発に努めます。

事業	事業内容	担当課
労働時間の短縮	職業生活や家庭生活及び地域活動に、男女がともに参加できるよう、事業所に対して労働時間の短縮への啓発を実施します。また、ノー残業デーの推進を図ります。	経済振興労政課
育児休業制度の普及	育児休業制度の定着を図り、利用しやすい環境づくりを企業と共に進めます。	経済振興労政課
就労支援の促進 【関連】1-2 ②	働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導などの支援を関係機関と連携して実施します。	経済振興労政課

② 男女共同参画による子育ての推進

男性の育児参画を進めるため、企業や地域社会に対する啓発を進めるとともに、父親の参画意識を高める情報提供を行います。

事業	事業内容	担当課
男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。	経済振興労政課
男女共同参画の視点による学習の推進	あらゆる分野に共に参画し、役割も責任も分かち合い、仕事と家庭・地域活動を両立し、協力しあえる社会づくりに向けて事業を展開しながら啓発を行います。	生涯学習課
父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構えと、協力のしかたなど父親向けの育児情報を提供します。	健康増進課

【教育・保育・地域子ども・子育て支援事業】

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

教育・保育	区域名
1号認定（3～5歳・教育）	全市
2号認定（3～5歳・保育）	全市
3号認定（0～2歳・保育）	全市

地域子ども・子育て支援事業	区域名
延長保育事業	全市
一時預かり事業	全市
ファミリー・サポート・センター事業	全市
放課後児童クラブ事業（学童保育）	小学校区
地域子育て支援拠点事業	全市
子育て短期支援事業	全市
病児・病後児保育事業	全市
妊婦健康診査	全市
乳児家庭全戸訪問事業	全市
養育支援訪問事業	全市
利用者支援事業	全市
実費徴収にかかる補足給付を行う事業	全市
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市

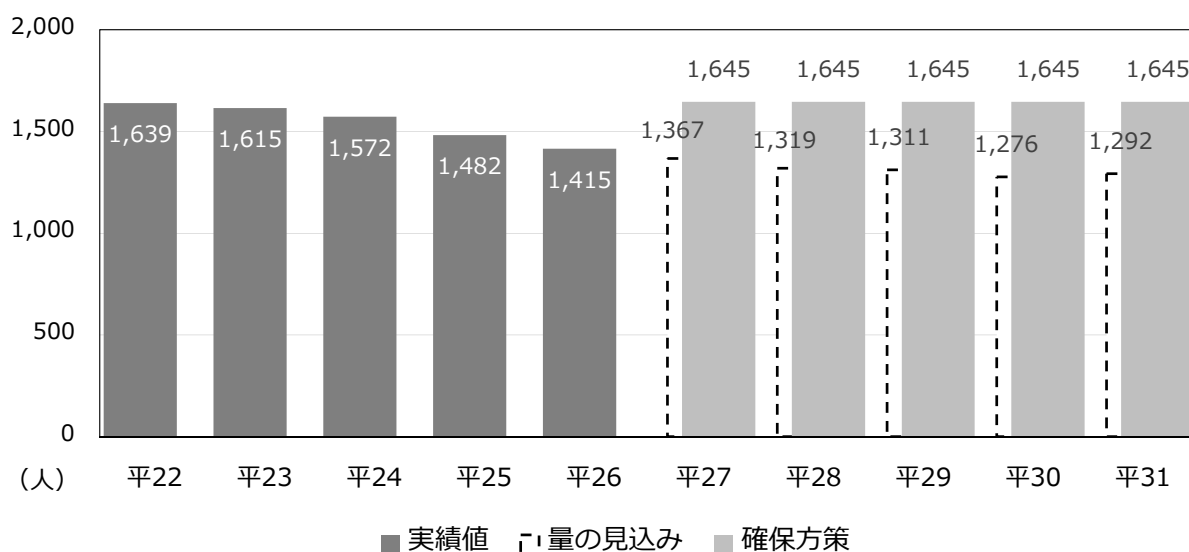
2. 教育・保育の量の見込み、確保の方策、実施時期

① 1号認定〔3～5歳児〕（幼児期の教育）

＜提供区域：全市＞

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、家庭が専業主婦(夫)または短時間のパートタイム就労など）及び、保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	量の見込み ※ 2号認定の教育ニーズが強いものを含む	1,482 人	1,367 人	1,319 人	1,311 人	1,276 人	1,292 人
現在の実施状況		●公立幼稚園 4 園 ●公立幼児園 5 園 （平成 25 年度末）幼稚園及び幼児園の短時間保育課程の入所児童数 1,494 人					
B	特定教育・ 保育施設		1,645 人	1,645 人	1,645 人	1,645 人	1,645 人
B－A			278 人	326 人	334 人	369 人	353 人
確保方策 の内容	幼稚園教諭の確保を図りながら、引き続き、市内の公立幼稚園・幼児園（9 園）で実施。						

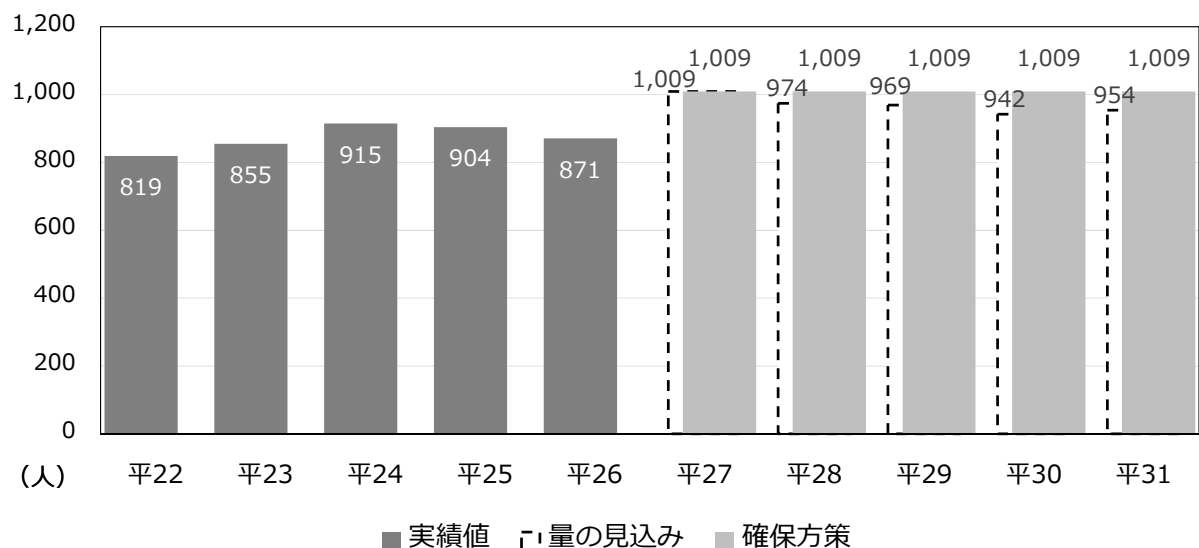


② 2号認定〔3～5歳児〕（保育の実施）

＜提供区域：全市＞

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	量の見込み	904 人	1,009 人	974 人	969 人	942 人	954 人
現在の実施状況		●公立保育園 3 園 ●公立幼稚園 5 園 ●法人立保育園 5 園 （治田西カナリヤ第三保育園・こだまふれんど保育園・グランマの家保育園・こだま保育園・大宝カナリヤ保育園） （平成 25 年度末）保育園及び幼稚園の中・長時間保育課程のうち、 3～5歳児の入所児童数 893 人					
B	特定教育・ 保育施設		1,009 人	1,009 人	1,009 人	1,009 人	1,009 人
B－A			0 人	35 人	40 人	67 人	55 人
確保方策 の内容		保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の公立保育園・幼稚園・法人立保育園（13 園）で実施。					

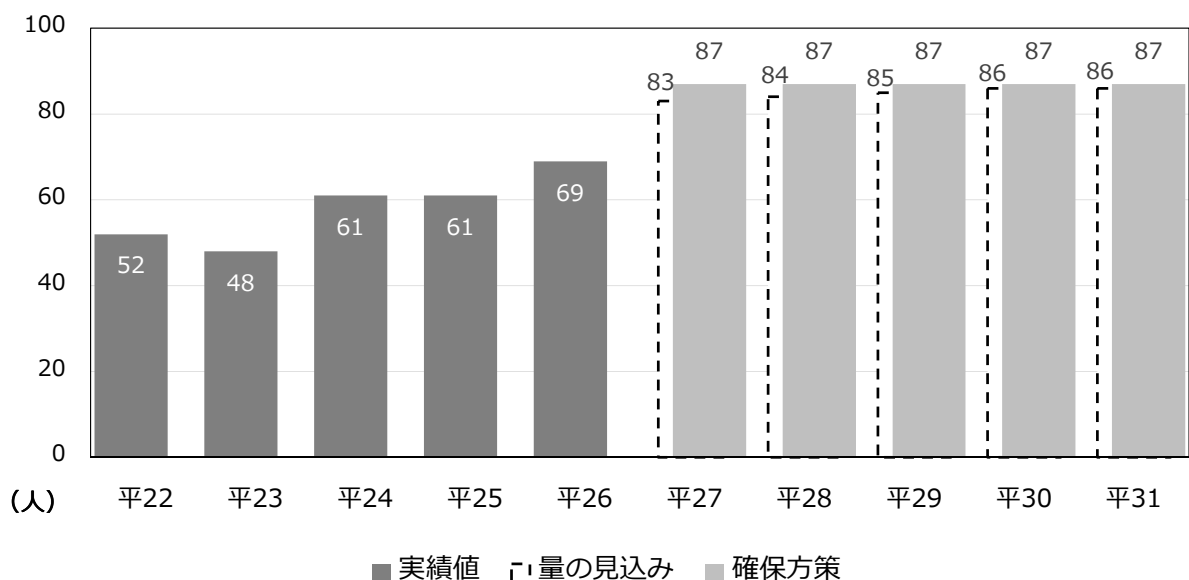


③-1 3号認定〔0歳児〕

＜提供区域：全市＞

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、育児休業が多い実情や子どもが大きくなってからの利用ニーズや実績を勘案し、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		61 人	83 人	84 人	85 人	86 人	86 人
現在の実施状況		●公立保育園 3 園 ●公立幼児園 5 園 ●法人立保育園 6 園 (治田西カナリヤ第三保育園・こだまふれんど保育園・グランマの家保育園・こだま保育園・大宝カナリヤ保育園・こだま乳児保育園) (平成 25 年度末) 保育園及び幼児園の中・長時間保育課程のうち、 0 歳児の数 80 人					
B 確保方策	特定教育・保育施設		87 人	87 人	87 人	87 人	87 人
B - A			4 人	3 人	2 人	1 人	1 人
確保方策の内容		早期の待機児童解消に向け、保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の公立保育園・幼児園・法人立保育園（14 園）で実施。					

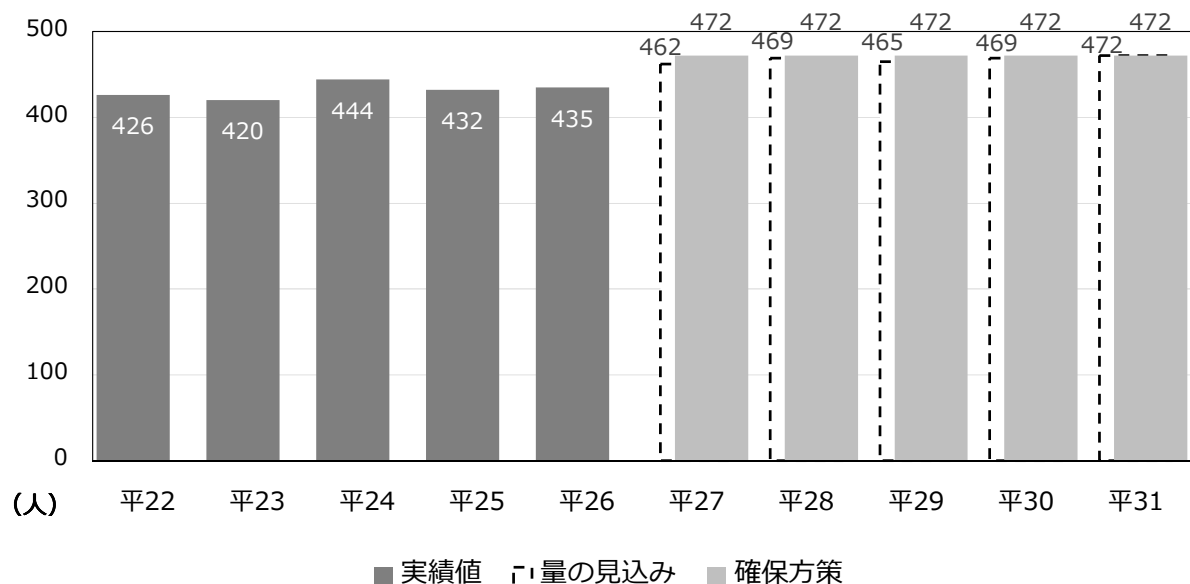


③-2 3号認定〔1・2歳児〕

＜提供区域：全市＞

事業の概要	1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、子どもが大きくなってからの利用ニーズや実績を勘案し、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		432 人	462 人	469 人	465 人	469 人	472 人
現在の実施状況		●公立保育園 3 園 ●公立幼児園 5 園 ●法人立保育園 6 園 (治田西カナリヤ第三保育園・こだまふれんど保育園・グランマの家保育園・こだま保育園・大宝カナリヤ保育園・こだま乳児保育園) (平成 25 年度末) 保育園及び幼児園の中・長時間保育課程のうち、 1・2 歳児の数 429 人					
B 確保方策	特定教育・保育施設		472 人	472 人	472 人	472 人	472 人
B - A			10 人	3 人	7 人	3 人	0 人
確保方策の内容		早期の待機児童解消に向け、保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の公立保育園・幼児園・法人立保育園（14 園）で実施。					



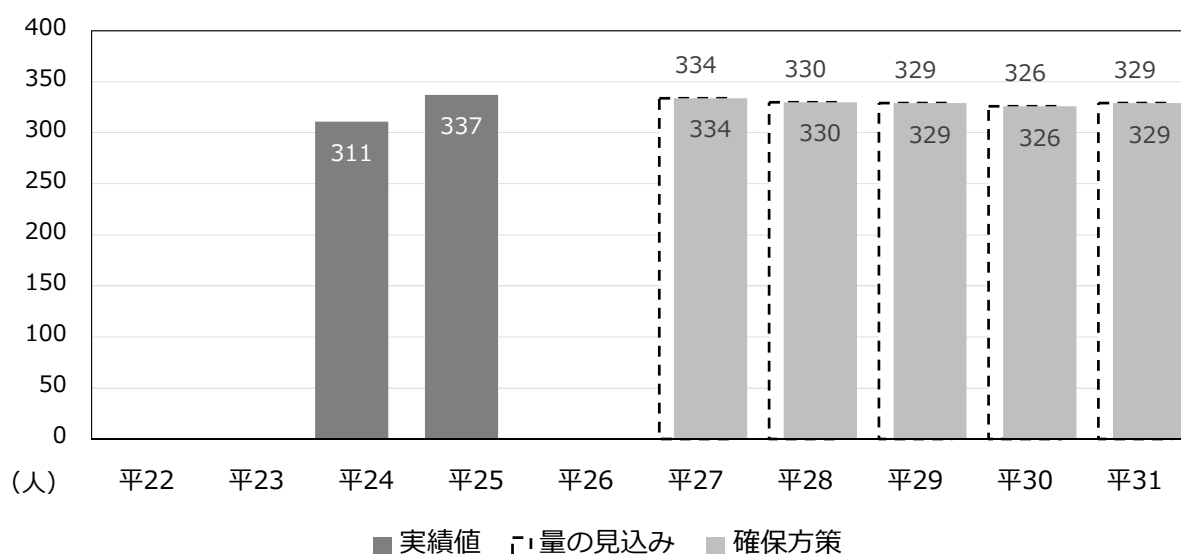
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の方策、実施時期

① 延長保育事業

<提供区域：全市>

事業の概要	11時間の開所時間を超えて保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	337 人	334 人	330 人	329 人	326 人	329 人
現在の実施状況	●法人立保育園 6 園 (治田西カナリヤ第三保育園・こだまふれんど保育園・グランマの家保育園・こだま保育園・大宝カナリヤ保育園・こだま乳児保育園) (平成 25 年度) 利用実績 337 人					
B 確保方策		334 人	330 人	329 人	326 人	329 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策 の 内 容	引き続き、市内の法人立保育園（6 園）で実施。					

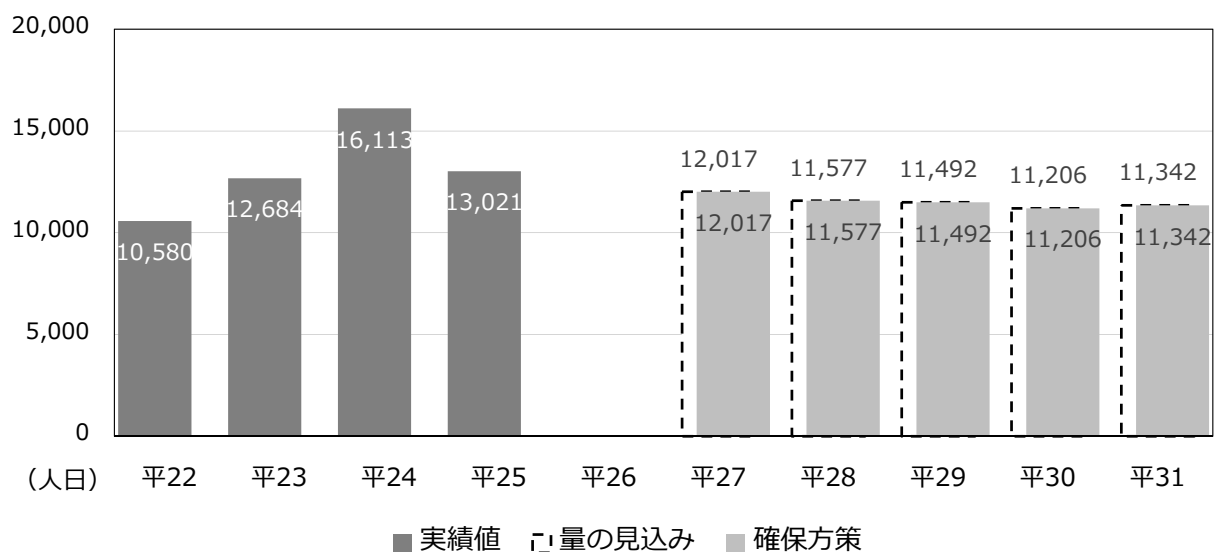


②-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

<提供区域：全市>

事業の概要	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、現在は必要がなく未利用である人のニーズを除くとともに、短時間の就労をしている人の利用ニーズなどを勘案し、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	13,021 人	12,017 人	11,577 人	11,492 人	11,206 人	11,342 人
現在の実施状況	●公立幼稚園 4 園 ●公立幼児園 5 園 （平成 25 年度）利用実績 年間延べ 13,021 人					
B 確保方策		12,017 人	11,577 人	11,492 人	11,206 人	11,342 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策 の 内 容	引き続き、市内の公立幼稚園・幼児園（9 園）で実施。					

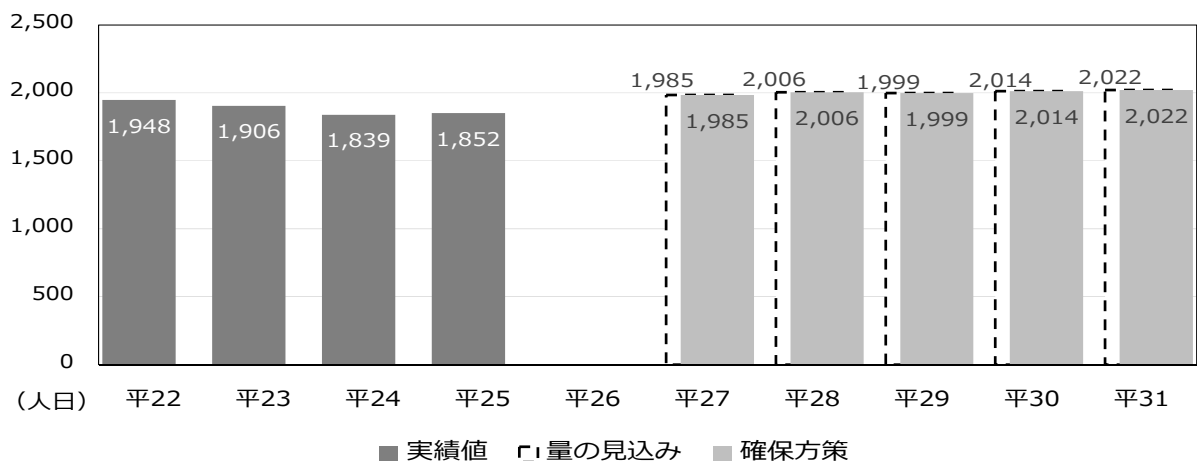


②-2 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外、
（ファミリー・サポート・センター事業含む））

＜提供区域：全市＞

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かります。
量の見込み算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、現在は必要がなく未利用である人のニーズを除くとともに、普段、子どもをみてもらいにくい人の利用ニーズや利用の実績などを勘案し、補正の上で算出

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1,852 人	1,985 人	2,006 人	1,999 人	2,014 人	2,022 人
現在の実施状況	●法人立保育園 3 園 （グランマの家保育園、こだまふれんど保育園、大宝カナリヤ保育園） （平成 25 年度）利用実績 年間延べ 1,694 人 ●シルバー人材センター高齢者活用子育て支援事業 （平成 25 年度）利用実績 年間延べ 158 人 （「みらい・たくす」・「シルバーで一時預かり・マロンばあばのおうち」（平成 24 年 7 月～実施））					
B 確保方策		1,985 人	2,006 人	1,999 人	2,014 人	2,022 人
B－A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の方策内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、市内の法人立保育園（3 園）で実施。 シルバー人材センター高齢者活用子育て支援事業の継続実施。 （「みらい・たくす」・「シルバーで一時預かり・マロンばあばのおうち」）					



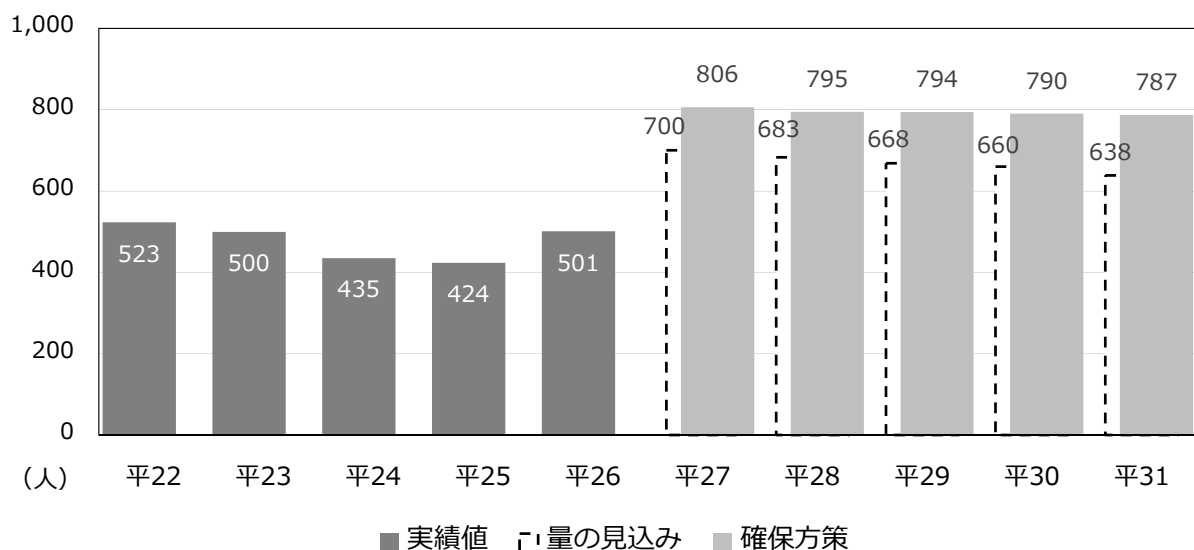
④ 放課後児童健全育成事業

＜提供区域：小学校区＞

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。
現在の実施状況	●9小学校区に公設9か所 10 クラブ（社会福祉協議会へ指定管理委託） 民設2か所 2 クラブ（こだまクラブ・大宝こだまクラブ） （平成 25 年度）利用実績 全市で 424 人
量の見込み算出方法	国の「手引き」に基づき算出（小学生） ただし、平成 27 年度の量の見込みが平成 26 年 4 月 1 日の利用人数を下回る場合は、平成 27 年度は平成 26 年 4 月 1 日の人数とし、平成 28 年度以降は、前年度の量の見込み×当年度(国の手引き算出)／前年度（国の手引き算出） 注：平成 26 年度以前の実績数は 1～3 年生と 4～6 年生の要支援児童の児童数で、平成 27 年度以降の量の見込みは 1～6 年生の児童数

〔市全体〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	424 人	700 人	683 人	668 人	660 人	638 人
B 確保方策		806 人	795 人	794 人	790 人	787 人
B - A		106 人	112 人	126 人	130 人	149 人



小学校区別の内訳

〔金勝小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	35 人	66 人	66 人	65 人	63 人	63 人
B 確保方策		66 人	66 人	65 人	63 人	63 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策 の内容	金勝学童保育所と、金勝児童館等の利活用により確保					

〔葉山小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	32 人	62 人	60 人	60 人	58 人	58 人
B 確保方策		62 人	60 人	60 人	58 人	58 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策 の内容	葉山学童保育所と、葉山児童館等の利活用により確保					

〔葉山東小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	46 人	67 人	66 人	68 人	70 人	71 人
B 確保方策		67 人	66 人	70 人	70 人	71 人
B - A		0 人	0 人	2 人	0 人	0 人
確保方策 の内容	葉山東学童保育所と、葉山東児童館等の利活用により確保 施設増築予定（平成 28 年度）					

〔治田小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	27 人	69 人	69 人	72 人	74 人	75 人
B 確保方策		90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
B - A		21 人	21 人	18 人	16 人	15 人
確保方策の内容	治田学童保育所					

〔治田東小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	47 人	66 人	65 人	66 人	67 人	66 人
B 確保方策		66 人	65 人	66 人	67 人	66 人
B - A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策の内容	治田東学童保育所と、治田東児童館等の利活用により確保					

〔治田西小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	81 人	115 人	107 人	97 人	96 人	89 人
B 確保方策		115 人	107 人	101 人	101 人	101 人
B - A		0 人	0 人	4 人	5 人	12 人
確保方策の内容	治田西第一学童保育所、治田西第二学童保育所、大宝こだまクラブと、治田西児童館等の利活用により確保					

〔大宝小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	50 人	84 人	88 人	88 人	87 人	84 人
B 確保方策		88 人	88 人	88 人	88 人	88 人
B－A		4 人	0 人	0 人	1 人	4 人
確保方策内容	大宝学童保育所、大宝こだまクラブ・こだまクラブ					

〔大宝東小学校区〕

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	63 人	109 人	99 人	88 人	82 人	72 人
B 確保方策		190 人	190 人	190 人	190 人	190 人
B－A		81 人	91 人	102 人	108 人	118 人
確保方策内容	大宝東学童保育所、こだまクラブ					

〔大宝西小学校区〕

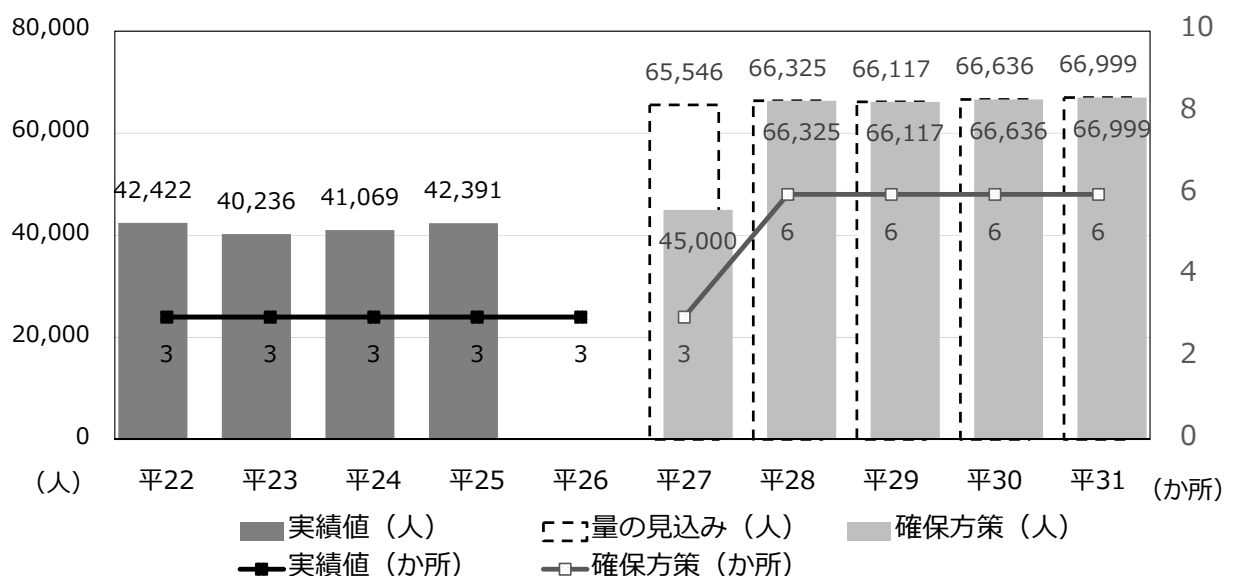
	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	43 人	62 人	63 人	64 人	63 人	60 人
B 確保方策		62 人	63 人	64 人	63 人	60 人
B－A		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策内容	大宝西学童保育所と、大宝西児童館等の利活用により確保					

⑤ 地域子育て支援拠点事業

＜提供区域：全市＞

事業の概要	子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消を目指し、子育て相談や情報提供を行います。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	量の見込み (延べ人数)	42,391 人	65,546 人	66,325 人	66,117 人	66,636 人	66,999 人
現在の実施状況		3か所 ●栗東市地域子育て包括支援センター（大宝東児童館） ●栗東市地域子育て支援センター（金勝児童館・治田西カナリヤ第三保育園内） （平成 25 年度）利用実績 年間延べ 42,391 人					
B 確保 方策	利用延べ人数		45,000 人	66,325 人	66,117 人	66,636 人	66,999 人
	実施箇所数		3 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
確保の方策 の内容		引き続き、3センターで実施。 平成 28 年度 3 児童館の子育て支援拠点事業化を進め、利用者増につなげる。					

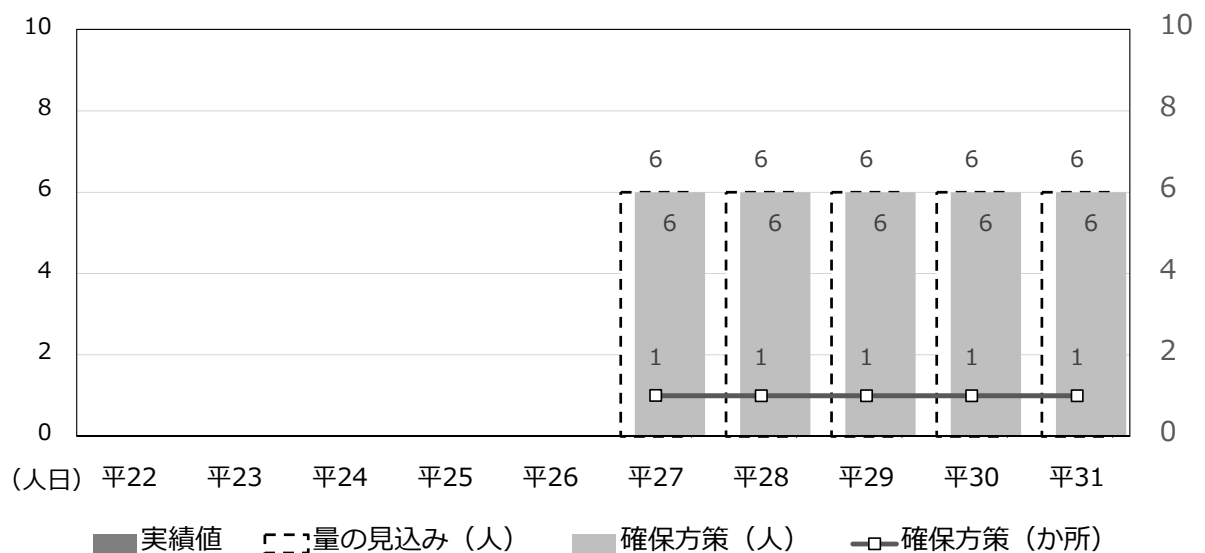


⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

<提供区域：全市>

事業の概要	保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に養育または保護します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	量の見込み (延べ人数)	実施なし	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
現在の実施状況		実施なし					
B 確保 方策	利用延べ人数		6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	実施箇所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 の内容		平成 27 年度中に実施。					

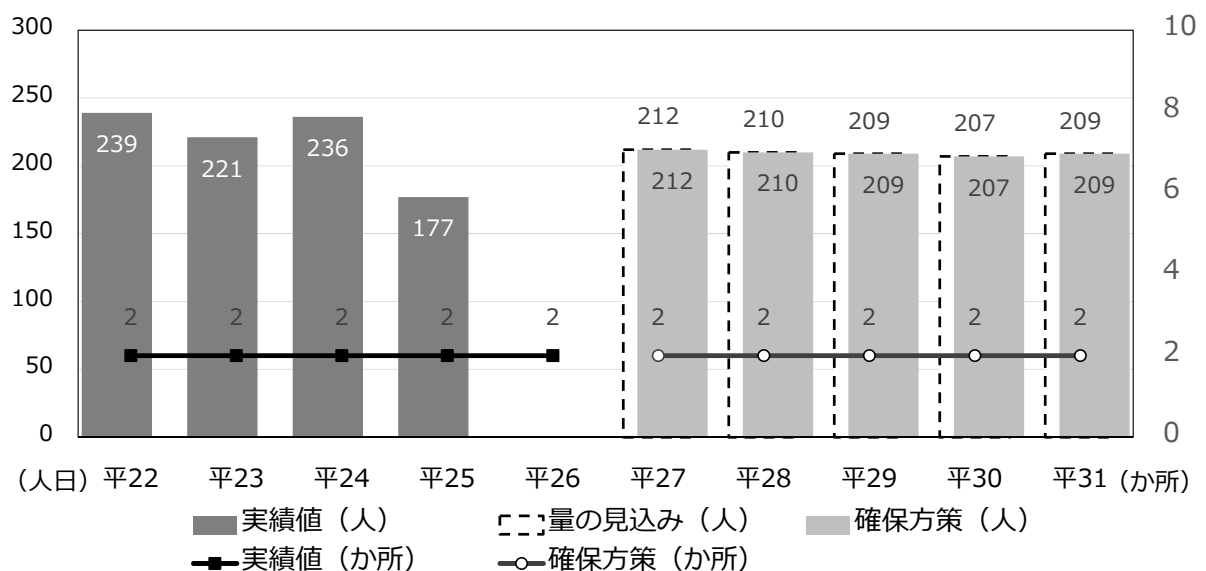


⑦ 病児・病後児保育事業

<提供区域：全市>

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」を参考にしつつ、普段、子どもをみてもらいにくい人の利用ニーズや利用の実績などを勘案し、補正の上で算出

		実績値	実施時期				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A	量の見込み (延べ人数)	177 人	212 人	210 人	209 人	207 人	209 人
現在の実施状況		●きづきクリニックチャイルドハウス 開所日数…250 日 1 日の定員…2 人 ●オルミス ※草津市との相互協定により実施 (平成 25 年度) 登録者数 842 人 利用実績 年間延べ 177 人					
B 確保 方策	利用延べ人数		212 人	210 人	209 人	207 人	209 人
	実施箇所数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保方策 の内容		引き続き、2 か所で実施。					

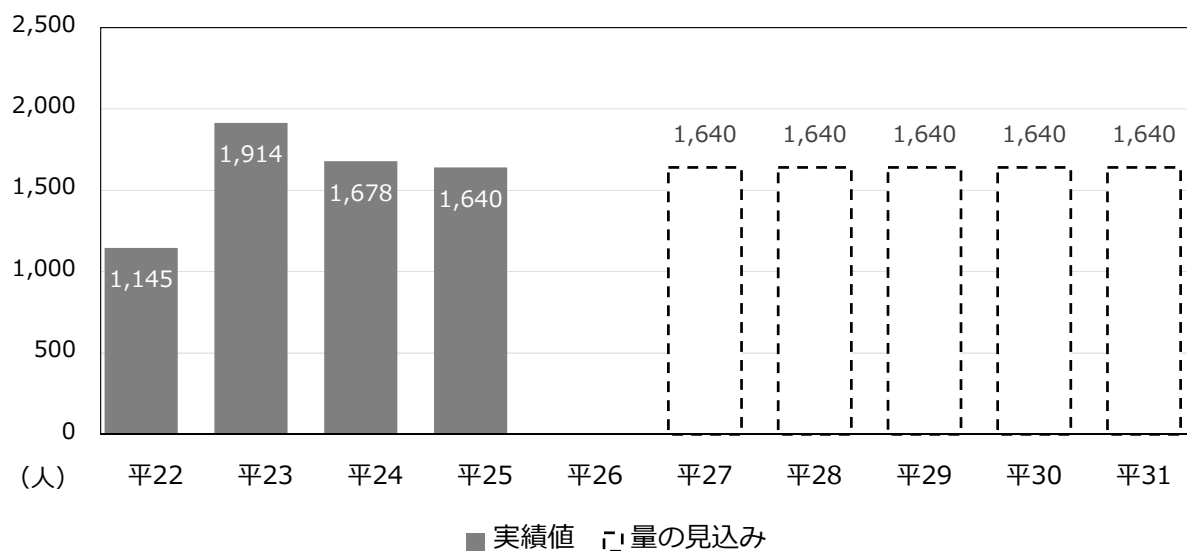


⑧ 妊婦に対する健康診査

<提供区域：全市>

事業の概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
現在の実施状況	妊婦健診について、14回の健診費用の助成を行っています。 (平成25年度) 利用実績 1,640人
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	1,640人	1,640人	1,640人	1,640人	1,640人	1,640人
確保方策 の内容	実施場所：市内（県内外）の医療機関 実施回数：14回					

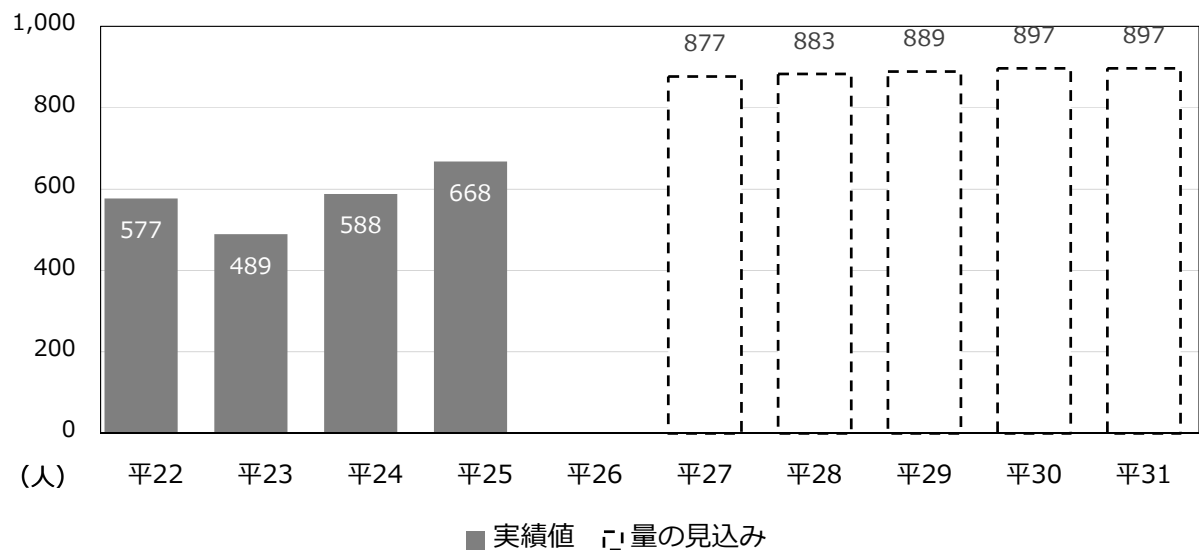


⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

＜提供区域：全市＞

事業の概要	生後４か月までの乳児がいる家庭を、助産師または保健師が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげています。
現在の実施状況	(平成 25 年度) 訪問件数 668 人 (対象者：844 人 訪問率：79.1%) 助産師 11 人、保健師で訪問
量の見込み 算出方法	人口推計の 0 歳児人口数

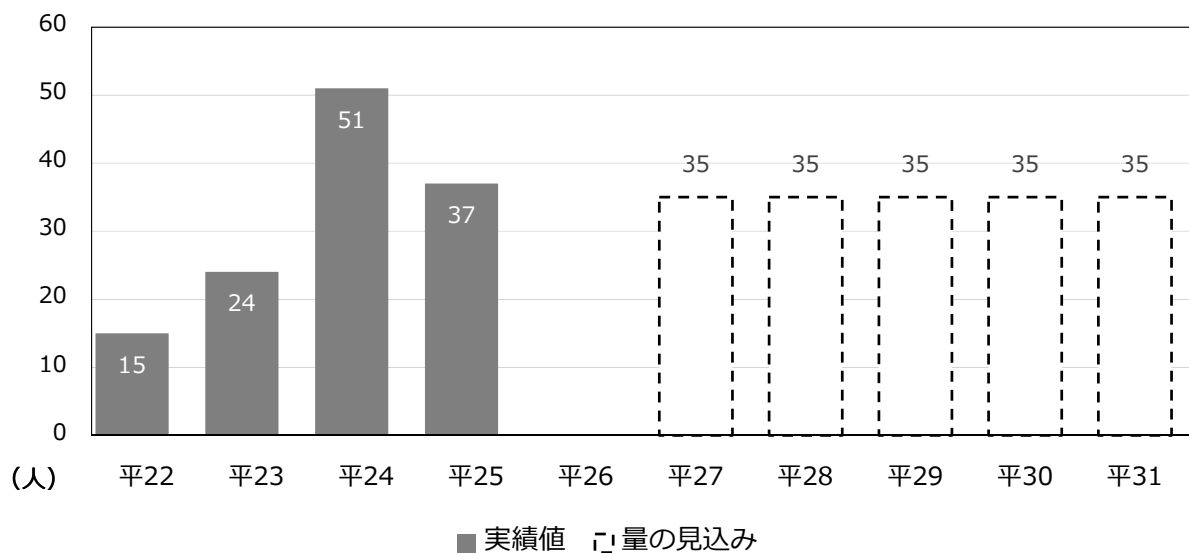
	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	668 人	877 人	883 人	889 人	897 人	897 人
確保方策 の内容	実施体制：助産師 11 人、保健師 実施機関：栗東市健康増進課					



⑩ 養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 <提供区域：全市>

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、育児支援家庭訪問員などが訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
現在の実施状況	(平成25年度) 利用実績 37人
量の見込み算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	37人	35人	35人	35人	35人	35人
確保の方策内容	<養育支援訪問事業> 支援が必要な家庭に対し、育児支援家庭訪問員などによる訪問を実施。 <児童虐待相談対応> ・要保護児童対策地域協議会において、家庭児童相談室と連携し、児童虐待防止につなげる。 ・相談員の資質向上を図るとともに、相談体制強化を図る。					



⑪ 利用者支援事業【新規事業】

＜提供区域：全市＞

事業の概要	新制度で新たに創設された事業で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言などを行います。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、教育・保育施設や地域子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出

	実績値	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
B 確保方策		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
B - A		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
確保方策の内容	幼稚園、保育園の利用申し込みや相談に対応する幼児課と、子育て支援事業の円滑な利用を促進するため学童保育所等の情報提供や相談に対応する子育て応援課、子育て支援の情報提供や相談に対応する子育て支援センターが連携し、利用者支援事業を担う。					

⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業【新規事業】

＜提供区域：全市＞

事業の概要	新制度で新たに創設された事業で、世帯の所得状況等を勘案して定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業。
確保方策の内容	国等の動向を見ながら、今後取り組み方策を検討。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

＜提供区域：全市＞

事業の概要	新制度で新たに創設された事業で、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業。
確保方策の内容	今後の動向を見ながら、必要性を検討。

【その他計画期間中の確保の内容】

- ・子育て支援に関する更なる情報発信の充実（子育てサイトの開設）
- ・企業への子育て支援事業の情報の発信（企業訪問時に配布するなど）

4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の推進に関する体制の確保について

① 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

本市では、平成15年度より、多様化する保育ニーズや地域への子育て支援に対応していくため、保育園と幼稚園のカリキュラムを一本化した乳幼児保育総合システムを構築し、幼稚園の設置などにより混合保育、交流保育を実施してきました。さらに平成22年度より就学前の一貫した保育・教育を目指して「すくすく育つ りっとう子 保育教育課程」を作成し市内のすべての乳幼児が同じ保育観で保育・教育が受けられるよう、同一施設の中で、利用者のニーズに応じて短時間と中・長時間の保育を提供しています。

認定こども園制度については、こうした取り組みと同様の考え方に基づくものであることから、今後においても本市独自の幼稚園で、教育・保育の一体的提供を図っていきます。

② 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進体制について

本市における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における市の関与に際して、適切な指導及び助言などを行います。

また、これらの事業を担う事業者間での課題や情報の共有化を図り、総体として本市の子ども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、事業者間での連携強化を促します。

さらに、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、保幼小の連絡協議会や保幼小交流を通し職員や子どもの交流を図ることで、保育園・幼稚園・幼児園と小学校との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ職域さらには地域社会全体において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら進める必要があります。

本計画の基本理念に掲げた「**子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう**」の実現に向け、保育園・幼稚園・幼児園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）一連のPDCA サイクルにより行います。このため、「栗東市子ども・子育て会議」を継続して設置し、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行い、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

参 考 資 料

1. 栗東市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、栗東市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条に規定する子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 子ども・子育て会議の事務を処理させるため、子ども・子育て支援に関する事務を所管す

る課に事務局を置く。

2 事務局は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栗東町条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表障害者の住みよいまちづくり推進協議会の部の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	会長	〃	5,900円
	委員	〃	5,700円

2. 栗東市子ども・子育て会議委員名簿

種別	委 員 名	所属団体	備 考
子どもの保護者	川村 紘一郎	栗東市学童保育連絡協議会	
	田川 典子	栗東市保護者連絡協議会	平成25年度
	安井 春香	栗東市保護者連絡協議会	平成26年度
	龍後 治美	栗東市保護者連絡協議会	平成25年度
	村上 順美	栗東市保護者連絡協議会	平成26年度
	築田 美樹	栗東市保護者連絡協議会	
事業主を代表する者	田中 康人	栗東市商工会	
労働者を代表する者	中川 竜一	草津・栗東地区労働者福祉協議会	H26. 7. 28まで
	田中 文三	草津・栗東地区労働者福祉協議会	H26. 7. 29から
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	鎌田 容子	栗東市保育園・幼稚園・幼児園園長会	
	田中 裕	栗東市保育園・幼稚園・幼児園園長会	
	木築 野百合	きづきクリニックチャイルドハウス	
	寺井 利彦	社会福祉法人栗東市社会福祉協議会	副会長
	森 和代	公益社団法人栗東市シルバー人材センター	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	岩崎 洋子	学識経験者	会長
	西尾 悦子	栗東市民生委員児童委員協議会連合会	H25. 11. 30まで
	榎戸 素子	栗東市民生委員児童委員協議会連合会	H25. 12. 1から
	倉田 充子	栗東市小中学校校長会	平成25年度
	吉永 秀哉	栗東市小中学校校長会	平成26年度
	夏見 きみ子	栗東市同和教育推進協議会	
公募による市民	明田 弘美	公募市民	
	柴田 美知代	公募市民	

3. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 8 月 27 日	第 1 回子ども・子育て会議 (1) 栗東市子ども・子育て会議及び会議の運営について (2) 子ども・子育て支援新制度について (3) 栗東市子ども・子育て支援事業計画について (4) 栗東市の子ども・子育て施策の現状について
平成 25 年 9 月 24 日	第 2 回子ども・子育て会議 (1) 栗東市の子ども・子育て施策の現状について (2) ニーズ調査の実施について
平成 25 年 10 月 10 日～ 11 月 5 日	ニーズ調査の実施 ○就学前児童の保護者 発送数：2,000 人 回答数：835 人（41.8%） ○小学校児童の保護者 発送数：1,000 人 回答数：424 人（42.4%）
平成 26 年 2 月 25 日	第 3 回子ども・子育て会議 (1) 栗東市次世代育成支援行動計画後期計画にかかる施策別の成果と課題について (2) 栗東市子ども・子育て支援事業ニーズ調査の結果について (3) 栗東市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域の設定及び「量の見込み」について
平成 26 年 5 月 13 日	第 4 回子ども・子育て会議 (1) 栗東市子ども・子育て支援事業計画の構成イメージについて (2) 教育・保育提供区域の設定及び「量の見込み」（案）について
平成 26 年 6 月 17 日	第 5 回子ども・子育て会議 (1) 「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域および量の見込み（案）について (2) 栗東市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
平成 26 年 7 月 29 日	第 6 回子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援新制度導入に向けた条例等の制定について (2) 栗東市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
平成 26 年 9 月 2 日	第 7 回子ども・子育て会議 (1) 栗東市子ども・子育て支援事業計画（素案） ①確保の方策について ②栗東市子ども・子育て支援事業計画（素案）全体について
平成 26 年 11 月 26 日～ 12 月 25 日	パブリックコメント
平成 27 年 2 月 3 日	第 8 回子ども・子育て会議 (1) 栗東市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント実施結果について (2) 栗東市子ども・子育て支援事業計画（案）について

第2次栗東市食育推進計画

栗 東 市

はじめに

「食」は私たちが生涯にわたって健康で過ごすために欠かすことのできないものであり、日々の暮らしを楽しく、豊かにしてくれます。

しかし近年、社会情勢の変化によって、食を大切にする心や地域の伝統的な食文化が失われつつあります。また、不規則な食事など生活習慣の乱れによる生活習慣病の増加や、家族団らんの機会の減少等が問題となっています。

このような現状をふまえ、国は生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的に、平成 17 年 7 月に「食育基本法」を施行し、平成 18 年 3 月には、「食育推進基本計画」を策定しました。

本市においては、市民一人ひとりが食を通して元気な体と感謝の心を育むことができるよう、平成 22 年 3 月に「栗東市食育推進計画」を策定し、平成 26 年度までの 5 年間、食育推進に取り組んでまいりました。

その結果、食育に対する関心は徐々に高まりつつありますが、依然として、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病予備軍の増加といった問題が残されています。そこで、今までの取り組みの成果と課題を踏まえ、「おいしく食べて、心も体も健康に！」を目指す姿として「第 2 次栗東市食育推進計画」を策定しました。今後、この計画に基づいて、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間、引き続き食育を推進していきます。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました第 2 次栗東市食育推進計画策定会議の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様には、心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

栗東市長 野 村 昌 弘

も く じ

計画策定にあたって

1	計画策定の背景・趣旨	1
(1)	国の取り組み ▶ 1	(3) 栗東市の取り組み ▶ 4
(2)	滋賀県の取り組み ▶ 2	
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間と見直し	4
4	計画の策定体制	5
(1)	第2次栗東市食育推進計画策定会議 ▶ 5	(3) ヒアリングの実施 ▶ 5
(2)	栗東市食育推進計画事務局会議 ▶ 5	

第1部 現状と課題

第1章 これまでの主な取り組み

1	市の関係課の取り組み	8
2	栗東市健康推進員連絡協議会の取り組み	11

第2章 第1次計画の評価

1	「けんこう」の評価	12
2	「だんらん」の評価	12
3	「たいけん」の評価	14
4	「おいしさ」の評価	14

第3章 栗東市の食育の課題

1	食事の量・栄養バランス	15
2	野菜の摂取と好き嫌い	17
3	朝食の摂取	18
4	だんらんでの食事とマナー	19
5	体験と感謝の心	21
6	地産地消と郷土料理	22

第2部 計画

第4章 基本的な考え方

1 基本理念（目指す姿）	24
2 基本目標	25
(1) 基本目標1 <けんこう>野菜しっかり栄養バランス▶	25
(2) 基本目標2 <だんらん>だんらんでの食事で育むマナーや食への関心▶	25
(3) 基本目標3 <たいけん>体験で育む感謝の心と食文化▶	25
3 重点的な取り組み	26
(1) <けんこう>の重点的な取り組み 野菜料理を一皿増やす ▶	26
(2) <だんらん>の重点的な取り組み 食事を通してコミュニケーションをはかる ▶	26
(3) <たいけん>の重点的な取り組み 農業や調理の体験活動をおこなう ▶	26
4 計画の概念図	27
5 計画の評価指標	28

第5章 食育推進の取り組み

1 <けんこう>野菜しっかり栄養バランス	29
(1) 家庭における取り組み▶	29
(2) 学校、園における取り組み▶	29
(3) 地域における取り組み▶	30
(4) 行政における取り組み▶	30
2 <だんらん>だんらんでの食事で育むマナーや食への関心	33
(1) 家庭における取り組み▶	33
(2) 学校、園における取り組み▶	33
(3) 地域における取り組み▶	34
(4) 行政における取り組み▶	35
3 <たいけん>体験で育む感謝の心と食文化	36
(1) 家庭における取り組み▶	36
(2) 学校、園における取り組み▶	36
(3) 地域における取り組み▶	37
(4) 行政における取り組み▶	37
☆栗東市の特産品紹介▶	38

計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 国の取り組み

戦後の高度成長により、わが国の食生活はかつての食糧難といわれた時代から、食べ残しや食品廃棄物の増大が問題となる時代となりましたが、一方では、食料自給率は先進国中最低の水準となっています。また、食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により、食品の安全に対する国民の関心は高まっており、食に関する適切な情報の提供が求められています。

さらに、核家族化の進展、ライフスタイルの変化、価値観の多様化、食品・流通業界等の変革により食生活が変化・多様化する中、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、家族や友人等と一緒にたのしく食卓を囲むのではなく、一人で食事を摂るいわゆる「孤食」の問題など、食をめぐる諸問題への対応の必要性はむしろ増しているともいえます。このため、特に子どもたちには、様々な体験を通して食の大切さを感じとり、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくための取り組みが求められています。

これらの様々な食に関する課題に取り組み、解決していくため、平成17年6月に「食育基本法」が成立しました。この法律の前文では、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」と記しています。また、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である」とも述べています。

この法律では、食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、国民等の責務を定め、食育の推進に関する施策を総合的・計画的に進めるため、国に「食育基本計画」の作成を義務づけ、都道府県ならびに市町村に対しては、「食育推進計画」作成の努力規定が盛り込まれました。

国では、食育基本法に基づき、平成18年3月、食育推進会議において「食育推進基本計画」を決定しました。さらに、平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」が作成されています。この計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間としており、主な内容は次のとおりです。

◆「第2次食育推進基本計画」の概要

○第2次計画のポイント

■（コンセプト）「周知」から「実践」へ

■「第1食育の推進に関する施策についての基本的な方針」に三つの「重点課題」

- ①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

○第2次計画の概要

【第1食育の推進に関する施策についての基本的な方針】

1. 重点課題

- (1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

2. 基本的な取組方針

- (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2)食に関する感謝の念と理解
- (3)食育推進運動の展開
- (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

【第2食育の推進の目標に関する事項】（目標値：平成27年度までの達成を目指すもの）

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加
- (2)朝食又は夕食を家族と一緒に食べる
- (3)朝食を欠食する国民の割合の減少
- (4)学校給食における地場産物を使用する割合の増加
- (5)栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加
- (6)内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加
- (7)よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加
- (8)食育の推進に関わるボランティアの数の増加
- (9)農林漁業体験を経験した国民の割合の増加
- (10)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
- (11)推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加

【第3食育の総合的な促進に関する事項】

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進（「生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進」「歯科保健活動における食育推進」「高齢者に対する食育推進」「男性に対する食育推進」を追加）
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等（「農山漁村コミュニティの維持再生」の記述を追加）
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(2) 滋賀県の取り組み

滋賀県では、平成19年6月に「食育推進計画」を策定し、地域・学校・家庭・職場が連携・協力して豊かな体験の場を生かした食育の取り組み体制の整備が進められました。食に関わる様々な機関において食育事業が実施され、食育に関わるボランティアの増加など食育の取組が進められました。しかし、食をめぐる健康の課題は依然として多く、さらには食の

安全・安心に対する消費者の関心の高まりなどを背景として、食に関する正確な情報の提供が求められている状況を踏まえ、子どもたちの体験を通じた食育をさらに進めるとともに、生活習慣病予防のための食育、ライフステージに応じた食育の推進、みんなで食べること（共食）の推進など、総合的かつ計画的に食育を推進するため、平成 25 年 3 月「滋賀県食育推進計画（第 2 次、計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）」が公表されています。

◆「滋賀県食育推進計画（第 2 次）」の概要

★健康

【1. 子どもから大人までの生涯にわたる健康な食生活の実現】

- (1) 家庭における食育推進
 - ・「早寝、早起き・朝ごはん」県民運動の推進　・家族そろっての食事（共食）の推進
- (2) 学校、保育所等における食育推進
 - ・学校における体系的な食に関する指導の実施　・保護者への啓発・情報発信　・学校における「食育の日」の取組推進　・体験活動（たんぼのこ体験事業等）
- (3) 生活習慣病予防のための食育推進
 - ・行政、医療機関、事業所等における食育啓発　・20, 40, 60 歳をポイント年齢とし、大学、企業等と連携した取組　・歯科保健活動による食育推進　・食品関連事業者による食の情報提供　・給食施設における食育の支援
- (4) 豊かな高齢期のための食育推進
 - ・高齢期の健康な生活のための食育推進　・介護予防事業（栄養改善・口腔機能向上プログラム）等の実施支援
- (5) 情報の共有・発信
 - ・県民への食情報の発信　・リスクコミュニケーションの推進
 - ＜指標＞やせの人の割合の減少／肥満者の割合の減少／朝食の欠食率の減少　など

★環境

【2. 近江の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進】

- (1) もったいないの心と近江の食文化の継承
 - ・食文化継承と情報提供　・調理体験を通じた環境問題の啓発
- (2) 地産地消の推進
 - ・地産地消推進キャンペーンの展開　・学校給食での地産地消の推進　・県産食材の消費拡大と情報提供
- (3) 生産者と消費者の交流促進
 - ・農業体験や産地訪問を通じた交流の推進　・都市と農山漁村の交流活動の推進　・観光客への情報の提供
- (4) 安全安心な琵琶湖に優しい「環境こだわり農業」の推進
 - ・琵琶湖に優しい「環境こだわり農業」の理解促進　・「環境こだわり農産物」の利用拡大
 - ＜指標＞学校給食における地産地消の推進／環境こだわり農産物の栽培面積

★協働

【3. 県民との協働による食育運動の展開】

- (1) 食育推進体制の整備
 - ・市町食育推進計画策定、推進支援　・滋賀県食育推進ネットワークによる食育推進運動の展開
- (2) 食育推進活動者等の育成・支援
 - ・食育推進活動者（農業生産、健康推進、食文化継承）の育成確保　・農林漁業者、食品関連事業者などによる体験の機会の提供
- (3) 食育推進運動の普及・定着
 - ・「食育月間」「食育の日」の積極的な展開　・各種団体等との連携協力体制の確立

(3) 栗東市の取り組み

本市においては、平成22年3月、すべての市民が健康な心身を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、「栗東市食育推進計画」（以下「第1次計画」といいます）を策定し、市民および食育に関わる関係者が連携して食育を推進してきました。特に子どもとその保護者への食育を重点的に取り組むこととし、各コミュニティセンターや健康推進員による料理教室、離乳食講座など子育て支援のための事業、各園における野菜栽培やクッキング活動、各学校におけるたんぼのこ事業や自分でお弁当をつくる活動、さらには学校給食共同調理場における特別給食と食に関する指導、ふれあい料理教室など部署ごとに様々な取り組みを進めてきたところです。

平成26年度に第1次計画が目標年度を迎えることから、第1次計画の評価を行うとともに、新たな課題について検討し、「第2次栗東市食育推進計画」（以下「第2次計画」といいます）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」です。

この計画は、「第2次健康りっとう21」「栗東市子ども・子育て支援事業計画」「第2期栗東市国民健康保険特定健康診査等実施計画」「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など市の関連計画、「滋賀県食育推進計画（第2次）」等との調整を図りながら策定しました。

3 計画の期間と見直し

この計画の期間は、平成27年度～31年度の5年間とします。

◆計画の期間

区 分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
第1次計画										
					見直し					
第2次計画										
										見直し

4 計画の策定体制

(1) 第2次栗東市食育推進計画策定会議

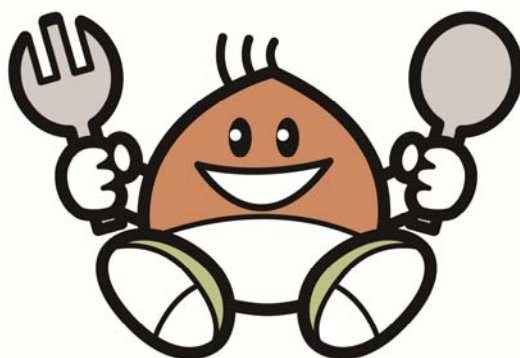
各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、学識経験者、医療・保健・栄養・農業・教育等関係者、一般公募等で構成する「第2次栗東市食育推進計画策定会議」を設置しました。

(2) 栗東市食育推進計画事務局会議

この計画は、幅広い分野に関連することから、本市の関係各課との調整を図り、全庁的に検討を行うため「栗東市食育推進計画事務局会議」を設け、現状・課題の把握、計画案の作成等を行いました。

(3) ヒアリングの実施

計画策定にあたり、市民の健康状況や食生活に関する課題をたずね、新たな取り組みを検討するための手がかりを得ること等を目的として、健康推進員の協力を得てヒアリングを実施しました。



第 1 部 現状と課題

第1章 これまでの主な取り組み

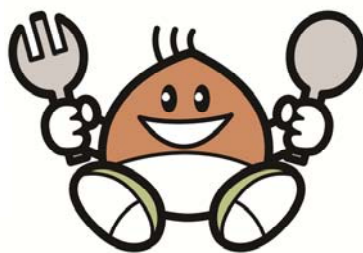
1 市の関係課の取り組み

市の関係課においては、計画に沿って次のような取り組みを行ってきました。

区分	事業・取り組み	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼 児 課	栽培活動	季節に応じた野菜の栽培。各園の食育活動として実施している。			
	クッキング活動	収穫した野菜を使用してクッキング。クラスだよりでそのレシピや子どもたちの様子などを保護者へ伝え啓発を行う。			
	食事のマナー	手洗い、箸の使い方、食事のとり方など食事の基礎となるマナーを日々の保育の中で指導している。			
	食育講座	園の依頼に応じて実施。「食の大切さ」「4色の栄養について」などが中心。園児や保護者への直接的な食育啓発の機会となっている。			
	保護者啓発	給食だより、献立表の配布。			
	食の提供	給食（センター・自園）の実施、手作りのおやつや行事に添った食事の提供を行っている。給食会議ではその内容の検討や、給食に対する職員間の連携を図っている。また近年重篤化している食物アレルギーなどへの対策の強化も行っている。			
	育児講座	手作りおやつ教室の実施。	離乳食やアレルギー食、簡単なおやつづくりなどの講座の実施。最近は食物アレルギーへの関心の高まりがある。		
	くりちゃん元気いっぱい運動～早ね・早おき・朝ごはん～による食育の推進	「ふだんの生活習慣アンケート調査」を実施。その結果と課題を園に周知し、保育の中で反映できるものを各園で検討している。			
	食育会議				食育事業の情報交換、食育年間計画の反省・見直し。
学 校 教 育 課	「食育の日」の取組による食育の推進	「食育の日」実施計画の立案と実施。			
	学校給食(学校給食共同調理場との連携)による食育の推進	小学校の「給食感謝週間」における給食に関わる方々に感謝の気持ちを表す。「給食の残さい率」の調査。			
	「食の自立」をめざした食育の推進	中学生のお弁当づくり実施調査。お弁当レシピの紹介。			
	くりちゃん元気いっぱい運動～早ね・早おき・朝ごはん～による食育の推進	「ふだんの生活習慣アンケート調査」の実施。広報「りっとう」を活用した啓発。			
学 校 給 食 共 同 調 理 場	特別給食と食に関する指導	学年別に、栄養、食文化等を学習する。特別給食は、4年生は「菜めし田楽とおでん」、5年生は「「ほのぼの鍋」、6年生は卒業前に友達や先生と一緒に。			
	ふれあい料理教室	小学生と保護者が簡単な料理をする。			
	イギリス料理に親しむ			オリンピック開催国「イギリス」の料理を給食にとり入れ外国の食文化を知る。	
農 林 課	たんぼのこ補助事業	水稻の栽培を通じ、食物の生産過程を知る小学校（5年生）での農業体験に助成。			
	やまのこ事業支援	森の未来館で小学4年生が体験授業をうける。			
	りっとう教育ファーム推進協議会	市民と協働で教育ファーム（農業体験学習）の推進について協議。			

	栗東ブランド農産物の情報発信による地産地消の推進			栗東の農産物を紹介し、農業振興会 HP や市の広報誌等に掲載。
	環境こだわり農産物の支援	滋賀県環境こだわり農産物認証支援。エコファーマー認証支援。水田野菜生産拡大推進、学校給食への供給食材の増加。		
	上砥山たんぼ体験	上砥山営農組合が実施する農業体験事業に協力		
	道の駅アグリ郷栗東などの直売所との連携	市内産の農産物の発信拠点として、生産者と消費者を結びつけ地産地消を推進。		
	栗東の農業団体への支援		農業団体の農業生産力を高めることにより、市内の農業振興を図る。	
	農業体験等の実施による市民への農業理解の推進		農業体験の場としての手作り農園等の提供や農業体験を実施する機会を市民に提供。	
	栗東農業まつり			自然の恵み、都市住民との交流を目的としたまつり。栗東栗かぼちゃなど栗東ブランド商品の販売、消費者アンケートなど。
	農業農村保全向上対策による地域ぐるみの農村環境保全活動支援	水路、農地、農道等を地域住民が一体となって維持管理、補修。		
子育て応援課 (子育て支援センター)	子育て講座(離乳食講座)	離乳食を栄養士が作るのを見て基本を学ぶ(だしのとり方、おかゆなど)。試食。		
	子育て講座(0～3歳児の食育)	手作りおやつ。		0～3歳児に必要な栄養や食べ物など食育の基礎を学ぶ。
	子育て相談	卒乳、離乳食や幼児食に関する相談への対応・支援を行う。		
	子育て講座「にこにこ広場」	離乳食のパネルの展示、資料の配布。グループに分かれて離乳食講座を行う。栄養士による個別相談。		
	児童館事業			各児童館において、絵本、紙芝居、エプロンシアターなど親子が楽しみながら食の大切さ、食への興味を高める。
	サークルとの共催事業			さつま芋の苗植え、芋畑の世話、さつま芋掘り体験など。
健康増進課	栗東市食育推進計画の出前講座(健康教室)	管理栄養士による食育講座。食育推進計画ダイジェスト版を配布。乳幼児の保護者、高齢者サロンなど幅広い年齢層に啓発。		
	乳幼児健診	4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半健診で食事・歯科等の指導を実施。		
	離乳食および幼児食の相談(健康相談)	管理栄養士、保健師による離乳食や幼児食に関する相談、改善支援を行う。		
	生活習慣病相談	保健師、管理栄養士が生活習慣病に関する相談に対応。個々に合った食生活改善のためのプログラムを提供、改善支援を行う。		
	「健康りっとう21」(栄養・食生活)	健康づくりネットワーク会議を設置・開催。	健康づくり推進協議会を設置し、第2次計画策定に向けて策定会議を開催。	
	広報りっとうへの食育記事の掲載			食育月間(6月)等に、広報りっとう“子育て情報”に食育記事を掲載。
	農業まつりでの食育リーフレット等の配布啓発			J A農業まつりにブースを設置。食育リーフレット設置、配布(健康推進員の料理レシピ・食育ぬり絵、プロジェクトWなど)。握力測定大会。

	特定健診・特定保健指導における食習慣改善の指導	医師・保健師・管理栄養士・健康運動指導士が、メタボリックシンドローム予防、または改善のための支援を行う。		
	健康推進員活動支援	現任研修会、伝達講習会 地産地消メニューの取り組み、健康推進員養成講座(隔年)を行う。		
学習生涯課	コミュニティセンターにおける料理教室等	各学区のコミュニティーセンターにおいて、毎年、「地産地消の料理教室」「フランス料理教室」「親子食育教室」などが開催されています。		
長寿福祉課	一次予防事業 介護予防普及啓発事業	まちづくり出前トーク 「楽しもう！カラダによい食事」 各団体から依頼に応じて実施。		
			「お気軽！健康あつぷセミナー」 主に高齢者を対象として、口腔と栄養についてセミナー2回を開催。	
	二次予防事業 通所介護予防教室		「からだ軽やか教室」 運動教室の中でワンポイントとして、高齢期の栄養についての講話。(バランスの取れた食事について)	
		「歯つらつはっぴい教室」の開催。	名称等を変更して実施。「口元から始めるアンチエイジング若返り講座」 口腔の内容と併せて実施。 市民が自分の食生活について振り返り、バランスの取れた食事について理解する。 実施継続していけるように、目標設定や実践日記の記入など活用している。	



2 栗東市健康推進員連絡協議会の取り組み

栗東市健康推進員連絡協議会は、健康を推進するボランティア団体です。155名(平成26年10月現在)の会員が活動しており、学区や自治会により活動内容は異なりますが、主に以下のような活動をしています。

地域サロンの実施・協力	サロンや老人会等での食事の提供や、健康づくりの取り組み。
健推だよりの発行	園児保護者向けのおたよりを作成し、配布。
エプロンシアター	エプロンをシアターに見立て、栄養バランスや歯磨きについての啓発を行う。
料理教室	「男性のための料理教室」「おやこの料理教室」「乳製品をたっぷり使った料理教室」等各種料理教室を実施。
食育の日の啓発活動	食育の日(19日)に地域のスーパーマーケットでポケットティッシュを配布し、「みんなで」給食だより、献立表の配布。保護者の反応が把握できない。
各種団体との協働による食育事業	各種団体との協働による親子等を対象とした事業の実施。

栗東市健康推進員連絡協議会によるエプロンシアター



第2章 第1次計画の評価

第1次計画では、計画の目標達成のための指標として14の目標値を設定しました。

A：目標達成、B：改善、C：現状維持、D：悪化、E：評価できないの基準で評価した結果が図表2－1です。目標年度は26年度ですが、平成25年度までに把握できた数値による評価は、Aが2項目、Bが6項目、Cが2項目、Dが1項目、Eが3項目という結果です。

1 「けんこう」の評価

「けんこう」については、Bが4項目、Cが1項目、Eが3項目という結果です。

「毎日朝食を摂取する人の増加」については、目標値にはわずかに達していませんが、概ね改善傾向にあります。各園では、先生から朝食摂取の重要さや、赤、緑、黄色などの“元気っず”として栄養バランスについて伝えるとともに、食育講座、給食だより・献立表の配布などによる保護者啓発を行ってきました。小中学校では、広報りっとうを活用した啓発活動（「わが校・園のくりちゃん元気いっぱい運動」の連載）や、「ふだんの生活習慣アンケート調査」を実施し、結果を「学校だより」を通じて家庭へも周知してきました。成人に対しては、生活習慣病相談、特定保健指導などの機会に啓発・指導を行ってきました。引き続き、朝食摂取率の維持・向上を図るための啓発・指導を行っていく必要があります。

「自分の食生活を問題と思う人の減少」「野菜の摂取量」の項目については県の調査を使用しており、平成27年度に調査が予定されています。このためE（評価できない）としましたが、平成16年度と平成21年度との比較では3項目とも改善傾向にあり、男性の「自分の食生活を問題と思う人の減少」は目標値を既に上回っていました。野菜の摂取量を高める取り組みとしては、健康推進員による地域での野菜料理の伝達、園における季節の野菜の栽培活動と収穫野菜の料理などがあります。野菜の摂取量については改善傾向にあるものの目標量を約50g、成人が必要とされる350gを約100g下回っていることから、さらに取り組みを進めていく必要があります。

2 「だんらん」の評価

「だんらん」については、「家族と食事をしていない子どもの減少」を改善目標に掲げており、A、B、Cそれぞれ1項目です。乳幼児と中学生には改善傾向がみられますが、小学生は横ばい状態です。園では、孤食や食事のマナーについて保護者向けに話をしてきました。小中学校

では、家庭科において家族だんらんで食べる大切さについて指導したり、6年生の特別給食では、卒業前に友だちやお世話になった先生と一緒に食べることで、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につけるようにしてきました。小学生の改善がみられないことから、保護者への啓発や情報提供にさらに取り組んでいくことが求められます。

図表 2-1 栗東市食育推進計画 目標達成のための改善目標

目標	項目	参考資料	対象	現状値	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	評価	目標値
けんこう	毎日朝食を摂取する人の増加	栗東市内乳幼児ふだんの生活習慣の実態調査	乳幼児	97% (H20)	99%	96%	98%	97%	C	100%
		栗東市内小・中学校ふだんの生活習慣アンケート	小学生	94% (H20)	97%	97%	97%	97%	B	98%
			中学生	91% (H20)	92%	91%	93%	92%	B	95%
		生活と健康に関するアンケート	成人男性	78% (H19)	—	—	80%	—	B	81%
			成人女性	86% (H19)	—	—	87%	—	B	89%
	自分の食生活を問題と思う人の減少	滋賀の健康・栄養マップ調査	男性	62% (H16)	47% (H21)	—	—	—	E	55%
			女性	54% (H16)	50% (H21)	—	—	—	E	45%
	野菜の摂取量	滋賀の健康・栄養マップ調査	全市民	229.6g (H16)	250.2g (H21)	—	—	—	E	300g
だんらん	家族と食事をしていない子どもの減少	栗東市内乳幼児ふだんの生活習慣の実態調査	乳幼児	11% (H20)	10%	—	8%	7%	B	5%
		栗東市内小・中学校ふだんの生活習慣アンケート	小学生	12% (H20)	12%	13%	12%	12%	C	7%
			中学生	24% (H20)	21%	18%	17%	16%	A	19%
たいけん	教育ファームに取り組んでいる小学校の割合	各小学校からの補助金実績報告書	小学校	100%	100%	100%	100%	100%	A	100%
	中学3年生で「月に一度でも」自分でお弁当をつくる生徒の割合	食育に関するアンケート	中学生	5%	8%	11%	11%	11%	B	20%
おいしさ	給食の地場産物の使用割合 (栗東産野菜の使用割合)			54.3% (H20)	37.8% (H21) 33.3%	32.5%	41%	38.5%	D	60%

<評価基準> A：目標達成 B：改善 C：現状維持 D：悪化 E：評価できない

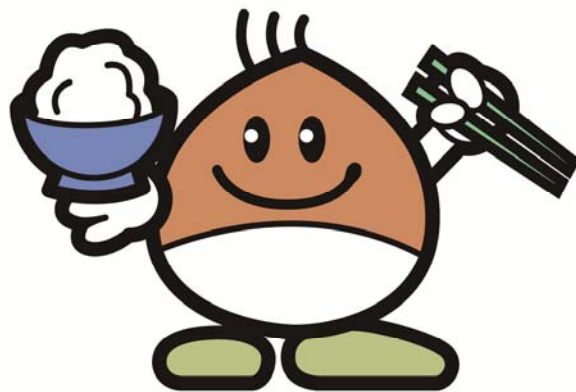
3 「たいけん」の評価

「たいけん」については、A、Bそれぞれ1項目です。「教育ファームに取り組んでいる小学校の割合」は、この4年間すべての小学校で「たんぼのこ（教育ファーム）」が実施されており100%を維持しています。

「中学3年生で『月に一度でも』自分でお弁当をつくる生徒の割合」は11%と目標値の半分程度にとどまっていますが、計画策定時点に比べれば倍増しています。取り組みとしては、生徒が作った弁当の“学校だより”への掲載、自分で栄養バランスを考えた弁当を作るための弁当レシピ集の紹介をしてきました。食への関心を高める取り組み、調理してくれる人への感謝の心を育てる取り組みなどをさらに推進していく必要があります。

4 「おいしさ」の評価

「おいしさ」についての指標は「給食の地場産物の使用割合（栗東産野菜の使用割合）」の1項目であり、D（悪化）となっています。学校給食への供給拡大のため、生産者団体を組織して定期研修、出荷調整を行い、JAが支援し、学校給食共同調理場と関係機関が連携して取り組んでいますが、本市における耕地面積の減少や、対象品目の増減によって大きく割合が変動することがD評価となった主な要因です。次期計画には、現状を踏まえた上でより適切な指標を検討していく必要があります。



第3章 栗東市の食育の課題

健診等の既存データ、アンケート結果等からみる課題

1 食事の量・栄養バランス

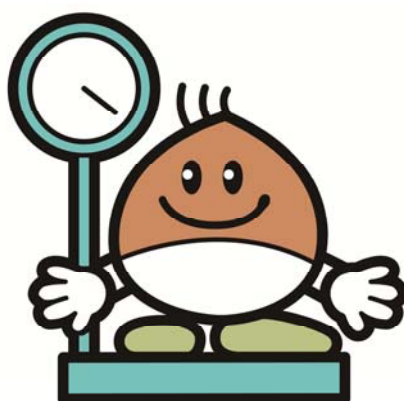
■課題

- ★自分の食事の量や内容など食生活全般について問題があると答えた人は、男女とも半数近くを占め、そのうちの80%以上が改善に取り組みたいと考えています。しかし、自分の健康や体重を管理するための適切な食事内容や量を知っていると答えた人は半数に留まっていることから、子どものころから食事の適量や、栄養バランスについて啓発する取り組みが必要です。
- ★本市のメタボリックシンドローム該当者の割合は、県内2位と高い順位となっています。また、男性は30～50歳代に肥満が多く、将来生活習慣病を発症するリスクがあることから、望ましい食生活を促す取り組みが必要です。
- ★若い女性のやせや無理なダイエットは、無月経や低血圧、不整脈、骨粗しょう症など多くの健康障害を招く恐れがあります。また、妊婦や若い女性のやせは低出生体重児を出産する要因になると言われています。低出生体重児として生まれた子どもは大人になってから生活習慣病のリスクを高めるという調査結果もあります。妊娠中のみならず、妊娠する前からの適切な食生活が、将来の子どもたちの健康にとって大切であるということを理解し、適正体重の維持とバランスのとれた食生活を送るための教育・啓発が求められます。



資料・データ	問題・課題
栗東市保健安全部会研究集録(平成25年)	・男子の肥満の割合は、小学生で6.5%であったものが中学生で9.8%と、中学生に上がるにつれて高くなっています。 ・女子のやせの割合は、小学生から中学生に上がるにつれて高くなっており、男女別にみても中学生のやせの割合は、男子13.3%より女子21.8%の方が高くなっています。
生活と健康に関するアンケート(平成24年)	・15歳以上の人々の肥満は、男性は全国に比べるとやや低いものの、30～50歳代で約3割を占めています。 ・女性は15～19歳、20歳代のやせの割合が高く、4人に1人(27～29%)

	となっています。 ・普段、食事の内容や栄養のバランスに気をつけているかをたずねたところ、「はい（気をつけている）」が70.0%、「いいえ（気をつけていない）」が29.7%となっています。性別にみると、「はい（気をつけている）」は女性に比べて男性が低く、最も高い60歳代でも60%台にとどまっています。女性は15～19歳、20歳代が他の年代に比べて低くなっています。 ・「自分の健康や体重を管理するための適切な食事内容や量を知っていますか」という設問に対しては、「知っている」が51.0%、「知らない」が48.7%となっています。 ・今の自分の食事の量や内容など食生活全般について問題があると答えた人に、食生活についてどのような改善に取り組みたいと思うかをたずねたところ、「特に取り組むつもりはない」はわずか1.3%であり、ほとんどの人が改善に取り組みたいと考えています。 ・食生活の改善に取り組む内容としては、「野菜の摂取量を増やしたい」「食事の量（カロリー）を減らしたい」の2項目が40%以上となっています。「主食（ごはんやパンなど）、主菜（たんぱく質を主としたおかず）、副菜（野菜を中心としたおかず）を組み合わせたバランスのよい食事をとりたい」「おやつやジュースなどの間食をやめたい」「肉類や揚げ物など脂肪分の多い食品の摂取量を減らしたい」も30%以上の比較的高い率です。女性に比べて男性が高いのは「1日3食規則正しくとりたい」「夜食（寝る2時間以内）の飲食をやめたい」「味付けをしたおかずに、しょうゆやソース、塩をかけないようにしたい」などで、男性に比べて女性が高いのは「おやつやジュースなどの間食をやめたい」「カルシウムの摂取量を増やしたい」などです。
滋賀の栄養マップ調査(平成21年)	・乳類、豆類の摂取量が減っています。日本人の食事摂取基準（2010年版）において、カルシウムの1日の推奨量は、男性は15～29歳が800mg、30～49歳が650mg、50～59歳が700mg、女性は15～69歳が650mgとされていますが、本市の摂取量はいずれの年代も推奨量を大きく下回っています。 ・食塩の摂取量は、第2次健康日本21の目標は8gとされていますが、本市の摂取量は1日当たり約10gとなっており、平成22年の国民健康・栄養調査の10.6gとほぼ同じ値となっています。
特定健康診査（対象は国民健康保険加入者）	・メタボリックシンドローム該当者（腹囲大、血圧高値・脂質異常・血糖高値あり）の割合が栗東市は平成24年度は県内2位、薬剤服用者の割合も平成24年度で脂質異常2位、糖尿病3位、高血圧症7位といずれも高い結果となっています。



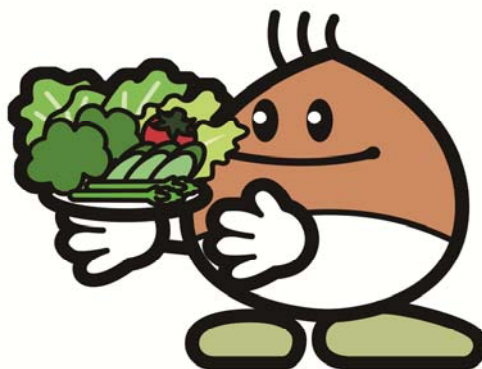
2 野菜の摂取と好き嫌い

■課題

- ★野菜をたくさん食べることは、便秘を予防するだけでなく、免疫力を高めて風邪をひきにくくしたり、よく噛んで食べることで肥満になりにくくしたりします。また、その他にもガン、糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病の予防になるので、食べる量を増やすための取り組みが必要です。
- ★子どもの頃からの食の好みは、将来の健康なからだづくりに影響することから、野菜レシピの提案など、食材の幅を増やすための啓発が子どもと保護者のどちらにも必要です。
- ★野菜は、小学生の嫌いで食べないものの半数以上を占めるため、離乳食の頃から素材の味に触れるなど、好き嫌いを減らすための取り組みが必要です。



資料・データ	問題・課題
滋賀の栄養マップ調査 (平成21年)	・成人1日あたりの野菜の摂取目標量は350g以上ですが、本市は250.2gと目標量の70%程度に留まっています。【計画の目標値 300g】
小学5年生対象「食に関するアンケート」(平成26年)	・朝食を食べた児童の約半数は野菜が食べられていません。 ・好き嫌いがない児童は8%しかいません。 ・55%の児童が嫌いなものはあるが、食べることはできると答えています。 ・38%の児童は嫌いで食べないものがあります。 ・「嫌いで食べないものがある」と答えた児童のうち、半数以上(58%)は野菜類と答えています。また、それに続いて、魚類、豆類、乳製品と続いています。その他の項目では、10人がきのこ類と答えています。



3 朝食の摂取

■課題

- ★朝食は脳のエネルギー源となり、仕事や勉強をする上で集中力を発揮するために重要な役割を果たします。また、朝食を抜くと、昼食や夕食の摂り過ぎによる肥満にもつながります。朝食の摂取を妨げる要因としては、夜遅くに食事をしたり、食事の時間が不規則といったことがあげられるため、生活リズムから見直す必要があります。
- ★アンケート結果から、全体として朝食の欠食率は改善傾向にありますが、若い女性や20～40歳代の男性では他の世代に比べて欠食率が高くなっています。この年代は、女性ではやせ、男性では肥満傾向が顕著な年代でもあり、企業等を含めた取り組みが求められます。
- ★中学生までの朝食の摂取率は、90%を超えていますが、朝食を欠食する人の20%以上が、朝食を食べなくなった時期を「小・中学生の頃から」と答えており、成長期における朝食の大切さについて引き続き教育・啓発を行っていく必要があります。



資料・データ	問題・課題
生活と健康に関するアンケート(平成24年)	・「朝食を欠食する」と答えた人に、いつ頃から朝食を食べないことがあるようになったかをたずねたところ、「20～29歳」が最も高く26%、次いで「高校を卒業した頃から」が18.2%、「高校生頃から」が15.5%の順となっています。しかし、20%以上が中学生までに朝食を欠食するようになっています。 ・男性は、20～40歳代、女性は20歳代の約30%が週2～3日以上朝食を食べないことがあります。 ・「毎日朝食を摂取する人」は男性が80%、女性が87%となっており、平成19年の78%と86%から、わずかですが改善傾向にあります。【計画の目標値 男性81% 女性89%】
小学5年生対象「食に関するアンケート」(平成26年)	・朝食を食べた児童は98%を占めていますが、朝食を食べた児童の約半数は野菜が食べられていません。
幼児ふだんの生活習慣の実態調査(平成20～25年)	・乳幼児の朝食の摂取率は97%であり、平成22年の99%からほぼ横ばいです。【計画の目標値 100%】 ・5歳児の30%程度は朝食が主食1品という結果です。 ・平成20年と25年の5歳児の就寝時間、起床時間を比べると、就寝時間、起床時間共に遅くなる傾向にあります。 夜9時半以降まで起きている割合 20.1%→26.7% 朝7時までには起きる割合 53.5%→51.2%
小・中学校ふだんの生活習慣アンケート(平成22～25年)	・小学生の朝食の摂取率は97%であり、平成22年の97%から変動はありません。【計画の目標値 98%】 ・中学生の朝食の摂取率は92%であり、平成22年の92%からほぼ横ばいです。【計画の目標値 95%】

4 だんらんでの食事とマナー

■課題

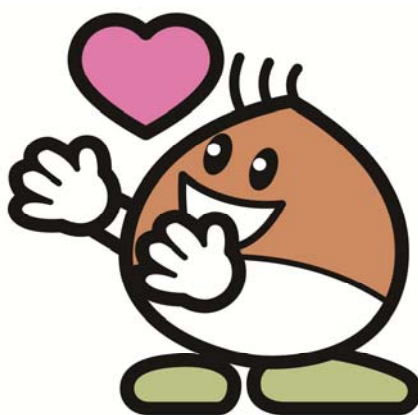
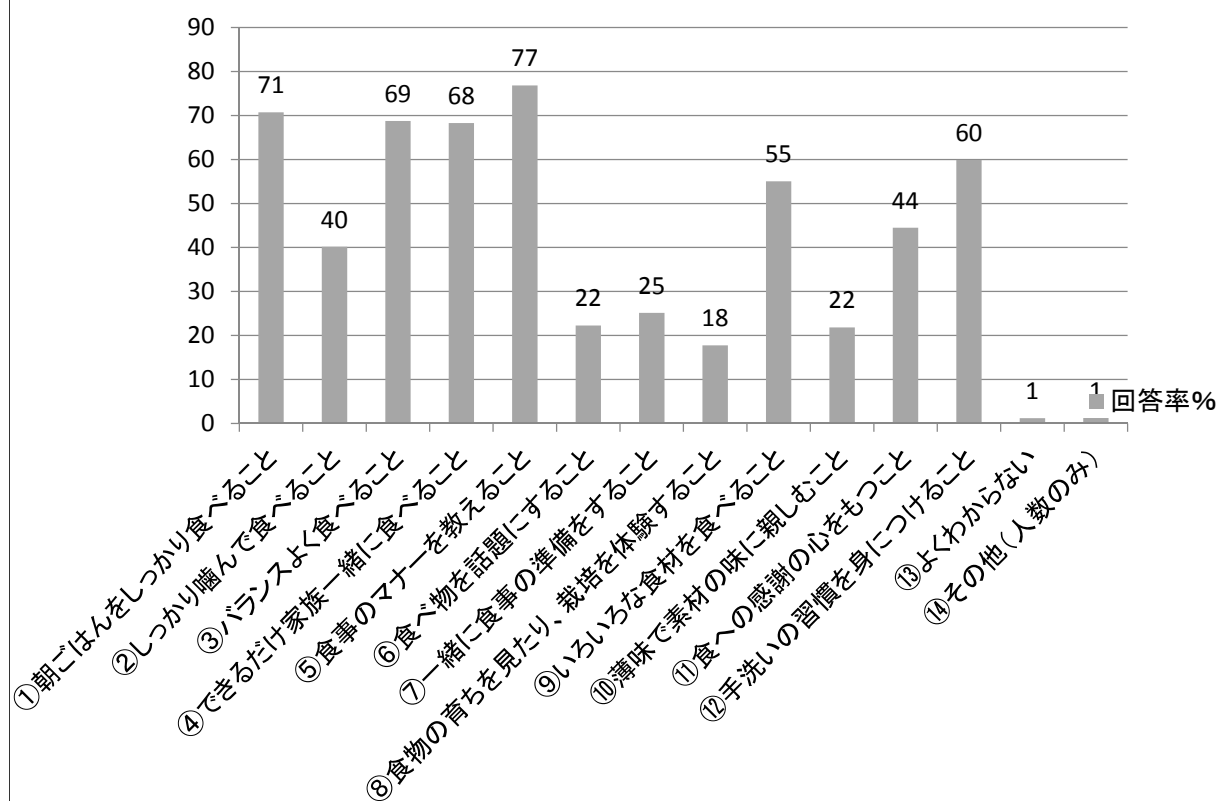
- ★だんらんでの食事は、食の楽しさを実感させ食への関心を高めることから、家庭だけでなく、学校、保育園・幼稚園・幼児園さらには地域社会の中で共食の場に参加することが必要です。
- ★家族形態や働き方の変化など社会的な背景も含め、だんらんでの食事ができない家庭がありますが、家庭におけるだんらんでの食事は、「いただきます」「ごちそうさま」といった基本的な食事マナーを学ぶ機会や、コミュニケーションの場にもなるので、引き続き啓発を行っていく必要があります。



資料・データ	問題・課題
小学5年生対象「食に関するアンケート」(平成26年)	・86%の児童が週に5～6回以上家族で夕食を食べていますが、3%の児童は家族で夕食を食べることがほとんどありません。 ・全体の94%の児童が家族との食事の時間が「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答えています。
幼児ふだんの生活習慣の実態調査(平成20～25年)	・家族と食事をしていない乳幼児は平成22年の10%から減少していますが、まだ7%あります。【計画の目標値 5%】 ・図表3-1 子どもへの食育としては、「①朝ごはんをしっかり食べること」「③バランスよく食べること」など栄養に関すること、「⑤食事のマナーを教えること」「⑩手洗いの習慣を身につけること」などマナーに関すること、「④できるだけ家族一緒に食べること」の団らんに関することが高く、体験的な内容は低くなっています。
小・中学校ふだんの生活習慣アンケート(平成22～25年)	・家族と食事をしていない小学生は12%であり、平成22年の12%から横ばいです。【計画の目標値 7%】 ・家族と食事をしていない中学生は16%であり、平成22年の21%からは減少しています。【計画の目標値 19%】



図表3-1 子どもへの「食育」とは、どのようなことだと思いますか(複数回答可)



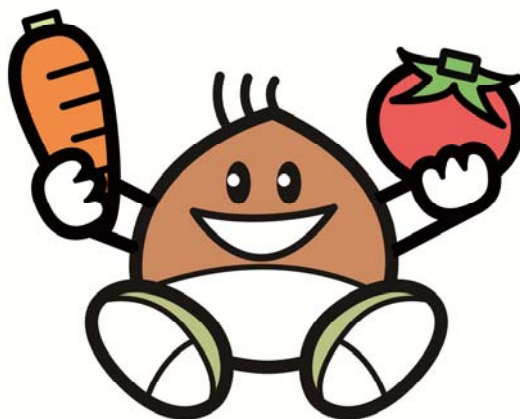
5 体験と感謝の心

■課題

★日々の食事は、生き物の命を頂くだけでなく、生産者をはじめ多くの人々の努力に支えられています。食べ物に対する感謝の心を持つことや、農業への関心を深めるために、生産から消費までの食に関する様々な体験活動に参加することが大切です。



資料・データ	問題・課題
各小学校からの補助金実績報告書 (平成25年)	・「教育ファームに取り組んでいる小学校の割合」は、この4年間すべての小学校で「たんぼのこ（教育ファーム）」が実施されており100%を維持しています。【計画の目標値 100%】
食育に関するアンケート(平成24年)	・「中学3年生で『月に一度でも』自分でお弁当をつくる生徒の割合は11%と計画策定時点の5%に比べれば倍増していますが、目標値と比べると半分程度にとどまっています。【計画の目標値 20%】



6 地産地消と郷土料理

■課題

- ★当市の耕地面積は減少傾向にありますが、地産地消や食材を旬の時期に食べることは、からだや環境に優しいので、実践することが大切です。
- ★郷土料理を学び、調理したり食べたりすることは、地域を知り、良さを見直すきっかけにもなるので、家庭や地域での取り組みが大切です。



資料・データ	問題・課題
農林業センサス2010	・平成22年の農家戸数は、1,111戸となっており、平成17年から149戸減少しています。 ・農業就業人口のうち、普段仕事として自営農業に従事した人の65歳以上高齢者が占める割合は、74.7%と非常に高く、担い手不足が深刻な問題となっています。 ・平成22年の本市の耕地面積は751ha、総土地面積の14.2%です。県内の市では湖南省に次いで狭くなっています。耕地面積のうち、田の耕地面積は712haで、耕地面積全体の94.8%を占めています。 ・販売目的で作付けした作物の作付面積を種類別にみると、稲が66.7%を占めています。次いで麦類、豆類の順となっています。平成17年に比べると、豆類が倍増しています。
農林水産省(平成23年)	・滋賀県の食料自給率は、カロリーベースではこれまで50%台を保っていましたが、平成23年(暫定値)では49%となっています。全国に比べると10ポイント高くなっています。 ・生産額ベースでは、低下傾向にあり、平成23年(暫定値)は36%となっています。これは全国を20ポイントも下回っています。
国勢調査(平成22年)	・本市の核家族世帯は全体では68.4%で、全国(56.3%)、滋賀県(57.7%)よりも高くなっています。また、18歳未満世帯員のいる一般世帯についてみても、本市(86.1%)は全国(79.9%)、滋賀県(75.4%)よりも高くなっています。さらに、平成17年の調査では、本市の核家族世帯は全体では68.0%、18歳未満世帯員のいる一般世帯では82.7%となっており、子どものいる世帯の核家族の割合が高くなってきています。

第2部 計 画

第4章 基本的な考え方

1 基本理念（目指す姿）

おいしく食べて、心も体も健康に！
～おいしい時間にありがとう。旬と野菜とたのしい食卓。～

本市では、平成22年3月に策定した第1次計画にそって、市民一人ひとりが、食を通して元気な体と感謝の心を育むことができるよう、自らの食について考え、食に関する知識と食を選択する力を身につけるための取り組みを推進してきました。

アンケートや既存データからは改善された項目がみられる一方、栄養の偏り（野菜嫌い）、不規則な食事（朝食の欠食や生活リズムの乱れ）、肥満や生活習慣病予備群の増加（高い割合のメタボリックシンドローム該当者）、地産地消の困難さなど、本市における食に関する課題も明らかになっています。さらに、食の安全性はさまざまな点から大きな関心事となっています。

食についての考え方や食生活は個人の自由であり、多様なライフスタイルや価値観等が尊重されることが基本です。また、時代とともに食生活の形が変化することはむしろ当然です。しかし、子どもの健やかな成長、生活習慣病の予防、地産地消の推進や食文化の継承等は、市民みんなで考え、取り組むべき課題と考えます。

そこで、本市の目指す姿を『おいしく食べて、心も体も健康に！』と表し、この計画の基本理念とします。

2 基本目標

基本理念（目指す姿）の実現に向けて、3つの目標をキーワードで示しました。これは、第1次計画において「食育推進で育みたい4つの果実」として掲げた「けんこう」「だんらん」「たいけん」「おいしさ」を引き継ぐもので、「おいしさ」については食への関心や食の楽しみの基本であり、どの場面においても大切であることからそれぞれの項目に含めることとしました。

(1) 基本目標1 <けんこう>野菜しっかり栄養バランス

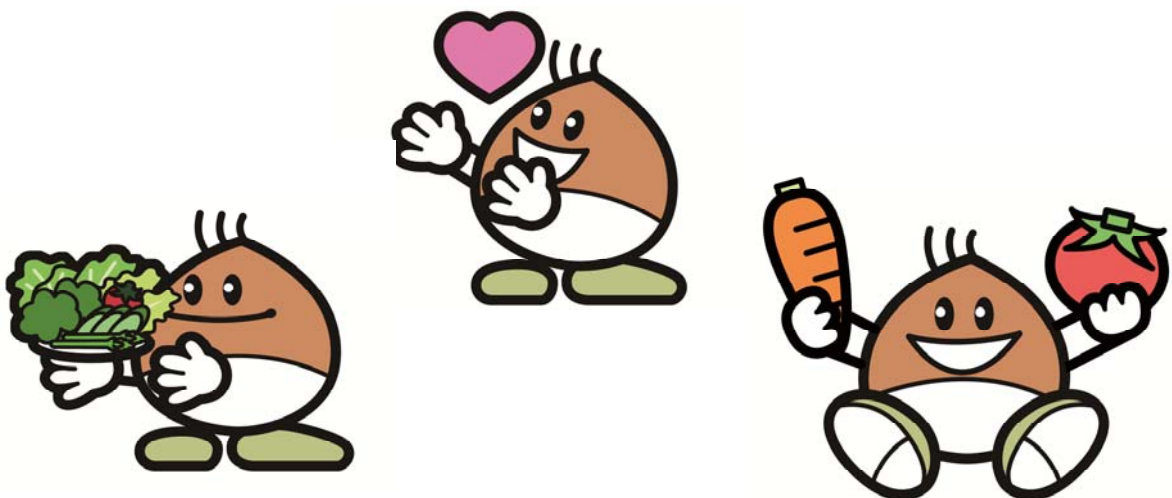
心も体も元気でいきいきとしたゆたかな毎日を送りたい。そのために、自分にあった食事の量やバランスを考えて食べられるよう取り組んでいきます。また、食を通した子どもの育ちと子育て支援という視点から乳幼児期や学校給食等での取り組みも推進します。

(2) 基本目標2 <だんらん>だんらんでの食事で育むマナーや食への関心

楽しい食事は、心ゆたかな満ち足りた毎日のもと。そのために、誰かと一緒にだんらんしながら食べることを大切にします。その中で食事のマナーを習得し、コミュニケーションを育んでいきます。

(3) 基本目標3 <たいけん>体験で育む感謝の心と食文化

毎日の食事を感謝して食べたい。そのために、農業体験や調理体験を通して、自然のめぐみや生産者への感謝の心を育むとともに、地域の農産物や郷土料理を知り、地産地消の推進、食文化の継承に取り組めます。



3 重点的な取り組み

基本目標に向けて、より実効性が高く、具体的な取り組みとなるよう、目標ごとに重点的な取り組みを定めます。

(1) <けんこう>の重点的な取り組み

野菜料理を一皿増やす

健康は、おいしく食べることや楽しく過ごすための大前提です。しかし、糖尿病や脂質異常、高血圧といった生活習慣病が増加しており、これらの疾病には食習慣が大きく影響しています。既存のデータなどから、本市のメタボリックシンドローム該当者の割合が高いこと、野菜の摂取量が少ないことなどが課題として上がっています。健康づくりのためには自分に合った食事の量や栄養バランスを知り食生活を見直していくことが大切ですが、ひとりひとり健康状態や生活のしかたが異なるため、まずはわかりやすいテーマとして“野菜料理を一皿増やす”を重点的な取り組みとしました。

(2) <だんらん>の重点的な取り組み

食事を通してコミュニケーションをはかる

家族が食卓を囲んで共に食事をとることは食育の原点であり、子どもへの食育を実践していく大切な場でもあります。また、友達や地域の人など、様々な人と一緒に食事することは、コミュニケーションを図る場となり、マナーを身につけたり食事を楽しく食べたりすることにもつながります。

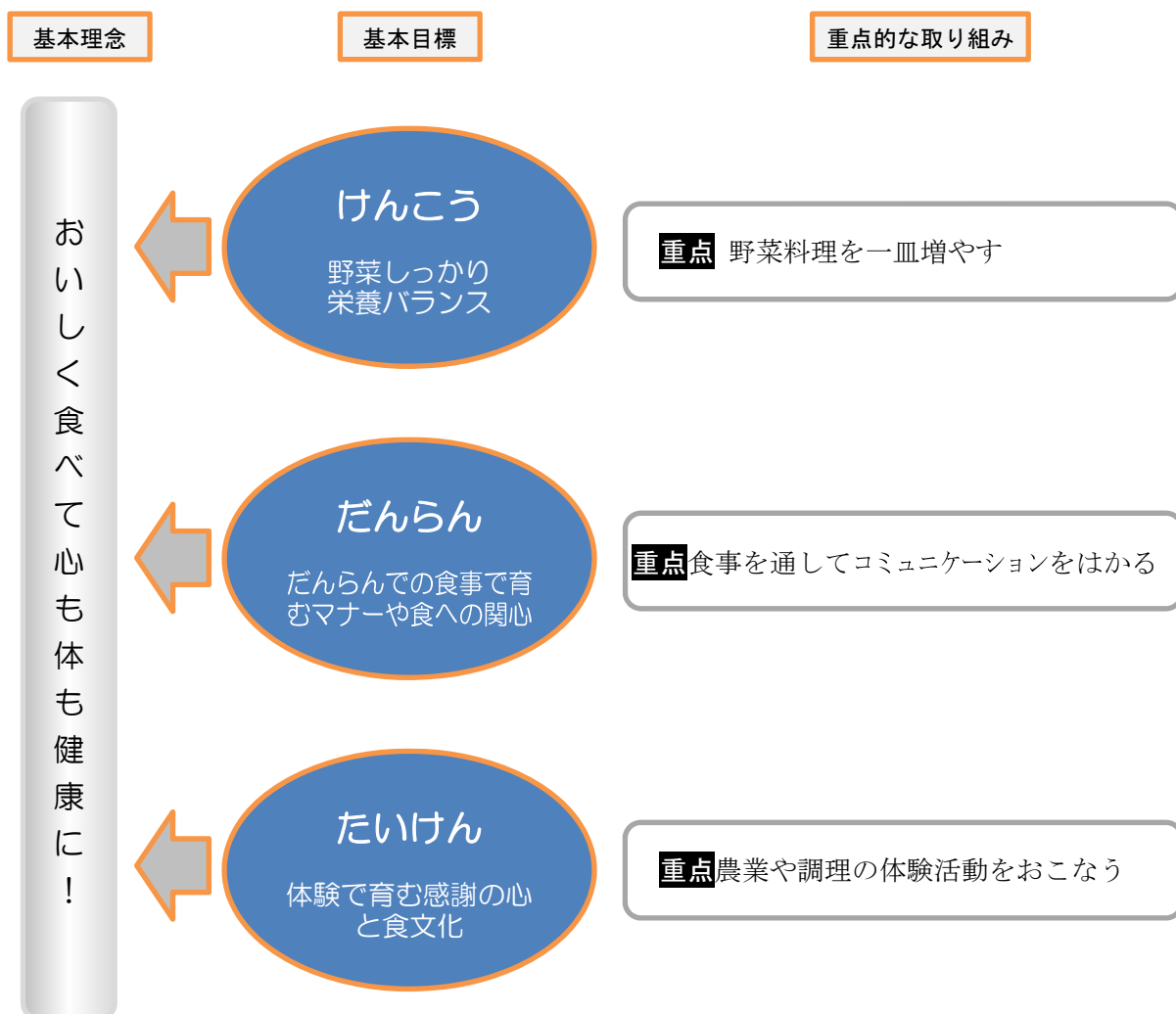
家族形態や働き方の変化による食生活の多様化、地域のつながりの希薄化の中にあって、共食は一律に推進できるものではありませんが、それぞれの家庭に応じた形で、また学校や地域が連携して子どもへの食育の基礎を形成していくことが大切です。このため、“食事を通してコミュニケーションをはかる”を重点的な取り組みとしました。

(3) <たいけん>の重点的な取り組み

農業や調理の体験活動をおこなう

身近な食べ物がどのように栽培・収穫されるのかを知ったり、調理したりすることは、食べ物を生み出してくれた自然やそれを生産・調理してくれた人々に感謝し、食べ物を粗末にせず、大切に作る心を育むと考えます。このため、「自然」や「食」について、肌で感じ、考えることができる“農業や調理の体験活動をおこなう”を重点的な取り組みとしました。

4 計画の概念図



栗東市健康推進員連絡協議会による食育啓発活動



5 計画の評価指標

目標	項目	指標	対象	現状値	目標値	出典
けんこう	毎日朝食を摂取する人の割合	「お子さんは、ふだん(月曜日～金曜日)毎日朝ごはんを食べていますか」という設問に「食べている」と答えた人の割合	乳幼児	97% (H25)	100%	1
		「あなたは、ふだん(月曜日～金曜日)毎日朝ごはんを食べていますか」という設問に「よくあてはまる」「あてはまる」と答えた児童の割合	小学生	97% (H25)	98%	2
			中学生	92% (H25)	95%	
		「あなたは、普段朝食を食べていますか」という設問に「毎日食べる」と答えた人の割合	成人男性	80% (H24)	85%	3
			成人女性	87% (H24)	90%	
	自分の食生活を問題がないと思う人の割合	「あなたは、今の自分の食事の量や内容など食生活全般についてどのように感じますか」という設問に「全く問題がない」「問題がない」と答えた人の割合	男性	64% (H24)	70%	3
			女性	56% (H24)	65%	
	野菜の摂取量	野菜の一日あたりの平均摂取量	全市民	250.2g (H21)	320g	4
だんらん	家族と食事をしている子どもの割合	「お子さんはふだん(月～金曜日)誰と朝食を食べていますか」という設問に「親や祖父母など大人と」、「子どもたちだけで」と答えた人の割合	乳幼児	93% (H25)	100%	1
		「あなたは、ふだん(月～金曜日)家族と食事をしていますか」という設問に「よくあてはまる」、「あてはまる」と答えた児童の割合	小学生	88% (H25)	90%	2
			中学生	84% (H25)	90%	
たいけん	教育ファーム(たんぼのこ体験事業)に取り組んでいる小学校の割合	各小学校からの補助金実績報告書	小学校	100%	100%	5
	中学生で「月に一度でも」自分でお弁当をつくる生徒の割合	「あなたは、学校へ持っていくお弁当を作っていますか」という設問に「月に1回は作っている」と答えた生徒の割合	中学生	16% (H25)	20%	6
	給食の地場産物の使用割合	全使用品目中、地場産(市内産、県内産)の使用割合		29% (H25)	30%	7

- 1 栗東市内乳幼児「ふだんの生活習慣」および「食育」に関するアンケート
- 2 栗東市内小・中学校ふだんの生活習慣アンケート
- 3 生活と健康に関するアンケート
- 4 滋賀の健康・栄養マップ調査(滋賀県)
- 5 各小学校からの補助金実績報告書
- 6 中学生のお弁当づくりに関する調査
- 7 地場産物活用状況調査

第5章 食育推進の取り組み

1 <けんこう>

基本目標 野菜しっかり栄養バランス

(1) 家庭における取り組み

- ・野菜料理を一皿増やそう
- ・「早ね早起き朝ごはん」の習慣づくりに取り組もう

(2) 学校、園における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.1	園等での食についての教育・啓発	○幼稚園・保育園・幼児園において、関係団体の協力を得ながら、食についての教育・啓発を行います。	園児	幼稚園・保育園・幼児園
No.2	「くりちゃん元気いっぱい運動～早ね・早おき・朝ごはん～」による食育の推進	○小中学生を対象とした「ふだんの生活習慣アンケート調査」を継続して実施し、基本的な生活習慣の定着に役立てていきます。	小中学生 保護者	学校教育課
No.3	「食育の日」の取り組みによる食育の推進	○各小中学校において、独自の「食育の日」の実施計画を立案、実施し、食育を推進します。	小中学生	学校教育課
No.4	食育講座の実施	○様々な食べ物の働きや噛むことの大切さなどを伝え、今後の食育の基礎となる食意識を培います。 ○園児の保護者を対象とした「簡単クッキング教室」を開催し、関心を高め、家庭での充実を促す啓発を行います。	園児 保護者	幼児課
No.5	給食だよりによる食の啓発	○給食だよりの配布を通して、園児・小学生とその保護者に食と健康に関する正しい知識の普及を図ります。	園児 小学生 保護者	幼児課 学校給食共同調理場
No.6	小学生への食に関する指導	○望ましい食事のとり方を身につけるとともに、成長段階に応じた食生活が送れるよう、学年ごとに題材を選び指導します。	小学生	学校給食共同調理場

No.7	エプロンシアター	○布製などの食べ物をつけたエプロンを使った寸劇やダンスで、いろんな食べ物を食べることや、歯みがきの必要性について園児やその保護者へ啓発します。	園児 保護者	健康推進員 連絡協議会

(3) 地域における取り組み

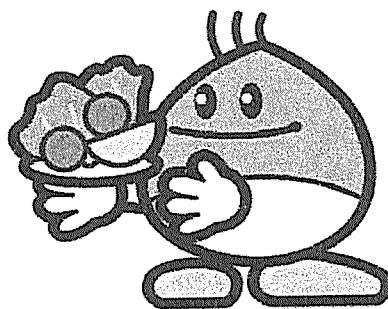
	事業名	内容	対象者	担当部署
No.8	バランスのよい食事の啓発	○栄養改善教室等を開催し、バランスのよい食生活の啓発を実施します。	市民	健康推進員 連絡協議会
No.9	学区のお祭り等における食育啓発	○学区のお祭り等で栄養バランスのとれた食事の展示、おやつを試食、野菜を使った簡単レシピの配布など、食への関心を高める取り組みを行います。	市民	健康推進員 連絡協議会

(4) 行政における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.10	特定健康診査・特定保健指導における食習慣改善の指導	○特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった人に、生活習慣改善にともなう食生活指導を実施し、メタボリックシンドロームの改善を推進します。	市民（国民健康保険加入者）	健康増進課
No.11	生活習慣病相談の実施	○生活習慣病に関する相談に、保健師、管理栄養士が対応し、一人ひとりに合った食生活改善のためのプログラムの提供と改善支援を行います。	市民	健康増進課
No.12	栗東市食育推進計画の出前講座	○管理栄養士等による食育講座（健康教室）を開催し、食育の必要性を伝えるとともに、食育推進計画について広く周知を図ります。	市民	健康増進課
No.13	簡単野菜メニューの出前講座	○家庭で野菜料理を1皿増やしてもらうために、お弁当向き簡単野菜レシピや、子どもの苦手な野菜を克服できるメニューについて講座を行います。	市民	健康増進課
No.14	「健康りっとう21」との連携	○第2次健康りっとう21（栄養・食生活）の事業と連携して食育の取り組みを推進します。	市民	健康増進課

No.15	食育月間、食育の日の周知と食育の取り組みの紹介	○食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）の周知を図るとともに、食育月間等に食育推進計画や、食育の取り組みを紹介する記事を広報に掲載することにより食育への関心を高めていきます。	市民	健康増進課
No.16	健康推進員活動支援	○隔年実施する健康推進員養成講座において、食品と栄養の知識、健康づくりと食生活、調理実習などはもちろん、食育推進計画に関する内容を盛り込んでいきます。 ○現状にあった食育の啓発活動に努めてもらうため、栗東の食の現状や健康問題、地域づくり等についての現任研修会を開催します。	健康推進員	健康増進課
No.17	乳幼児健康診査時における栄養・食生活に関する相談・指導	○乳幼児健康診査において、子どもの発達段階に応じた栄養・食生活に関する相談・指導を行います。	乳幼児保護者	健康増進課
No.18	離乳食および幼児食の相談（健康相談）	○なごやかセンターやコミュニティセンターにおいて、管理栄養士、保健師による離乳食や幼児食に関する相談、改善支援を行います。	乳幼児保護者	健康増進課
No.19	食育会議の開催	○各園で食育年間計画を立案、実施するとともに、食育会議で情報交換を行い、後の食育活動に反映させ、充実を図ります。	職員 栄養士 （幼児課）	幼児課
No.20	育児講座	○未就園児とその保護者を対象として、簡単なおやつづくりや離乳食、アレルギー食などニーズに応じた講義・実習を行います。また、日頃の悩みや不安を相談する機会にもなっています。	未就園児 保護者	幼児課
No.21	子育て講座の充実 「0～3歳児の食育」	○0～3歳児と保護者を対象として、必要な栄養や食について学ぶ講座の開催や相談に応じることにより、子育て不安の軽減を図ります。	0～3歳 児 保護者	子育て応援課

No.22	子育て講座の充実 「離乳食講座」	○4～11か月児の保護者（初産）を対象とした離乳食講座を開催し、離乳食の作り方の基本を学び、試食する機会を提供します。また、利用者のニーズに応じて開催回数を増やすなど講座の充実を図ります。	初めての 子育て中 の保護者 （4～11 か月児）	子育て応援 課
No.23	子育て相談 「巡回・来館・電 話」	○巡回・来館・電話などによる、卒乳の時期、離乳食や幼児食に関する相談への対応、支援を行います。	乳幼児保 護者	子育て応援 課
No.24	子育て講座 「にこにこ広場」	○離乳食のパネルの展示、資料の配布、グループでの離乳食講座、管理栄養士による個別相談を実施し、子育て不安の解消を図ります。初めての子育てで不安や悩みを抱える保護者の参加が多いことから、相談の充実を図ります。	0歳児 保護者	子育て応援 課
No.25	介護予防・生活支 援サービス事業 （その他の生活支 援サービスの提 供）	○介護予防・生活支援サービス事業の一つとして、栄養改善等を目的とした配食サービスを実施します。	介 護 予 防・生活 支援サー ビス事業 対象者	長寿福祉課
No.26	介護予防普及啓発 事業の実施	○出前講座等を実施し、高齢期の栄養・バランスの取れた食事などについて啓発を図ります。	高齢者	長寿福祉課



2 <だんらん>

基本目標 だんらんでの食事で育むマナーや食への関心

(1) 家庭における取り組み

- ・ 食事を通してコミュニケーションをはかろう
- ・ 食事のマナーを身につけよう

(2) 学校、園における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.27	給食感謝週間における取り組みの推進	○全国学校給食週間（1月24日～1月30日）にあわせ、各小学校において「給食感謝週間」として、生産者、調理をしてくれる人など給食に関わる人への感謝を表すとともに、食について考える取り組みを実施します。	小学生	学校教育課
No.28	食事のマナーの習得	○手洗いのしかたや箸の使い方、食器の並べ方、食べ方などについて指導し、マナーの習得に取り組みます。また、給食参観等で保護者へ啓発を行うことにより、保護者の意識の向上も図ります。	園児 保護者	幼児課
No.29	自園給食の実施	○年齢や成長にあわせた調理方法、和食を中心とした献立、味覚経験などに配慮した給食を提供し、咀嚼する力や食嗜好を育みます。多くの人が関わる配膳時等のコミュニケーションも大切にしています。	園児	幼児課
No.30	手作りおやつの実施	○手作りのおやつを毎日提供し、望ましい味覚の成長を促すとともに、楽しみにするような献立を心がけています。	園児	幼児課
No.31	行事食の実施	○四季折々の行事食を無理のない形で給食に取り入れ、古くからの食文化に触れ、楽しむ機会としています。	園児	幼児課
No.32	食を通じた異なる学年との交流	○お弁当の日などを利用して、他学年との交流を深めます。	小学生	学校教育課

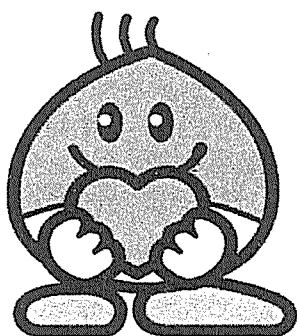
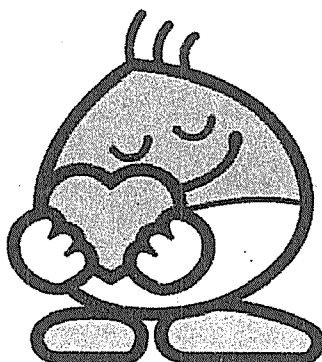
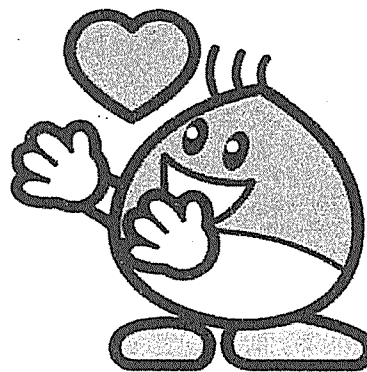
No.33	4年生特別給食と食に関する指導	○栗東市と関わりのある「菜めし田楽」「田楽とおでん」について学習するとともに、市内の野菜生産者を給食に招待し、児童と会食することにより、地域の食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心を育みます。	市内小学校4年生児童	学校給食共同調理場
No.34	5年生特別給食と食に関する指導	○野菜の大切さについて学び、栗東市の学校給食に平成元年から伝わる野菜を多く使った「ほのぼの鍋」を食べることで、望ましい食事のとり方を身につけます。	市内小学校5年生児童	学校給食共同調理場
No.35	6年生特別給食	○友だちやお世話になった先生と一緒に食事することで、食事のマナーや食事を通じた人間関係能力を身につけることをねらいとして、小学校卒業前の6年生を対象として特別給食を実施します。	市内小学校6年生児童	学校給食共同調理場
No.36	児童館事業	○各児童館において、親子が楽しみながら食の大切さ、食への興味を高めることができるよう、絵本、紙芝居、などを行います。 ○児童館において季節毎の食に関する行事、旬の食べ物、食材に含まれる栄養など、食育に関連する情報提供を行います。	乳幼児保護者	子育て応援課

(3) 地域における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.37	食育の日の啓発活動	○食育の日（毎月19日）に地域のスーパーマーケットで、食育の日の周知や、家族だんらんの食事について啓発活動を行います。	市民	健康推進員連絡協議会

(4) 行政における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.38	給食会議の実施	○（自園給食園の）給食担当保育士、厨房責任者、栄養士などによる給食会議を毎月開催し、献立の評価や要望の検討などを行い、給食に反映させ、その充実を図ります。	厨房責任者 栄養士 保育士	幼児課



3 <たいけん>

基本目標 体験で育む感謝の心と食文化

(1) 家庭における取り組み

- ・ 家庭で野菜などの栽培、調理、お弁当づくりなどを体験しよう
- ・ 地域の食材や食文化を知ろう

(2) 学校、園における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.39	栽培活動	○米や野菜などの栽培活動を通して作物や食への関心を高めます。 ○作物の生長過程や実り方を知り、収穫の喜びを体感することにより食材への興味を育みます。また子どもたちが収穫した野菜を家庭へもち帰ることで、家庭の関心も高めます。	園児 保護者	幼児課
No.40	クッキング活動	○園児と保護者が自分たちで育てた野菜などを調理して食べることにより、その旬やおいしさを知り、実りに感謝する心を育みます。	園児 保護者	幼児課
No.41	学校給食の食べ残しの減量化	○小学校の「給食残さい（副食の残食）率」の調査結果を分析し、食の大切さや身体への影響などを子どもや保護者に伝えることにより、様々な食材をバランスよく食べる食生活の基礎づくりを推進し、食べ残しの減量化を図ります。	小学生	学校給食共同調理場 学校教育課
No.42	中学校における「食の自立」をめざした食育の推進	○中学生が自分で弁当を作ることで、食の自立を図るとともに、調理をしてくれる人への感謝の心を育んでいきます。 ○「中学生のお弁当づくり」実施状況調査を実施します。 ○中学生が自分で栄養バランスを考えた弁当を作るための参考となるよう「お弁当レシピ集」の充実を図ります。	中学生	学校教育課

No.43	たんぼのこ体験事業の実施	○小学校において、田植、稲刈り、収穫祭などの一連の流れの農業体験を学習として行う「たんぼのこ体験事業」を実施します。 ○田んぼのどろんこ運動会、作物を鳥害から守るかかしづくりなど、新しい取り組みについても検討します。	小学生	小学校 農林課
No.44	やまのこ事業の実施	○森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、「やまのこ」事業を実施します。	小学４年生	小学校 農林課

(3) 地域における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.45	健康推進員による各種料理教室	○「男性のための料理教室」「おやこの料理教室」「乳製品をたっぷり使った料理教室」等各種料理教室を、各種団体と協働するなどして実施します。	市民	健康推進員 連絡協議会
No.46	平和学習推進事業	○平和学習の一環として、“すいとん”“芋のつるのきんぴら”など戦時中の食事を体験します。	小学生 保護者	生涯学習課 コミュニティセンター 健康推進員 等
No.47	放課後子ども教室における食育	○放課後子ども教室における、農家、事業所等の協力を得た食農体験の機会の提供について検討します。	小学生	生涯学習課

(4) 行政における取り組み

	事業名	内容	対象者	担当部署
No.48	農業農村保全向上対策による地域ぐるみの農村環境保全活動支援	○地域住民が生き物観察や田植え体験、農道、河川の点検補修を行うことにより、食と地域のつながりの強化を図ります。	農用地区域を有する地域の農業者団体自治会等でつくる組織	農林課
No.49	食農体験の充実	○食農体験の充実を図るため、協力農家、協力事業所等への働きかけを行うとともに、新しい体験機会の開拓に努めます。	市民	農林課

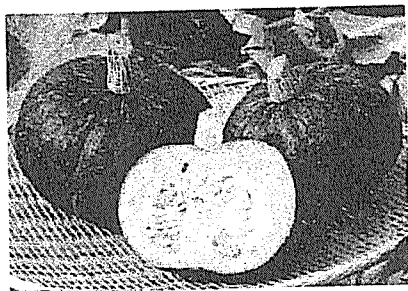
No.50	ふれあい料理教室	○夏期休暇期間中に、料理教室を開催し、簡単な料理（地場産物を活用した献立や夏野菜を使った献立）をすることで、食や地元の農産物への興味・関心を高めていきます。	小学生 保護者	学校給食共 同調理場
No.51	栗東ブランド農産物の情報発信による地産地消の推進	○「りっとう栗太郎かぼちゃ」など栗東ブランドの農産物について、ホームページ等による情報発信を強化して地産地消を推進します。	栗東市農 業振興会	農林課
No.52	環境こだわり農産物の支援	○滋賀県が独自に定めた要件を満たして栽培された農産物（滋賀県環境こだわり農産物）への支援を行います。また、エコファーマーの認証支援を行います。	農業者	農林課
No.53	水田野菜の生産拡大推進、学校給食への食材供給推進	○水田野菜生産拡大を推進し、学校給食への供給食材の増加を図ります。	農業者	農林課
No.54	栗東農業まつり	○農業による自然の恵み感謝するとともに、生産者と消費者、都市住民との交流を目的として栗東農業まつりを開催します。	一般	農林課

栗東市の特産品紹介



栗東いちじく

独特の風味と甘さがあるいちじくです。「栗東ブランド」として「いちじくジャム」や「いちじくシュークリーム」などの商品も開発しています。いちじくは、お菓子のほか、サラダやパスタ、天ぷらにしてもおいしい食材です。



りっとう栗太郎かぼちゃ

名前の通り栗のようなホクホクとした食感と甘みがおいかぼちゃです。かぼちゃは煮物やコロッケのほか、サラダやポタージュなど幅広く活用できます。

第2次栗東市食育推進計画

平成27年3月

発行／栗東市

編集／栗東市 健康増進課

(栗東市総合福祉保健センター内)

〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺190番地

電話 077-554-6100

FAX 077-554-6101

第2期栗東市障がい者基本計画

平成27年度～平成32年度

〈案〉

平成27年2月

栗東市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	6
1 栗東市の人口の推移	6
2 障がいのある人の数の推移	7
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 基本方針	11
3 計画の基本体系	12
第4章 重点目標	16
1 相談支援の充実	16
2 就労への支援	18
3 地域生活への支援	19
第5章 施策の推進	20
1 理解と交流の促進	20
(1) 啓発広報と人権学習の推進	20
(2) 交流機会の確保	23
(3) 福祉教育の推進	24
(4) 地域福祉活動の推進	26
2 保健・医療の充実	30
(1) 発生予防対策及び早期発見体制の充実	30
(2) 医療体制及びリハビリテーションの整備	33

3	生活支援の充実	36
	（１）経済的自立の支援の充実	36
	（２）在宅福祉サービスの充実	39
	（３）施設サービスの充実	43
	（４）意思疎通支援の充実	45
	（５）情報提供の充実	47
	（６）総合相談機能の充実	50
4	学習機会の充実と社会参加の促進	54
	（１）就学前対応と就学指導の充実	54
	（２）特別支援教育の充実	57
	（３）社会参加の促進	60
	（４）移動支援の充実	64
5	就労の促進	66
	（１）一般就労の促進	66
	（２）福祉的就労の促進	70
6	生活環境の整備	72
	（１）バリアフリー化の促進	72
	（２）防犯対策の充実	74
	（３）居住支援の充実	76
7	防災・災害時支援の充実	78
	（１）防災対策の充実	78
第6章 計画の推進		80
1	計画の推進体制	80
2	地域における各種関係団体、民間企業等との連携	80
3	計画の見直し	80
参考資料		81
栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱		81
栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会委員名簿		83
策定経過		84
用語解説		85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

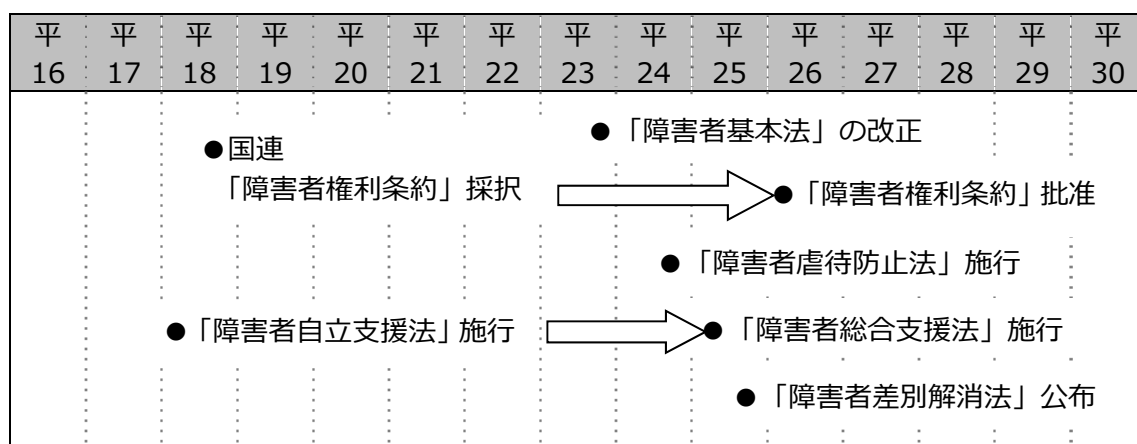
障がい福祉の分野では、わが国において平成 26 年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」※が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。平成 23 年には「障害者基本法」が改正されるとともに、平成 24 年 6 月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」に基づき、平成 25 年 4 月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」※と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

さらに、平成 24 年 10 月には障がいのある人の権利利益の擁護を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」※が施行され、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」※が成立するなど障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

滋賀県においては、当県における障がい者施策の指針を示した「新・障害者福祉しがプラン」（計画期間：平成 24～26 年度）を平成 24 年 3 月に策定しました。プランでは、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」を基本理念に、地域で暮らし、働き、活動することの実現を目標としています。

本市においては、平成 16 年 3 月に「栗東市障害者の住みよいまちづくり推進計画（改訂版）」を策定し、また、「第五次栗東市総合計画」（平成 22 年～平成 31 年）では、市の将来像を『ひと・まち・環境 とともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東』と定め、その中で基本目標「安全・安心のまち」として「障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくり」をめざす方針が位置づけられています。

■ 障がい者福祉に関する法律等の動向



2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第9条）に基づく市町村障害者計画で、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、障害者総合支援法※（第88条）に基づいて3年ごとに策定する「栗東市障がい福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定、推進していくものとしします。

本市のまちづくりの基本方針である総合計画や、社会福祉の基本計画である地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

また、国の「障害者基本計画」や滋賀県の「新・障害者福祉しがプラン」など、国・県の関連計画との整合性を図るものとしします。

障害者基本法

(障害者基本計画等)

第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

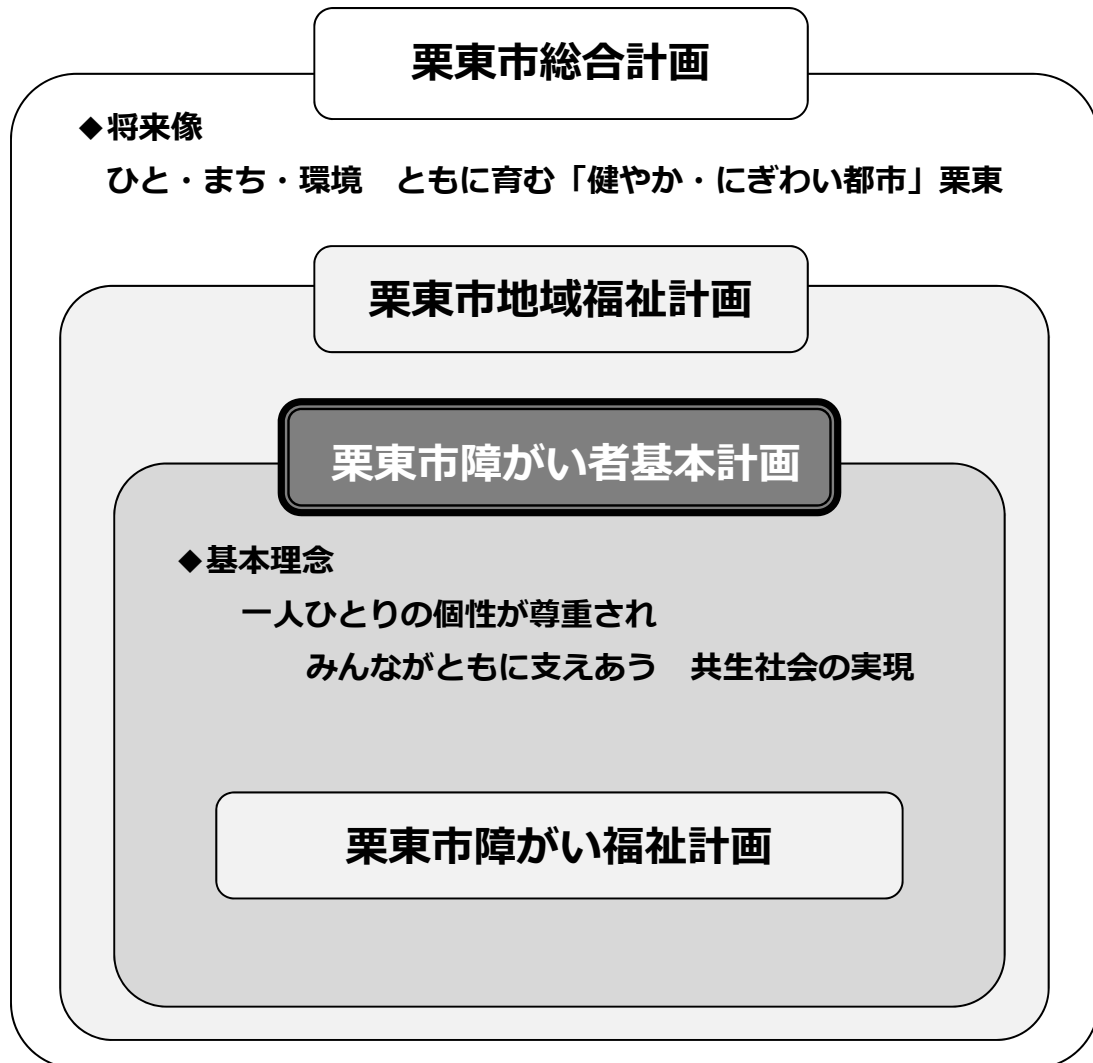
2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

■「障がい者基本計画」及び「障がい福祉計画」の概要

	障がい者基本計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 同法第9条第3項に規定する「市町村障害者基本計画」として策定するものです	障害者総合支援法 同法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第4期計画として策定するものです
性 格	○障がいのある人の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 ○長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	○各年度における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業について、必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	○国の「障害者基本計画」及び「新・障害者福祉しがプラン」（平成24年3月）を基本とした、栗東市総合計画の部門計画	○障害者総合支援法第87条に規定される、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定される ○障がい者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標

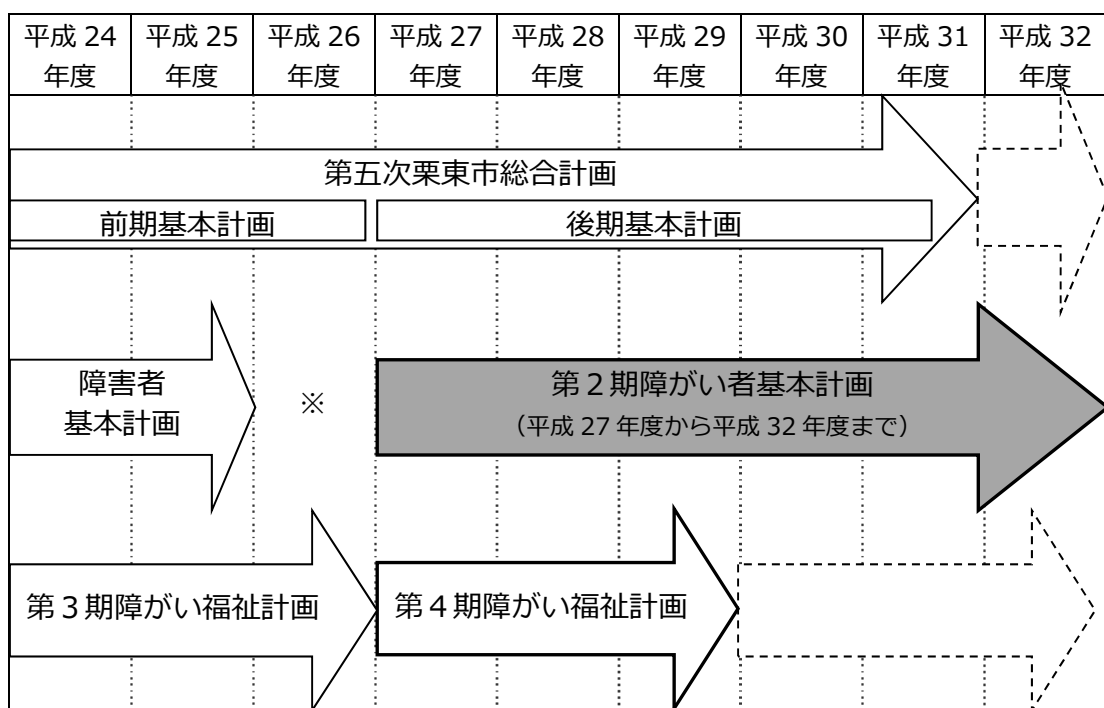
■本市計画との関連性



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 6 年の計画とします。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



※障がい者基本計画は平成 25 年度に計画期間が終了しているものの、第 4 期障がい福祉計画との整合を図るため、第 2 期障がい者基本計画の計画開始時期を平成 27 年度とし、計画期間を 6 年間としました。なお、平成 26 年度の障がい福祉に関する施策の実施については、第五次栗東市総合計画に盛り込まれている障がい福祉施策で運用しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 栗東市の人口の推移

本市の人口は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 66,993 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、65 歳以上の増加が多くなっています。

■人口の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
14 歳未満	12,622	12,526	12,466	12,429
15～64 歳	43,384	43,290	43,070	43,199
65 歳以上	9,907	10,494	11,093	11,365
計	65,913	66,310	66,629	66,993

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、9 月 30 日現在
資料：住民基本台帳

2 障がいのある人の数の推移

①身体障がいのある人

身体障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在 1,927 人となっており、微増の傾向にあります。年齢階層別でみると、65 歳以上の増加が多くなっています。等級別でみると、重度障がいのある人（1 級、2 級）が 45.2%となっています。

■年齢別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	58	56	54	69
18～64 歳	629	585	594	586
65 歳以上	1,183	1,203	1,236	1,272
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■障がい等級別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	567	548	564	584
2 級	279	266	275	287
3 級	275	294	296	293
4 級	470	458	472	478
5 級	147	145	147	152
6 級	132	133	130	133
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

②知的障がいのある人

知的障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 456 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、18～64 歳の増加が多くなっています。判定別でみると、重度障がいのある人（A 判定）が 36.4% となっています。

■年齢別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	148	166	167	155
18～64 歳	236	246	258	280
65 歳以上	11	13	14	21
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■判定別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A 判定	151	163	161	166
B 判定	244	262	278	290
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

③精神障がいのある人

精神障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 290 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、18～64 歳の増加が多くなっています。等級別でみると、中度障がいのある人（2 級）が 62.1%となっています。

■年齢別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	2	2	2	2
18～64 歳	199	216	231	243
65 歳以上	35	36	45	45
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■障がい等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	18	22	24	25
2 級	147	158	173	180
3 級	71	74	81	85
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護される立場とみなされがちでしたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなる時においても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係の中で日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような、地域社会における共生の実現をめざします。

『一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現』

なお、「栗東市障がい者基本計画」と「栗東市障がい福祉計画」の基本理念は共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

2 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携の中で一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

3 計画の基本体系

本計画の基本理念、基本方針を踏まえ、以下の7施策を計画の基本体系とします。

(1) 理解と交流の促進

人権尊重の視点に立ち、障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人が安心して地域で暮らすため、住民意識の高揚と地域福祉活動の推進に努めます。

(2) 保健・医療の充実

障がいの発生予防や障がいの重度化を予防するため、保健・医療・福祉が連携して施策の充実を図ります。

(3) 生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、相談やコミュニケーション支援を含めた福祉サービスの充実に努めます。

(4) 学習機会の充実と社会参加の促進

障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、障がいの程度や能力・適正に応じた教育が受けられるよう、幼児期からの教育環境の整備を推進し、障がい児の可能性を伸ばす多様な教育内容の充実に努めます。

また、障がいのある人の生きがいや社会参加のため、移動支援の充実と学習機会の提供に努めます。

(5) 就労の促進

企業等の障がいのある人に対する理解を促進するとともに、障がいのある人が一般就労や福祉的就労ができるよう関係機関と連携を深め、障がいのある人に対する就労の場の拡大を図ります。

(6) 生活環境の整備

生活環境のバリアフリー化を推進し、居住支援を含めた障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

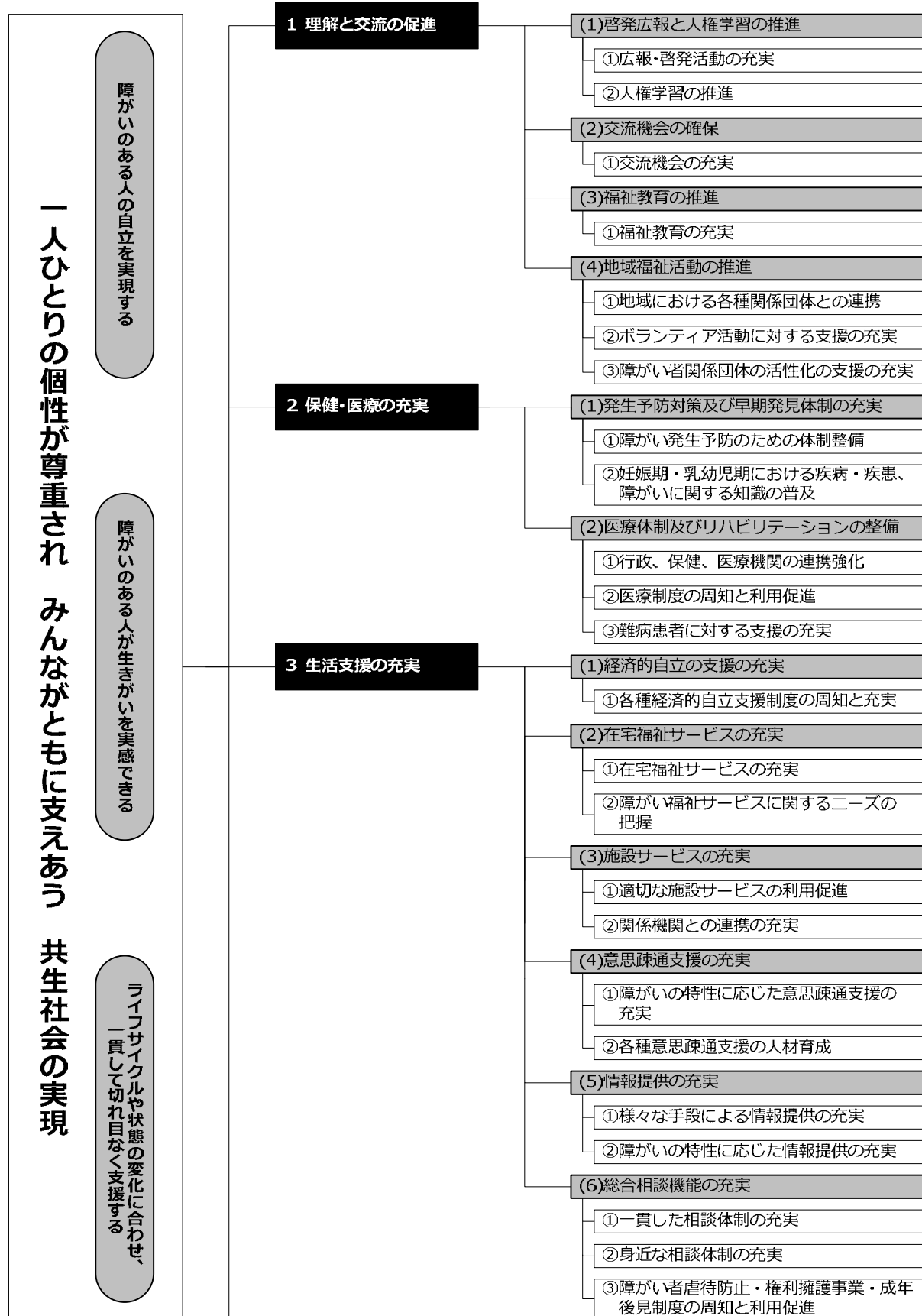
また、障がいのある人を犯罪や災害から守るため、防犯・防災体制の充実に努めます。

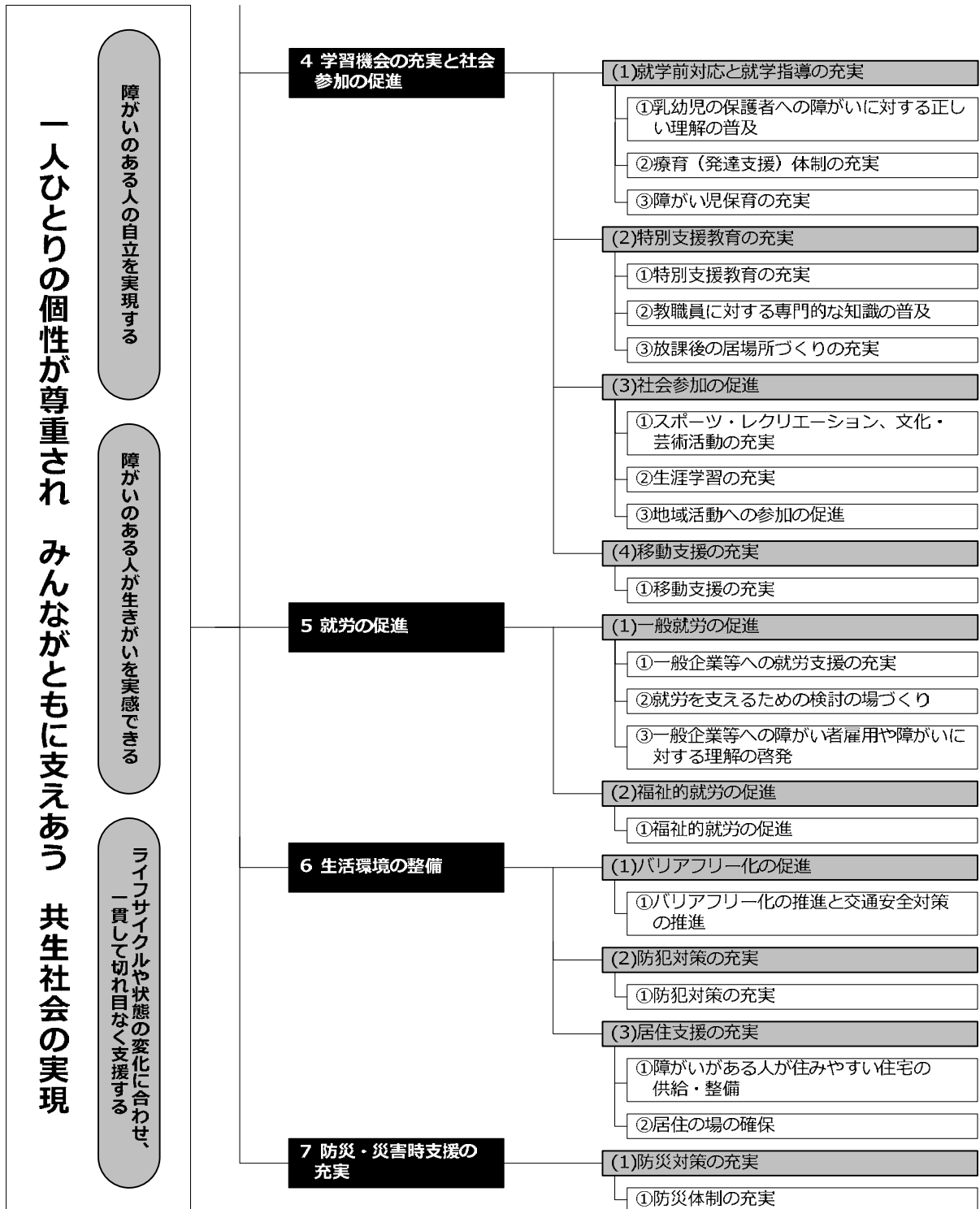
(7) 防災、災害時支援の充実

地域で安心して暮らしていくために、障がいのある人や家族、支援者が防災や防犯についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくとともに、地域や関係機関との情報共有及び協働により素早く安全に避難できる体制づくりを支援します。

また、障がい者に配慮した避難所の確保や避難所での生活支援の推進を図ります。

■施策の体系





第4章 重点目標

基本理念「一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現」の実現をめざすため、次の項目を特に重点目標として計画を推進します。

1 相談支援体制の充実

【めざす方向】

障がいのある人が、住みなれた地域で、心豊かに安心して暮らしていくためには、包括的な自立支援のための仕組みづくりが必要です。

障がいのある人やその家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、気軽に相談できる相談支援体制の充実を図り、適切な支援へとつなげていきます。

【取組み方針】

（１）関係機関との連携強化による相談支援の充実

現状と課題	○ 心身障がい者相談員※、民生委員児童委員、障がい者関係団体等による相談と、障がいの特性に応じた相談機能を充実するため、相談支援事業者への事業委託による一般相談支援事業※と特定相談支援事業※を行っています。 ○ 地域での個別ニーズを全体のニーズとして共有するため「栗東市障がい児・者自立支援協議会※」「湖南地域障害児・者サービス調整会議」等において、関係機関との連携を強化し、各機関の専門的な機能の有効活用を行いながら、障がいのある人の自立生活を総合的に支援する体制の整備を図っています。



今後の取組	● 障がいのある人の自立生活を総合的に支援する体制の整備 ● 広域による基幹相談支援体制※の整備に向けての協議

(2) ケアマネジメント※機能の強化

現状と課題	○ 障がいのある人が自らサービス提供事業者との調整を行うことや、自分自身の意思を伝えることが困難であることがあるため、障がいのある人自身が抱える問題が解決されていないことがあります。 ○ 一人ひとりの障がいの特性を把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行うためには、専門性のあるケースワーカーのケアマネジメント※による個別支援体制の整備が必要です。



今後の取組	● 個別ケース会議等による関係機関のチームアプローチを実施し、相談支援事業の充実

(3) ライフステージ※を通じた相談支援体制の整備

現状と課題	○ 個々のニーズや障がいの特性、発達段階に応じた適切な支援を行うためには、教育、医療、保健、福祉、就労等が一体となった相談支援が重要となります。



今後の取組	● ライフステージ※を通じた切れ目のない支援の強化のための関係機関の連携

2 就労への支援

【めざす方向】

障がいのある人への就労支援については、自立した生活を営む上で重要な施策です。障がいのある人の働く意欲は高まっていますが、就労をめぐる環境はまだまだ厳しい現状にあります。

障がいのある人が住みなれた地域で自立し、経済的に安定した生活を送るために「地域で働く」ことを実現するため、障がいのある人の就労支援体制の整備を図っていきます。

【取組み方針】

(1) 関係機関の連携強化による就労支援体制の充実

現状と課題	○ 障がいのある人の就労を支援するためには、労働部門、福祉部門、教育部門等の関係機関の連携による就労支援事業の推進体制の充実・強化が必要であり、公共職業安定所や滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を図るとともに、相談支援体制の充実や企業への障がい者雇用に対する啓発を図っていくことが重要です。 ○ 滋賀県における障がいのある人の就業状況は、企業の理解が進んでいることなどもあり、全国的にみると比較的良好な状況にあります。しかし、障がいのある人の継続した就業にはさまざまな課題も残されており、いかに雇用の定着を図っていくかについて、関係する様々な人たちが情報を共有し合いながら、より良い環境づくりに取り組んでいく必要があります。



今後の取組	● 就労に向けてのきめ細かな連続性のある支援の充実 ● 継続した就労を支えていくための支援体制づくり

3 地域生活への支援

【めざす方向】

障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、個別のニーズや地域特性に基づいた生活支援の基盤整備や地域生活支援事業などの推進を図っていきます。

【取組み方針】

(1) 障がい福祉サービス※の充実

現状と課題	○ 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、家族や介助者の負担の軽減を含めた多様で質の高い効果的なサービスの提供が不可欠となります。
	
今後の取組	● 個々の状態に応じた、効果的なサービス提供体制の充実

(2) グループホーム※の整備支援

現状と課題	○ 障がいのある人が地域での生活を営めるよう、自立生活の拠点となる住まいの場の確保が求められており、居住の場として、グループホーム※の整備が求められています。一方で、グループホーム※の整備にあたっては、建設や既存建物の改修など居住空間の確保について多額の建設・改修費用が必要となることが課題となっています。 ○ 本市におけるグループホーム※の整備を進めていくためには、これまでの既成の整備手法にとらわれず、市内の既存住宅ストックの活用も含めたさまざまな手法を取り入れながら柔軟に対応していくことが求められます。
	
今後の取組	● 居住の場の確保のためのグループホーム※整備についての推進

第5章 施策の推進

1 理解と交流の促進

(1) 啓発広報と人権学習の推進

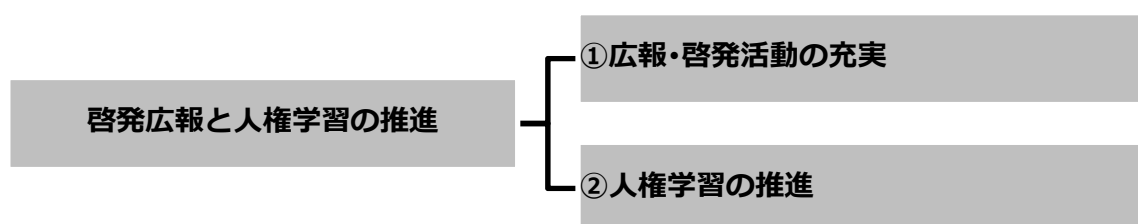
【現状と課題】

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、地域住民の障がいに対する理解を深め、お互いに尊重することが重要です。

本市では、広報や出前トーク、じんけんセミナーの開催などにより、障がいに対する正しい理解を進めるための啓発活動に努めています。しかし、アンケート調査では、障がいのある人に対する市民の理解が深まっていないと感じている人が 30%弱あり、特に、知的障がいのある人や精神障がいのある人でその傾向が強くなっています。

今後も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、必要な支援を受け相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現できるよう、共同開催による啓発事業の推進や、広報活動の内容の充実に努める必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

① 広報・啓発活動の充実

市民を対象にした、人権問題や障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実に図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
人権問題に関する教育の推進	● 「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のために、地区別懇談会やリーダー講座等の学習会で教育・啓発を推進します。	人権教育課
人権問題に関する啓発活動の充実	● 「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のため、「じんけんセミナー」をはじめとする各種講演会の参加や街頭啓発活動の実施について、市民と協働で啓発・推進します。 ● 企業においても障がいに対する理解の促進や偏見をなくすために各種研修会の参加や企業内の研修会の実施について啓発・推進します。	人権政策課 経済振興労政課
職員への人権啓発と意識の向上	● 人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。	人権政策課
ノーマライゼーションの理念の周知	● 広報活動、社会教育活動等を通じて、ノーマライゼーションの理念の周知を継続的に推進します。また、学校教育等関係機関と連携し、全市児童生徒を対象とした福祉教育事業の実施に努めます。	関係各課
「障がい者の日」の広報・啓発	● 市民の理解と認識を深めるため、12月9日の「障がい者の日」の行事として障がい者関係団体との連携を図りながら、障がいへの理解促進のための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。	障がい福祉課

②人権学習の推進

市役所職員をはじめ、関係する職員に対して、人権問題等に関する研修や講演会の機会を拡充し、障がいに関する内容の理解を促進します。また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についても理解を深められるよう支援します。

今後の取組み	内 容	関係課
市職員に対する研修の実施	同和問題や障がいのある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるため、市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。また、職員提案や研修事後アンケートの内容を研修に積極的に取り入れ、より効果のある実施に努めるとともに、職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努めます。さらに、積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行います。	総務課
民生委員児童委員等に対する研修の実施	ホームヘルパーや民生委員児童委員に対して、障がいに対する正しい理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。	社会福祉課 社会福祉協議会
講演会の実施	障がい者支援の関係機関が実施する講演会等の周知に努め、市民参加を求めることにより、障がいのある人に対する正しい理解を深めていきます。	障がい福祉課
障がい者関係団体に対する人権学習会の支援	当事者としての障がいに対する正しい知識を認識するとともに、あらゆる人権問題に対する理解を深めるため、障がい者関係団体の人権学習会を支援します。	障がい福祉課

（２）交流機会の確保

【現状と課題】

障がいに対する正しい理解を普及するためには、障がいのある人との交流やふれあいなど、障がいのある人とともに活動する機会を充実することが大切です。

本市では、学区のふれあい祭りや地域のコミュニティセンターの利用の際に、障がいのある人と地域の人との交流機会を設けています。また、市内で開催される様々な大会等において、関係課からの要請に基づき、手話通訳者の配置を行い、参加しやすい環境づくりに努めています。

今後も障がいのある人が地域における事業に参加しやすい体制づくりに努めるとともに、交流機会のより一層の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

交流機会の確保

①交流機会の充実

【今後の取組み】

①交流機会の充実

地域で開催される各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障がいのある人との交流機会の充実を図り、障がいに対する正しい理解を促進します。

今後の取組み	内 容	関係課
地域行事への参加の促進	● 地域で実施する各種事業に障がいのある人が参加しやすいよう、取組みの周知を図るとともに、ボランティアの配置や会場の設営等の十分な配慮を行い、参加の促進を図ります。	関係各課
交流の場・機会の確保	● 障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取組みを実施します。	関係各課

(3) 福祉教育の推進

【現状と課題】

障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、ともに尊重し支え合う共生社会を実現するためには、福祉教育が重要です。

本市では、福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育に関する授業を行っています。また、障がいのある人とのふれあいを通して「共生社会」について学ぶ機会を持つとともに、体験学習等を実施し、障がいに対する理解の促進を図っています。しかし、アンケート調査では、障がいのある人に対する市民の理解が深まっていないと感じている人が30%弱あります。

今後は、福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の一層の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

福祉教育の推進

①福祉教育の充実

【今後の取組み】

①福祉教育の充実

福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の充実に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
福祉教育読本の活用	● 福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めるとともに、効果的な活用ができるよう内容等を検討していきます。	学校教育課

今後の取組み	内 容	関係課
障がいのある人に対する正しい理解の教育の充実	● アイマスク体験学習※等、障がいに対する正しい理解と認識を培う学習を年間計画の中に位置づけるとともに、学習で学んだことが生活の中で生かせるよう教育内容の充実に努めます。	学校教育課
ふれあいの場・機会の充実	● 障がいのある人とふれあったり、思いや願い等についての話を聞いたりすることを通して、障がいのある人の生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課
学校行事を通じた障がいに対する理解の促進	● 学校行事やPTA行事・学校・学年通信等を通じ、障がいや障がいのある人に対する保護者や地域の人々の理解の促進を図るとともに、学習で学んだことが日常生活の中で実践できるよう、教育内容の充実に努めます。	学校教育課
福祉に関する体験学習の充実	● 総合的な学習等における福祉施設の訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク※、キャリア教育※における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。	学校教育課

（４）地域福祉活動の推進

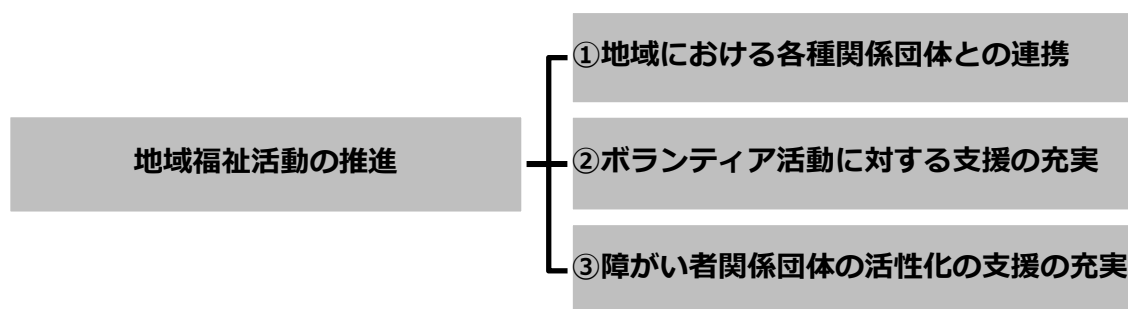
【現状と課題】

「ノーマライゼーション」の実現のためには、全ての市民が共に暮らすまちづくりをめざした地域福祉の理念を推進することが必要です。

本市では、「ふれあいまちづくり事業」として、小地域ネットワーク活動を推進するため、自治会ごとの啓発活動を行っており、今後も地域福祉活動をより一層推進するため、障がいのある人が地域活動へ参加しやすい環境の整備が必要です。

また、障がいのある人に対するボランティア活動では、障がいの特性を理解した人材が不可欠ですが、その人材が不足しているのが現状です。障がい者関係団体の活動においても、ボランティアの不足によりうまく活動できない状況も見受けられ、わかりやすい情報提供と人材の確保等によるボランティア団体や障がい者関係団体への支援が求められます。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①地域における各種関係団体との連携

地域振興協議会をはじめ、学区民生委員児童委員協議会とも連携し、障がいに対する理解の促進に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
地域振興協議会との連携	● 市内すべての地域振興協議会との連携を積極的に進め、市民を対象とした障がいに対する正しい理解・啓発のための福祉学習会を開催します。	障がい福祉課 社会福祉協議会

今後の取組み	内 容	関係課
小地域ネットワーク活動展開の啓発	● 小地域ネットワーク活動の展開により、地域の障がいのある人が地域との関わりを深め、参加しやすくなるよう、地域振興協議会等でふれあいサロンなどの未実施地域への啓発を図ります。	社会福祉協議会

②ボランティア活動に対する支援の充実

ボランティアの人材育成や資質向上を図るとともに、市内における障がい者団体の連携を深め、情報交換等ができる組織づくりをめざします。また、ボランティア活動に関する情報提供を積極的に行うとともに、今後も充実したボランティア育成支援活動が行えるよう、栗東市ボランティア市民活動センターへ運営支援等を行います。

今後の取組み	内 容	関係課
地域福祉活動推進のためのリーダー育成	● 退職シニアをはじめ、様々な属性の人々が地域福祉活動の機会を得られるよう、要望や対象に応じたプログラムの講座開催を推進し、地域のリーダーとして活動を継続できるよう支援に努めます。 ● 今後、生活支援ボランティア養成講座を開催する予定です。	社会福祉協議会
ボランティア活動のコーディネートの実	● 市内各種の障がい者関係団体を把握し、連携強化に努めます。また、市民のボランティア関係ニーズの把握に努めるために、各関係機関へ社会福祉協議会職員が出向き、顔の見える対話を行い、必要なつながりや支え合いのボランティア活動を支援できるようコーディネートの充実に努めます。	社会福祉協議会

今後の取組み	内 容	関係課
ボランティアに関する情報発信・管理機能の充実	● 広報紙、ホームページ以外の媒体も活用し、ボランティア活動に関する情報提供を積極的に行います。	社会福祉協議会
企業へのボランティア活動の促進	● 市内企業への社会福祉協議会と栗東市ボランティア市民活動センターのPRを行うとともに、企業の社会貢献について講習会を開催します。	社会福祉協議会
ボランティア活動拠点の整備	● 栗東市ボランティア市民活動センターが充実したボランティア育成支援を行えるよう、活動支援と運営補助を行うとともに、関係課や関係機関との調整を行います。	社会福祉協議会 障がい福祉課 自治振興課
ボランティア人材の育成	● 視聴覚障がいのある人の情報収集・コミュニケーション手段を確保するため各種の講座を開設し、専門技術を有する人を育成します。また、幅広い年齢の方に活動の担い手となってもらえるよう、新たなボランティアの発掘に努めます。また、幼児期から障がいを通した福祉を学び体験する機会を提供するとともに、市内全域の小中学校等に事業を周知します。	社会福祉協議会 障がい福祉課

③障がい者関係団体の活性化の支援の充実

団体活動の活性化、会員増を図るため、啓発等により障がいのある人へ障がい者団体への参加を促すとともに、障がい者関係団体の活性化に向けての支援を継続して行います。

今後の取組み	内 容	関係課
障がい者関係団体への活動支援	● 障がい者団体等の重要性などを啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、市内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。	社会福祉協議会 障がい福祉課
家族会に対する活動支援	● 家族同士の親睦や一般講演会開催の支援等、家族会の運営や活性化に向けての支援を継続して行います。	障がい福祉課

2 保健・医療の充実

(1) 発生予防対策及び早期発見体制の充実

【現状と課題】

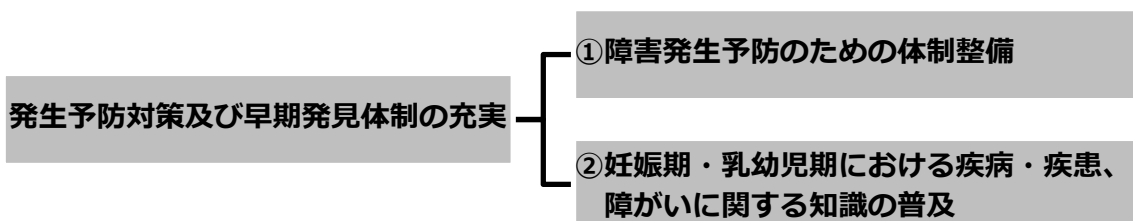
障がいの要因は疾病や疾患である場合も多く、障がいの発生予防や重度化を防ぐためには、保健医療の充実が重要です。

アンケート調査等においても、疾病が原因で障がいが発生する身体障がいのある人が多く、生活習慣病をはじめとした疾病からの障がいの発生の予防や、早期発見のための体制の充実が必要です。

また、自閉症スペクトラム、学習障がい※や注意欠如・多動性障がい（ＡＤＨＤ）などの発達に課題のある子ども等にみられるように、周囲の人が障がいの特性を正しく理解できず、適切な対応ができない場合があります。

そのため、発達障がい※を含め、それぞれの障がいの特性を正しく理解し、適切な対応が行えるよう、関係機関との連携を図りながら環境の整備を進めることが重要です。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①障がい発生予防のための体制整備

疾病や障がいの発生予防のため、医療機関等との連携を強化し、健康診査や保健指導の適切な実施に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
妊婦に対する各種健診・助成の充実	● 妊婦の疾病の予防と早期発見のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。	健康増進課
妊婦に対する訪問指導の実施	● ハイリスク妊婦の連絡があった場合は、訪問指導を行います。	健康増進課
電話相談の実施	● 妊婦の疾病予防と異常の早期発見のため母子手帳交付時及び電話による相談を実施します。	健康増進課
先天性代謝異常等検査の受診勧奨	● 放置すると重度の知的障がいや身体障がいをきたす先天性代謝異常などの早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	健康増進課
乳児に対する訪問指導の実施	● 乳児に対して、保健師等が訪問し、適切な指導を実施します。また、連携体制を強化し、ハイリスク児や産婦に対する訪問指導を行います。	健康増進課
発達検査・相談の実施	● 個別相談を行い、発達検査及び発達を促す関わり方の助言を行います。	健康増進課
就学時健康診断・定期健康診断の充実	● 学校保健法に基づき、就学時健康診断・定期安全健康診断を実施し、一般疾病・障がいの早期発見に努めます。	学校教育課
保健指導の実施	● 子どもの関わり方や乳幼児の発育発達上、育児支援が必要と思われる母と子を対象に保健指導を行い、養育条件の改善を図ります。	健康増進課

②妊娠期・乳幼児期における疾病・疾患、障がいに関する知識の普及

出産の経過や妊娠期にかかりやすい疾患、乳幼児の発達と病気や事故の対応等に関する知識の普及を推進します。

今後の取組み	内 容	関係課
妊娠期の知識の周知	● 健康管理や障がいの発生を未然に防止するための冊子を母子手帳発行時に交付します。	健康増進課

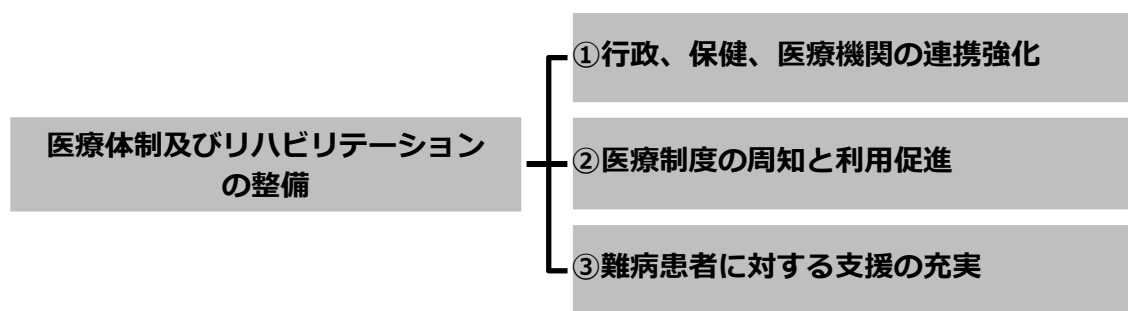
(2) 医療体制及びリハビリテーションの整備

【現状と課題】

障がいのある人の高齢化、重度化により、地域生活支援のためには医療機関との連携がより重要となります。また、後天的に病気や事故等によって障がいが発生した人に対して社会復帰（リハビリ）を支援する体制の整備が必要です。今後も、障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る必要があります。

難病[※]患者については、障害者総合支援法[※]により、自立支援のサービス提供が行われることとなりました。今後は、制度の周知に努めるとともに、広域的な連携や医療、保健、福祉が一体となった総合的な相談・支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病[※]患者及びその家族の生活の質の向上を図る必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①行政、保健、医療機関の連携強化

障がいのある人の健康を維持し、二次的障がいの発生予防や、リハビリテーションを支援するため、行政、保健、医療機関の連携を強化するとともに、情報の共有に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
ケアシステムの構築	在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を果たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護等との連携を強化し、地域で生活できるケアシステムの構築を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課
関係機関の連携強化	他職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、県立リハビリテーションセンターや湖南地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課
初期救急医療の充実	かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・平日夜間等の初期救急医療の充実を図ります。	健康増進課

②医療制度の周知と利用促進

医療機関等との連携により、公費負担制度等の制度の利用促進に努めるとともに、医療機関に対して、適正な運用についての啓発を進めます。

今後の取組み	内 容	関係課
養育医療費の給付	養育のため指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費給付事務を行います。	健康増進課
育成医療費の給付	身体障がいのある児童に対し、その障がい除去または軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事務を行うとともに、制度の周知に努めます。	障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
更生医療費の給付	18歳以上の身体障がいのある人に対し、その障がいを除去または軽減し生活能力を得るために必要な更生医療費を給付するとともに、他制度との併用など適正な運用についての啓発に努めます。	障がい福祉課
福祉医療費の助成	重度・中度心身障がいのある人の医療費の一部（医療保険の自己負担額や高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金）を助成します。	保険年金課
アイバンク・腎バンクの普及啓発	厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口を設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	健康増進課 保険年金課

③難病※患者に対する支援の充実

新制度の周知に努めるとともに、難病※患者に対する支援の充実を図るため、広域的な連携や医療機関等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
難病※患者に対する支援	新制度の周知に努めるとともに、難病※患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病※相談・支援センターとの連携を図ります。	長寿福祉課 障がい福祉課 健康増進課
日常生活用具の給付	難病※患者や家族の支援を行うため、医療機関等との連携を図りながら、様態に応じた日常生活用具の給付を行います。	障がい福祉課

3 生活支援の充実

(1) 経済的自立の支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには、経済的自立に関する支援が重要です。

障害者総合支援法[※]の施行により、障がい福祉サービス[※]の位置づけや負担のあり方が変更され、利用者負担が増加した部分もあり、各種の税制上の優遇措置を運用し、サービス利用に対して経済的負担が大きい低所得者等の経済的自立を支援する必要があります。また、受給資格を有する障がいのある人が、制度の不知・無理解により、障害年金を受けとれないことがないよう、制度の周知に取り組む必要があります。

【施策の方向】

経済的自立の支援の充実

—— ①各種経済的自立支援制度の周知と充実

【今後の取組み】

①各種経済的自立支援制度の周知と充実

就労等による収入が得られない障がいのある人や低所得者に対し、共済制度や各種年金・手当等を周知し、経済的支援の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
障害基礎年金の支給	● 国民年金の被保険者期間中や 60 歳から 65 歳未満に初診日がある病気やけがで障がいになったときに、その障がいの程度により障害基礎年金を支給するとともに、18 歳までの子どもを扶養しているときは加算額を加えます。また、障害基礎年金の裁定につなげるため、関係課や年金事務所と連携し、制度の一層の周知に努めます。	保険年金課
特別障害者手当の周知・利用促進	● 日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅の障がいのある人に対し、特別障害者手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
障害児福祉手当の周知・利用促進	● 20 歳未満の重度の心身障がいのある人に対し、障害児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	障がい福祉課
心身障害者扶養共済制度の普及	● 障がいのある人を扶養する保護者等が障がいのある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金弔慰金を支給する心身障害者扶養共済制度の普及について、関係団体と連携を図り、促進します。	障がい福祉課
更生資金などの低利貸し付け	● 障がいのある人の更生資金、生活・福祉・住宅福祉資金を低利で貸し付けます。	社会福祉協議会

今後の取組み	内 容	関係課
各種減免・無料制度の周知	● 各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びNTT無料番号案内の周知を図ります。また、障がいの種類や程度に合わせた周知方法を検討します。	各関係機関
児童扶養手当の支給	● 児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、母または父に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て応援課
特別児童扶養手当の支給	● 20歳未満の在宅中度以上の心身障がい児を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。	子育て応援課
就学経費の一部支給	● 小・中学校の特別支援学級※に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課

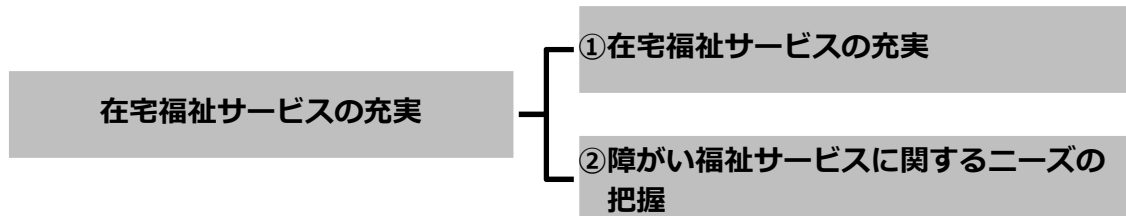
(2) 在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むためには、在宅サービスの量的・質的充実を図る必要があります。

アンケート調査によると、障がいのある人の主な介助者は同居の家族であることが多く、また、今後のサービスの利用意向については、「家族が病気になったり用事ができたときに利用できるショートステイサービス」が最も多くなっています。さらに、住みよいまちをつくるために必要なこととして、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実」と回答した人がいずれの障がい種別でも30%前後を占めています。今後、介助や手助けをする家族の高齢化が進むことから、ショートステイや日中一時支援など、在宅福祉サービスの一層の充実に努める必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①在宅福祉サービスの充実

保護者及び介助者の負担を軽減するとともに、本人の日常生活の支援を図るため、より一層の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、周知に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
訪問入浴サービスの 実施	● 寝たきり等の在宅重度障がいのある人で入浴することが困難な人に対して訪問入浴サービスを実施します。また、実施事業所の選択制の導入を検討します。	障がい福祉課
紙おむつ購入費の助 成	● 在宅の常時紙おむつを必要とする重度障がいのある人（児）に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。	障がい福祉課
補装具費の交付・修 理費の支給	● 身体障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補うため補装具費の交付及び修理費の支給を行います。また、障害者更生相談所と連携を密にし、補装具の必要性の見極めを行います。	障がい福祉課
日常生活用具の給付	● 在宅で障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障がい部位に応じた用具を給付します。	障がい福祉課
夏期休暇期間中の日 中一時支援事業の利 用促進	● 市内在住の小・中学校特別支援学級※、または特別支援学校※に通う者が、日中一時支援事業の利用により、夏期休暇期間中の余暇時間の有効活用と、規則正しい生活習慣を維持することができるよう、夏期休暇期間中の日中一時支援事業（サマーホリデー等）の利用を促進します。	障がい福祉課
緊急通報システムに よる緊急時対応の整 備	● 民生委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	長寿福祉課 障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
在宅福祉サービスの充実	● 在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図り、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障がいのある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援などによる支援を行います。	障がい福祉課
障がい者地域活動支援センターの充実	● 障がい者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障がい者デイサービスセンターにおける在宅の障がいのある人が創作活動や社会との交流の促進、入浴サービスなどを行います。	障がい福祉課
外出支援の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について外出の為に介護を行い、社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課
各種割引制度の周知	● 民間バス運賃の割引、ＪＲ運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引などの制度の周知に努めます。	障がい福祉課

②障がい福祉サービス※に関するニーズの把握

国・県の動向を注視し、各種団体のニーズを本市の課題として捉え、関係機関と連携し、施策展開ができるよう取り組みます。

今後の取組み	内 容	関係課
ヒアリング等によるニーズの把握	● 必要に応じて、各種関係団体等とのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。	障がい福祉課
関係団体等との連携によるニーズの把握	● 各種団体やボランティア、民生委員児童委員と連携し、障がいのある人の福祉ニーズに対応した各種サービスを提供します。また、ネットワーク活動の補充に向けた啓発を検討します。	社会福祉協議会

（３）施設サービスの充実

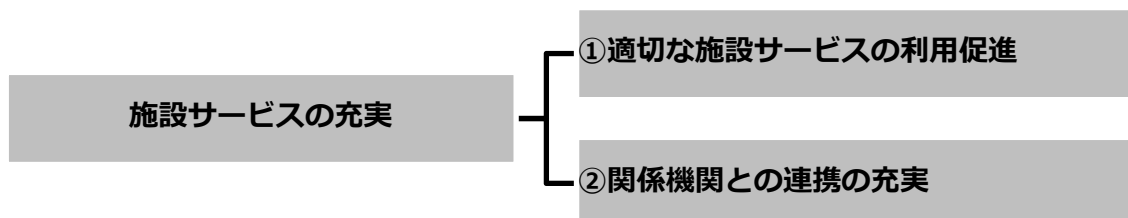
【現状と課題】

障害者総合支援法[※]の施行により、「障がい者」の範囲の見直しが行われ、新たに難病[※]が追加となりました。また、障がいのある人の地域生活の基盤となる住まいの場を確保し、地域移行[※]を促進することを目的に、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム[※]）に統合し、日常生活上の相談に加えて、入浴・排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助が提供されることになりました。

このことから今後、入院中の精神障がいのある人の退院や児童施設に入所している知的障がいのある人の地域移行[※]を推進することも含めて、障がいのある人が、地域で安心して暮らせる環境整備のひとつとして、共同生活援助（グループホーム[※]）の整備に取り組む必要があります。

また、湖南４市では、家庭や地域生活が困難な重症心身障がい者に対して、重症心身障害者通所施設を平成 24 年 8 月に開所しましたが、平成 30 年頃には定員超過が予想されます。今後は、次の施設整備に向け、湖南４市で検討していく必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①適切な施設サービスの利用促進

障がいの特性や生活状況に応じた適切な施設利用ができるよう、湖南4市及び県と連携して通所・入所施設の利用を支援します。

今後の取組み	内 容	関係課
更生施設等の整備	● 重症心身障がい者通所施設の整備を湖南圏域において推進します。	障がい福祉課
精神障害者社会復帰施設の運営支援	● 精神障がいのある人に対し生活や就労などのための訓練の場として設置されている精神障害者社会復帰施設の運営を支援します。	障がい福祉課

②関係機関との連携の充実

引き続き関係機関との連携を深め、施設サービスを充実します。

今後の取組み	内 容	関係課
関係機関の情報の共有化	● 個別ケア会議等において、障がいのある人のニーズや問題ケース等の情報を共有し、意識の向上を図り、施設におけるサービスを充実します。	障がい福祉課

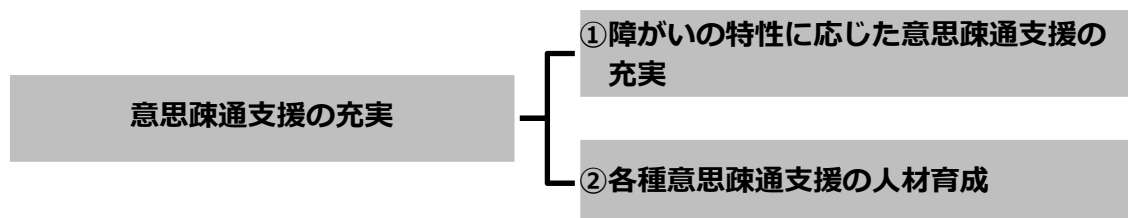
（４）意思疎通支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人の積極的な社会参加を促進するためには、障がいの特性により情報の伝達が困難な人に対する意思疎通支援の強化が重要です。

本市では、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障がいの特性に応じた意思疎通支援を行っていますが、より一層の充実を図るため、手話通訳者や要約筆記者奉仕員等の人材育成をはじめ、障がいのある人のニーズ把握を行い、様々な障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実に努める必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実

利用者のニーズを把握し、障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
意思疎通支援事業の周知・利用促進	● 意思疎通支援事業の周知を図り、利用を促進するとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。	障がい福祉課
手話通訳者、要約筆記者奉仕員の派遣	● 対象者の把握を行うとともに、聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者奉仕員を派遣します。	障がい福祉課
市役所における手話通訳できる職員の配置	● 市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
「耳マーク表示板」の設置	聴覚障がいのある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように市役所等に「耳マーク表示板」を設置するとともに、周知に努めます。また、銀行や病院など公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課

②各種意思疎通支援の人材育成

手話、点字、要約筆記などの講座を開催し、人材の育成に努めるとともに、講座修了後のフォロー体制の充実に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
手話通訳者等の人材育成	広く市民に向け、聴覚障がいに対する理解を深めることと手話の普及を図るために「手話入門講座」等を開催し、手話通訳者等の人材育成に努めます。また、講座開催に当たっては、開催期間や時間等の工夫に努め、参加者の増大を図ります。	障がい福祉課

(5) 情報提供の充実

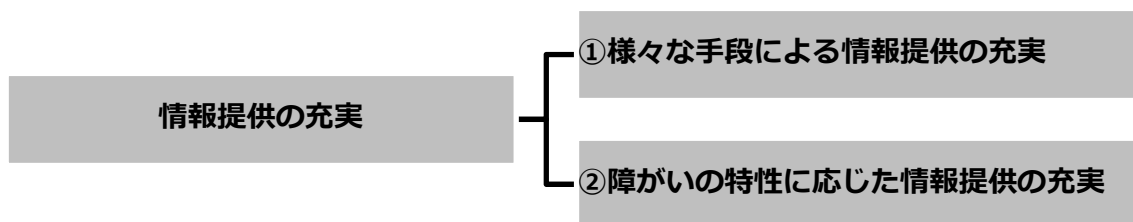
【現状と課題】

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティ※の向上、情報提供の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティ※の向上は重要です。

アンケート調査によると、障がいのある人の多くが市の広報や回覧から情報を入手しており、また、住みよいまちをつくるために必要なこととして「行政からの福祉に関する情報提供の充実」と回答した人が 30%を超えています。

今後も、広報や回覧による情報提供のより一層の充実が必要です。また、情報通信技術（ICT）の発展に伴う利用者のニーズの変化に対応した利用しやすい情報提供の環境を整えていく必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

① 様々な手段による情報提供の充実

障がい者福祉施策等の情報について、様々な情報提供手段により、情報提供の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
広報紙やホームページによる情報提供	● 利用者が必要とする情報を必要な時に確実に提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、広報紙においては各課からの情報や取材内容が読みやすくかつ伝えやすくなるよう、引き続き工夫に努めます。 ● また、ホームページではウェブアクセシビリティ※の向上に一層努めるなど、誰にもやさしい情報発信に努めます。	関係各課
各種手帳交付の周知	● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得目的の啓発に努めるとともに、交付の周知を図り、各種サービスの提供による障がいのある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。	障がい福祉課
「ハートプラスマーク」の発行	● 内部障がい等に対する社会的理解を促進し、目に見えない障がいにより生じる不利益を解消するため、「ハートプラスマーク」を発行します。	障がい福祉課
「障がい福祉のてびき」の発行	● 障がいに対する正しい知識と理解を得るため、より見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉のてびき」を発行し、障がい福祉サービス※の周知を行います。	障がい福祉課
聴覚障がいのある人に対する通信手段の確保	● 情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、メールの安全な活用について検討します。	障がい福祉課

②障がいの特性に応じた情報提供の充実

自分で情報を選択することが難しい障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた利用しやすい情報提供に努めます。また、比較的軽度な障がいのある人に対する情報提供にも努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
視覚障がいのある人に対する朗読サービスを実施	● 視覚障がいのある人に対して、対面朗読奉仕員によるコミュニティセンター・図書館・自宅での朗読サービスを実施するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館
市の広報紙等の点訳・音訳	● 点字・音声の広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。	社会福祉協議会 広報課 議事課
図書館蔵書の音訳・点訳	● 読者から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。	図書館

(6) 総合相談機能の充実

【現状と課題】

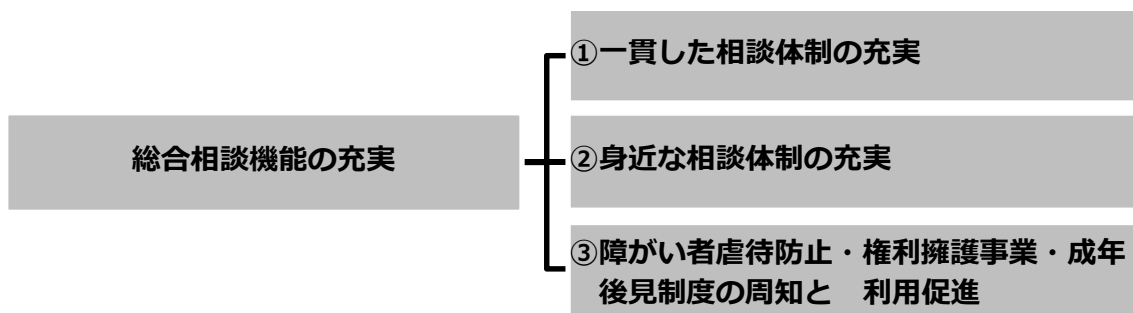
障がいのある人を取り巻く環境は、度重なる法改正による制度の複雑化により、障がいのある人自身も把握しにくい状況となっています。

アンケート調査によると、住みよいまちをつくるために必要なこととして、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」と回答した人が40%を超えて最も多くなっています。

障がいのある人の相談支援については、広域委託による一般相談と、特定相談支援事業※所による計画相談、そして、日々の生活の中での細かな相談については、障がい福祉課職員による相談業務を行っています。しかし、一般相談や計画相談については、相談業務を担える事業者が圏域の中でも少ないため、必ずしも充分に対応できているとは言えません。

今後も、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①一貫した相談体制の充実

障がいの特性や発達段階に応じた適切な支援をするため、関係機関との連携やケアマネジメント※の実施により、より充実した相談支援体制の確保を図るとともに、ライフステージ※を通した一貫した相談体制を整備します。

今後の取組み	内 容	関係課
地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	● 相談支援に関する市との情報共有を図るとともに、計画相談についても特定相談支援事業※所との連携も含め連動した相談支援体制の充実に努め、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。	障がい福祉課
栗東市障害児・者自立支援協議会※の活性化	● 関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで、障がいのある人等への支援体制の整備を図ることを目的とする自立支援協議会※の運営の活性化を図ります。	障がい福祉課
就学相談の機会の充実	● 就学相談における相談員や相談時間の確保に努め、就学相談の機会の充実に努めます。	学校教育課

②身近な相談体制の充実

障がい者相談員[※]や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障がいのある人が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。

今後の取組み	内 容	関係課
心身障がい者相談員 [※] の質・量の向上	● 障がい者相談員[※]の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。	障がい福祉課
民生委員児童委員による身近で適切な相談支援	● 民生委員児童委員が地域での相談に適切に対応できるよう、年間を通して研修、情報交換の機会を設け、とくに新任民生委員児童委員に対して、研修を実施するなどの支援を行います。 ● 複合的な課題を抱えた困窮者に対して、各課、関係機関、団体との連携による相談窓口を設置し、支援を行います。	社会福祉協議会 社会福祉課
第三者機関と連携による苦情や問題解決に向けた取組みの充実	● 障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取組みの充実を図ります。	障がい福祉課
人権いろいろ相談の開催	● さまざまな人権に関する悩みの相談窓口として人権擁護委員による相談を開催します。 ● 相談業務に対応できるよう専門知識を習得する研修会を実施し、質的充実を図ります。	人権政策課

③障がい者虐待防止・権利擁護※事業・成年後見※制度の周知と利用促進

障がい者の虐待防止と、権利擁護※事業・成年後見※制度の制度の周知と適正な利用の促進を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
障がい者虐待防止センターとしての機能強化	● 障がい者の虐待通報の受理や、障がい者および養護者に対する相談や指導・助言など、障がい者虐待の防止に対する支援を行います。 ● 障がい者虐待防止に関する広報や啓発活動を行います。	障がい福祉課
地域権利擁護※事業の周知・利用促進	● 判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が、社会福祉協議会が行う地域権利擁護※事業により適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、制度の利用について積極的に啓発を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会
成年後見※制度の周知・利用促進	● 判断能力が十分でない知的障がいまたは精神障がいのある人等が財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないよう、制度の周知と利用の促進を図ります。	障がい福祉課

4 学習機会の充実と社会参加の促進

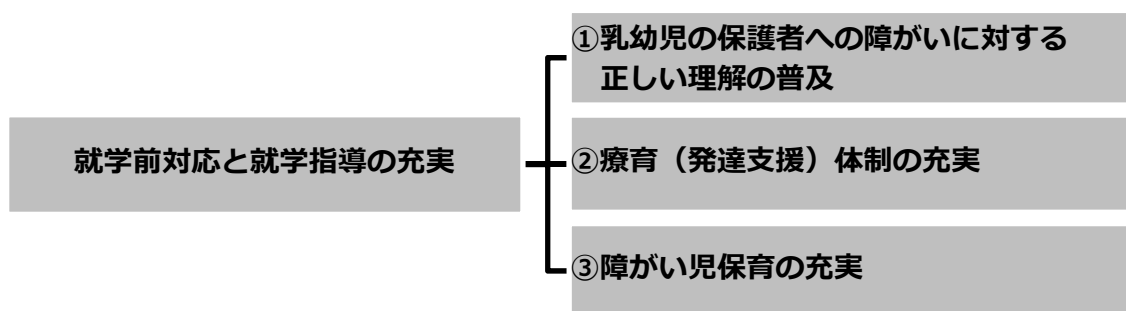
(1) 就学前対応と就学指導の充実

【現状と課題】

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要です。乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できます。

本市では、関係各課と関係機関が連携し、発達相談や早期療育に努めています。また、加配職員の配置を行い保育の充実に努めています。しかし、発達の過程や特性は個々により様々で、養育に不安を抱えている保護者は多くなっています。このため、保護者への障がいに対する正しい理解の普及と、健康診査などによる早期発見、早期療育へと繋がる体制の充実を図る必要があります。また、増え続ける対象幼児とその家族支援を充実させるには、専門知識を持つ職員体制を安定確保することが必要です。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①乳幼児の保護者への障がいに対する正しい理解の普及

早期発見、早期療育のため、乳幼児期の保護者の障がい受容を促す啓発活動や理解促進を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
発達相談の充実	● 健診等の機会や相談を通じて、発達障がい※等が考えられる子どもの保護者に対し、障がいを受容できるよう、きめ細やかな発達相談や支援できる体制を整備します。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めます。	健康増進課 子ども発達支援課

②療育（発達支援）体制の充実

幼児期からの継続した療育体制を整備し、発達段階に応じた一貫性のある療育体制を確立するため、医療、保健や関係機関と連携を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
就学指導委員会の充実	● 就学指導委員会専門部会の機能の充実を図り、適切な環境において、保育が受けられるよう、職員の資質向上と人材確保に努めます。	幼児課
幼児ことばの教室の実施	● 通園する幼児を対象に、支援相談・発達諸検査等を実施します。また、対象幼児の増加に対応し、家族支援を充実するため、職員の資質向上と人材の確保に努めます。	子ども発達支援課
たんぽぽ教室の充実	● 遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め支援するとともに社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。さらに、専門知識を持つ職員体制の安定確保に努めます。	子ども発達支援課

今後の取組み	内 容	関係課
児童発達支援事業と計画相談の実施	● 心身の発達に障がいや遅れのある、または将来においてその疑いのある幼児に対して、日常生活における基本的生活習慣の確立を促し、保護者の相談に応じ、通所で社会生活への参加を支援します。また、専門知識を持つ人材で計画相談を実施し、個々のサービスが適切かモニタリングを行います。	子ども発達支援課

③障がい児保育の充実

保育園や幼稚園において、コーディネーターを中心に、各園での指導を充実させ、職員の資質、保育の質の向上を図ります。また、一人でも多くの保育者が参加できるような研修機会を確保し、園全体の障がい児保育の力量を高めます。

今後の取組み	内 容	関係課
保育園・幼稚園における指導の充実	● 家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、ひとり一人の発達課題に応じて特別支援教育※や特別支援教育※推進園訪問を実施し、園内体制の充実を図ります。	幼児課
保育園・幼稚園における障がい児保育の充実	● 保育園・幼稚園での障がい児保育の推進のため、総合保育を進めながら生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障がい児加配職員や看護師の配置に努めるとともに、加配保育士・加配教諭の障がい児保育についての研修会を実施します。	幼児課

(2) 特別支援教育※の充実

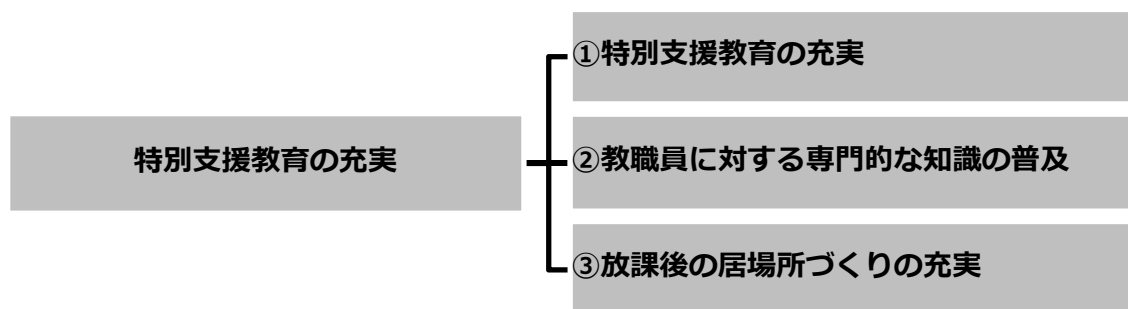
【現状と課題】

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ※教育システム構築のために必要不可欠なものです。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことにより、障がいのある子どもにも、障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

本市では、障がいの特性に応じた指導や個性や能力を最大限に引き出す教育課程の編成、職員に対する指導方法の工夫・改善の研修会を行っています。また、個に応じた支援充実のため、「個別の教育支援計画」を作成するとともに、特別支援教育※支援員を各校1名ずつ配置しています。

今後も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のためには、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもと共に受けることのできるよう、きめ細やかな支援のより一層の充実が必要です。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①特別支援教育※の充実

より確かな支援を実施し、児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、特別支援教育※の観点に沿った授業改善や教材づくりに取り組み、誰もがわかる授業づくりを行い、特別支援教育※の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
児童生徒の実態に応じた特別支援学級※の設置	● 児童生徒の実態に応じて特別支援学級※を設置するとともに、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のための個別指導や通級指導等、障がいの多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。	学校教育課
教育課程の編成や指導方法の工夫	● 児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、「個別の教育支援計画」の作成を進めます。	学校教育課
子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	● 子どもの成長に合わせた備品の設置や教材の作成など、教材・教具の充実に努めます。	学校教育課

②教職員に対する専門的な知識の普及

教職員に対する研修を実施し、より専門的な知識の普及と障がいに対する理解を促進します。また、特別支援学級※の担任や担当者だけでなく、より多くの教職員が研修に参加するよう取り組みます。

今後の取組み	内 容	関係課
教職員の指導力の向上	● 教職員に対して、特別支援教育※基礎講座、専門講座等を開催し、教員の特別支援教育※に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。	学校教育課 幼児課

③放課後の居場所づくりの充実

障害児地域活動施設と放課後等デイサービス事業所との連携を深めながら、それぞれ個性あるサービス提供が行われるよう支援するとともに、地域に根ざした事業を展開することで障がいのある児童生徒の放課後の居場所づくりの充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
障害児地域活動施設の支援	● 放課後、地域において他の児童や住民とのかかわりの中で社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、必要に応じた障害児地域活動施設の支援を行います。	障がい福祉課
放課後等デイサービス事業の支援	● 障がいのある小学生から高校生までの子どもの、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における居場所づくりのため、放課後等デイサービス事業の支援を行います。	障がい福祉課

(3) 社会参加の促進

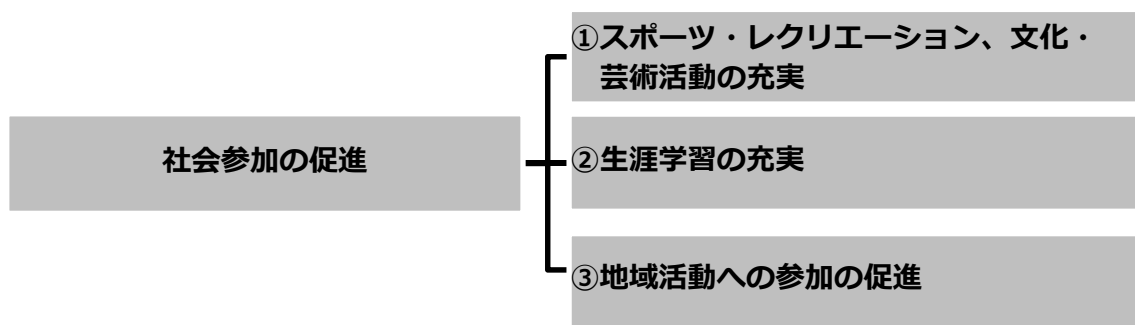
【現状と課題】

障がいのある人が充実した生きがいのある人生を送るためには、スポーツやレクリエーション、文化活動への参加機会の拡充や生涯学習活動の充実が重要です。

本市では、「みんなのスポーツ講習会」や「ロード競技三大会」、「心身障がい者レクリエーションスポーツ大会」等の開催や、県スポーツ大会への参加協力を行っています。文化活動としては、「座☆ポップコーン S」への文化講座委託を行い、ダンスを通して社会参加の促進と障がい理解についての活動を広げています。また、障がいのある人が参加しやすい環境を整備するため、芸術文化会館さくらについては、多目的トイレや筆談器、車いす使用者用駐車場の設置等を行うとともに、「サービス介助士」の配置や車いす席を設けるなど、快適な鑑賞空間の確保に努めています。社会体育施設についても障がい者用トイレを設置するとともに、使用料の減免を実施しています。

今後も障がいのある人の社会参加を支援するため、生涯を通じて活動できる機会を拡充するよう、だれもが参加しやすい環境整備に努め、障がいの特性に応じた個別の支援ができるボランティアの育成、学習しやすいプログラムや内容の充実が必要です。また、障がいのある人のニーズにあった事業を展開していけるようニーズ把握に努める必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実

障がいのある人のスポーツやレクリエーション、文化・芸術活動への参加機会の拡充を図るとともに、障がいのある人が主役でスポーツをする楽しみを体感できるようなスポーツやレクリエーション活動を、地域住民の協力を得ながら開催できるよう環境の整備に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
スポーツ・レクリエーション大会の開催	障がいのある人がスポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティア確保を行います。	障がい福祉課
スポーツ・レクリエーション事業の推進	障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(公財)栗東市体育協会等が進める各種事業においても障がいのある人にやさしい対応ができるような指導、助言を行います。	スポーツ・文化振興課
文化・スポーツ施設の改善	文化・スポーツ施設を障がいのある人が容易に利用できるよう改善します。	スポーツ・文化振興課
芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	芸術文化施設を障がいのある人が容易に利用できるとともに快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障がい者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。	スポーツ・文化振興課

今後の取組み	内 容	関係課
自然体験「キャンプ」の実施	在宅の障がいのある人（児）を対象とした交流会、文化活動等の実施を促進します。	社会福祉協議会

②生涯学習の充実

学習機会の充実を図るとともに、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
各種情報の提供と講座・研修会等の開催	障がいのある人に対する各種情報の提供、講座、研修会等の開催を推進し、自立した生活を維持する生活技術・技能の訓練及び習得を図ります。	社会福祉協議会
講座に参加しやすい環境整備	じんけんセミナー等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応の配置や12月の「人権週間」にあわせた人権文化事業の開催など、希望する誰もが参加できる講座を開催します。	人権政策課
誰もが参加できる公開講座・セミナーの開催	希望する誰もが参加できる公開講座・セミナーを開催します。	生涯学習課 社会福祉協議会

③地域活動への参加の促進

障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
地域活動に参加しやすい環境の整備	● 障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する正しい理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービス※の周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。	障がい福祉課
自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部補助	● 自治会へのアドバイスや情報提供を行うとともに、自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を補助し、自治会等地域コミュニティ組織が活動しやすい環境整備に取り組めます。	自治振興課

（４）移動支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人の積極的な社会参加を促すためには、外出しやすい環境づくりが必要であり、そのための移動支援や交通対策が要です。

アンケート調査によると、外出する際に困ること、問題があるため外出が難しくなっていることとして、「介助してもらおう人などがいないと外出が困難」と回答した人が 30%弱を占め最も多くなっています。障がいのある人の余暇支援を目的に行っている移動支援事業を、より多くの障がいのある人のニーズに応えることができるよう、また一層の事業の周知を図ることが必要です。また、独自事業として「くりちゃんバス」を運行していますが、より一層の充実を図るため、利用者のニーズに応じた運行状況の見直しなどが求められます。

【施策の方向】

移動支援の充実

①移動支援の充実

【今後の取組み】

①移動支援の充実

障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
移動支援事業の充実	● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。	障がい福祉課
タクシー代・ガソリン代の一部助成	● 通院による人工血液透析を必要とする者に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。	障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
コミュニティバスの運行による移動手段の確保	● 栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。また、バリアフリー対応車両の全路線導入等、運行サービスの充実に努めるとともに、継続したバス利用実態調査と検証を行います。	生活交通課

5 就労の促進

(1) 一般就労の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、総合的な支援を推進する必要があります。

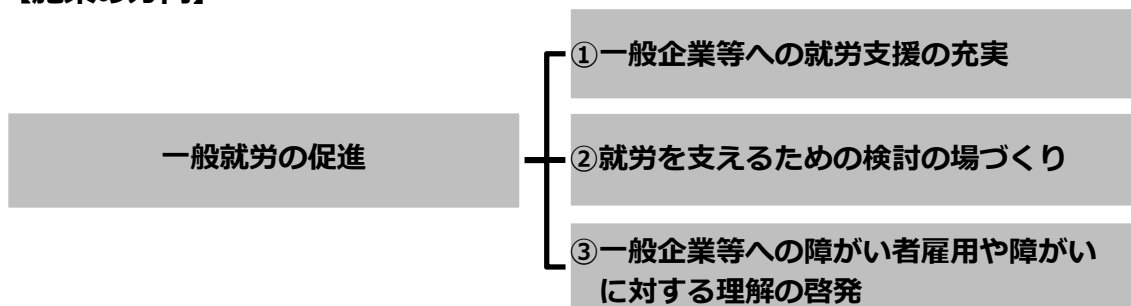
本市では、就労支援相談員が中心となって、公共職業安定所や滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等と連携し、障がいのある人の就労支援に努めています。

アンケート調査によると、就労したり働き続けるために必要な支援として、全体では「就労に関する総合相談」が、また、精神障がいのある人では「就職後の支援・相談」が最も多くなっています。

湖南広域で取り組んでいるジョブリンクの結果においても、企業就労における定着支援への課題認識と、就労する障がいのある人を支えるための方策が検討できる場を作る必要があると出ています。

今後も、公共職業安定所や滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、就労に向けた職業訓練や企業側に対する障がい者雇用への意識啓発、職場定着支援までの一貫した支援を実施する必要があります。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①一般企業等への就労支援の充実

障害者総合支援法※に基づく就労移行支援事業※や就労継続支援事業※などを推進するとともに、関係機関と連携し、障がいのある人の就労機会の提供に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
公共職業安定機関等の相談機能の充実	公共職業安定所・滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を図り、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職場開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	経済振興労政課 障がい福祉課
働き・暮らし応援センターとの連携強化	働き・暮らし応援センターとの連携を強化し、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。	障がい福祉課
就労支援計画の充実	湖南地区就労支援計画や栗東市就労支援計画で定められている湖南就労サポートセンターとの連携を強化し、障がいのある人等の就職困難者の雇用促進を図るとともに、就労定着に向けた継続支援に努めます。	経済振興労政課
就労移行支援事業※の推進	一般企業等に就労希望の障がいのある人に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業※を推進するとともに、事業の成果が企業内で活かせるよう、さらに公共職業安定所、滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターなどの関係機関との連携を強化します。	経済振興労政課 障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
就職支度金の支給	身体障害者更生援護施設入所者や精神障がいのある人が、訓練を終了し、就職する等により自立する場合に就職支度金を支給します。	障がい福祉課
更生訓練費の支給	更生援護施設と連携し、対象者の把握に努めるとともに、更生援護施設入所者または通所者に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。	障がい福祉課
生活福祉資金の貸付	障がいのある人が日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための相談や生活福祉資金の貸付を行い、開業・独立を支援します。	社会福祉協議会

②就労を支えるための検討の場づくり

障がいのある人の継続した就労を支えていくため、関係する人びとが集まり、情報共有しながら検討していくことのできる場づくりに努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
就労に向けた体験機会の充実	サロンやJエクスぺ※（職業体験）を開催し、就労に向けてのステップアップにつなげます。	障がい福祉課
関係機関による情報共有及び検討の場づくり	就労を支えるために、必要に応じて庁内関係機関との事例検討等を通して、情報の共有を図ることで適切な就労支援につなげます。	障がい福祉課

③一般企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発

一般企業等に対し、障がいのある人に対する雇用や職場内での障がいに対する理解について啓発を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
障がい者雇用の促進	● 企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種制度等により、障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。	経済振興労政課 障がい福祉課

(2) 福祉的就労の促進

【現状と課題】

一般就労が困難な障がいのある人にとって、就労支援事業所等は、一般就労に向けた準備の場、社会参加の場としての機能を有しています。

本市の現状では、福祉的就労の場が不足していることから、本市の就労支援事業所の確保とともに、近隣市を含む就労支援事業所を紹介するなど、利用者の希望にあわせ福祉的就労から一般就労に向けて段階的に移行するよう支援しています。

また、湖南地域の現状としては、関係機関で構成する「湖南地域障害児・者サービス調整会議進路部会・作業部会」において、児童の進路だけではなく、日中活動の場が確保されていない在宅者も含めた実態把握について基準日を定め実施しています。このような取り組みも踏まえ、福祉的就労支援に必要とする資源を導き出すことにより、地域の法人や事業所など関係機関との協働による日中活動支援を促進できる具体策の提案を行っています。

今後も関係機関との連携を深め、工賃の向上や一般就労への移行を推進するため、就労の場の整備に取り組む必要があるとともに、施設が提供する物品等の優先購入の推進と積極的な企業等への啓発が必要です。

【施策の方向】

福祉的就労の促進

—— **①福祉的就労の促進**

【今後の取組み】

①福祉的就労の促進

企業等で就労が困難な障がいのある人に対しては、障害者総合支援法※に基づく日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
就労支援事業所の整備	● 今後予想される特別支援学校※卒業生の増大や障がいの重度化・重複化、施設等からの地域移行※に伴う受け皿として、就労支援事業所等の整備を支援します。	障がい福祉課
優先購入（調達）の推進	● 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達法）」※に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。 ● 栗東地区障がい者事業所連絡協議会と協力しながら、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。	障がい福祉課

6 生活環境の整備

(1) バリアフリー化の促進

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障がいのある人が安心して生活できる建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進することは重要です。

本市では、平成 25 年度より滋賀県が推進している「思いやり区画」を窓口で啓発し、車いす利用の方だけでなく、内部障がいや高齢者、妊産婦の方など、移動が困難な方がより使いやすい区画の整備等に努めています。また、栗東駅前土地区画整理区域では、幹線道路の歩道に点字ブロックの設置を進めています。

今後もバリアフリー化をはじめとする生活環境の計画的な整備を推進するとともに、交通安全対策の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

バリアフリー化の促進

①バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

【今後の取組み】

①バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

障がいのある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
小・中学校の施設のバリアフリー化	● 障がいのある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育委員会総務課

今後の取組み	内 容	関係課
事業者に対する指導・助言	● 「だれもが住みたくなる滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して障がいのある人の立場で指導・助言を行います。	住宅課 障がい福祉課
福祉のまちづくり意識の啓発	● 福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。	障がい福祉課
安全で快適な歩行空間の確保	● 障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した歩道整備や段差の適切な切り下げ・点字ブロックの敷設等を推進し、移動の連続性と安全で快適な歩行空間の確保に努めます。	道路・河川課
交通安全施設の整備推進	● 音響信号機の整備など障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	生活交通課
交通マナーの向上	● 通行に支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車防止等啓発に努めます。	生活交通課
道路の適正使用にかかる指導強化	● 道路占用許可に際して厳正に審査をし、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。	道路・河川課

(2) 防犯対策の充実

【現状と課題】

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、防犯体制の充実が求められます。

近年の悪徳商法や振り込め詐欺などの特殊詐欺は複雑巧妙化し、社会的弱者が標的となることが多くあります。また、精神的、身体的暴力の被害者となり、犯罪被害が表面化しないことがあるため、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見の必要があります。障がいのある人が犯罪に巻き込まれることを防ぎ、地域における安心した生活を確保するため、防犯対策の強化が求められます。

【施策の方向】

防犯対策の充実

①防犯対策の充実

【今後の取組み】

①防犯対策の充実

地域と警察・行政が連携を図り、犯罪に関する情報発信、市民の防犯活動の支援、啓発等を行い、犯罪が起こりにくい環境を整えます。また、交通安全対策の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
自主防犯活動のための支援と情報提供	● 地域で自主防犯活動が活発にできるよう適切な支援と情報の提供を行います。	危機管理課

今後の取組み	内 容	関係課
交通安全や防犯に関する出前講座の実施	障がい者関係団体等からの依頼に応じて、交通安全や防犯に関する出前講座を実施します。また、犯罪に巻き込まれないための対策や犯罪の早期発見などについて、様々な媒体や方法を用いて啓発します。	関係各課
障がい者関係団体の開催する交通安全教室の支援	障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人の交通ルールの啓発等を支援します。	生活交通課 障がい福祉課

(3) 居住支援の充実

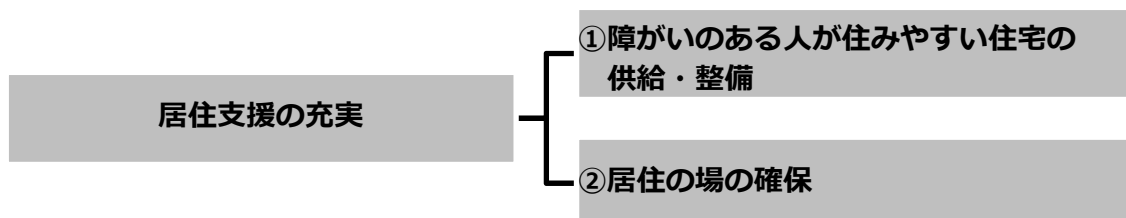
【現状と課題】

施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の在宅生活移行を促進する中で、安全で住みやすい住宅の整備は重要です。

本市では、障がい者向け公営住宅を管理しており、今後も、障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、グループホーム※の整備や、個々の意思の尊重を実現できるような住まいの場の供給体制の充実が必要です。

また、グループホーム※の設置に対する、地域の住民への啓発活動が求められます。

【施策の方向】



【今後の取組み】

①障がいがある人が住みやすい住宅の供給・整備

住宅改造を含めた安全で住みやすい住宅の供給と整備を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
在宅生活を送るためのアドバイスの充実	在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいのある人からの住宅改造における相談があった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具などの利用が自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。	長寿福祉課 障がい福祉課

今後の取組み	内 容	関係課
住宅改造に伴う経費の一部助成	● 在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。	障がい福祉課

②居住の場の確保

障がいのある人が地域で生活をするため、居住の場の確保に努めます。

今後の取組み	内 容	関係課
市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化※	● 市営住宅の大規模改修に併せて、ユニバーサル化※に対応した住宅整備を行います。	住宅課
グループホーム※の設置に対する支援	● 地域の中で共同生活を営むため、自立生活の援助を行うグループホーム※の設置について支援します。また、設置の際は、周辺住民の理解を促進します。 ● 湖南４市での重度心身障害者進路先確保プロジェクト会議を開催し、関係機関及び当事者へのアンケート結果等を分析し、活用していきます。	障がい福祉課

7 防災・災害時支援の充実

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、防災体制の充実が重要です。

本市では、災害発生時の避難の際、支援が必要な方の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、関係機関等が的確な対応が行えるよう整備しています。また、同報系防災行政無線のほか、同放送の自動電話応答装置、登録制メール、エリアメールの配信により、災害時の情報伝達手段の充実に努めています。しかし、アンケート調査によると、「災害福祉ネットサービス」や「栗東市防災・防犯情報配信システム」のことを「知らない」と回答した人がそれぞれ 30%前後に上っています。また、災害発生時に困ると思うこととして、「安全なところまですばやく避難できない」と「どのように対応すべきか判断できない」と回答した人が多くなっています。このことから、様々な手段で情報を発信する一方で、メディアに不案内な人をフォローするため、避難行動要支援者を実際に援護する地域の自主防災組織の育成、活性化に努める必要があります。また、災害時要援護者避難支援マニュアルに沿った避難施設の整備、医薬品の確保など、具体的な対策を講じる必要があります。

【施策の方向】

防犯・防災対策の充実

①防災体制の充実

【今後の取組み】

①防災体制の充実

地域防災力(消防団、自主防災組織)の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策など、防災体制の充実を図ります。

今後の取組み	内 容	関係課
福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	● 防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制を充実します	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課
避難行動要支援者名簿の整備	● 関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障がいのある人にかかる避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有します。	社会福祉課 障がい福祉課
防災体制の充実	● 「栗東市地域防災計画」、「栗東市国民保護計画」に基づき、障がいのある人の避難方法や避難生活（福祉避難所[※]の開設）など、被災後の具体的対策を含めた防災体制の充実を図ります。 ● 地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

この計画は、障がいのある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも係わる計画です。

そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進める必要があり、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進検討委員会」において、その進捗状況の点検・評価を行います。さらに、毎年、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、栗東市障がい児・者自立支援協議会[※]と連携を図り、計画を推進していきます。

2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行[※]や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。そのため、地域における関係団体と連携しながら計画の推進を図ります。

3 計画の見直し

計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

「第4章 重点目標」については、「障がい福祉計画」が見直しとなる平成29年度において、「障がい福祉計画」と合わせてその取り組み状況を検証し、進捗状況に応じて重点目標の見直しを行うこととします。なお、見直しの結果については、該当項目をホームページなどで公表していきます。

参考資料

栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画 策定委員会設置要綱

平成26年3月25日

告示第52号

(設置)

第1条 障害者福祉を推進するために、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による栗東市障がい者基本計画（以下「基本計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による栗東市障がい福祉計画（以下「障がい福祉計画」という。）を策定するため、栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 第3期障がい福祉計画の検証に関すること。
- (2) 第2期基本計画案及び第4期障がい福祉計画案の策定に関すること。
- (3) その他基本計画案及び障がい福祉計画案の策定に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から第2期基本計画案及び第4期障がい福祉計画案を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部社会・障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画 策定委員会委員名簿

区分	所属		委員名
学識経験者	龍谷大学社会学部教授		委員長 村井 龍治
関係団体を 代表する者	市内事業所 代表	社会福祉法人パレット・ミル 常務理事	副委員長 中山 みち代
		おもや 所長	杉田 健一
	障がい者 団体代表	栗東市手をつなぐ育成会 会長	高畑 きぬ江
		栗東市障がい児者父母の会 会長	大屋 和代
	関係団体	湖南地域障害者生活支援センター あんず 相談課長	太田 珠美
		精神障害者地域生活支援センター 風 所長	黒木 稔
		栗東市社会福祉協議会 会長	黒田 元吾
		栗東市自治連合会 副会長	濱野 史恵
		栗東市民生委員児童委員協議会連合会 葉山東学区民児協会長	長谷川 すみ子
		湖南地域障害者働き・暮らし応援センター りらく センター長	河尻 朋和
関係行政 機関の職員	草津公共職業安定所 上席職業指導官		金谷 真佐男
	滋賀県南部健康福祉事務所 次長		草野 とし子
その他市長 が必要と 認める者	一般公募		太田 真弓
	一般公募		西尾 悦子

策定経過

開催日	内 容
平成26年6月23日	第1回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・アンケート調査について
平成26年7月14日～ 7月28日	アンケート調査実施
平成26年8月6日～ 8月25日	障がい者関係団体・関係事業所へのアンケート調査ヒアリング実施
平成26年10月20日	第2回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・アンケート調査、ヒアリングの結果について ・第3期栗東市障がい福祉計画の実績について
平成26年11月25日	第3回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・第2期栗東市障がい者基本計画素案（案）について ・第4期栗東市障がい者福祉計画素案（案）について
平成26年12月22日～ 平成27年1月16日	パブリックコメントの実施
平成27年2月6日	第4回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの報告 ・第2期栗東市障がい者基本計画（案）最終確認について ・第4期栗東市障がい者福祉計画（案）最終確認について

用語解説

あ行

アイマスク体験学習

アイマスクをつけて歩いたり、階段の上り下り等を体験したりすることにより、視覚障がいのある方の生活を「疑似体験」し、自分にできることは何かを学んでいく学習。また、目の不自由な人と一緒に歩くときのガイド（手引き）方法を学習することもあります。

アクセシビリティ

年齢的・身体的条件に関わらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

一般相談支援事業

2012（平成 24）年 4 月から、障害者総合支援法への法改正により「相談支援」の定義が、基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び地域相談支援の双方を行う事業を一般相談支援事業という。

インクルーシブ

障がいのあるなしで区分することなく違いを認め、すべてを包み込む学校・社会が望ましいという考え方。

ウェブアクセシビリティ

年齢的・身体的条件に関わらず、誰もがホームページなどで提供されている情報にアクセスし、利用できること。

か行

学習障がい

知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち特定の能力に著しい困難がある発達障がい。

基幹相談支援体制

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター等による相談支援体制。基幹相談支援センターは、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

キャリア教育

「キャリア」とは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねを意味し、キャリア教育とは、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育をいう。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達法）

障がい者就労施設等で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入（調達）することを推進することを目的とする法律。

グループホーム

障がいのある人が世話人等の支援を受けながら、地域で共同生活を営む住居。介護サービスを当該事業所の職員が提供する「介護サービス包括型グループホーム」と介護サービスを外部の居宅介護事業者等に委託する「外部サービス利用型グループホーム」がある。

ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、さまざまなサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。

権利擁護

自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理として権利や支援獲得を行うとともに、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるための支援。

さ行

Jエクスペ

Job+Experience = 職業体験。就業する喜びと厳しさについて職場体験を通じて感じてもらい、その後の就労につなげることを目的とした事業

就労移行支援事業

65 歳未満の障がいのある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

就労継続支援事業

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障がいのある人の権利擁護に資することを目的として 2011（平成 23）年 6 月に成立。障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の防止等に関する国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。2012（平成 24）年 10 月施行。

障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がい者の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う、市が委嘱し、活動している相談員。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成 18）年 12 月 13 日、第 61 回国際連合総会において採択され、日本は 2007（平成 19）年 9 月 28 日に署名をした。前文と本文 50 条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人に他者との均等な権利を保障することを規定している。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がいのあるなしにかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障がい福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成 25）年6月に制定された。一部の附則を除き 2016（平成 28）年4月1日から施行。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉をすすめるしくみづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関、市などで構成する協議会。

成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

た行

地域移行

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人を地域における生活に移行するための支援。

チャレンジウィーク

中学校において 5 日間以上の職場体験を実施し、働く大人の生きざまに触れたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てるもの。滋賀県では、文部科学省の推進にあわせ、平成 19 年度から、県内のすべての公立中学校（100 校）で 5 日間の職場体験に取り組んでいる。

特定相談支援事業

2012（平成 24）年 4 月から、障害者総合支援法への法改正により「相談支援」の定義が、基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び計画相談支援の双方を行う事業を特定相談支援事業という。

特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題をふまえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。

特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

な行

難病

原因不明で、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけではなく、介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担が大きい疾病。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

※アスペルガー症候群・・・知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「かかわり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

福祉避難所

災害時に、障がいのある人等を一時受け入れるための施設。

や行

ユニバーサル化

ユニバーサルデザイン化。障がいのあるなし・年齢・性別・国籍等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮し、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

第2期栗東市障がい者基本計画

策定／平成27年3月

発行／栗東市健康福祉部障がい福祉課

〒520-3088

栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL 077-551-0113

FAX 077-553-3678

E-MAIL shogai@city.ritto.lg.jp

第4期栗東市障がい福祉計画

平成27年度～平成29年度

〈案〉

平成27年2月

栗東市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	5
1 障がいのある人の推移	5
(1) 人口の推移	5
(2) 障がいのある人の推移	6
2 障がいのある人の社会参加の状況	10
(1) 教育環境	10
(2) 就業状況	14
3 障がいのある人への生活支援の状況	17
(1) 公的サービスの現状	17
(2) 人的資源の現状	21
4 第3期計画の障がい福祉サービスの実績	22
(1) 訪問系サービス	22
(2) 日中活動系サービス	23
(3) 居住系サービス	25
(4) 相談支援	25
(5) 地域生活支援事業	26
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 基本方針	31

第4章 サービス見込量と確保のための方策 32

- 1 平成29年度の障がい福祉サービスの整備目標 32
 - (1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数 32
 - (2) 地域生活支援拠点等の整備 33
 - (3) 一般就労に移行する福祉施設利用者数 33
 - (4) 就労移行支援事業の利用者数 34
- 2 障がい福祉サービス等の見込み量 35
 - (1) 訪問系サービス 35
 - (2) 日中活動系サービス 36
 - (3) 居住系サービス 39
 - (4) 相談支援 40
- 3 地域生活支援事業の見込み量 41
 - (1) 相談支援事業 41
 - (2) 意思疎通支援事業 42
 - (3) 日常生活用具給付事業 42
 - (4) 手話奉仕員養成・研修事業 43
 - (5) 移動支援事業 43
 - (6) 地域活動支援センター機能強化事業 44
 - (7) 理解促進研修・啓発事業 44
 - (8) 自発的活動支援事業 45
 - (9) その他のサービス 45
- 4 障がい児支援サービスの見込み量 46
 - (1) 障がい児通所支援サービス 46
 - (2) 障がい児相談支援 47

第5章 計画の推進 48

- 1 計画の推進体制 48

参考資料 49

- 栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱 49
- 栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会委員名簿 51
- 策定経過 52
- 用語解説 53

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「障がい福祉計画」は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス※等の提供体制が確保されるように、障害者総合支援法※第 88 条に基づき策定を義務づけられた計画であります。

本市では、計画的にサービス提供を推進していくために、必要なサービスの見込量やこれを確保するための方策を定める平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を対象とした「第 3 期栗東市障がい福祉計画」（以下「第 3 期計画」という。）を策定しました。

この度、第 3 期計画の計画期間が平成 26 年度末で終了することに伴い、国の定める基本指針に示されている考え方等を踏まえつつ、障がい福祉サービス※等の利用実績や数値目標の進捗状況、アンケート調査結果等を分析・評価し、第 3 期計画の見直しを行い、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を対象とした「第 4 期栗東市障がい福祉計画」（以下「第 4 期計画」という。）を策定します。

障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- （第 3 項以下省略）

2 計画の位置づけ

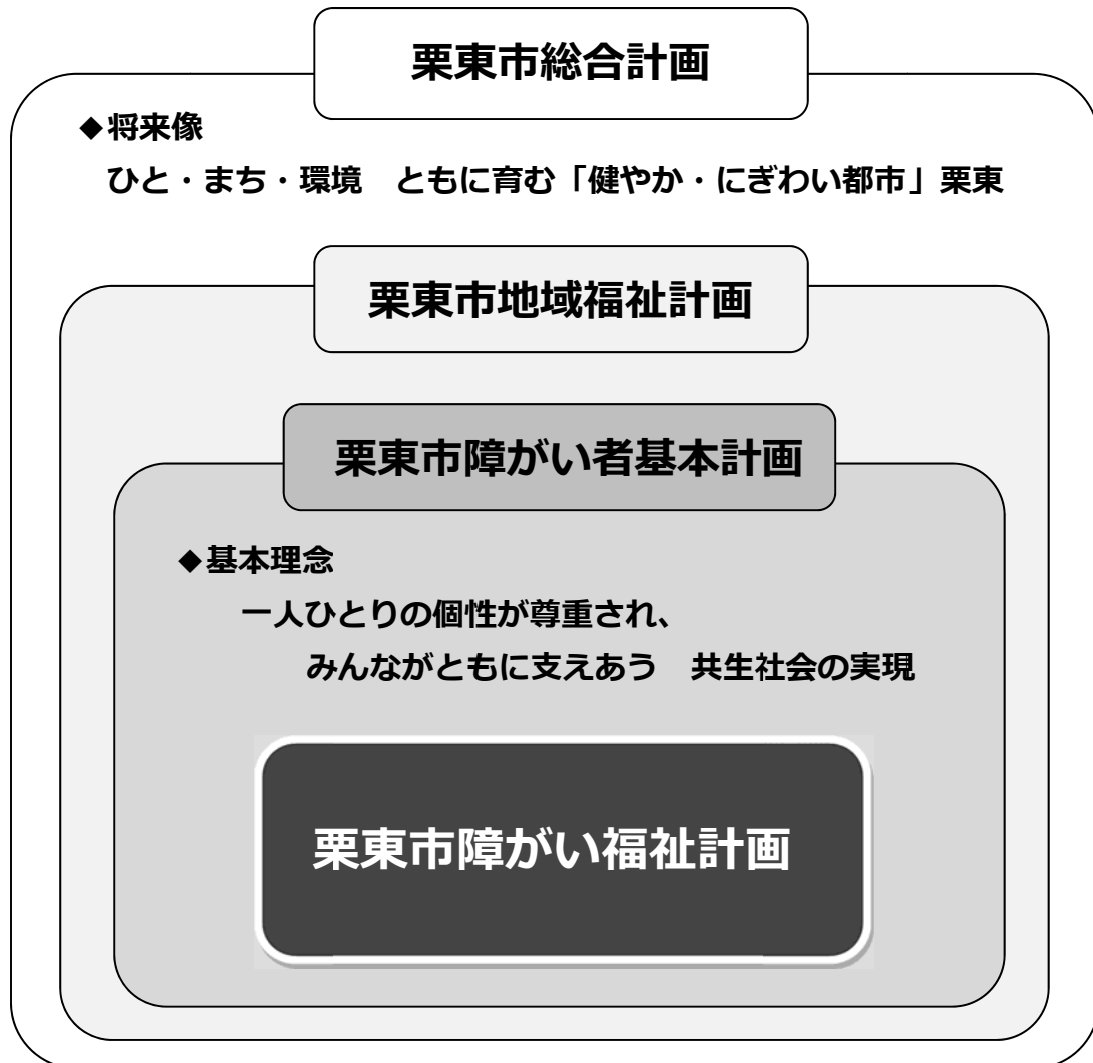
この計画は、障害者総合支援法※第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第 4 期計画として策定するものです。

計画の基本理念及び基本方針については、栗東市総合計画との調整を図りつつ「第 2 期栗東市障がい者基本計画」と共通のものとし、3 年を 1 期とした各年度における障がい福祉サービス※ごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

■「障がい者基本計画」及び「障がい福祉計画」の概要

	障がい者基本計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 同法第 9 条第 3 項に規定する「市町村障害者基本計画」として策定するものです	障害者総合支援法 同法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第 4 期計画として策定するものです
性 格	○障がいのある人の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 ○長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	○各年度における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業について、必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	○国の「障害者基本計画」及び「新・障害者福祉しがプラン」（平成 24 年 3 月）を基本とした、栗東市総合計画の部門計画	○障害者総合支援法第 87 条に規定される、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定される ○障がい者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標

■本市計画との関連性

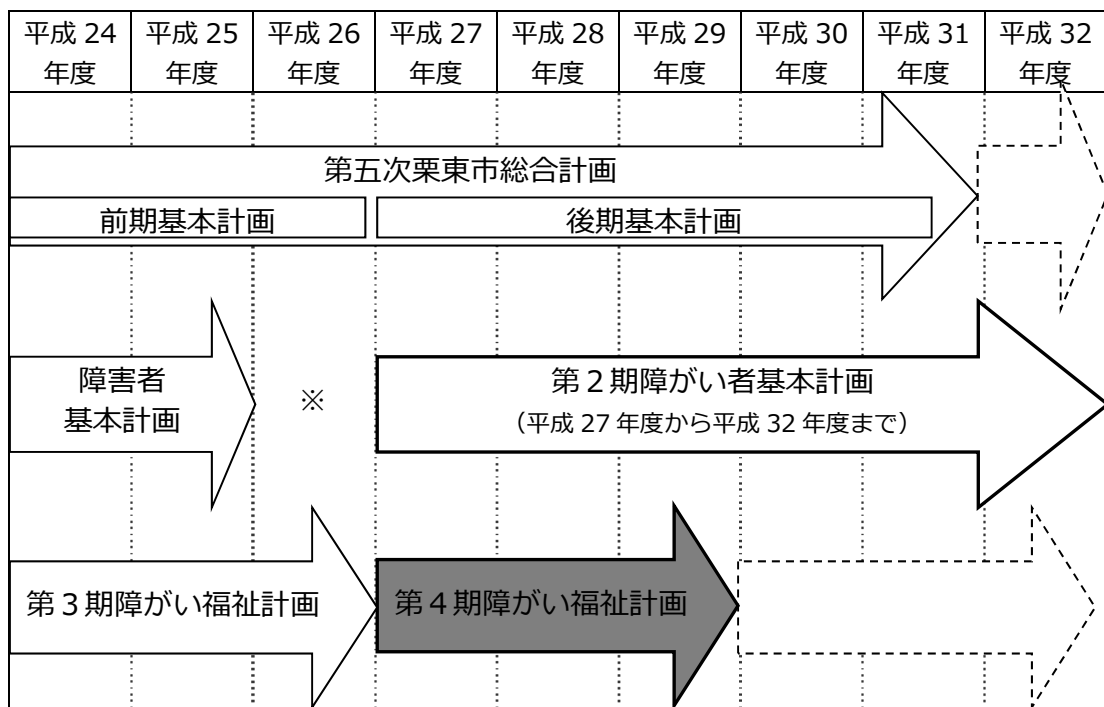


3 計画の期間

障がい福祉計画は、3年を1期として策定することとなっています。

第4期計画は、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした第3期計画の見直しを行い、平成27年度から平成29年度までを計画期間として策定します。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



※障がい者基本計画は平成25年度に計画期間が終了しているものの、第4期障がい福祉計画との整合を図るため、第2期障がい者基本計画の計画開始時期を平成27年度とし、計画期間を6年間としました。なお、平成26年度の障がい福祉に関する施策の実施については、第五次栗東市総合計画に盛り込まれている障がい福祉施策で運用しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 障がいのある人の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成 26 年 9 月 30 日現在 66,993 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、65 歳以上の増加が多くなっています。

■人口の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
14 歳未満	12,622	12,526	12,466	12,429
15～64 歳	43,384	43,290	43,070	43,199
65 歳以上	9,907	10,494	11,093	11,365
計	65,913	66,310	66,629	66,993

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、9 月 30 日現在
資料：住民基本台帳

(2) 障がいのある人の推移

① 身体障がいのある人

身体障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在 1,927 人となっており、微増の傾向にあります。年齢階層別でみると、65 歳以上の増加が多くなっています。等級別でみると、重度障がいのある人（1 級、2 級）が 45.2%となっています。

■ 年齢別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	58	56	54	69
18～64 歳	629	585	594	586
65 歳以上	1,183	1,203	1,236	1,272
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■ 障がい等級別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	567	548	564	584
2 級	279	266	275	287
3 級	275	294	296	293
4 級	470	458	472	478
5 級	147	145	147	152
6 級	132	133	130	133
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

②知的障がいのある人

知的障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 456 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、18～64 歳の増加が多くなっています。判定別でみると、重度障がいの人（A 判定）が 36.4%となっています。

■年齢別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	148	166	167	155
18～64 歳	236	246	258	280
65 歳以上	11	13	14	21
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■判定別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A 判定	151	163	161	166
B 判定	244	262	278	290
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

③精神障がいのある人

精神障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 290 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別でみると、18～64 歳の増加が多くなっています。等級別でみると、中度障がいのある人（2 級）が 62.1%となっています。

■年齢別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	2	2	2	2
18～64 歳	199	216	231	243
65 歳以上	35	36	45	45
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

■障がい等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

（単位：人）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	18	22	24	25
2 級	147	158	173	180
3 級	71	74	81	85
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在
資料：障がい福祉課

④難病※患者

潰瘍性大腸炎が特に多く 82 人となっています。次いで、パーキンソン病関連疾患が 46 人となっています。

■ 特定疾患患者数

(単位：人)

病 名	患者数
重症筋無力症	11
全身性エリテマトーデス	28
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	16
特発性血小板減少性紫斑病	9
潰瘍性大腸炎	82
クローン病	17
パーキンソン病関連疾患	46
後縦靱帯骨化症	13
特発性拡張型（うつ血型）心筋症	17
網膜色素変性症	11
上記以外の疾患	108
計	358

平成 26 年 3 月 31 日現在
資料：草津保健所

⑤小児慢性特定疾患数

小児慢性特定疾患患者数は、平成 26 年 3 月末において 99 人となっており、内分泌疾患に次いで慢性心疾患の患者数が多くなっています。

2 障がいのある人の社会参加の状況

(1) 教育環境

① 小学校就学前の障がい児支援

本市においては、平成 22 年 4 月に発達支援室（現、子ども発達支援課）を設置し、発達障がい※のある（疑いを含む）子どもとその家族の支援を開始しました。また乳児期から学齢期までの子どもの発達支援に向けて、健康増進課、幼児課、学校教育課、子ども発達支援課が連動した母子保健・保育・教育・福祉システムを構築しました。現在、このシステムの中で支援を受けている子どもは、次ページの通りとなっています。

なお、自立支援給付対象事業の「たんぼぼ教室」の利用者数は以下の通りです。

■ 児童発達支援事業における通園児数の推移

（単位：人）

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
たんぼぼ教室	71	60	57

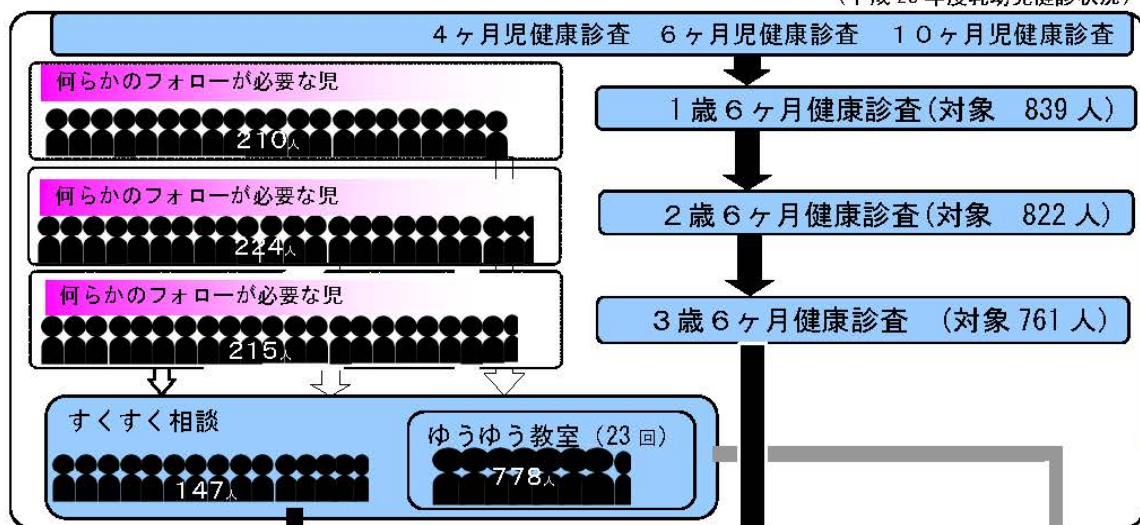
各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 10 月 1 日現在
資料：子ども発達支援課

※次ページの図中の「支援レベル」は、以下の分類区分の基準に基づいています。

	小中学校	保育園・幼稚園・幼児園
支援レベル 2	児童生徒の特性を理解し、個別の指導計画の作成及び適宜支援の継続が必要	幼児の特性を理解し、個別の指導計画の作成及び適宜支援の継続が必要
支援レベル 3	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、TT・個別指導・取り出し等、校内での支援や通級指導教室による支援等が必要	個別の指導計画の作成及び個別支援（1 対 1）の継続が必要

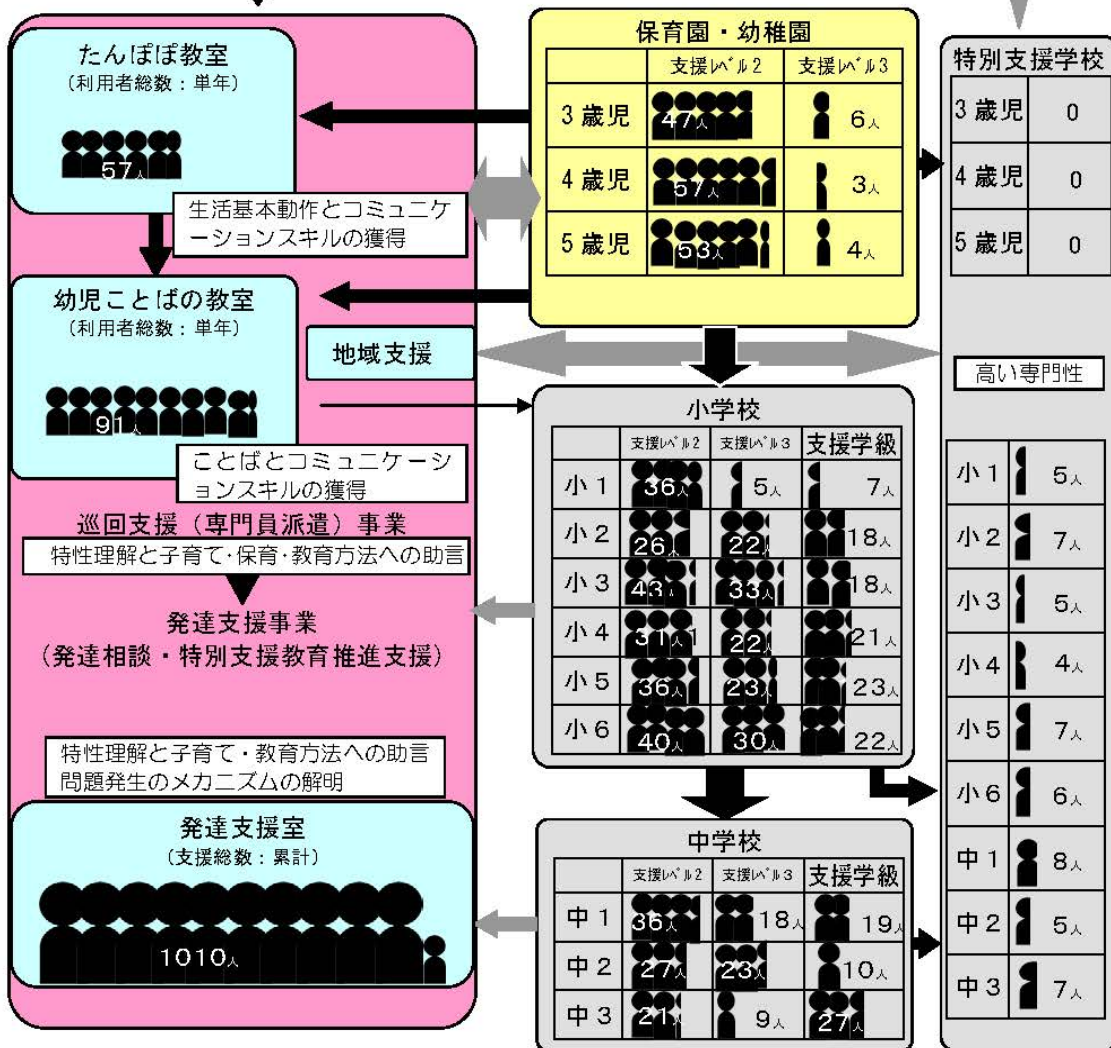
■支援対象者のフロー

(平成 25 年度乳幼児健康診状況)



母子保健

※各校園の値はいずれも平成26年6月調査。



子どもの発達支援

※平成26年9月現在。

②小学校・中学校の特別支援学級※

特別支援学級※在学者数は平成 26 年度現在 165 人となっています。障がい別には、知的障がいのある人が多く、64.2%を占めています。

また、通級指導教室における児童生徒は、平成 26 年度現在 65 人となっています。

■児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級※の在学状況 (単位：人)

区分	在学者数									
	小学校						中学校			計
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	
知的障がい	4	12	8	13	12	15	11	8	23	106
情緒障がい	2	4	4	5	8	5	8	2	3	41
肢体不自由	0	1	3	1	1	0	0	0	0	6
視覚障がい	1	0	0	1	0	1	0	0	0	3
難聴	0	0	1	0	2	0	0	0	1	4
身体虚弱	0	1	2	1	0	1	0	0	0	5
計	7	18	18	21	23	22	19	10	27	165

平成 26 年 9 月 1 日現在

資料：学校教育課

■通級指導教室において指導を受けている児童生徒数の推移 (単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学生	65	60	63
中学生	1	1	2
計	66	61	65

平成 26 年 9 月 1 日現在

資料：学校教育課

③特別支援学校※

在学者数は平成 26 年度現在 99 人で増加傾向にあります。学部別には、幼稚部 0 人、小学部 35 人、中学部 23 人、高等部 41 人となっています。

■特別支援学校※の在学者数の推移

(単位：人)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県立聾話学校	幼稚部	1	0	0
	小学部	4	4	2
	中学部	1	0	2
	高等部	3	3	1
県立盲学校	幼稚部	0	0	0
	小学部	0	0	0
	中学部	0	1	0
	高等部	0	1	0
県立草津養護学校	小学部	3	0	0
	中学部	6	9	7
	高等部	6	3	4
県立野洲養護学校	小学部	25	31	33
	中学部	9	9	10
	高等部	19	18	18
その他（長浜高等・甲南高等・三雲・滋賀大付属養護特別支援学校）	小学部	1	2	0
	中学部	4	5	4
	高等部	11	14	18
幼稚部計		1	0	0
小学部計		33	37	35
中学部計		20	24	23
高等部計		39	39	41
総合計		93	100	99

各年度3月31日現在、平成 26 年度は9月1日現在
資料：各学校

(2) 就業状況

公共職業安定所に登録している障がいのある人は、2,257 人であり、そのうち、身体障がいのある人が 49.8%、知的障がいのある人が 27.1%、精神障がいのある人が 23.1%となっています。

滋賀県の障がいのある人の実雇用率は横ばいで推移しており、平成 25 年度では 1.81%となっています。法定雇用率達成企業の割合は 51.8%となっています。

公共職業安定所の新規求職申込件数は、平成 23 年度から平成 24 年度においては 96 件増加しましたが、平成 25 年度にかけては 9 件減少しました。

■公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況（草津所管内）

区分		登録者数							
				有効求職者		就業者		保留中	
		人	%	人	%	人	%	人	%
身体障がいのある人	視覚	70	3.1	13	3.3	34	3.3	23	2.8
	聴覚・言語等	215	9.5	30	7.5	134	12.9	51	6.2
	上肢	247	10.9	44	11.1	127	12.2	76	9.3
	下肢	301	13.3	40	10.1	133	12.8	128	15.7
	体幹	49	2.2	5	1.3	18	1.7	26	3.2
	脳病変	11	0.5	1	0.3	6	0.6	4	0.5
	内部障がい	230	10.2	36	9.0	105	10.1	89	10.9
	小計	1,123	49.8	169	42.5	557	53.5	397	48.6
知的障がいのある人		612	27.1	83	20.9	346	33.2	183	22.4
精神障がいのある人		522	23.1	146	36.7	139	13.3	237	29.0
計		2,257		398		1,042		817	

平成 26 年 3 月 31 日現在
資料：草津公共職業安定所

■障がい者雇用の推移状況（滋賀県）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
企業数（社）	629	631	735
（内、法定雇用率達成企業数）（社）	317	345	381
法定雇用率達成企業の割合（％）	50.4	54.7	51.8
基礎労働者数（人）	119,507	120,502.5	125,666
（うち障がいのある人の数）（人）	1,917.5	2,141	2,269.5
実雇用率（％）	1.6	1.78	1.81

各年度6月1日現在

資料：草津公共職業安定所

※企業は県内に本社があり、56人以上雇用している企業

■障がいのある人の新規求職申込数等（草津所管内）

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体
新規求職申込数（件）	147	144	215	172	203	175
就職件数（件）	86	52	98	57	105	57
新規登録者数（人）	66	72	92	70	108	88
有効求職数（人）	2,369	2,376	2,160	1,697	2,615	1,855
就業中の者（人）	4,998	6,808	5,288	6,442	5,656	6,577
保留中の者（人）	3,427	4,327	4,378	4,554	4,830	4,657

各年度3月31日現在

資料：草津公共職業安定所

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障がい者は、身体障がい者又は知的障がい者である（なお、精神障がい者は雇用義務の対象ではないが、精神障がい者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○民間企業……………	一般の民間企業……………	1.8%
	（50人以上規模の企業）	
	特殊法人……………	2.3%
	〔労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人〕	
○国、地方公共団体……………		2.3%
	（43.5人以上規模の機関）	
○都道府県等の教育委員会……………		2.2%
	（45.5人以上規模の機関）	

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。

※重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

（平成25年4月施行）

3 障がいのある人の生活支援の状況

(1) 公的サービスの現状

①在宅生活支援サービス

(ア) 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は増減を繰り返しており、平成 25 年度で 182 人、平成 26 年度は 7 月末までに 63 人の利用がありました。

■補装具の交付・修理の利用推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者延人数	185	203	182	63

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在

資料：障がい福祉課

(イ) 心身障がい児・者紙おむつ助成制度

心身障がい児・者紙おむつ助成制度は、毎年利用者が微減傾向にあり、平成 26 年度は 7 月末までに 38 人の利用がありました。

■心身障がい児・者紙おむつ助成制度

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象人数	50	48	45	38

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在

資料：障がい福祉課

(ウ) 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

在宅重度障がい者住宅改造費助成制度は、毎年 1～2 件の利用があります。

■在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用件数(件)	2	2	1	2
助成額(円)	146,500	700,000	75,000	535,500

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在

資料：障がい福祉課

②保健・医療サービス

(ア) 自立支援医療（育成医療）の給付

自立支援医療（育成医療）受給者数は、平成 25 年度で 46 人、平成 26 年度は 7 月末までに 30 人の利用がありました。

■自立支援医療(育成医療)の給付

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
肢体不自由	11	8	13	10
視覚障がい	5	4	4	1
聴覚・平衡機能障がい	2	3	3	1
音声・言語機能障がい	16	12	17	8
じん臓障がい	1	0	0	0
その他内臓障がい	8	7	9	10

各年度3月31日現在、平成26年度は、7月31日現在
資料：障がい福祉課

(イ) 自立支援医療（更生医療）の給付

自立支援医療（更生医療）受給者数は、増加傾向にあり、平成 25 年度で 233 人の利用がありました。

■自立支援医療(更生医療)の給付

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
肢体不自由	13	54	46	14
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0
音声・言語機能障がい	4	3	3	2
じん臓障がい	133	143	144	93
その他内臓障がい	30	39	40	22

各年度3月31日現在、平成26年度は、8月30日現在
資料：障がい福祉課

(ウ) 自立支援医療（精神通院）の給付

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 25 年度では 933 人の申請者がありました。

■自立支援医療(精神医療)の給付

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
申請者数	893	983	933	346

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：障がい福祉課

(エ) 重度心身障がい老人等医療費の助成

重度心身障がい老人等医療費の助成実績は、平成 25 年度では 522 人の受給者がありました。

■重度心身障がい者老人等医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数（人）	669	654	522	526
年間受信件数（件）	15,360	14,612	13,418	6,731
1 人当り助成額（円）	76,608	71,864	77,920	39,127

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：保険年金課

(オ) 心身障がい者（児）医療費の助成

心身障がい者（児）医療費の助成実績は、平成 25 年度では 594 人の受給者がありました。

■重度心身障がい者老人等医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数（人）	867	891	594	596
年間受信件数（件）	19,185	16,439	12,830	6,459
1 人当り助成額（円）	156,803	135,111	163,189	82,624

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：保険年金課

(力) 福祉医療費の助成

福祉医療費の助成実績は、平成 25 年度では 8,796 人の受給者がありました。

■福祉医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数（人）	11,106	11,070	8,796	8,089
年間受信件数（件）	172,890	151,992	125,372	63,049
1 人当り助成額（円）	41,070	36,283	35,799	20,292

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在
資料：保険年金課

※子ども入院医療費助成は含まない

※平成 24 年 8 月から市単独事業の一部を廃止

(2) 人的資源の現状

①福祉関連専門職の状況

栗東市の正規職員における福祉関連の専門職の状況は、保健師が16人、社会福祉士が5人、心理判定員が3人、理学療法士が1人、栄養士が2人となっています。

■栗東市正規職員の福祉関連専門職の状況 (単位：人)

職種	人数	職種	人数
保健師	16	理学療法士	1
社会福祉士	5	栄養士	2
心理判定員	3		

平成26年10月1日現在
資料：障がい福祉課

②ボランティア団体等の状況

(ア) ボランティア団体

ボランティア登録者数は、平成26年度から大幅に増加しており、グループ登録、個人登録を合わせた登録人数は1,337人となっています。

■ボランティア登録団体・登録人数の推移

区分	グループ登録		個人登録	登録人数
	団体数(団体)	人数(人)	人数(人)	人数(人)
平成23年度	36	363	17	380
平成24年度	36	336	18	354
平成25年度	37	348	17	364
平成26年度	63	1,312	25	1,337

各年度3月31日現在、平成26年度は7月31日現在
資料：栗東市ボランティア市民活動センター

(イ) 民生委員児童委員、身体障がい者相談員※、知的障がい者相談員※

民生委員児童委員は155人、身体障がい者相談員※は10人、知的障がい者相談員※は5人となっています。

■民生委員児童委員、身体障がい者相談員※、知的障がい者相談員※の人数 (単位：人)

区分	民生委員児童委員	身体障がい者相談員	知的障がい者相談員
人数	155	10	5

平成26年9月30日現在
資料：障がい福祉課

4 第3期計画の障がい福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

市の支給基準に基づきケアプランによりサービス提供しています。市内提供事業所も増加しており、提供体制はとれていますが、行動援護については、市内提供事業所がなく、提供体制が十分ではありません。

■訪問系サービスの計画と実績

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護・重度訪問介護 ・ 行動援護	24,343 時間	15,884 時間	26,708 時間	15,608 時間	29,073 時間	7,527 時間
	101 人	163 人	110 人	156 人	119 人	152 人
同行援護	464 時間	791 時間	464 時間	1,462.0 時間	464 時間	1,018.5 時間
	138 人	11 人	138 人	15 人	138 人	17 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ時間分、支給決定者数（実人数）

※同行援護については平成 23 年 10 月から新設されたサービス

資料：障がい福祉課

(2) 日中活動系サービス

(生活介護)

平成 25 年度には 250 人日ほど増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 467 人の利用となっています。

(自立訓練※(生活訓練))

平成 25 年度には 300 人日ほど増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 451 人の利用となっています。

(就労移行支援※)

平成 25 年度には、200 人日ほどの減少となっており、平成 26 年 9 月末現在では 1,124 人の利用となっています。

(就労継続支援※(A型))

事業所の増加に伴い、平成 25 年度には大幅に増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 1,686 人の利用となっています。

(就労継続支援※(B型))

事業所の増加に伴い、平成 25 年度には大幅に増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 14,054 人の利用となっています。

(療養介護)

療養介護については、平成 24 年度以降、年間 13 人日の利用となっています。

(児童デイサービス)

「たんぽぽ教室」では、ほぼ横ばいとなっており、平成 26 年 9 月末現在では 932 人の利用となっています。

(短期入所※)

緊急的な対応ができるように、希望者には事前申請によりサービスの支給決定をしています。

■日中活動系サービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	15,678 人 日	13,974 人 日	16,848 人 日	16,983 人 日	18,018 人 日	8,828 人日
	804 人 (67 人)	789 人 (74 人)	864 人 (72 人)	1,048 人 (76 人)	924 人 (77 人)	467 人 (76 人)
自立訓練(機能訓練)	1,152 人日	248 人日	1,152 人日	305 人日	1,152 人日	276 人日
	72 人 (6 人)	16 人 (3 人)	72 人 (6 人)	28 人 (5 人)	72 人 (6 人)	15 人 (4 人)
自立訓練(生活訓練)	512 人日	1,750 人日	640 人日	2,070 人日	768 人日	451 人日
	32 人 (4 人)	93 人 (11 人)	40 人 (5 人)	117 人 (13 人)	48 人 (6 人)	25 人 (8 人)
就労移行支援	3,424 人日	1,881 人日	3,424 人日	1,682 人日	3,424 人日	1,124 人日
	192 人 (16 人)	110 人 (18 人)	192 人 (16 人)	126 人 (16 人)	192 人 (16 人)	97 人 (17 人)
就労継続支援(A型)	2,376 人日	2,304 人日	2,592 人日	3,199 人日	2,808 人日	1,686 人日
	132 人 (11 人)	126 人 (14 人)	144 人 (12 人)	178 人 (16 人)	156 人 (13 人)	94 人 (16 人)
就労継続支援(B型)	14,208 人日	21,112 人日	15,552 人日	26,091 人日	16,896 人日	14,054 人日
	888 人 (74 人)	1,232 人 (128 人)	972 人 (81 人)	1,550 人 (137 人)	1,056 人 (88 人)	799 人 (141 人)
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日
児童デイサービス (H24.4～ 児童発達支援事業)	7,296 人日	2,066 人日	7,488 人日	2,050 人日	7,680 人日	932 人日
	76 人	70 人	78 人	90 人	80 人	70 人
短期入所	1,528 人日	1,515 人日	1,556 人日	1,626 人日	1,584 人日	703 人日
	28 人	112 人	30 人	115 人	32 人	117 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ人日分、年間延べ人数、() 内は実人数。

ただし、児童デイサービス、短期入所については、支給決定者数

資料：障がい福祉課

(3) 居住系サービス

(共同生活援助・共同生活介護)

利用希望者に対して、サービス提供が不足しており、市外のサービス提供事業所の確保も必要です。

(施設入所支援)

利用実績は増加しています。

■居住系サービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	108 人	66 人	132 人	63 人	156 人	130 人
	(9 人)	(6 人)	(11 人)	(6 人)	(13 人)	(25 人)
共同生活介護	204 人	208 人	264 人	225 人	300 人	19 人
	(17 人)	(16 人)	(22 人)	(20 人)	(25 人)	(19 人)
施設入所支援	372 人	361 人	384 人	389 人	396 人	200 人
	(31 人)	(34 人)	(32 人)	(36 人)	(33 人)	(35 人)

※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在

※年間延べ人日分、年間延べ人数、()内は実人数。

資料：障がい福祉課

(4) 相談支援

相談支援の実績値については、平成25年度において計画相談支援が14人、地域移行※支援が0人、地域定着支援が1人となっており、見込んでいた利用対象者が実際のサービス利用に結びつかなかったため、計画値と実績値に差が生じています。

■相談支援の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援						
計画相談支援	30 人	3 人	60 人	14 人	111 人	26 人
地域移行支援	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人
地域定着支援	2 人	(0 人)	2 人	1 人	2 人	1 人

※平成24年度～平成25年度：年間延べ人数、()内は実人数

※平成26年度：月あたりの人数

資料：障がい福祉課

(5) 地域生活支援事業

(ア) 相談支援事業

利用希望者に対して、サービス提供ができています。障がい者相談支援事業の相談件数については、実績値が計画値を超えています。

■相談支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
① 相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	2 箇所	3 箇所
イ 地域自立支援協議会		2,952 件		4,134 件		2,464 件
② 成年後見制度利用支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
③ 障害者虐待防止センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
④ 基幹相談支援センター	実施予定	未実施	実施予定	未実施	実施予定	未実施

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(イ) コミュニケーション支援事業

平成 26 年 9 月末現在では 86 人の利用となっています。

■コミュニケーション支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
コミュニケーション支援事業	138 人	96 人	138 人	239 人	138 人	86 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ人数

資料：障がい福祉課

(ウ) 日常生活用具給付等事業

利用希望者からの申請に対し、迅速な給付決定に努めています。

■日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①介護・訓練支援用具	6 件	1 件	6 件	4 件	6 件	0 件
②自立生活支援用具	19 件	9 件	19 件	15 件	19 件	7 件
③在宅療養等支援用具	15 件	18 件	15 件	15 件	15 件	9 件
④情報・意思疎通支援用具	15 件	6 件	15 件	10 件	15 件	11 件
⑤排泄管理支援用具	1,014 件	826 件	1,014 件	1,072 件	1,014 件	843 件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1 件	2 件	1 件	1 件	1 件	2 件
⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(エ) 移動支援事業

障がいのある人の社会参加のために市の支給決定基準に基づいて希望者に速やかに支給しています。

■移動支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
	利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間	
移動支援事業	24 箇所	428 人	26 箇所	416 人	26 箇所	485 人	26 箇所	492 人	28 箇所	542 人	23 箇所	239 人
	3,500 時間		3,429.5 時間		3,966 時間		4,046.0 時間		4,432 時間		2,127.5 時間	

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(オ) 地域活動支援センター

地域活動支援センターⅡ型の実績値は、計画値を下回っています。滋賀型の実績は平成 24 年度に比べ減少しています。

■地域活動支援センターの計画と実績

区 分	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
基 礎 的 事 業	2 箇所	1,800 人	2 箇所	1,588 人	2 箇所	1,800 人	2 箇所	1,461 人	2 箇所	1,800 人	2 箇所	639 人
機 能 強 化 事 業	2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所	
滋 賀 型	1 箇所	84 人	1 箇所	84 人	1 箇所	84 人	1 箇所	48 人	1 箇所	84 人	1 箇所	24 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(カ) その他のサービス

(日中一時支援)

就学児童の長期休暇中及び放課後の利用ニーズが多くあります。見込み数値を上回る実績量であるが、市内に提供事業所が少ないため、十分提供体制がとれているわけではありません。

(その他のサービス)

ケアプランにより利用希望があると提供に向けての速やかな利用調整を行っています。

■その他のサービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援	131 人	125 人	153 人	133 人	175 人	131 人
訪問入浴サービス事業	2 人	4 人	2 人	3 人	2 人	3 人
更生訓練費・施設入所者就職支度金	2 人	0 人	2 人	1 人	2 人	1 人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	400 人	457 人	400 人	480 人	400 人	370 人
点字・声の広報等発行事業	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人	8 人
奉仕員養成・研修事業	31 人	28 人	32 人	16 人	33 人	16 人
自動車運転免許取得・改造助成事業	3 人	5 人	3 人	9 人	3 人	1 人
生活行動訓練事業	30 人	23 人	30 人	14 人	30 人	未実施
芸術・文化開催事業	11 人	10 人	12 人	10 人	13 人	10 人

※実人数。

ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金、自動車運転免許取得、改造助成事業については、支給決定者数。

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

資料：障がい福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「栗東市障がい福祉計画」の基本理念は、「栗東市障がい者基本計画」の基本的な考え方と共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護されるべき人と考えられてきましたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなる時においても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係の中で日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような、地域社会における共生の実現をめざします。

『一人ひとりの個性が尊重され

みんながともに支えあう 共生社会の実現』

2 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取り組み姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携の中で一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

第4章 サービス見込量と確保のための方策

1 平成 29 年度の障がい福祉サービスの整備目標

(1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数

目標設定の考え方

平成 29 年度末までに地域生活に移行する福祉施設入所者数については、これまでの実績や施設利用者の実情を踏まえ、平成 25 年度末時点の福祉施設入所者のうち 8 人（30.8%）が地域生活へ移行することをめざします。

一方、福祉施設入所者数については、アンケート調査における利用ニーズやヒアリング調査での意見などをみても、福祉施設入所への希望は高く、また保護者の高齢化や保護者との死別による障がい者の独居の増加なども危惧されるなか、本市における福祉施設入所の状況は、十分とは言えないものとなっています。そのため、平成 29 年度末の福祉施設入所者数については、平成 25 年度末現在の入所者数から 4 名増の 30 人を目標とします。

項 目	数 値	考え方
福祉施設入所者数(A)	26 人	平成 25 年度末における福祉施設入所者数
平成 29 年度末の福祉施設入所者数 (B)	30 人	平成 29 年度末時点における福祉施設入所者数
【目標値】増減見込み (C)	4 人増	差引増減見込み数(A-B)
【目標値】地域生活移行者数 (D)	8 人(30.8%)	平成 29 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

目標設定の考え方

第4期障がい福祉計画における国の指針では、障がい者や障がい児に対して地域での生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応等）を集約する拠点等の整備を平成29年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上進めることが設定されています。

障がいのある人の高齢化・重度化等への対応や「親亡き後」を見据え、湖南圏域（栗東市及び草津市、守山市、野洲市の湖南4市）の広域的な取組みにより、地域生活支援拠点及び面的な生活支援体制の強化を図っていきます。

(3) 一般就労に移行する福祉施設利用者数

目標設定の考え方

本市では、これまでの実績を踏まえるとともに、市内企業の障がい者雇用への取組み状況等を考慮した上で平成29年度において福祉施設から一般就労に移行する人については6人を目標とします。

項 目	数 値	考え方
平成24～25年度の平均一般就労移行者数	4.5 人	平成24～25年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数の平均
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	6 人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(4) 就労移行支援※事業の利用者数

第4期障がい福祉計画における国の指針では、平成25年度末における就労移行支援※事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の就労移行支援※事業所を全就労移行支援※事業所の5割以上とすることが今回から新たに定められました。

各事業所における利用者の就労移行の状況や市内企業の障がい者雇用への取り組み状況等を考慮した上で、平成29年度末における福祉施設の利用者のうち、6割以上の者が就労移行支援※事業を利用することを目標とします。

項 目	数 値	考え方
平成25年度末の福祉施設入所者数	26人	平成25年度末における福祉施設入所者数
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	16人 (61.5%)	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
平成29年度末の福祉施設入所者数	30人	平成29年度末時点における福祉施設入所者数見込み
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	18人 (60.0%)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成29年度における全就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50.0%	平成29年度末において、全就労移行支援事業所のうち、利用者の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

2 障がい福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

見込み量設定の考え方

訪問系サービスについては、現在、サービス利用につながない障がいのある人へのケアマネジメント※が今後、拡大されることが予想されます。その結果、訪問系サービス全体については、サービス利用が増加するものと見込んでいます。

個々の訪問系サービスについてみると、居宅介護については、これまでの実績や病院等からの地域生活への移行を考慮した上で、サービス量を見込みました。

また、重度訪問介護は、これまでの実績に加えて、重度の肢体不自由のある人の動向を踏まえ、行動援護については、これまでの実績を考慮し、重度障がい者等包括支援については、重度障がいのある人の地域生活支援のニーズを想定し、サービス量を見込みました。

同行援護は、これまでの実績に加えて、視覚障がいのある人の通院介助や移動支援の利用状況等を考慮した上で、サービス量を見込みました。

(単位：時間、人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護、重度訪問 介護、行動援護	時間	15,519 時間	15,519 時間	15,519 時間
	利用者数	157 人	157 人	157 人
同行援護	時間	1,831 時間	2,024 時間	2,217 時間
	利用者数	19 人	21 人	23 人

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

見込み量設定の考え方

生活介護については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校※卒業生の動向や新規利用者等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	18,329 人日	19,002 人日	19,675 人日
	1,041 人	1,079 人	1,117 人

②自立訓練※（機能訓練）、自立訓練※（生活訓練）

見込み量設定の考え方

自立訓練※（機能訓練）については、これまでの実績を踏まえるとともに、生活リハビリテーションのニーズを考慮して、サービス量を見込みました。
自立訓練※（生活訓練）については、これまでの実績を踏まえた上で、精神障がい者のうち生活訓練を希望する方の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	478 人日	508 人日	538 人日
	32 人	34 人	36 人
自立訓練（生活訓練）	2,346 人日	2,564 人日	2,782 人日
	129 人	141 人	153 人

③就労移行支援※

見込み量設定の考え方

就労移行支援※については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校※卒業生等の新規利用者の動向や、一般就労へ移行する人や就労継続支援※へ移行する人の動向、市内企業の障がい者雇用への取組みの動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	2,008 人日	2,008 人日	2,008 人日
	143 人	143 人	143 人

④就労継続支援※（A型）、就労継続支援※（B型）

見込み量設定の考え方

就労継続支援※（A型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校※卒業生等の新規利用者の動向を考慮して、サービス量を見込みました。就労継続支援※（B型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校※卒業生等の新規利用者、一般就労へ移行する人や有期限サービス（自立訓練※や就労移行支援※）から移行してくる人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A型）	3,577 人日	3,757 人日	3,938 人日
	198 人	208 人	218 人
就労継続支援（B型）	28,289 人日	29,114 人日	29,938 人日
	1,646 人	1,694 人	1,742 人

⑤療養介護

見込み量設定の考え方

療養介護については、これまでの実績を踏まえた上で、重症心身障がい者施設に入所している人の動向を考慮して、見込みました。

(単位：人日)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日

⑥短期入所※

見込み量設定の考え方

短期入所※については、アンケート調査やヒアリング調査において、障がい者を支援する家族によるレスパイト等の目的により利用ニーズは拡大しています。

サービス量については、これまでの実績やアンケート調査、ヒアリング調査の結果による利用ニーズ等を考慮して、見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	1,646 人日	1,674 人日	1,701 人日
	119 人	121 人	123 人

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム※）

見込み量設定の考え方

介護者の高齢化等により在宅で暮らすことが難しくなった場合や自立をめざして地域生活へ移行する際の住まいの場として、共同生活援助(グループホーム※)は障がい者にとって、地域での安心した暮らしを実現させるために重要な役割を担っています。このようなサービスの重要性を踏まえた上で、整備の推進を検討していきます。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の数等を考慮して、見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	308 人	318 人	328 人

② 施設入所支援

見込み量設定の考え方

施設入所支援については、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者、病院や共同生活援助（グループホーム※）、介護者との同居等へ移行する人の数等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	411 人	422 人	433 人

(4) 相談支援

見込み量設定の考え方

計画相談支援については、今後、障がい福祉サービス※を利用する人の増加が見込まれることから、計画相談支援を利用する人も増加すると考えられます。また、日常生活における様々なニーズが多様化すること等から、自身でサービス等利用計画を策定することが困難な障がいのある人のニーズに対応するため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

計画相談支援については、障がい福祉サービス※の支給決定者数の動向や支給決定者数のうち、継続的に計画相談支援が必要と考えられる人の数等を踏まえて見込みました。

地域移行※支援については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人のこれまでの状況を考慮して、サービス量を見込みました。

地域定着支援については、これまでの実績を踏まえた上で、地域生活へ移行する障がいのある人の動向に加え、地域生活への定着するための支援が必要と思われる障がいのある人の数を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/月)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	438 人	459 人	480 人
地域移行支援	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	2 人	2 人	2 人

3 地域生活支援事業の見込み量

(1) 相談支援事業

見込み量設定の考え方

一般相談支援※委託事業所は、障がいのある方の自立支援を目的とした総合的な相談窓口です。障害者総合支援法※の目的の実現化を図るとともに、行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいのある方の福祉の向上をめざします。

障害者虐待防止センターは、障がい者虐待に関する通報及び受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。

自立支援協議会※は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有しその課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

成年後見制度※利用支援事業については、障がい福祉サービス※の利用の観点から成年後見制度※を利用することが有用であると認められる障がい者に対して成年後見制度※の利用を支援します。

基幹相談支援センター※は、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実施できるよう、広域的な取組みにより、整備を検討します。

(単位：か所、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般相談支援委託事業所	3 か所	3 か所	3 か所
障害者虐待防止センター	1 か所	1 か所	1 か所
地域自立支援協議会	1 か所	1 か所	1 か所
成年後見制度利用支援事業	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター	湖南圏域（栗東市及び草津市、守山市、野洲市の湖南 4 市）の広域的な取組みにより、整備を検討		

(2) 意思疎通支援事業

見込み量設定の考え方

手話通訳者・要約筆記者の設置、派遣については、聴覚障がいのある人の動向を踏まえつつ、サービス量を見込みました。今後も聴覚障がいのある人が日常生活において、必要性の高い場面で円滑に対応できるよう、事業を推進していきます。

(単位：人、件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者数	2 人	2 人	2 人
実派遣件数（のべ人数）	169 人	169 人	169 人

(3) 日常生活用具給付事業

見込み量設定の考え方

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(単位：件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①介護・訓練支援用具	6 件	6 件	6 件
②自立生活支援用具	20 件	20 件	20 件
③在宅療養等支援用具	17 件	17 件	17 件
④情報・意思疎通支援用具	13 件	13 件	13 件
⑤排泄管理支援用具	1,195 件	1,195 件	1,195 件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2 件	2 件	2 件
⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	1 件	1 件	1 件

(4) 手話奉仕員養成・研修事業

見込み量設定の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、市民に手話を広め、聴覚障がいのある人への理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を進めます。実利用見込み者数については、これまでの実績や聴覚障がいのある人の動向等を考慮して、見込みました。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成・研修事業	30 人	30 人	30 人

(5) 移動支援事業

見込み量設定の考え方

移動支援事業については、アンケート調査やヒアリング調査において、サービスの利用ニーズが高まっているなか、希望時に利用することができない状況にあるとの意見が多くみられます。今後は多くの人が円滑にサービスを利用できるよう、事業所の参入の促進を図ります。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で見込みました。

(単位：か所、時間、人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	か所数	27 か所	28 か所	29 か所
	時間	4,367 時間	4,689 時間	5,010 時間
	利用者数	516 人	554 人	592 人

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

見込み量設定の考え方

働くことが困難な障がいのある人が日中の活動の拠点の場として、地域活動支援センターは重要な役割を担っており、今後も事業が安定的・継続的に実施できるように支援する取組みを行います。

実利用見込み者数は、これまでの実績に加えて、障がいのある人の動向や特別支援学校※卒業生等の新規利用者を考慮して見込みました。

(単位：か所、人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①基礎的事業	か所数	2 か所	2 か所	2 か所
	利用者数	1,600 人	1,600 人	1,600 人
②機能強化事業	か所数	2 か所	2 か所	2 か所
③滋賀型	か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	利用者数	20 人	20 人	20 人

(7) 理解促進研修・啓発事業

見込み量設定の考え方

理解促進研修・啓発事業については、誰もが安心して暮らせる地域社会をめざし、市民が障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、事業の展開を検討していきます。

(8) 自発的活動支援事業

見込み量設定の考え方

自発的活動支援事業については、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

(9) その他のサービス

見込み量設定の考え方

それぞれのサービスについて市のホームページ、広報等に提供するとともに「栗東市障がい福祉のてびき」でサービス周知を図り、利用を促進します。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援	150 人	160 人	170 人
訪問入浴サービス事業	3 人	3 人	3 人
更生訓練費・施設入所者就職支度金	2 人	2 人	2 人
スポーツ・レクリエーション教室等 開催事業	500 人	500 人	500 人
点字・声の広報等発行事業	9 人	9 人	9 人
自動車運転免許取得・改造助成事業	5 人	5 人	5 人
生活行動訓練事業	30 人	30 人	30 人
芸術・文化開催事業	10 人	10 人	10 人

4 障がい児支援サービスの見込み量

(1) 障がい児通所支援サービス

見込み量設定の考え方

障がい児通所支援サービスについては、アンケート調査やヒアリング調査等で障がい児の保護者からの利用ニーズが拡大していることや、障がい児数が増加していることを考慮すると、今後も拡大されることが予想されます。その結果、障がい児通所支援サービス全体については、引き続きサービス利用が増加するものと見込んでいます。

個々のサービスについてみると、児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や今後、障がいの早期発見への取組み体制等を考慮して、サービス量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や特別支援学校※に在籍する児童数や今後の特別支援学級※数の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

医療型児童発達支援については、就学前の肢体不自由児や重症心身障がい児童の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	2,058 人日	2,058 人日	2,058 人日
	80 人	80 人	80 人
放課後等デイサービス	600 人日	700 人日	800 人日
	60 人	70 人	80 人
医療型児童発達支援	24 人日	24 人日	24 人日
	4 人	4 人	4 人

(2) 障がい児相談支援

見込み量設定の考え方

障がい児相談支援については、今後も障がい児の増加に伴い、拡大することが見込まれます。また、障がい児の多様なニーズに対応するために、専門的な相談支援が必要とされるため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

サービス量については、障がい児通所支援サービスの支給決定者数の動向や支給決定者等を考慮して、見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児相談支援	85 人	100 人	115 人

第5章 計画の推進

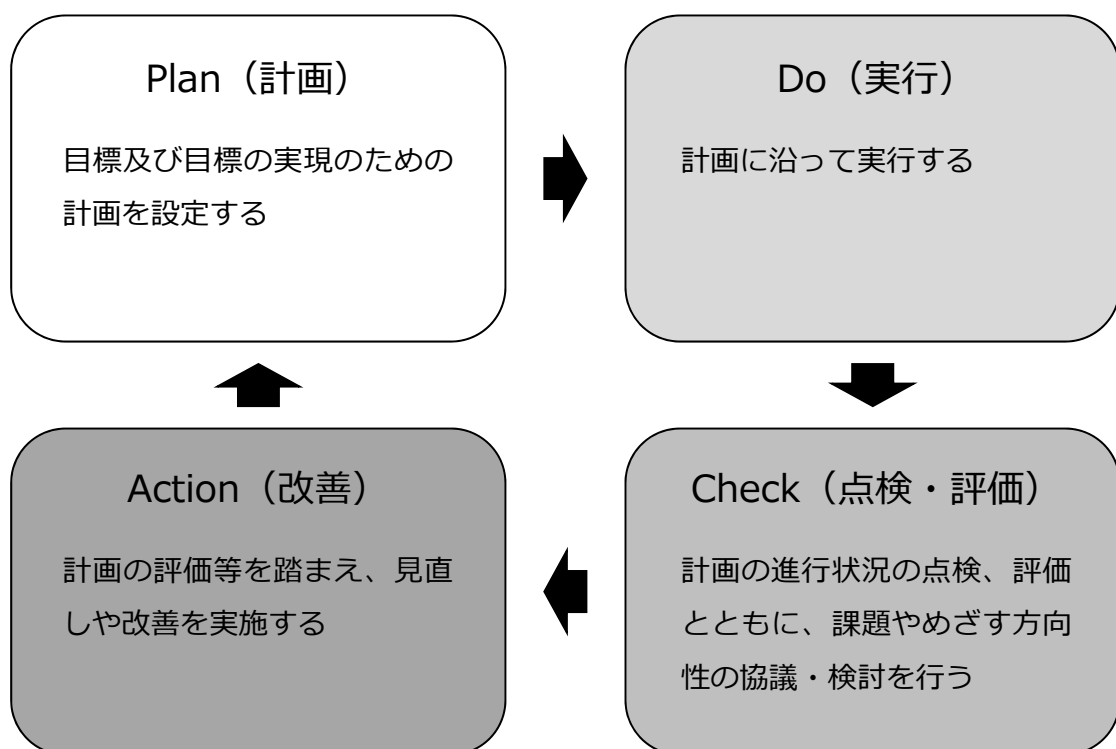
1 計画の推進体制

この計画は、障がいのある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも係わる計画です。そのため、計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進める必要があります。

計画の進行管理においては、PDCA サイクル※の手法を活用することとし、「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進検討委員会」において、その進捗状況の点検・評価を行い、さらに、毎年「栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、栗東市障がい児・者自立支援協議会※と連携を図り、計画を推進していきます。

■計画の進行管理のPDCA サイクル



参考資料

栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画 策定委員会設置要綱

平成26年3月25日

告示第52号

(設置)

第1条 障害者福祉を推進するために、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による栗東市障がい者基本計画（以下「基本計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による栗東市障がい福祉計画（以下「障がい福祉計画」という。）を策定するため、栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 第3期障がい福祉計画の検証に関すること。
- (2) 第2期基本計画案及び第4期障がい福祉計画案の策定に関すること。
- (3) その他基本計画案及び障がい福祉計画案の策定に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から第2期基本計画案及び第4期障がい福祉計画案を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部社会・障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画 策定委員会委員名簿

区分	所属		委員名
学識経験者	龍谷大学社会学部教授		委員長 村井 龍治
関係団体を 代表する者	市内事業所 代表	社会福祉法人パレット・ミル 常務理事	副委員長 中山 みち代
		おもや 所長	杉田 健一
	障がい者 団体代表	栗東市手をつなぐ育成会 会長	高畑 きぬ江
		栗東市障がい児者父母の会 会長	大屋 和代
	関係団体	湖南地域障害者生活支援センター あんず 相談課長	太田 珠美
		精神障害者地域生活支援センター 風 所長	黒木 稔
		栗東市社会福祉協議会 会長	黒田 元吾
		栗東市自治連合会 副会長	濱野 史恵
		栗東市民生委員児童委員協議会連合会 葉山東学区民児協会長	長谷川 すみ子
		湖南地域障害者働き・暮らし応援センター りらく センター長	河尻 朋和
関係行政 機関の職員	草津公共職業安定所 上席職業指導官		金谷 真佐男
	滋賀県南部健康福祉事務所 次長		草野 とし子
その他市長 が必要と 認める者	一般公募		太田 真弓
	一般公募		西尾 悦子

策定経過

開催日	内 容
平成26年6月23日	第1回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・アンケート調査について
平成26年7月14日～ 7月28日	アンケート調査実施
平成26年8月6日～ 8月25日	障がい者関係団体・関係事業所へのアンケート調査ヒアリング実施
平成26年10月20日	第2回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・アンケート調査、ヒアリングの結果について ・第3期栗東市障がい福祉計画の実績について
平成26年11月25日	第3回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・第2期栗東市障がい者基本計画素案（案）について ・第4期栗東市障がい者福祉計画素案（案）について
平成26年12月22日～ 平成27年1月16日	パブリックコメントの実施
平成27年2月6日	第4回栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの報告 ・第2期栗東市障がい者基本計画（案）最終確認について ・第4期栗東市障がい者福祉計画（案）最終確認について

用語解説

あ行

一般相談支援

2012（平成 24）年 4 月から、障害者総合支援法への法改正により「相談支援」の定義が、基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援に分けられ、基本相談支援及び地域相談支援の双方を行う事業を一般相談支援事業という。

か行

基幹相談支援センター

障害者総合支援法への法改正により、相談支援体制の強化を目的として 2012（平成 24）年 4 月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

グループホーム

障がいのある人が世話人等の支援を受けながら、地域で共同生活を営む住居。介護サービスを当該事業所の職員が提供する「介護サービス包括型グループホーム」と介護サービスを外部の居宅介護事業者等に委託する「外部サービス利用型グループホーム」がある。

ケアマネジメント

障がいのある人の多様なニーズを把握し、さまざまなサービス提供機関と調整を行いながら支援計画を作成し、適切なサービスを提供すること。

さ行

就労移行支援

65 歳未満の障がいのある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

就労継続支援

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

障がい者相談員

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、障がい者の地域生活の支援、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う、市が委嘱し、活動している相談員。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がいのあるなしにかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障がい福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等給付サービス」がある。

自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉をすすめるしくみづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関、市などで構成する協議会。

成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

た行

短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業。

地域移行

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神に障がいのある人を地域における生活に移行するための支援。

特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題をふまえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。

な行

難病

原因不明で、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけではなく、介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担が大きい疾病。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

※アスペルガー症候群・・・知的障がいがない、あるいはほとんどないが、自閉症同様の「かかわり」「コミュニケーション」「こだわり」の障がいという3つの特徴を併せ持った発達障がい。

PDCA サイクル

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法。計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのこと。

第4期栗東市障がい福祉計画

策定／平成27年3月

発行／栗東市健康福祉部障がい福祉課

〒520-3088

栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL 077-551-0113

FAX 077-553-3678

E-MAIL shogai@city.ritto.lg.jp

第 6 期栗東市高齢者保健福祉計画

・介護保険事業計画

案

平成 27 年 2 月

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	2
1. 高齢者と要介護認定の状況	2
2. 日常生活圏域ニーズ調査結果のポイント	3
3. 介護保険サービスの推移	17
4. 第5期計画における主な成果と今後に向けた課題	30
第3章 計画の基本的な考え方と基本方向	33
1. 計画の基本的な考え方と視点	33
2. 計画の基本方向	35
3. 施策の体系	37
4. 日常生活圏域の設定	38
第4章 施策の展開	39
1. 地域包括ケア推進体制の確立	39
2. 健康で生きがいある暮らしの実現	43
3. 介護予防と生活支援サービスの充実	46
4. 認知症施策と高齢者の尊厳保持	49
5. 在宅医療と介護の連携	53
6. 高齢者が住みやすい環境づくりの推進	55
7. 介護サービスの充実	57
第5章 介護保険サービス費等の見込み	62
1. 人口及び要介護認定者数の推計	62
2. サービス利用者数の見込み	64
3. サービス量の見込み	65
4. 介護保険事業費と保険料額の見込み	68
第6章 計画の推進	78
参考資料	79
1. 策定経過	79
2. 栗東市高齢者保健福祉推進協議会設置規則	80
3. 栗東市高齢者保健福祉推進協議会委員名簿	82
4. 用語解説	83

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成12年の介護保険制度の開始以降15年を経るとともに、これまで目標としてきた2015（平成27）年を迎える中で、平成12年に3.9%だった75歳以上の人口比率は、平成22年には6.0%となっており、さらに上昇を続けています。いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える2025（平成37）年には10%を超え、現在よりも3,000人近い増加が予測されています。

こうしたなか、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、健康かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を営むためには、介護サービスの充実のもとより、医療や住まい、予防活動や日常生活への支援が確保される「地域包括ケアシステム」の確立が不可欠であり、さまざまな取組みを進める必要があります。

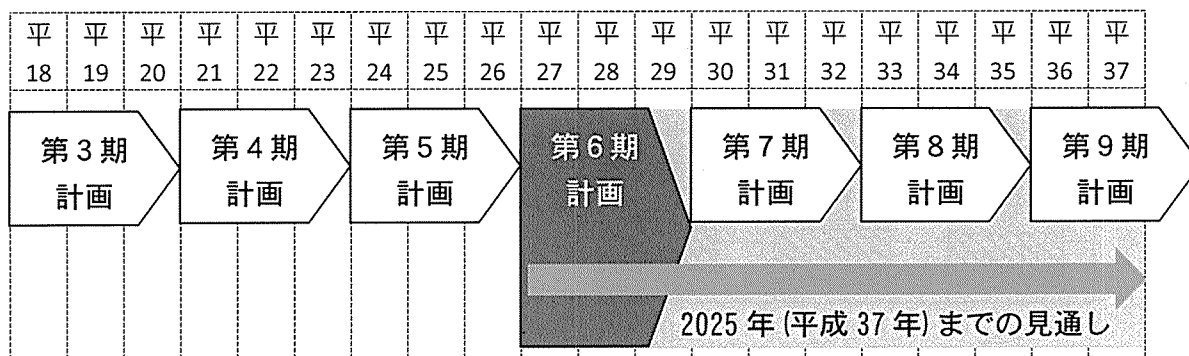
本計画は、第5期計画の実績を評価し、2025（平成37）年を視野に入れながら、本市における介護保険事業及び高齢者保健福祉施策を計画的に推進するための目標及び方向性を明らかにし、それらの実現に向けた方策を定めるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に規定される「介護保険事業計画」であると同時に、老人福祉法第20条の8に規定される「老人福祉計画」であり、介護保険事業の事業量、保険料及びサービスの供給量確保のための方策、並びに高齢者保健福祉施策の方向性を明らかにするもので、本市の最上位計画である「第五次栗東市総合計画」に即すとともに、県において策定される「介護保険事業支援計画」との整合を図るものとします。

3. 計画の期間

本計画は、2025（平成37）年を視野に入れつつ、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

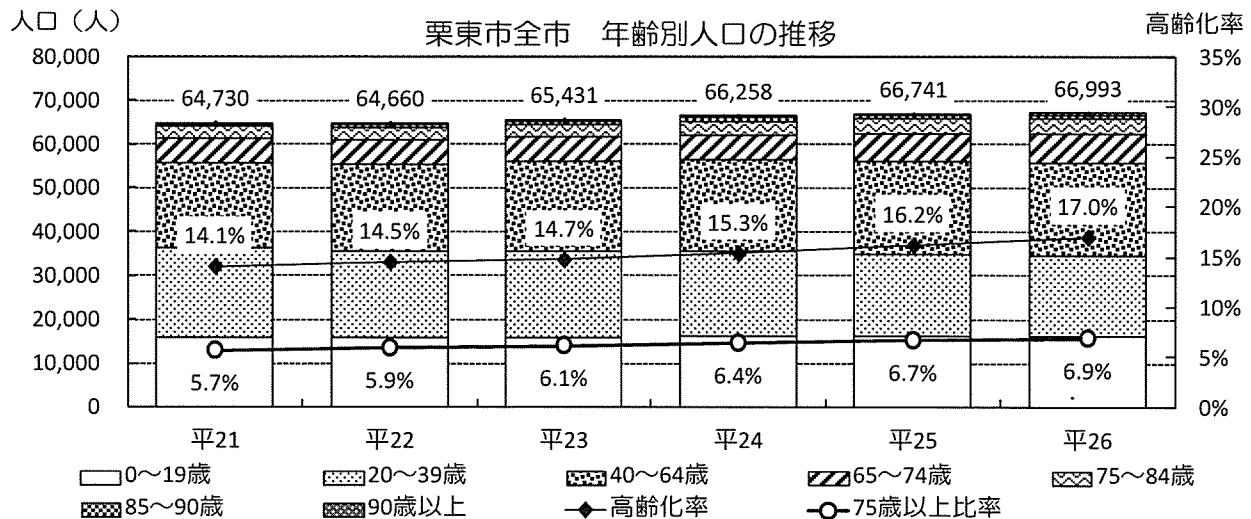


第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1. 高齢者と要介護認定の状況

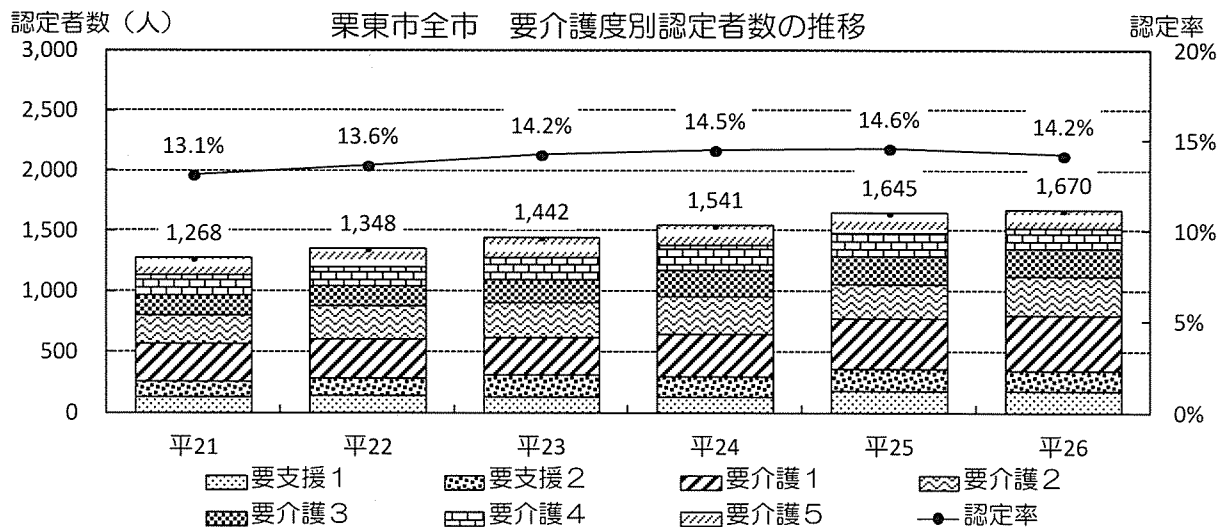
1) 人口・高齢者数・高齢化率の推移

総人口は平成21年から22年にかけて減少したものの増加傾向が続いています。高齢者数も増加しており、平成21年から平成25年にかけて65歳以上の高齢者比率(高齢化率)は2.1ポイント、75歳以上の比率も1.0ポイント上昇しています。



2) 要介護(支援)認定者数・認定率の推移

要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者は減少傾向にありますが、第1号被保険者は年間100人前後ずつ増加しており、65歳以上の高齢者数に占める認定者の割合(認定率)も上昇傾向にあります。



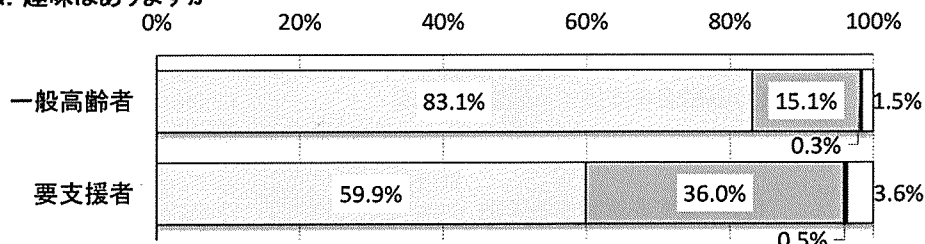
※ 認定率は第1号被保険者(65歳以上)分のみの割合

2. 日常生活圏ニーズ調査結果のポイント

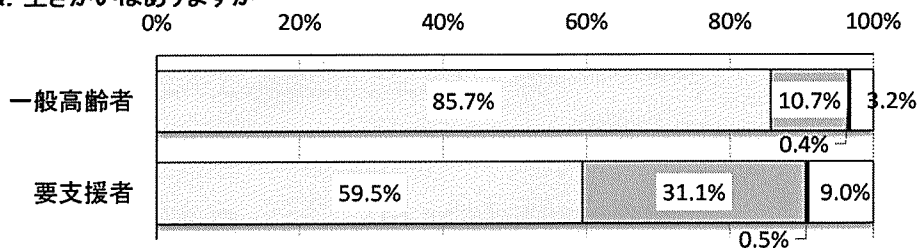
1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加・参画の促進について

趣味や生きがいについては、一般高齢者の約 80%があると答えており、85 歳以上になるとやや比率が下がるものの、高い値を維持します。一方、要支援者については約 60% となり、支援や介護が必要になることで、趣味などに制約がかかっているものと推測されます。

Q. 趣味はありますか



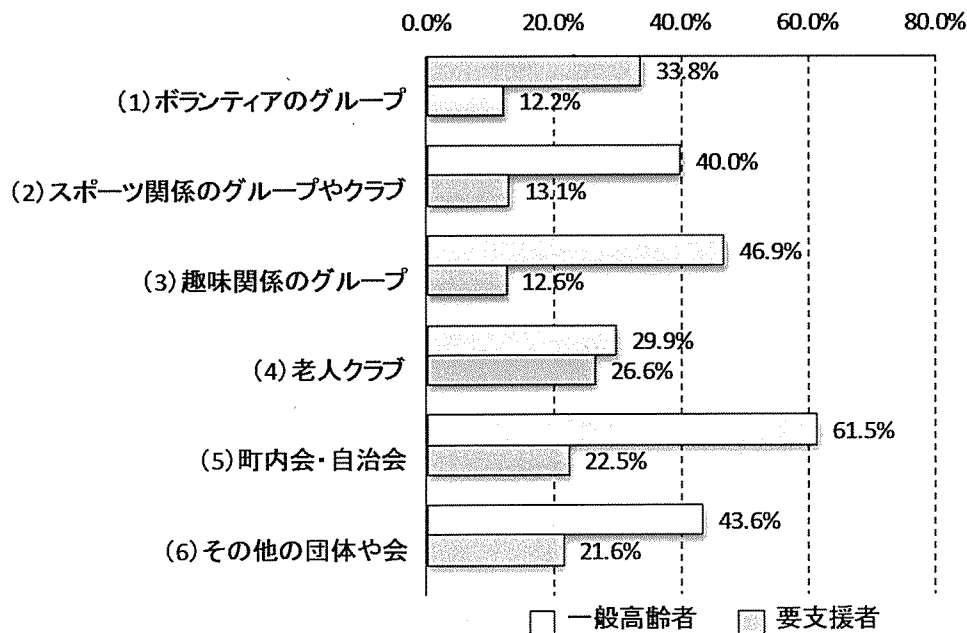
Q. 生きがいはありますか



□ はい □ いいえ ■ 無効回答 □ 無回答

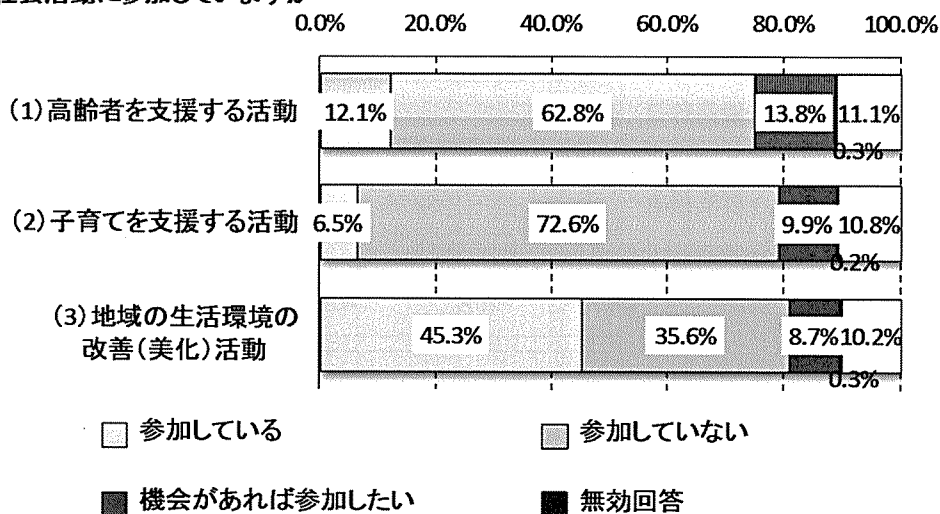
グループ活動への参加状況については、一般高齢者では「町内会・自治会」の約 60% を筆頭に 40% 前後に上りますが、要支援者では 10~20% 台であり、特にボランティア、スポーツ、趣味の活動への参加が少なくなっています。一般高齢者も、70 歳代から 80 歳代前半までは「参加していない」人の比率にあまり差がありませんが、85 歳以上になると参加していない人の比率が総じて高くなります。

Q. 会やグループに参加していますか



社会活動への参加状況については、「生活環境の改善（美化）活動」への参加比率は高く、参加している人が参加していない人を上回っていますが、「高齢者の支援」、「子育ての支援」の活動については参加している人は少数です。また、「機会があれば参加したい」という人は、いずれの活動も 10%前後となっています。これについても、85 歳以上になると、参加していない人の比率が非常に高くなります。

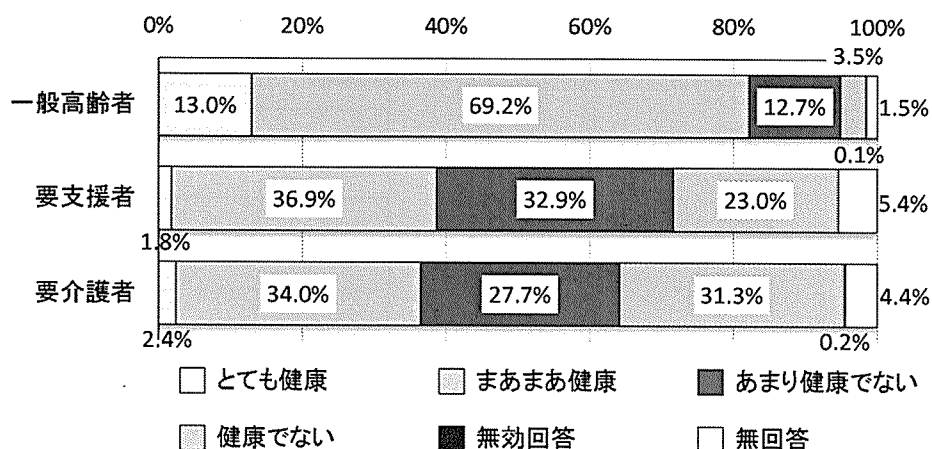
Q. 社会活動に参加していますか



2) 総合的な介護予防の充実について

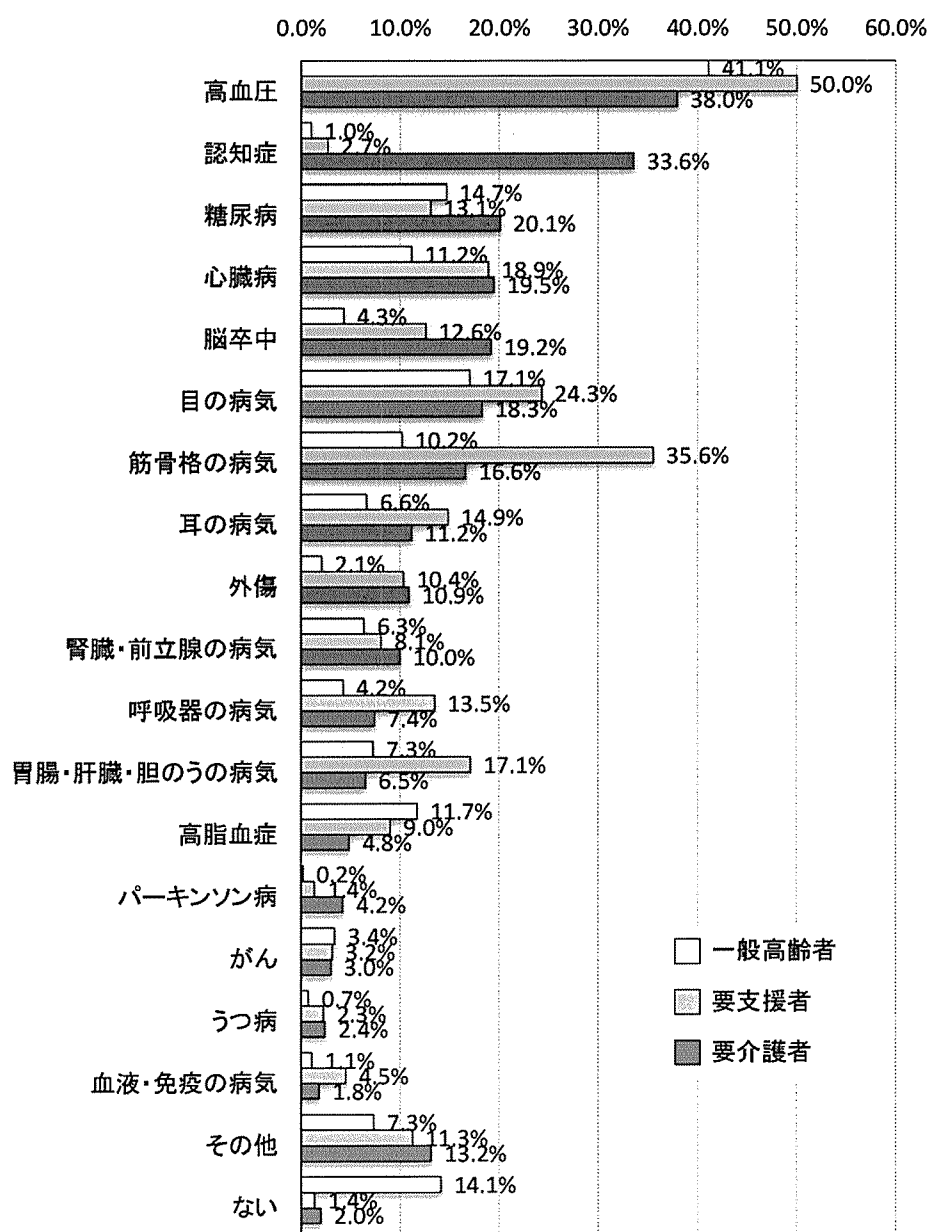
自分で健康かどうかについては、一般高齢者の 80%以上が「とても」または「まあまあ」健康であると考えており、健康でないと考えている人は合わせて約 15%です。一方、要支援者及び要介護者は 60%弱の人が「あまり健康でない」または「健康でない」と考えています。要介護者については、要介護度が高くなるにつれて、「健康でない」と考える人が多くなります。

Q. 健康だと思いますか



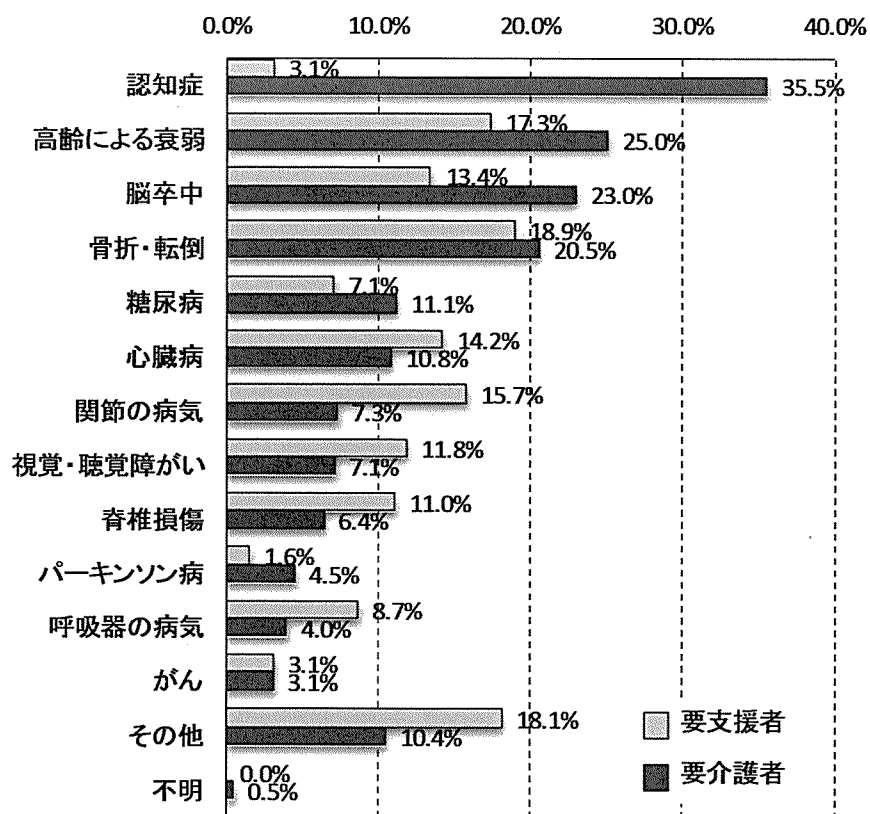
病気の状況については、要介護度のあるなしにかかわらず「高血圧」が最も多くなっています。また、要介護者では「認知症」が、要支援者では「筋骨格の病気」が、それぞれ30%以上に上っており、支援や介護を要する原因となっていることが推測できます。さらに、「脳卒中」も一般高齢者と要介護者との差が大きく、その後遺症が要介護の原因となっていることが考えられます。

Q. 治療中または後遺症のある病気



介護・介助が必要になった主な原因については、前ページの分析と同様に、「認知症」、「脳卒中」、「骨折・転倒」が原因の大きなウェイトを占めます。

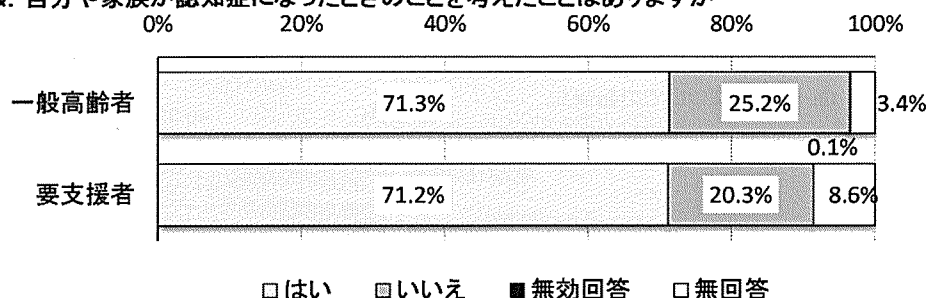
Q. 介護・介助が必要になった主な原因



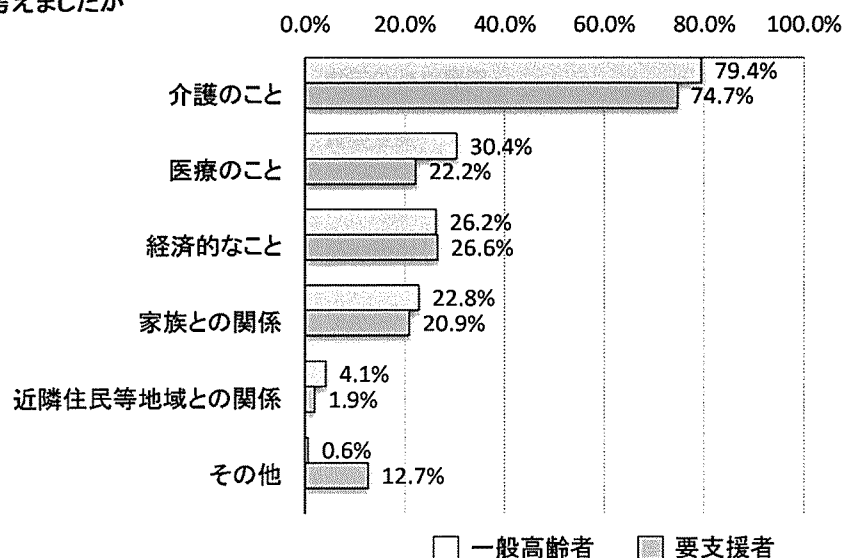
3) 高齢者の尊厳維持と権利擁護の推進について

自分や家族が認知症になったときのことについては、一般高齢者、要支援者とも70%以上の人が「考えたことがある」と回答しており、その多くは「介護のこと」について考えたとしています。一方、考えたことがない人の理由は「考えたくない」が40%前後で最も多く、正しい知識の普及の妨げとなり得るおそれがあります。

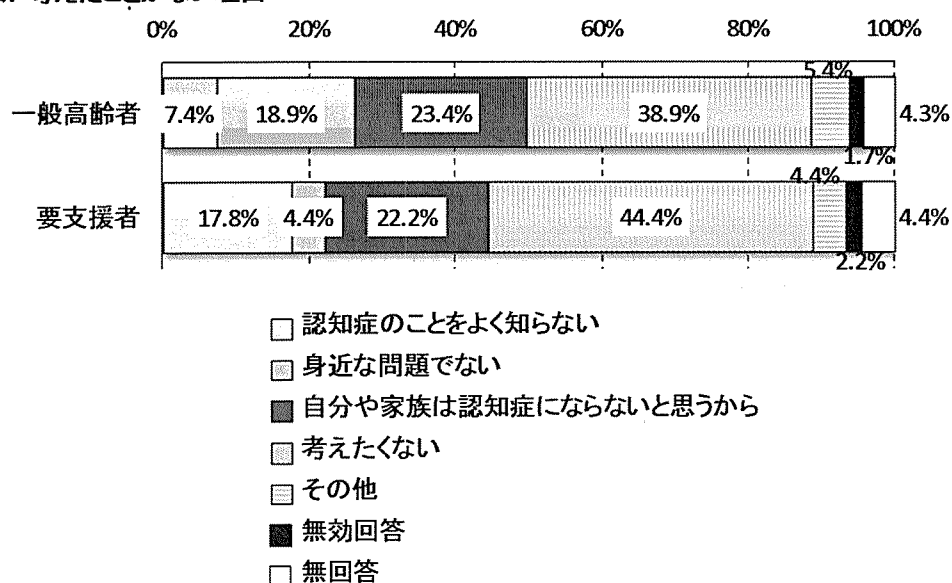
Q. 自分や家族が認知症になったときのことを考えたことはありますか



Q. 何を考えましたか



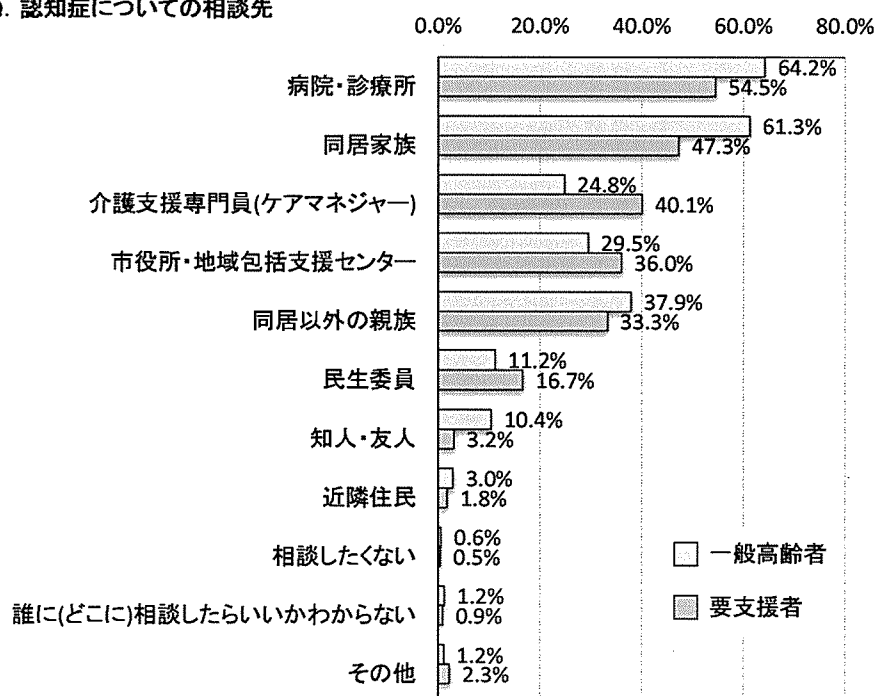
Q. 考えたことがない理由



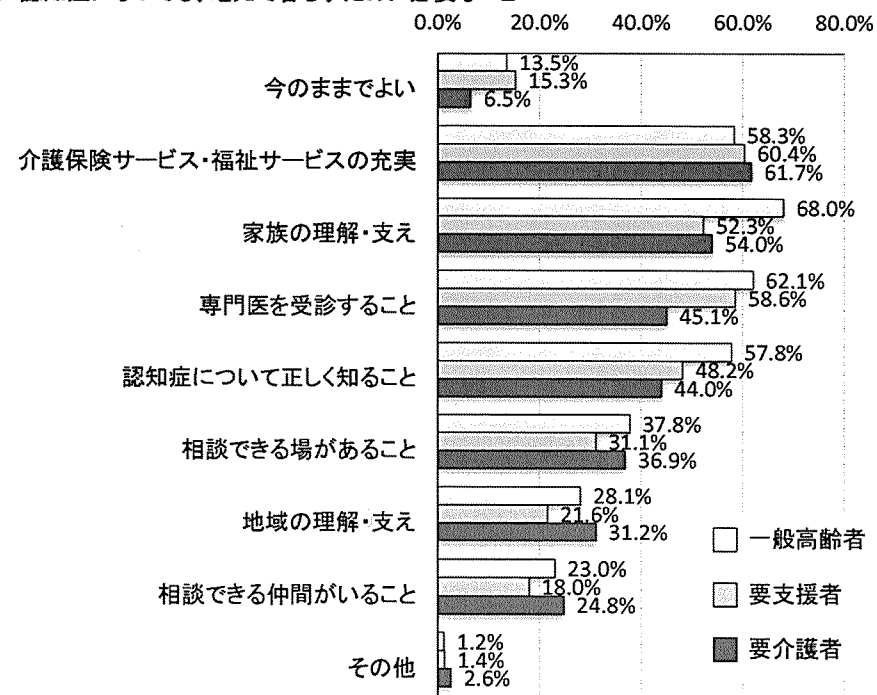
自分や家族が認知症になったときの相談先としては、一般高齢者、要支援者とも「病院・診療所」、「同居家族」が多く、上位は専門機関と家族・親族でしめられています。一方、「相談したくない」、「誰に相談したらいいかわからない」についてはごく少数ながら存在することから、こうした人への対応が求められます。

認知症になっても住みなれた地元で楽しく暮らしていくために必要なこととして、「今のままでよい」という人は少なく、「介護・福祉サービス」や「専門医の受診」とともに、「家族の理解・支え」や「正しく知ること」などが多くなっています。

Q. 認知症についての相談先

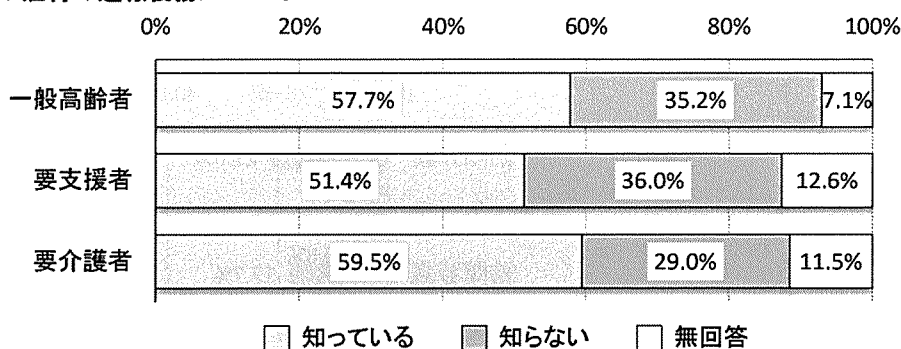


Q. 認知症になっても、地元で暮らすために必要なこと



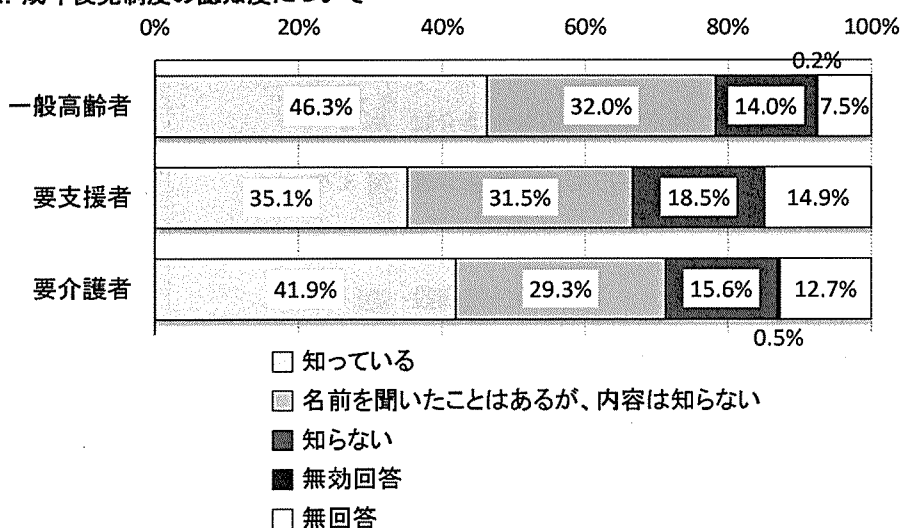
虐待の通報義務については、50～60%の人が「知っている」と答えていますが、「知らない」人も30%前後に上ります。

Q. 虐待の通報義務について

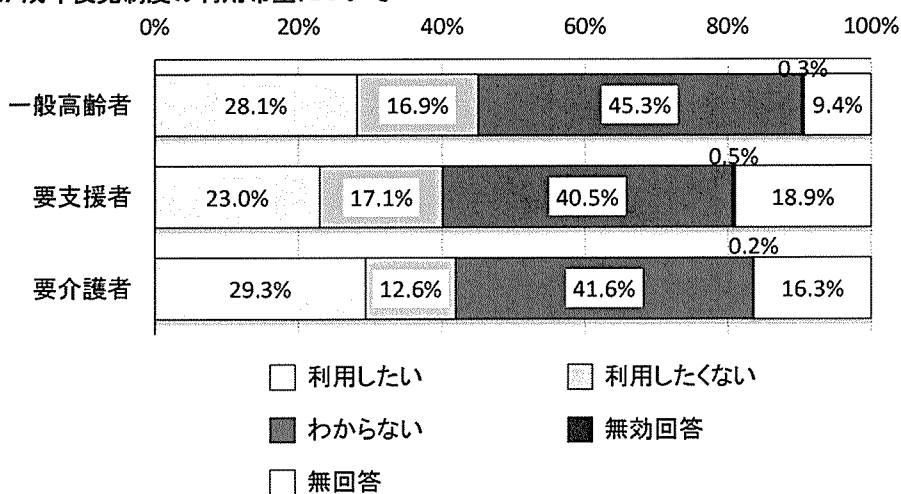


成年後見制度については、40%前後の人が「知っている」としており、30%前後の人が「名前を聞いたことがある」と回答しています。「知らない」人は20%未満であり、制度の認知が進んでいると言えます。利用希望については、「わからない」が多数を占めるものの、「利用したい」が「利用したくない」を上回っています。

Q. 成年後見制度の認知度について



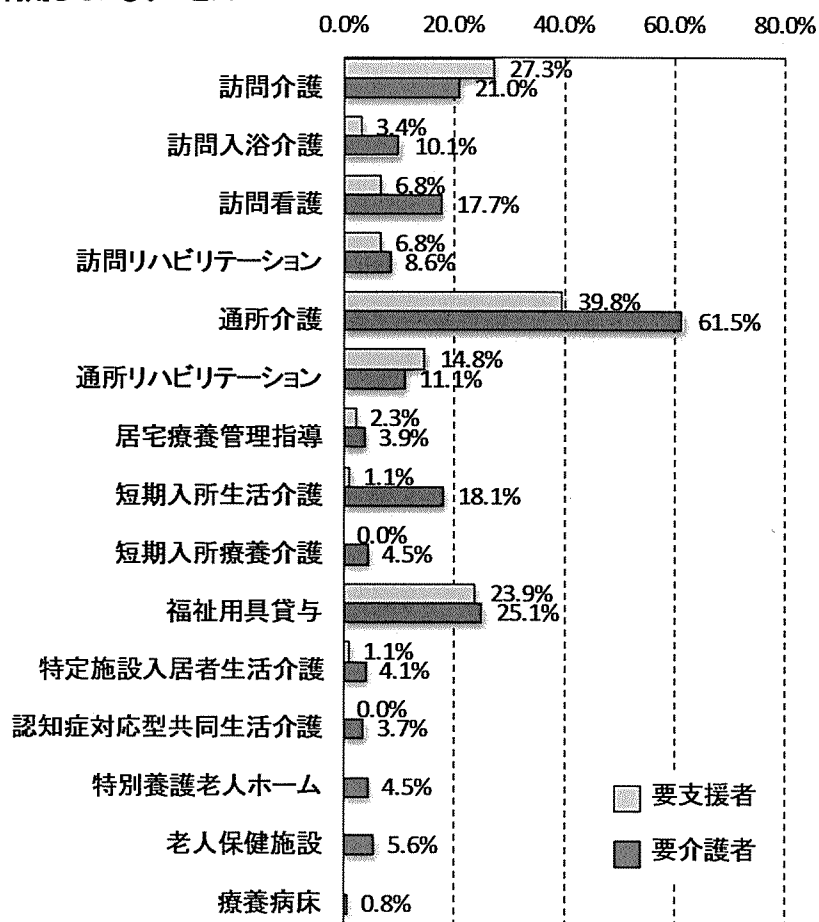
Q. 成年後見制度の利用希望について



4) 介護サービス基盤の充実について

現在、利用している介護保険サービスは、要支援者、要介護者とも「通所介護」が最も多く、「訪問介護」、「福祉用具貸与」も多くなっています。また、要介護者においては、「短期入所生活介護」や「訪問看護」も多いと言えます。

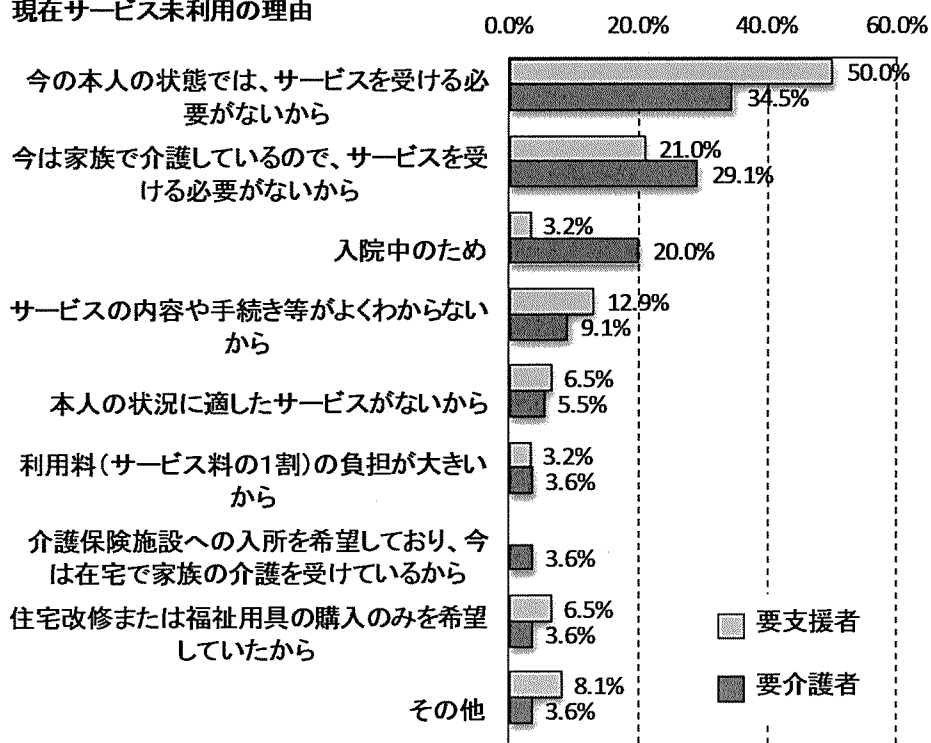
Q. 現在利用しているサービス



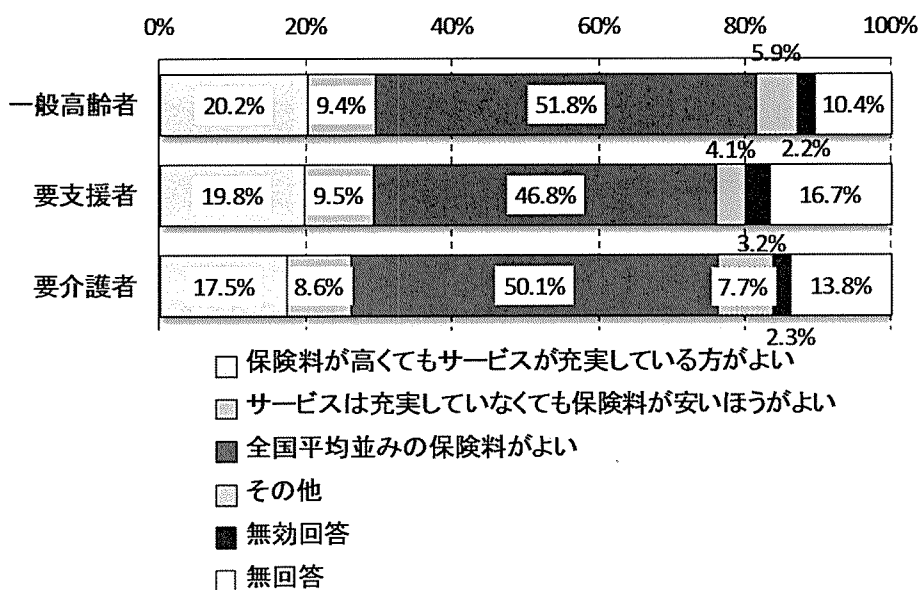
介護保険サービスを利用していない理由は、「今の本人の状態」や「家族で介護している」など、現在は必要がないために未利用である人が多い一方、「内容や手続きがわからない」、「適したサービスがない」なども一定割合に上ることから、利用できるような情報提供やサービスの充実が求められます。

今後の栗東市の介護サービスと保険料についての考えとしては、「全国平均並み」が50%前後で最も多く、「安い方がいい」は10%未満となっています。

Q. 現在サービス未利用の理由



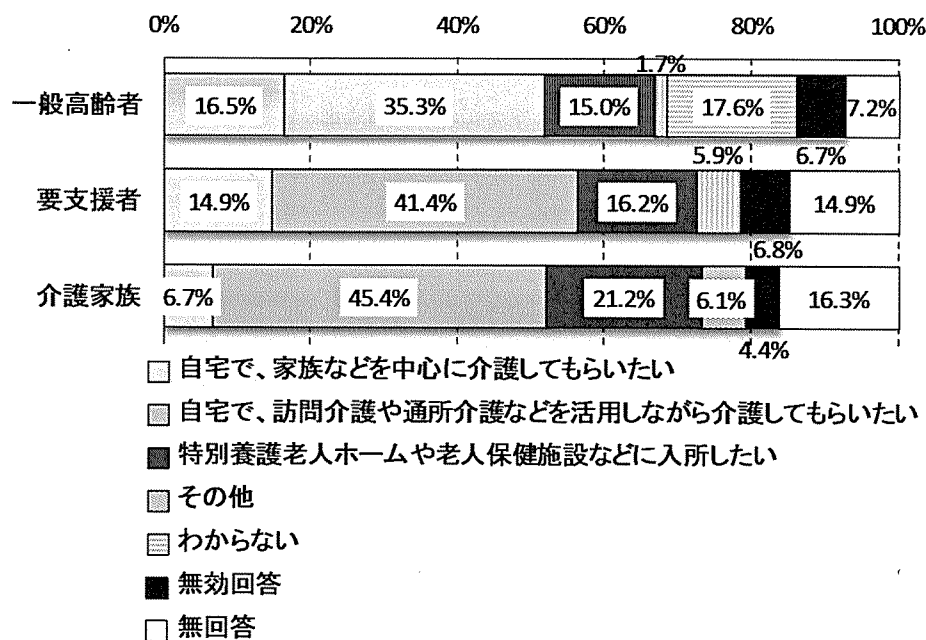
Q. 介護サービスと保険料のバランスについて



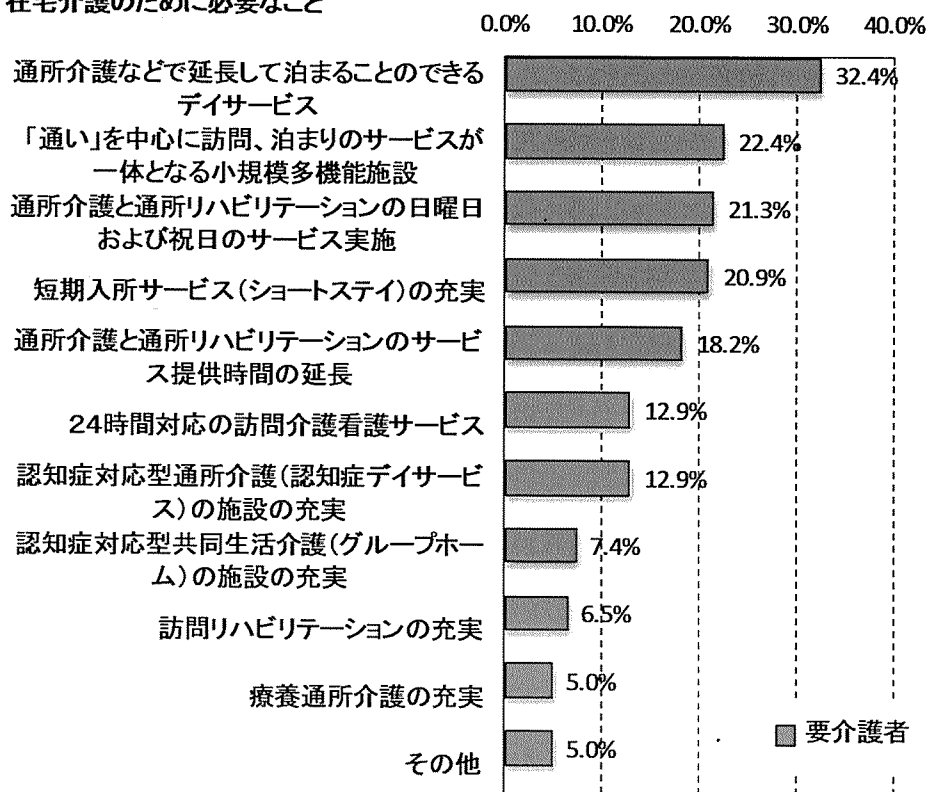
今後、どのような介護を希望するかについては、「自宅で、サービス利用による介護」を希望する人が最も多く、要支援者及び要介護者の家族で40%以上に上ります。一方、「施設入所」を希望する人も20%前後となっています。

在宅介護を継続していくために必要なこととしては、いわゆる「お泊まりデイ」や「小規模多機能施設」のほか、日曜や時間外のサービスを求める声が大きいと言えます。

Q. 希望する介護形態について



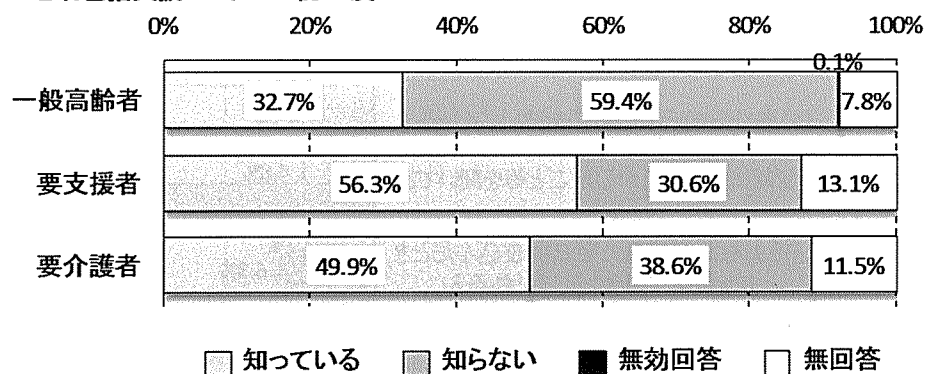
Q. 在宅介護のために必要なこと



5) 地域包括ケアの充実について

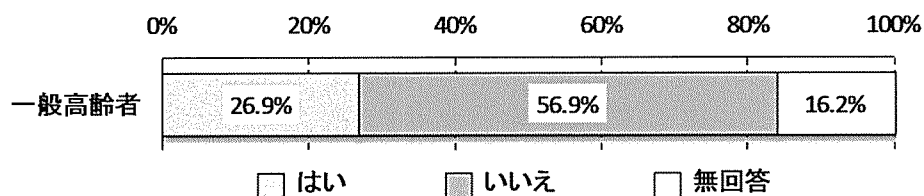
栗東市地域包括支援センターの認知度としては、介護予防のケアプランを作成している要支援者では 50%以上に上るものの、一般高齢者では約 60%が「知らない」と回答しています。

Q. 地域包括支援センターの認知度

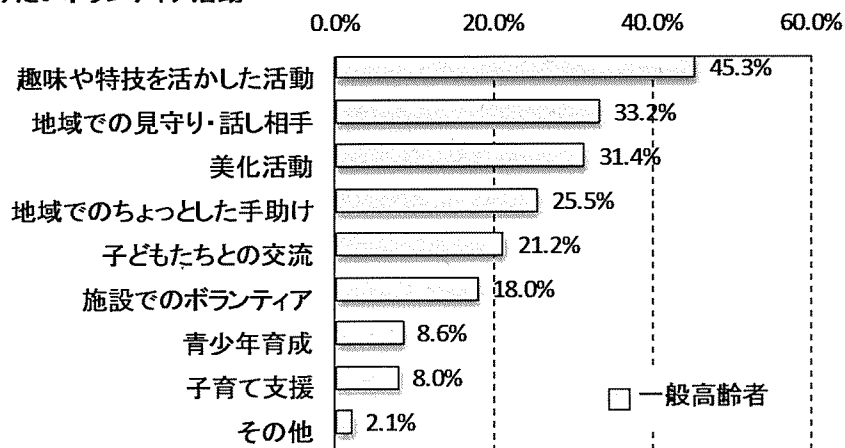


今後のボランティア活動の意向としては、30%弱の人が活動意向を持っていますが、年齢とともに意向は下がる傾向が強くなっています。活動内容については、「趣味や特技を活かした活動」や「見守り・話し相手」、「美化活動」などが多くなっています。

Q. ボランティア活動の意向

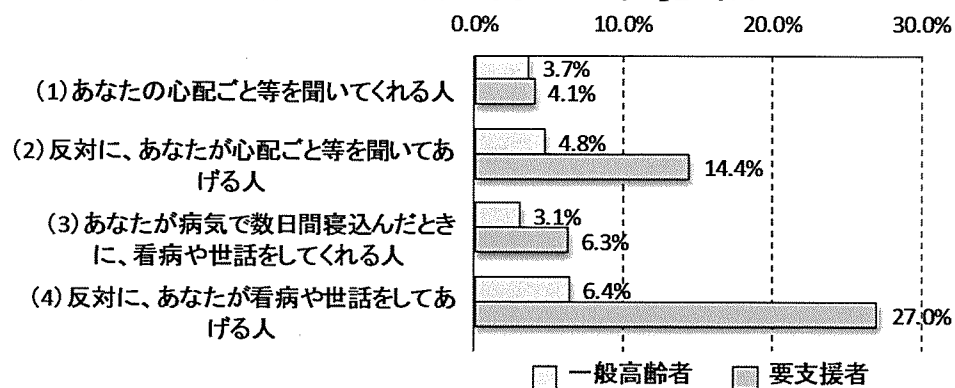


Q. してみたいボランティア活動



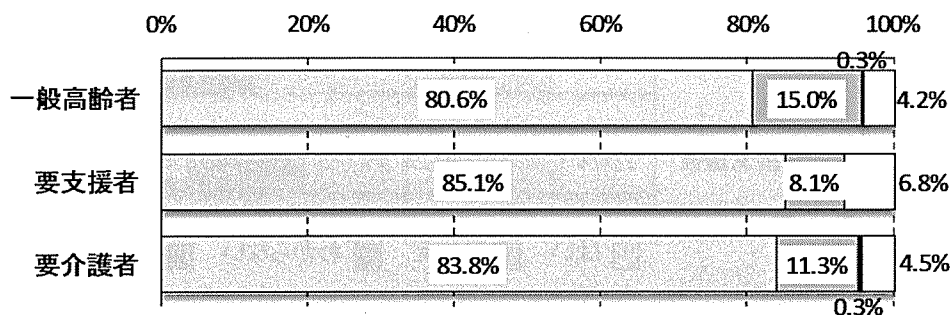
まわりの人との「たすけあい」については、多くの人が心配事を聞いてくれたり、看病や世話をしてくれる人がいますが、5%前後の「いない」という人に対する支援が求められます。特に、「一人暮らし」の一般高齢者は、看病や世話をしてくれる人が「いない」と回答した人が約20%に上ります。

Q. まわりの人との助け合いについて—次のような人が「いない」という人

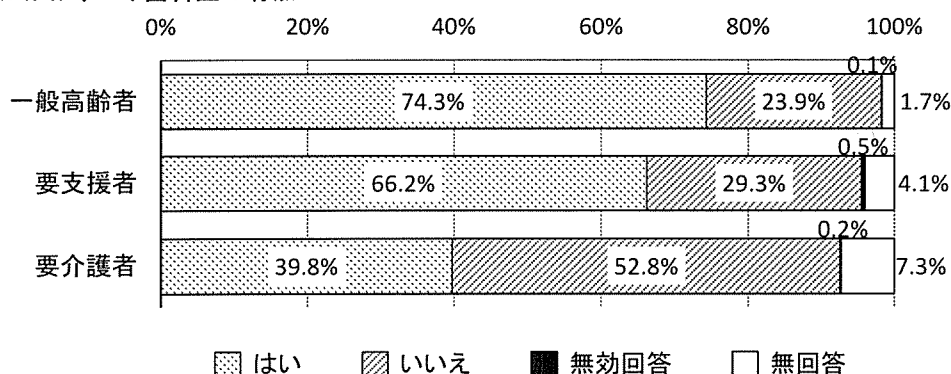


かかりつけ医については、80%以上の方がかかりつけ医を持っていると答えていますが、一般高齢者の15%が持っていないと答えています。また、かかりつけ歯科医については、一般高齢者では70%以上が持っていると答えていますが、要支援者の約30%、要介護者の50%強が持っていないと答えており、健康管理面からもかかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及が求められます。

Q. かかりつけ医の有無



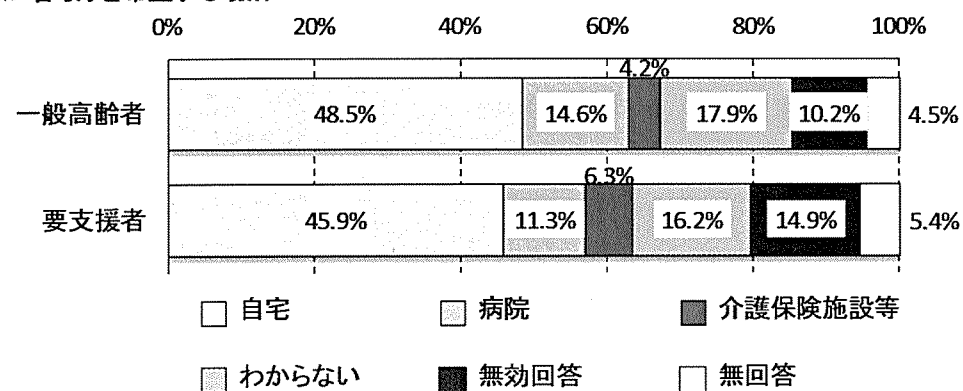
Q. かかりつけ歯科医の有無



☐ はい
 ☐ いいえ
 ☐ 無効回答
 ☐ 無回答

看取りを希望する場所としては、「自宅」を挙げる人が50%弱で最も多く、年齢が高くなるにつれてその比率は高くなっています。一方、「病院」については10%強にとどまっています。自宅での看取り、療養を希望しながらも、実際には難しいと考えている人が多いことが伺えます。

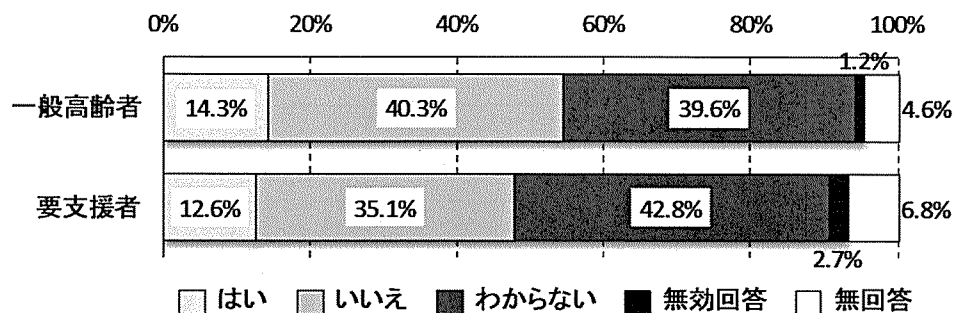
Q. 看取りを希望する場所



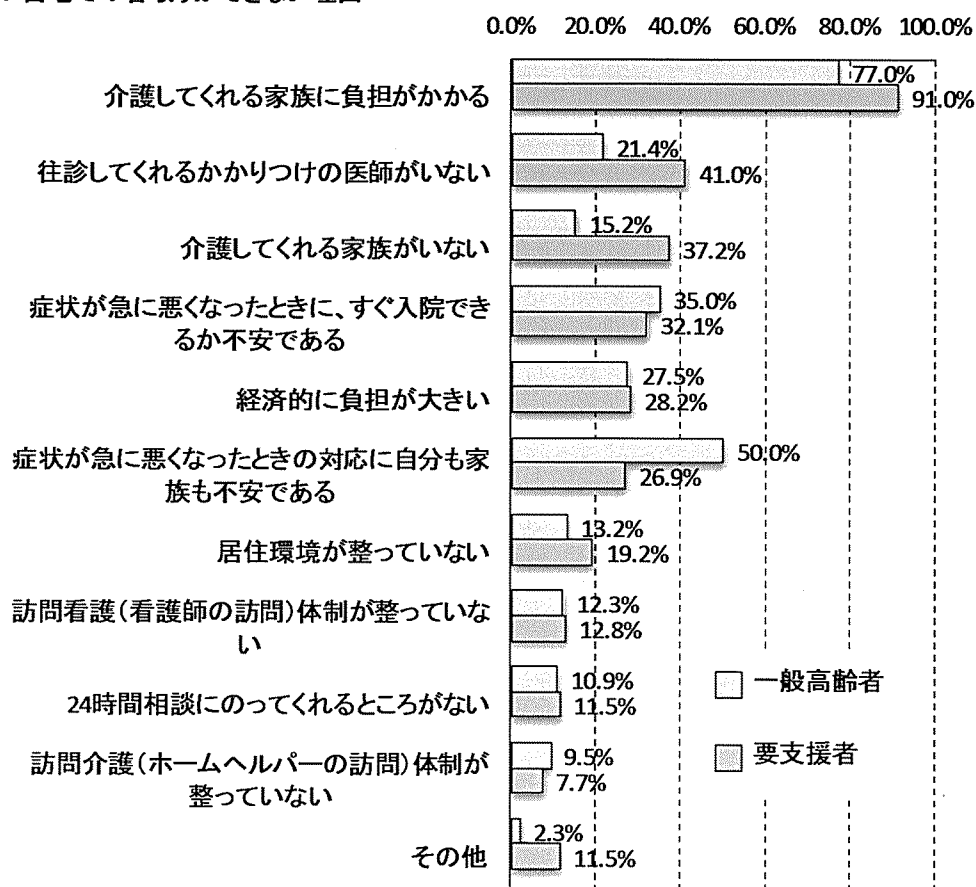
☐ 自宅
 ☐ 病院
 ☐ 介護保険施設等
 ☐ わからない
 ☐ 無効回答
 ☐ 無回答

自宅で最期まで療養できると思うかどうかについては、「わからない」が多いものの、できないと思う人ができると思う人を大きく上回っています。できないと思う理由としては、「家族に負担がかかる」ことを挙げる人が80～90%に上ります。また、一般高齢者では、症状の急変時への対応が不安である人が多いと言えます。

Q. 自宅で最期まで療養できるか



Q. 自宅での看取りができない理由



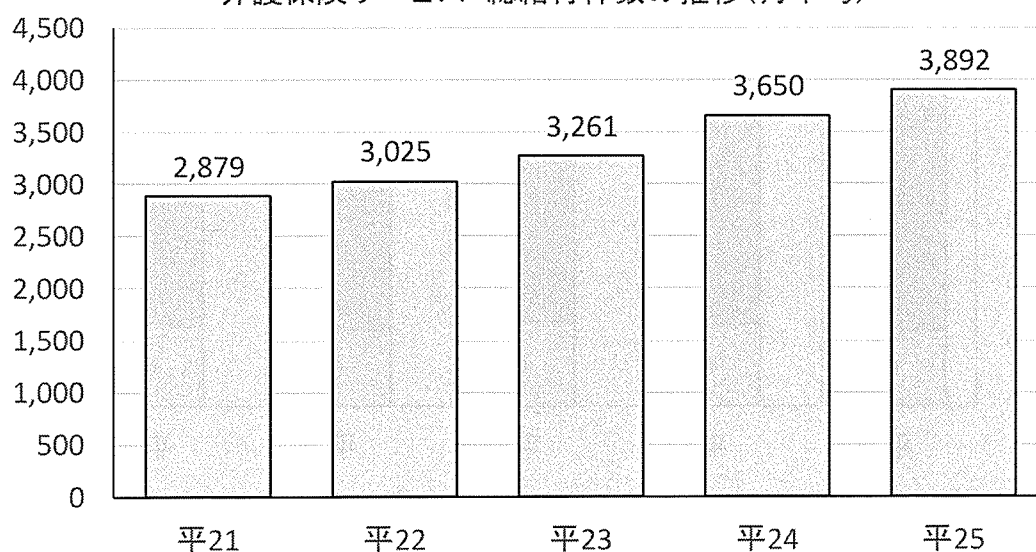
3. 介護保険サービスの推移

1) サービス全体の利用推移

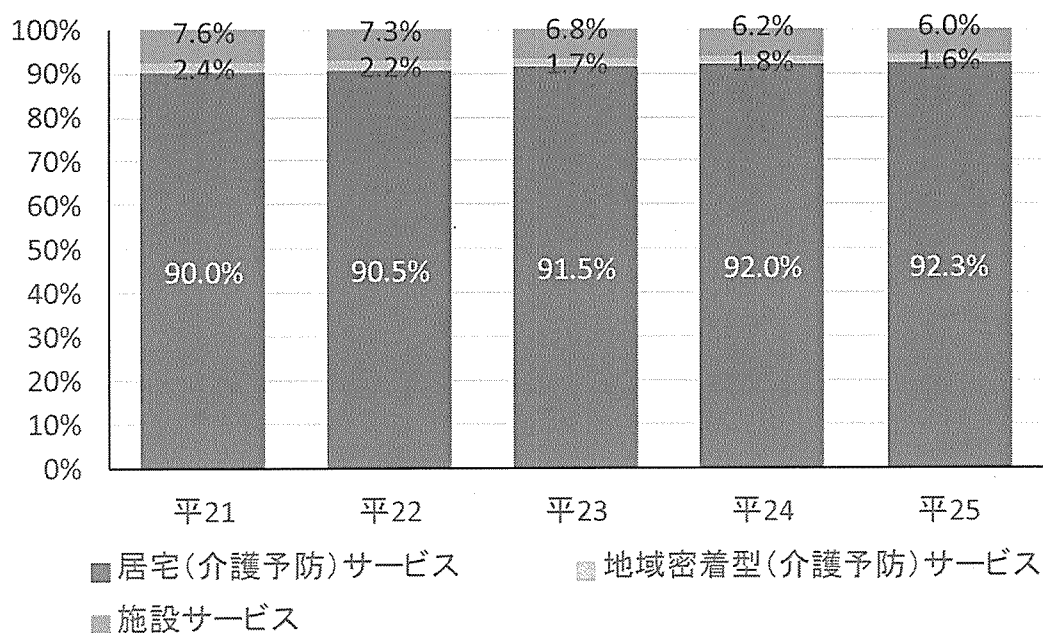
介護保険サービス全体の利用者数は年々増加しており、平成21年度から25年度にかけては35.2%の増加となっています。

全利用者のうち施設サービスの利用者の割合は6%、地域密着型サービスの利用者は2%弱であり、居宅サービス利用者の割合が増加傾向にあります。

介護保険サービス 総給付件数の推移(月平均)



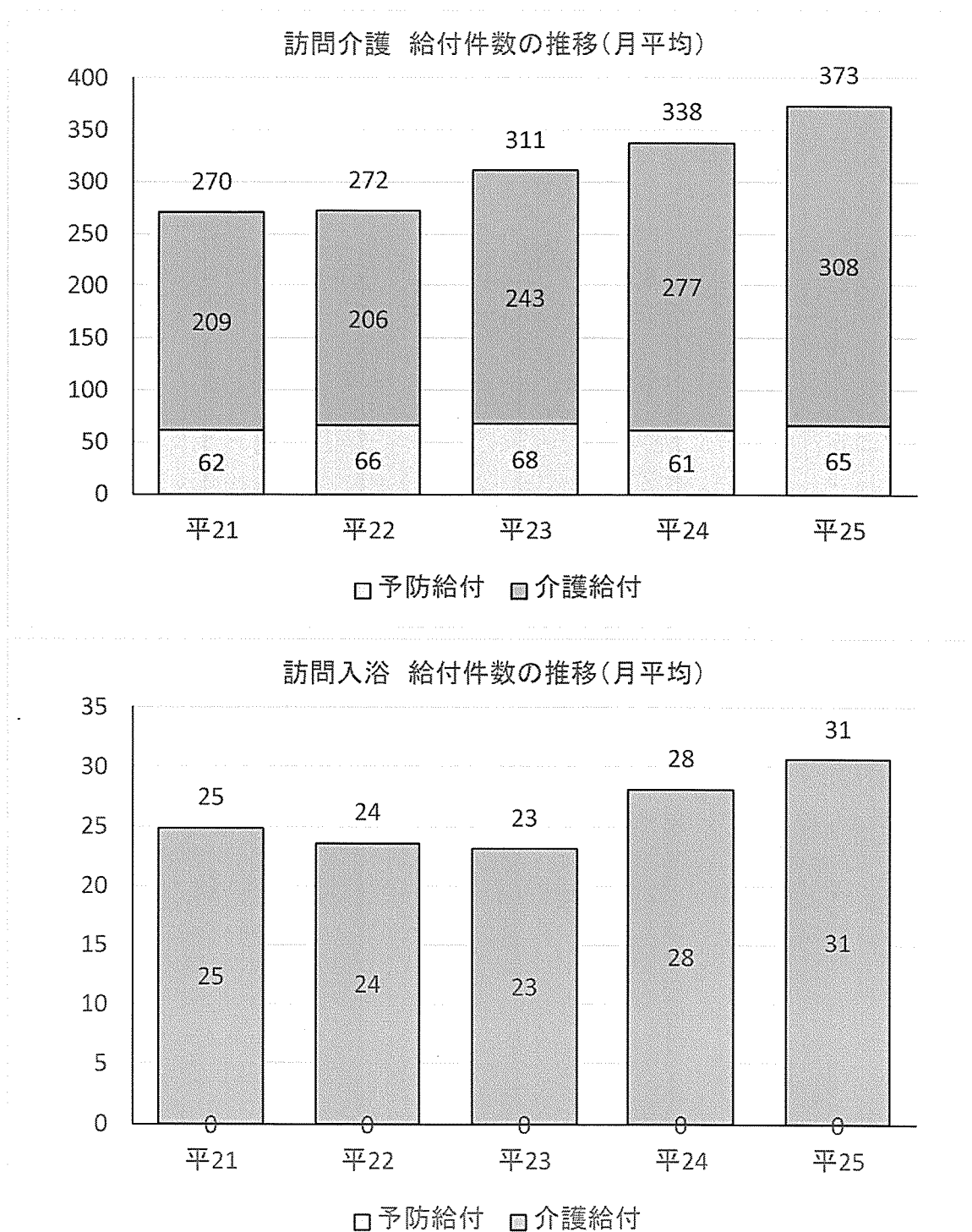
サービス類型別 給付件数の割合の推移(月平均)



2) サービスごとの利用推移

① 訪問系サービス

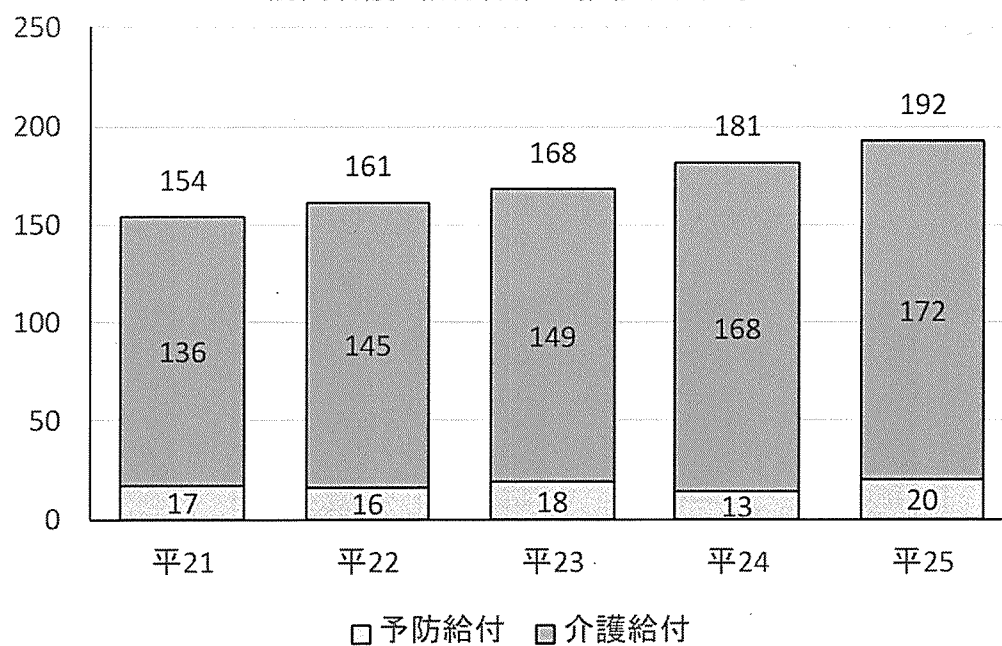
訪問介護の利用者数は、平成 22 年度以降増加し続けています。訪問入浴介護は平成 23 年度まで減少していましたが、その後増加に転じています。



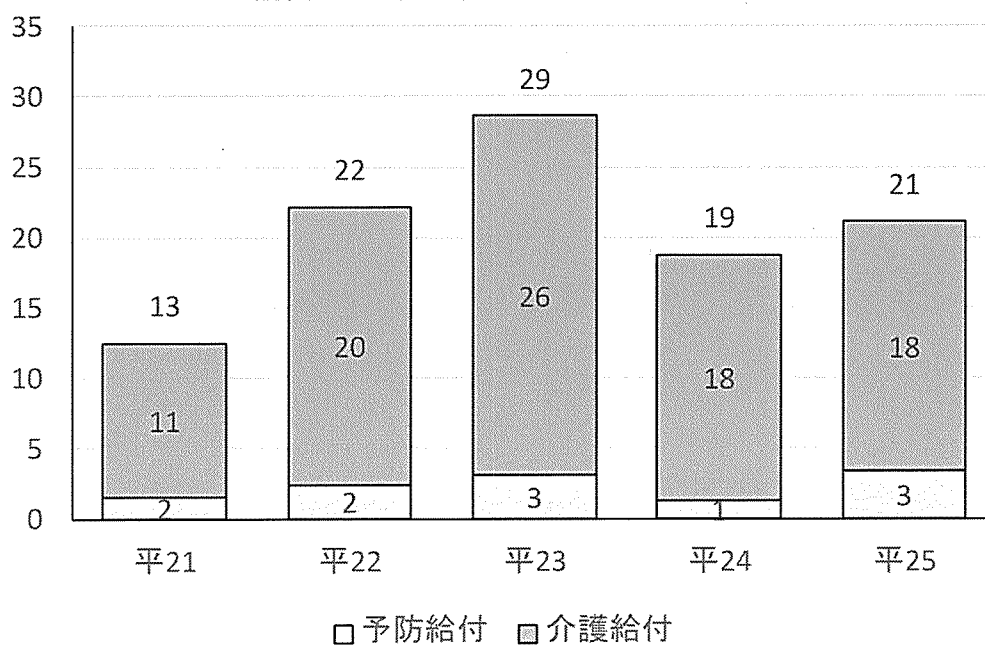
※ サービス利用者数は平均値であり、小数点以下を四捨五入していることから、合計値と合わない場合があります。

訪問看護は年々増加する傾向にあります。訪問リハビリテーションは件数自体が少なく、利用件数も増減しています。

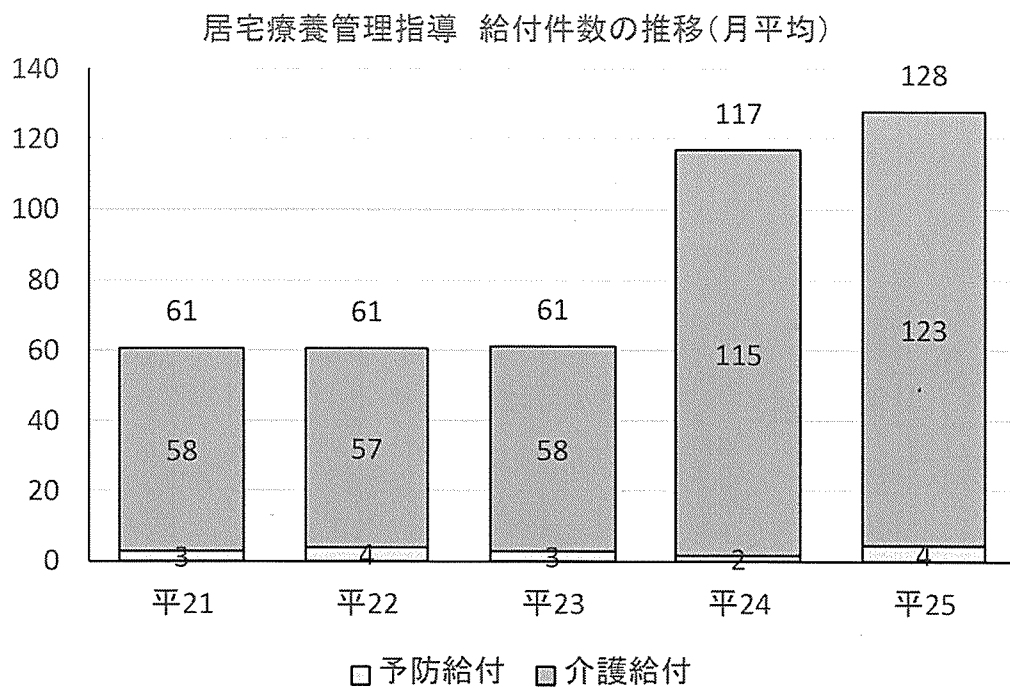
訪問看護 給付件数の推移(月平均)



訪問リハ 給付件数の推移(月平均)



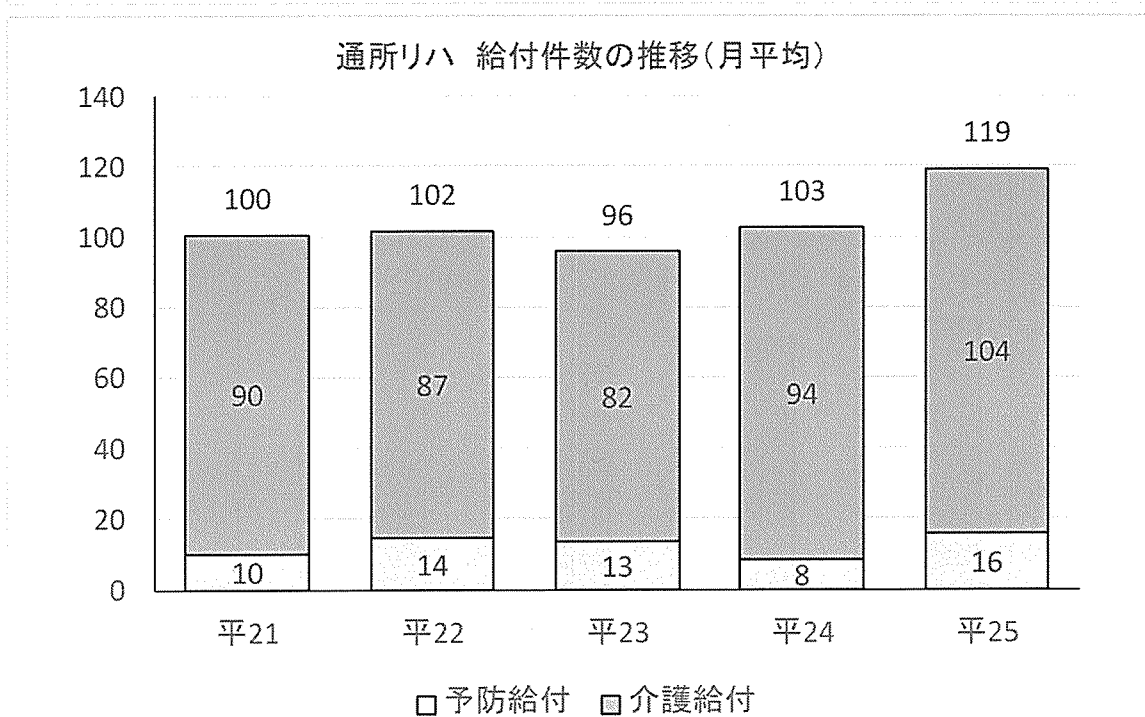
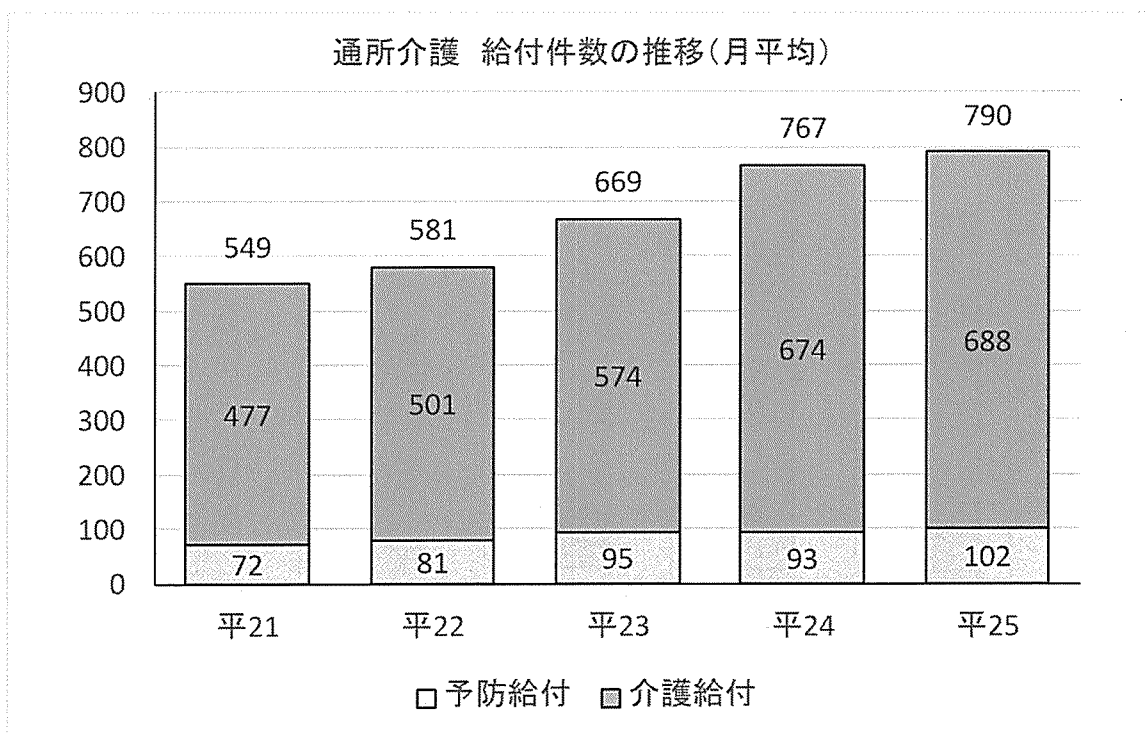
居宅訪問管理指導は平成 23 年度までは横ばいでしたが、平成 24 年度に大きく増加し、その傾向が続いています。



② 通所系サービス

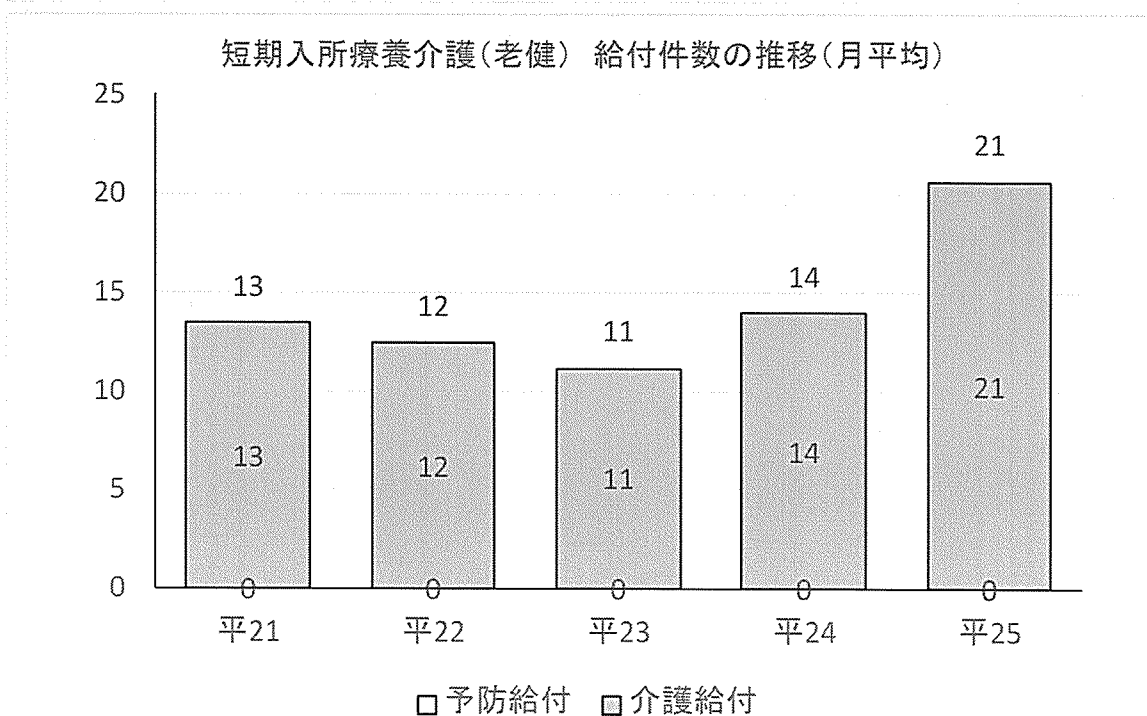
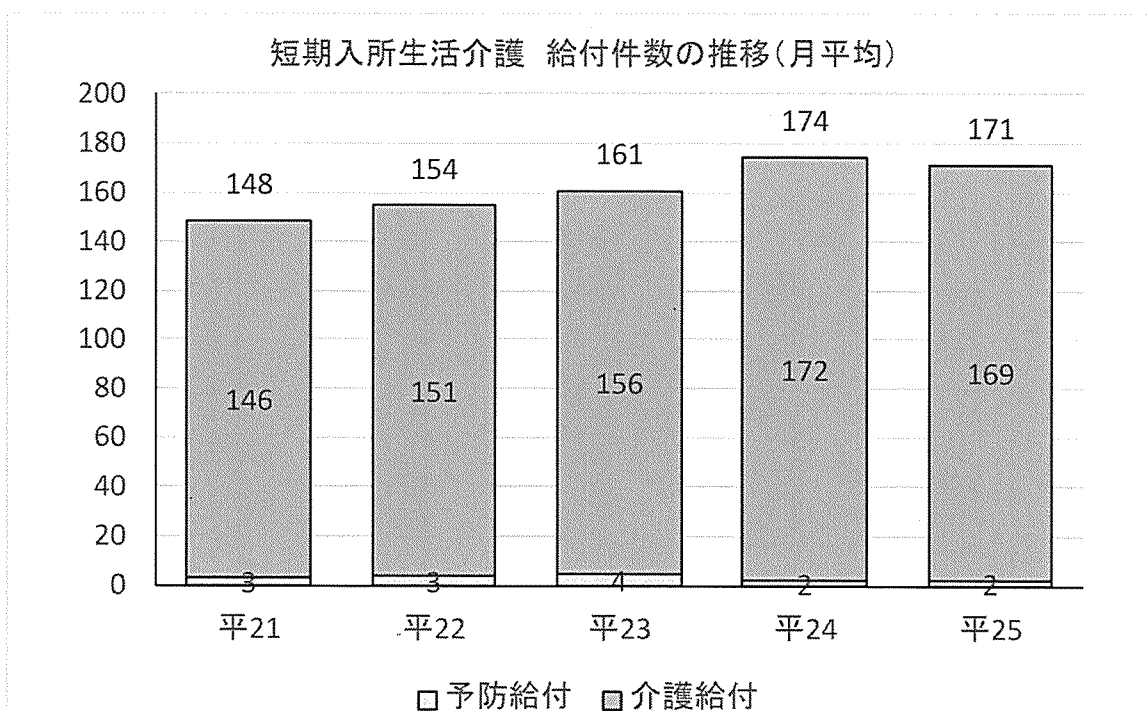
通所介護の利用者数は増加傾向にあります。平成 24 年度から平成 25 年度にかけては、やや伸びが鈍化しています。

通所リハビリテーションは、平成 23 年度に一旦減少しましたが、その後、増加に転じています。



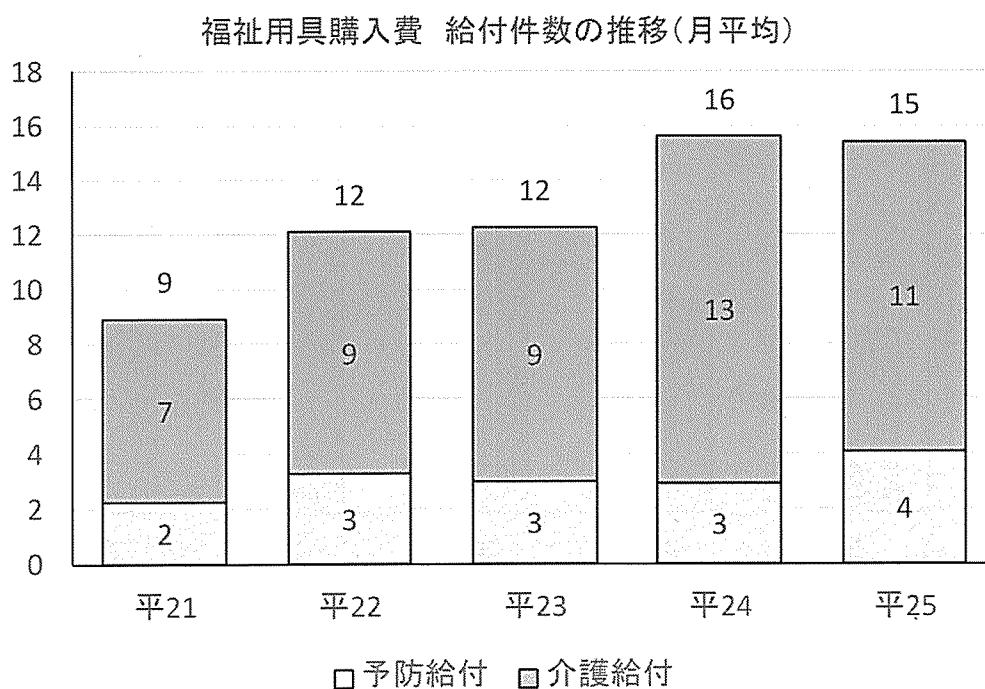
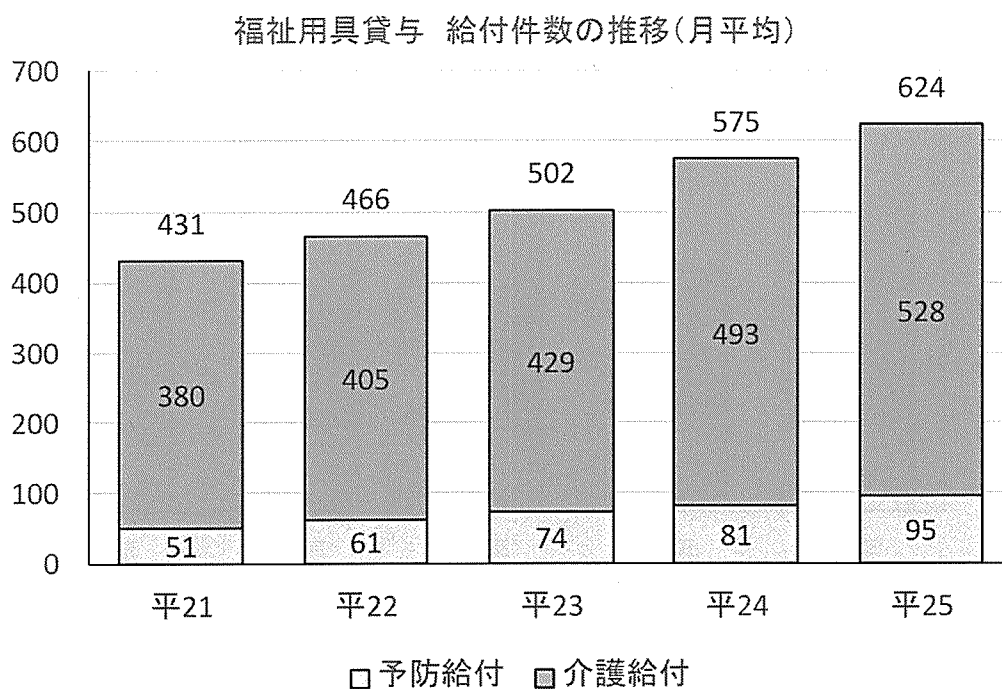
③ 短期入所サービス

短期入所生活介護の利用者は、増加傾向にありましたが、平成 24 年度から 25 年度にかけてやや減少しました。短期入所療養介護（介護老人保健施設）は平成 23 年度にかけて減少傾向でしたが、平成 24 年度から 25 年度にかけて増加しています。短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）の利用は平成 23 年度以降ありません。



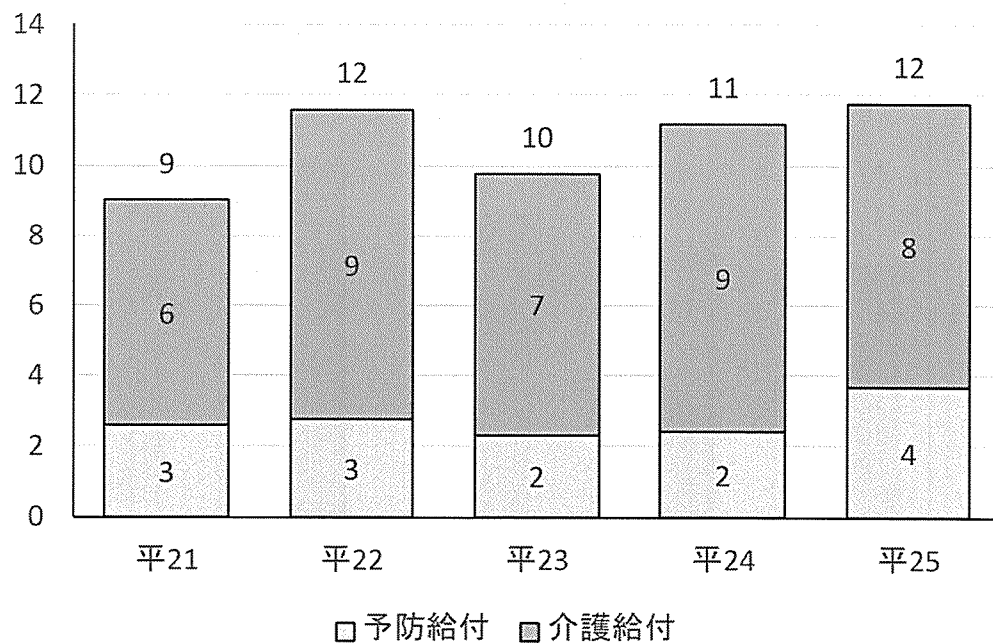
④ その他の居宅サービス

福祉用具貸与は増加を続けています。福祉用具購入費は件数が少ないものの、経年的には増加傾向にあります。

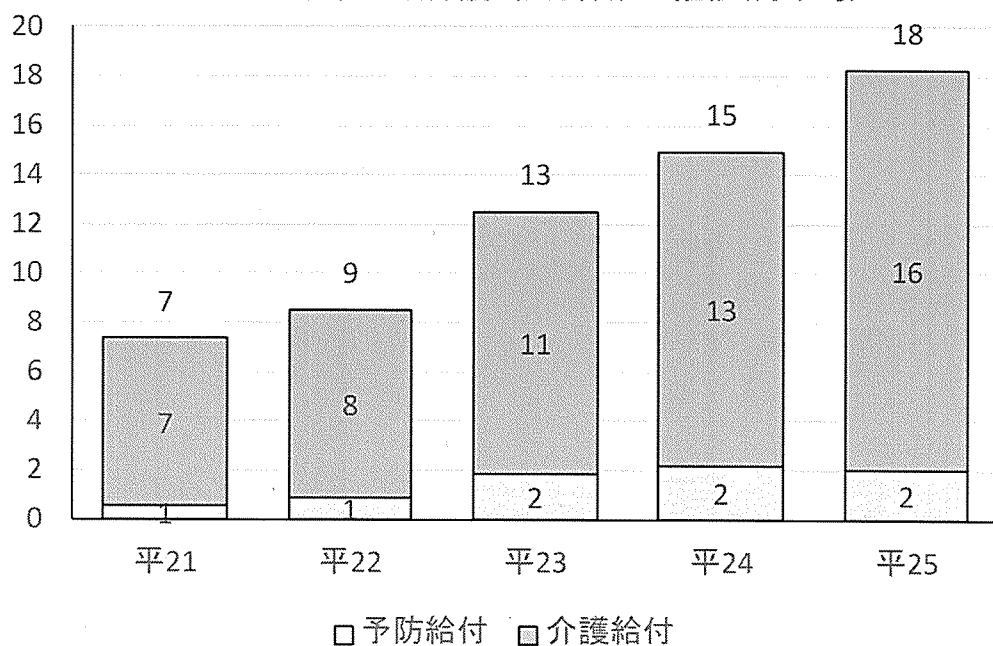


・住宅改修費も利用件数が少なく、増減を繰り返しています。特定施設入居者生活介護は年々増加してきています。

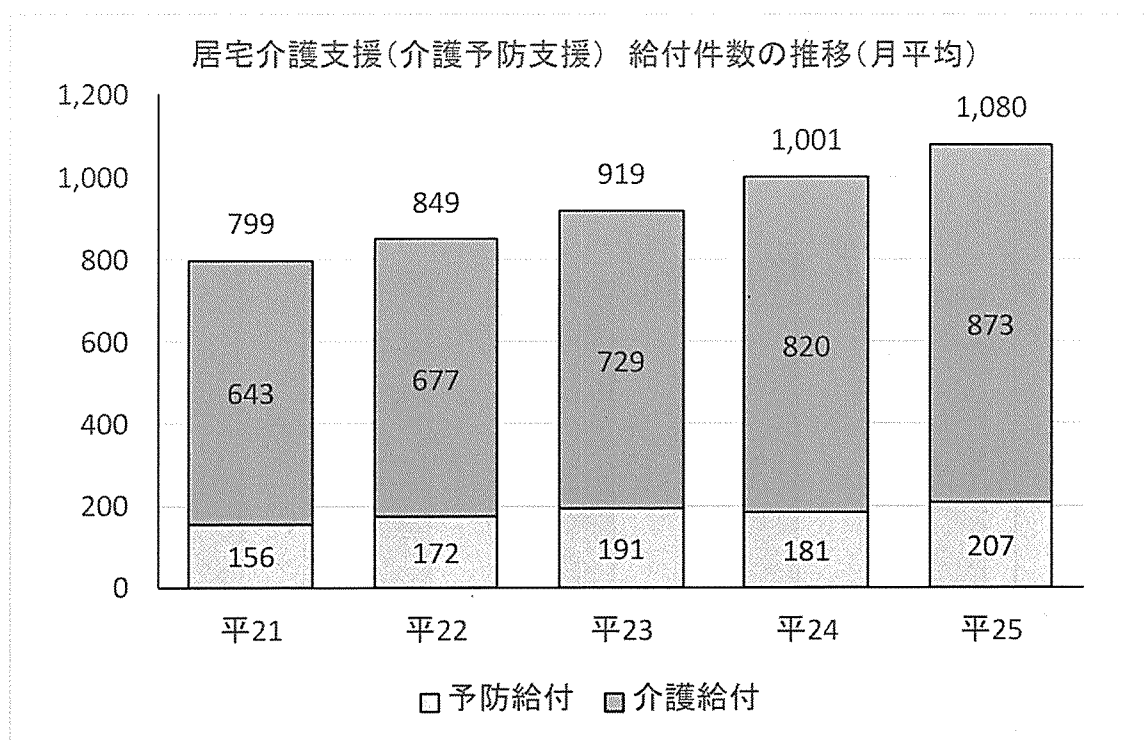
住宅改修費 給付件数の推移(月平均)



特定施設入居者生活介護 給付件数の推移(月平均)

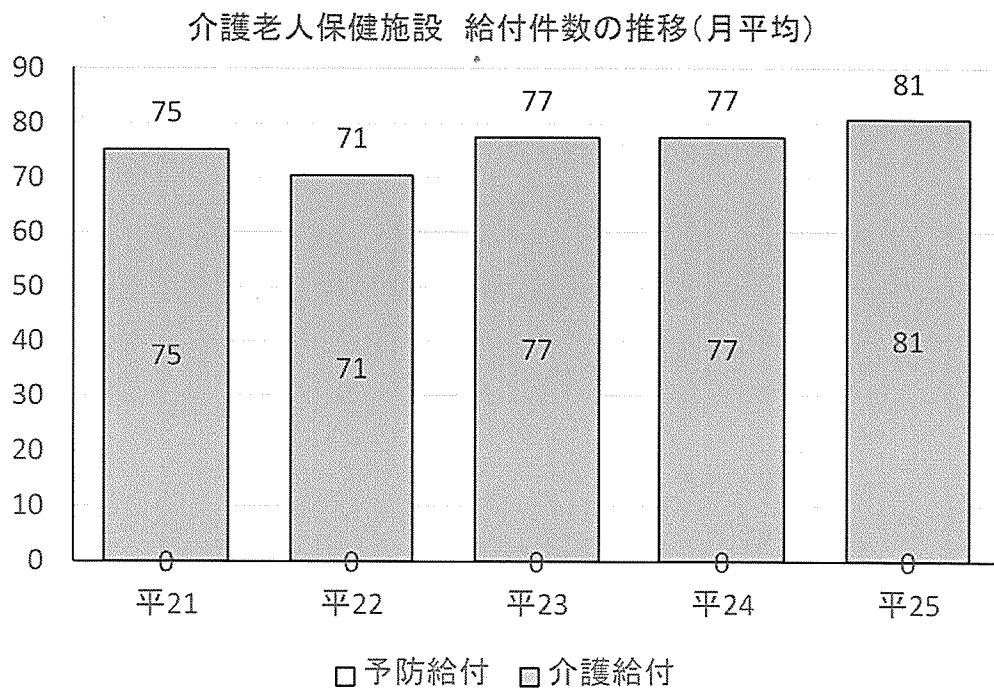
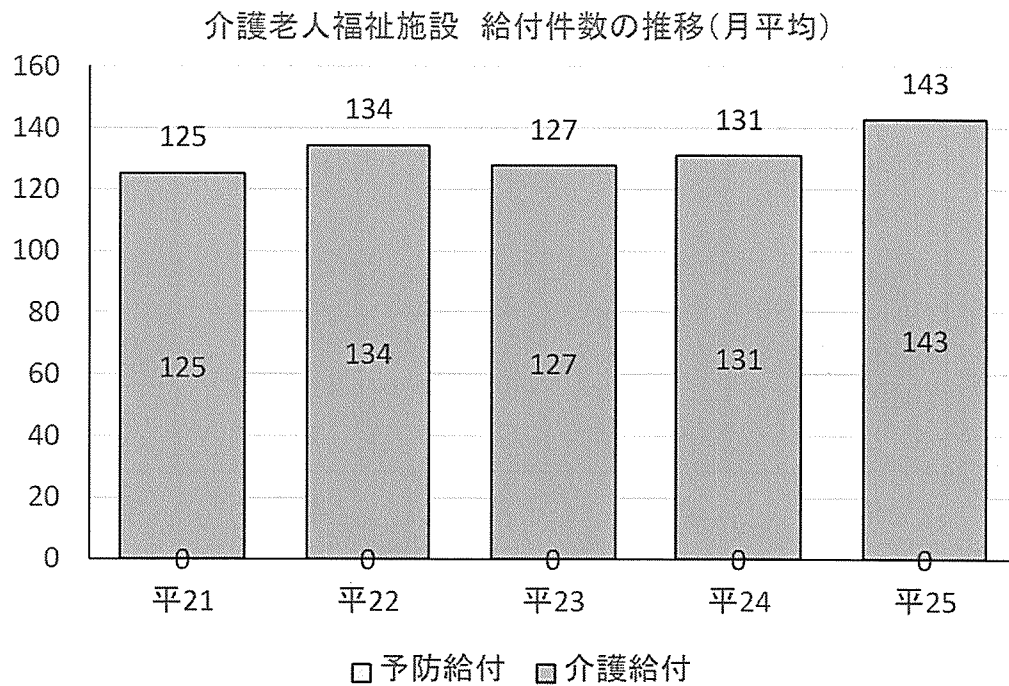


居宅介護支援（介護利用支援）については、利用の増加に伴い件数が増えています。

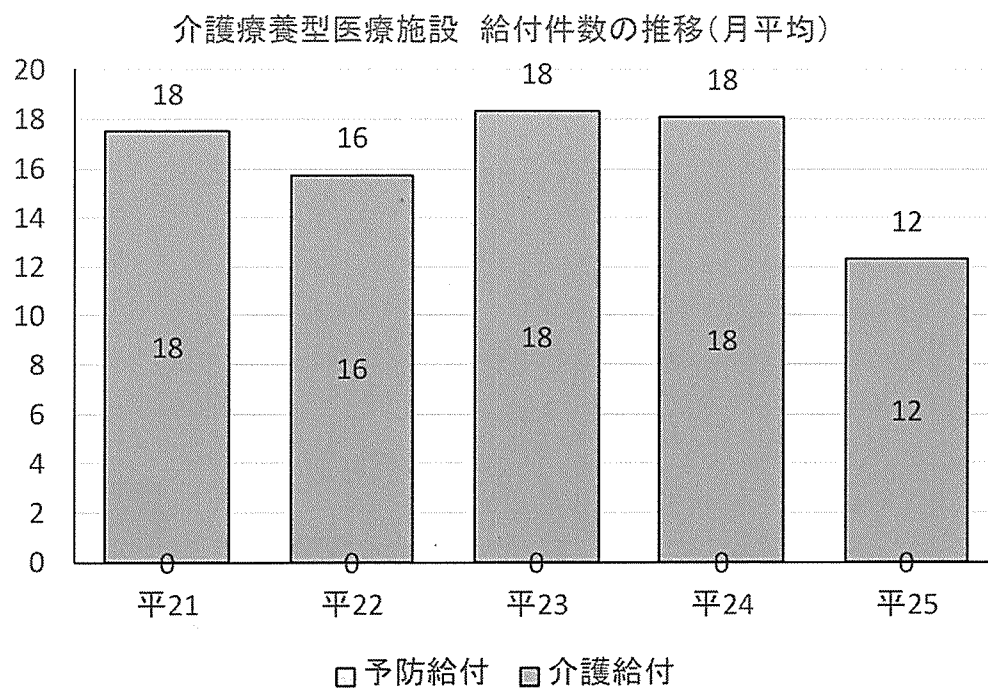


⑤ 施設サービス

介護老人福祉施設は 130 件前後で推移していましたが、平成 24 年度から 25 年度にかけて 12 件の増加がみられました。介護老人保健施設は 80 件前後で推移しています。

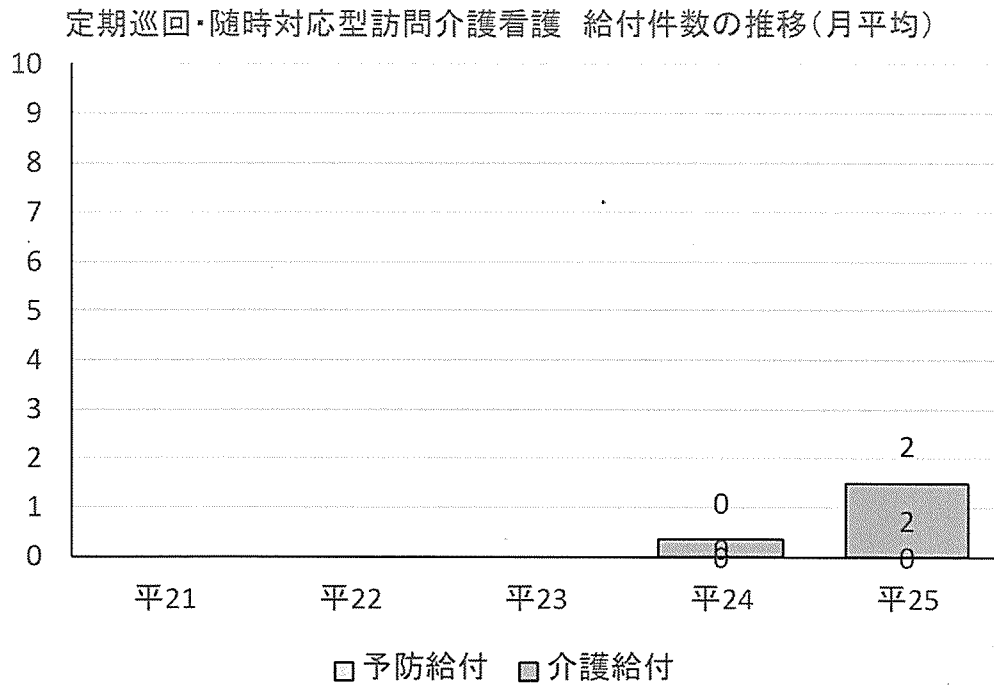


介護療養型医療施設については、平成 24 年度から 25 年度にかけて 6 件の減少となりました。

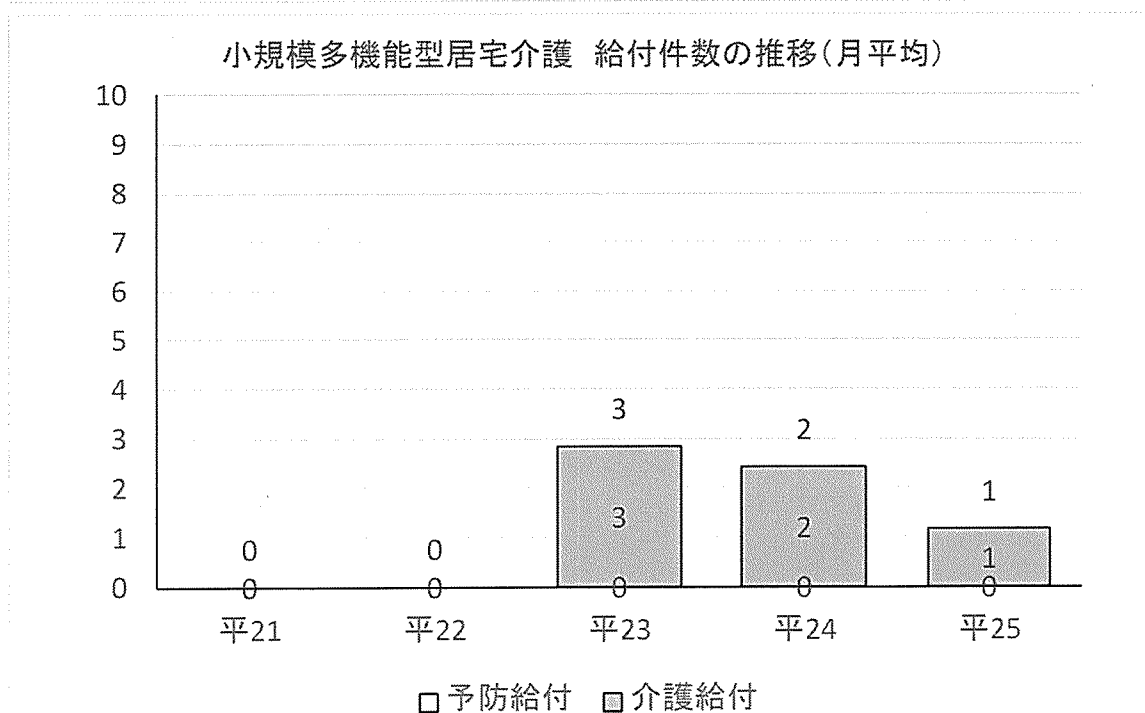
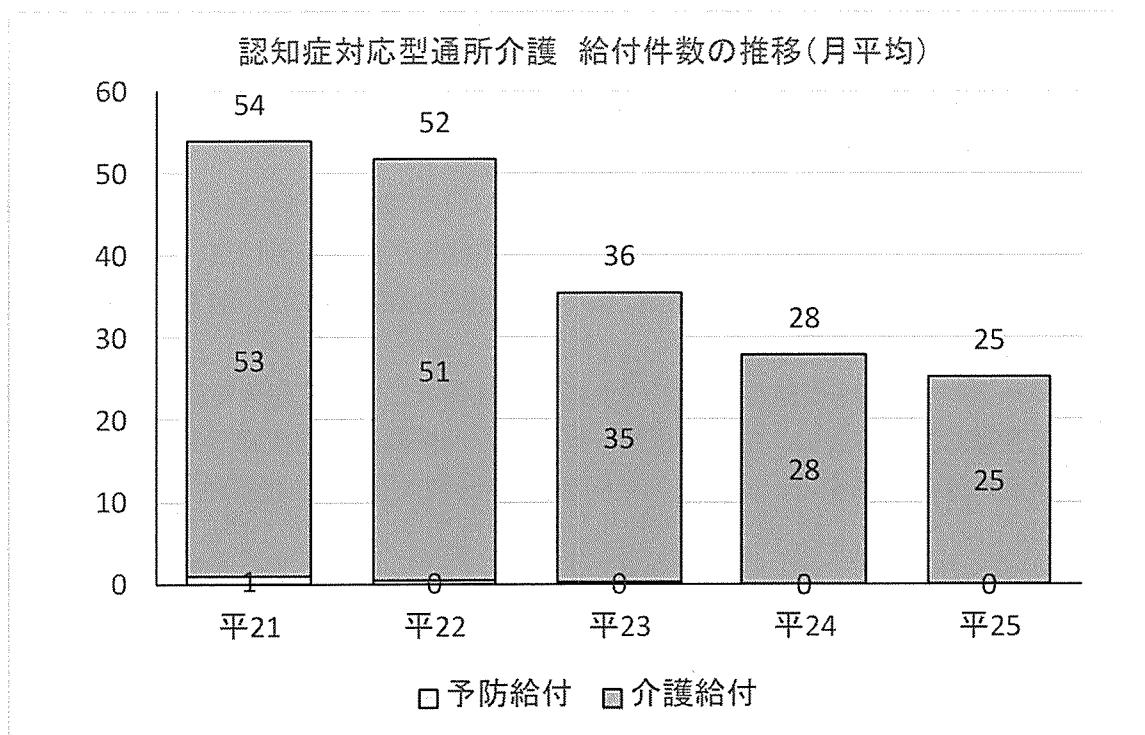


⑥ 地域密着型サービス

平成 24 年度からの新たなサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、10 月開始時の 1 件から平成 25 年度は 2 件となり、利用はまだ少ない状況です。



認知症対応型通所介護については、平成 23 年に事業所が1 か所閉鎖したことに伴い、件数が減っています。小規模多機能型居宅介護についても、平成 23 年度以降減少しています。



4. 第5期計画における主な成果と今後に向けた課題

1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加・参画の促進について

- └ ①生きがいづくりの推進
- └ ②高齢者の社会参加・参画の促進

栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業や老人クラブ活動、絵本の読み聞かせボランティアなど、高齢者が主体となって自らの生きがいづくりや健康づくり、世代間交流、社会貢献活動などに取り組まれています。今後も、関心を持ちながらも参加されていない人びとへの動機付けをおこなっていくことが必要です。

老人福祉センターについては、指定管理制度によって運営されており、生きがいづくり、健康増進の場として活用されています。また、出前講座の要請を受けて、体操やレクリエーション指導もおこなっています。さらに多くの利用につながるよう、魅力ある企画内容を提供していくことが求められます。

シルバー人材センターについては、団塊世代の多様なニーズに応じて就業機会の提供をおこなってきました。今後は、生活支援サービスを担う重要な社会資源であることから、行政との連携を一層深める中で、いかに効果的な事業展開が図れるかが課題です。

2) 総合的な介護予防の充実について

- └ ①健康づくりや生活習慣病の予防の推進
- └ ②効果的な介護予防の推進

栗東市健康増進計画「健康りっとう21」に基づき、健康づくり、生活習慣予防や食育の取組みを進めています。引き続き、健康診査や保健指導などの周知・啓発が必要です。

介護予防事業のうち、一般の高齢者を対象とした一次予防事業については、「お気軽健康あっぷセミナー」「こころ・からだ・元気セミナー」などを開催し、幅広く啓発活動をおこなっています。参加者の固定化がみられることから、今後も啓発活動をおこない、実践へとつなげていくことが必要です。

また、実践的な取組みとして、「いきいき百歳体操」を地域で広げる活動を行っており、実践団体も年々増加しているものの、実践団体の少ない地域も見られます。

二次予防事業対象者の通所型介護予防事業については、参加しやすい工夫をしながら実施していますが、年々、参加者が減少しています。今後は、事業の実施方法を含めて検証、検討していくことが必要です。

3) 高齢者の尊厳維持と権利擁護の推進について

- ― ①認知症支援対策の充実
- ― ②高齢者虐待防止の取組みの推進
- ― ③高齢者権利擁護の推進

認知症対策としては、地域住民だけでなく企業向けの認知症サポーター養成講座を開催し、若い世代などに対する認知症の理解と協力者の拡大につながられています。また、グループホームとの協働によって、住民が気軽に相談できる機会、窓口の開発や、地域住民に認知症の理解を深める機会を創出しています。今後、認知症高齢者は増えることが予想され、家族や関係者の正しい知識と理解を持って高齢者本人を支えることが重要になることから、連携や研修の取組みを継続することが重要です。

高齢者の虐待については、身近な問題として啓発活動をおこなうとともに、虐待につながるケースの検討などを通じて、緊急時に対応できるネットワークづくりを進めています。虐待防止には、養護者支援が不可欠であることから、その視点の周知とともに、緊急時に迅速に対応できる体制を整えることが必要です。

権利擁護については、ケアマネジャーや民生委員児童委員に研修・啓発をおこない、必要な高齢者に支援が提供されるように努めてきました。また、成年後見センターもだまに、成年後見の相談業務と申し立て支援を委託しています。今後、制度を必要とする高齢者が増えることが考えられる中、適切な利用につながられるよう、関係機関の連携を強化しなければなりません。

4) 介護サービス基盤の充実について

- ― ①介護サービスの提供
- ― ②介護サービスの質の向上
- ― ③利用者本位のサービス提供の推進
- ― ④介護給付適正化の推進

地域密着型のサービスについては、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護の施設を公募し、平成 26 年 4 月の開設に至りました。新たなサービスの確保ができたことで、身近な地域でのサービス利用の利便性向上につながりました。また、地域密着型の事業者への指導や研修を進めています。今後、さらなる指導・監査を進める上では、体制強化が必要です。

介護保険事業の質の向上に向けて、ケアマネジャーに対する指導研修や情報交換会を開催しています。また、介護相談員の派遣により、利用者の相談や苦情対応にあたっています。今後は、こうした取組みの成果を取りまとめ、ケアマネジャーや事業者への指導等に役立てていくことが必要です。

事例検討による介護認定審査会の合議体間の差をなくし、認定の適正化を図るとともに、給付通知などにより給付の適正化をおこなっています。今後は、事業全体の評価ができるよう、体制整備を図ることが必要です。

5) 地域包括ケアの充実について

- ― ①地域包括支援センターの充実
- ― ②ともに助け合い支えあう地域づくりの推進
- ― ③生活自立への支援の充実
- ― ④医療と介護の連携強化
- ― ⑤高齢者が住みやすい環境づくりの推進

包括的支援事業の充実に向けて、葉山中学校区の日常生活圏域において地域ケア会議を開催し、関係者が集まって地域の高齢者の現状と課題を話し合っています。今後は、他の圏域にも広げ、地域課題を把握していくことが必要です。また、現在は地域包括支援センターが直営で1か所となっていますが、今後、身近な地域の課題の抽出や地域包括ケアシステムの体制整備を進める上では、圏域ごとにセンターを整備し、体制強化を図ることが重要です。

地域における福祉活動の担い手として、ボランティアの養成や地域サロンの立ち上げなどが市社会福祉協議会により進められています。また、一部の自治会では高齢者の見守りのためのグループが立ち上がるなど、地域での見守り体制の確立に向けた取組みが進んでいます。しかし、担い手の不足や高齢化などによって活動が停滞したり、モデル地区の取組みが他地区に展開していかなかったりしています。今後、高齢者の生活支援を進める上で、ボランティアや地域組織の活動が重要度を増すことから、啓発と活動継続のための支援が必要です。

在宅の高齢者の生活不安の解消や、介護家族の負担軽減を図るため、紙おむつ費用の助成や配食サービスなどの生活支援サービスを提供してきました。今後は、介護保険制度の改正による介護予防・日常生活支援総合事業の導入を踏まえて、生活支援サービスのしくみづくりや、地域資源の発掘・育成を進める必要があります。

医療と介護の連携については、相互連携・連絡のためのツールづくりと顔の見える関係づくりを進めています。また、介護者の会と協働して、「生き方カフェ」を実施するほか、在宅での療養や看取りについての啓発をおこなっています。こうした医療と介護の連携は端緒についたところであることから、より一層、取組みを進めていくことが必要です。

高齢者が住みやすい環境づくりとしては、バリアフリー化などを進めてきましたが、近年、サービス付き高齢者向け住宅の整備がみられるなど、高齢者の住まいも多様化しています。今後は、いかに「高齢者の住まい」を提供していくかといった方向性を明確にしていくことが重要です。また、災害など緊急時対応の体制整備を進めてきました。特に、平成25年度の台風災害を受けて、避難行動要支援者を見守る気運が高まっていることから、名簿の作成とともに個別計画の策定に向けて検討を進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方と基本方向

1. 計画の基本的な考え方と視点

本市では、平成22年度からの10年間を計画期間とする「第五次栗東市総合計画」において、都市像として『ひと・まち・環境ともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東』を掲げ、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう「安心を支える福祉を推進するまち」を基本政策のひとつとして設定しています。

安心を支える福祉を推進するまち

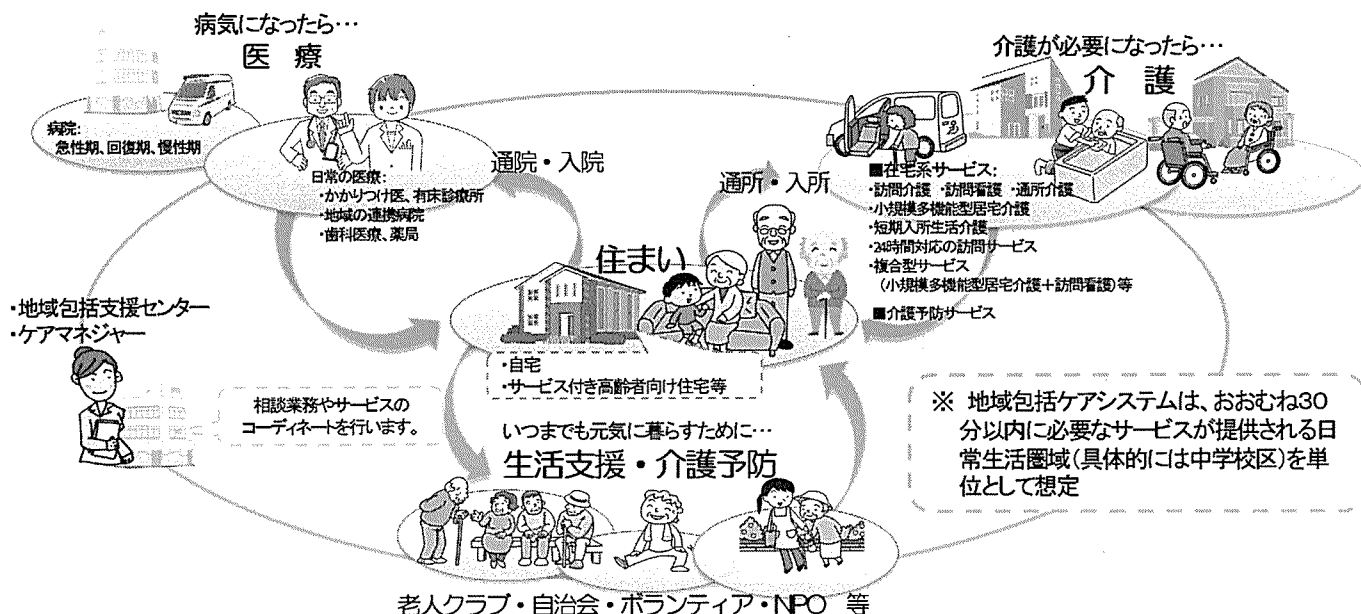
住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、市民が互いに支えあう意識や環境づくりを進め、ユニバーサルデザインのまちづくりによる高齢者や障がいのある人の社会参加などを促進し、自立や自己実現ができる取組みを推進します。

さらに、子どもの健やかな育ちを促し、地域ぐるみの取組みや子育て家庭への支援の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

また、誰もが安心して生活できるよう社会保障制度の周知と適正な運営に取り組みます。

「第五次栗東市総合計画」における上記の基本政策に基づき、本計画では「高齢者が健やかに暮らせるまちづくり」のために、関連する高齢者施策を推進し、「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

図 地域包括ケアシステムのイメージ（厚生労働省資料より）



栗東市に合った「地域包括ケアシステム」を構築するため、次の5点を基本的視点として本計画を推進することにより、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりにつなげます。

(1) 個人の尊厳

介護や医療などを必要とする状態にあっても、人としての尊厳を保って生活できることが大切であり、すべての高齢者がそれぞれ、その人らしい生活を継続できることを重視します。

(2) 明るく活力ある生活の実現

生涯にわたって健やかな生活を送ることは、すべての人の願いであり、寝たきりや認知症になることをできる限り予防し、明るく活力ある生活を送ることを重視します。

(3) 高齢者自身の自由な選択による適切なサービスの提供

高齢者自身の選択に基づいて、心身の状況や置かれている環境などに応じて、必要な医療・介護のサービスが適切に提供されることを保障します。

(4) 総合的、一体的、効率的なサービスの提供

単に介護面だけをサポートするのではなく、生活支援の観点から多様なサービスを組み合わせ、生活が維持されるよう、多様な主体から、総合的かつ効率的にサービスが提供されることを重視します。また、十分な量・質のサービスを確保するとともに、公平なサービスの提供を行います。

(5) 地域社会全体の福祉力の向上

公的サービスを充実させるとともに、市民のボランティア活動やコミュニティ活動などの活発化と連携強化により、市民が受益者であるばかりでなく、自ら担い手として参画するよう、地域社会全体の福祉力を培っていきます。

2. 計画の基本方向

本計画では、「安心を支える福祉を推進するまち」の実現に向けて、これまでの取組みを発展させつつ、本市の特性に応じた「地域包括ケアシステム」が確立できるよう、基本方向を以下のとおり設定します。

(1) 地域包括ケア推進体制の確立

地域包括ケアシステムの確立に向けた中核的役割として、地域ケア会議を通じた各主体の連携強化とともに、地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

また、ともに助け合い支え合う地域づくりなど地域福祉の推進を通じて、地域包括ケア推進体制のさらなる充実を図ります。

(2) 健康で生きがいある暮らしの実現

高齢期においても健やかで活力ある生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防対策とともに、高齢者自らが生きがいづくり活動に継続的に取り組める機会の充実を図ります。

(3) 介護予防と生活支援サービスの充実

高齢者一人ひとりに合った介護予防や生活支援サービスが受けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を導入し、適切なケアマネジメントを進めます。

地域における多様なサービス主体による多様な生活支援サービスを確保するため、NPOやボランティア活動を育成・支援するとともに、高齢者が自らの経験・知識などを活かし、積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。

(4) 認知症施策と高齢者の尊厳保持

認知症ケアパスを活用しながら、認知症を早期に発見し、認知症高齢者と家族への初期支援と自立生活支援をおこなうとともに、認知症高齢者を地域で見守り、支えられる地域づくりを進めます。

また、高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活を送ることができるよう、高齢者虐待防止対策や権利擁護に関する取組みを推進します。

(5) 在宅医療と介護の連携

医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせるよう、多職種の連携や病診連携などによって、在宅における医療・介護サービスを切れ目なく提供する体制の充実を図ります。

また、在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図るため、広報・啓発活動の充実を図ります。

(6) 高齢者が住みやすい環境づくりの推進

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住宅のバリアフリー化やサービス付高齢者住宅の普及などによって、所得や居住ニーズに応じた住まいが選択できる環境をつくれます。

高齢者の生活安全を図るため、緊急通報システムの普及促進などの平常時の見守りを進めるとともに、避難行動要支援者名簿による情報共有等を通じて、災害時の避難行動対策を進めます。

(7) 介護サービスの充実

高齢者が要支援・要介護状態になっても、必要なサービスが切れ目なく安心して受けられるよう、居宅・施設のバランスを取りながら介護サービス基盤の整備や質の向上を図るとともに、介護保険事業の適正な運営に努めます。

3. 施策の体系

基本理念	基本方向	具体的施策
安心を支える福祉を推進するまち (高齢者が健やかに暮らせるまちづくり)	地域包括ケアシステムの確立	1) 地域包括支援体制の充実
		2) ともに助け合い支え合う地域づくりの推進
		1) 健康づくりや生活習慣病の予防の推進
		2) 生きがいづくりの推進
		3) 高齢者の社会参加の促進
		1) 効果的な介護予防の推進
		2) 生活自立への支援の充実
		1) 地域における認知症施策の推進
		2) 認知症ケアの推進
		3) 高齢者虐待防止の取組みの推進
		4) 高齢者権利擁護の推進
		1) 医療と介護の連携の促進
		2) 市民意識の啓発
		1) 安心できる住まいの環境づくり
		2) 安全な暮らしの確保
		1) 介護サービスの提供
		2) 介護サービスの質の向上
		3) 利用者本位のサービス提供の推進
		4) 介護給付の適正化の推進

4. 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図るため、引き続き、市内にある3つの中学校区を日常生活圏域として設定します。

また、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターについては、日常生活圏域ごとの設置に向けて、委託などの運営方法も含めて検討していきます。



第4章 施策の展開

1. 地域包括ケア推進体制の確立

地域包括ケアシステムの確立に向けた中核的役割として、地域ケア会議を通じた各主体の連携強化とともに、地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

また、ともに助け合い支え合う地域づくりなど地域福祉の推進を通じて、地域包括ケア推進体制のさらなる充実を図ります。

1) 地域包括支援体制の充実

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供ができ、地域包括ケアシステムの確立に向けた中核的な役割を果たすことができるよう、地域ケア会議を開催し、関係機関間の連携を強化するとともに、地域包括支援センターの機能・役割の充実を図ります。

【具体的な事業】

①地域ケア会議の開催

(長寿福祉課)

個別地域ケア会議の開催を通して地域でのネットワーク構築を図り、圏域ごとの地域課題の整理と葉山中学校区以外の圏域での地域ケア会議の開催に向けて協議、実施していきます。

さらに、圏域で開催した地域ケア会議の課題整理を行い、市の高齢者施策における政策形成への反映に向けて、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」を市レベルの地域ケア会議として位置づけます。

②地域包括支援センターの機能強化

(長寿福祉課)

地域包括ケアシステムの構築にあたり、高齢者の増加に伴い、身近な圏域ごとの地域包括支援センターの設置に向けて、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」において委託についての協議を実施し、圏域ごとの設置を図ります。

③包括的支援事業の充実

(長寿福祉課)

圏域ごとに地域包括支援センターの設置を進め、必要な専門職を設置することにより、高齢者の総合相談、権利擁護などの包括的支援事業の充実を図ります。

また、高齢者やその家族が、必要に応じて気軽に相談ができるよう、地域包括支援センターの機能・役割を様々な機会や媒体を活用し、積極的に周知・啓発を進めます。

○総合相談支援業務

高齢者やその家族、地域団体などから、高齢者の生活全般（福祉、医療、介護など）に関する相談を受け、どのような支援が必要なのかなどを把握し、地域における適切なサー

ビス、機関または制度の利用につなげるとともに必要時には継続的な支援を行います。

また、既存のネットワークなどを活かし、予防的なアプローチや生活支援の必要な人への早期対応ができるような仕組みづくりを検討します。

○権利擁護事業

認知症の人や虐待を受けている高齢者などが、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知及び利用支援の充実を図ります。

○包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケアマネジャー、主治医、サービス提供事業所や地域の関係機関など多職種相互の協働を進めるため、地域包括支援センターが核となった連携のための機会づくりを進めます。

また、個々の高齢者の状況や変化に応じた支援を実践することができるよう、困難事例への対応を含めた個々のケアマネジャーに対する支援などを行います。

○介護予防ケアマネジメント事業

要支援者及び事業対象者に対しては、介護予防と生活支援のサービスが一体的に提供できるよう、多様な社会資源を組み合わせることで適切にケアマネジメントします。ケアマネジメントにあたっては、本人がどんな生活を送りたいのかを主眼に置き、本人の可能性を最大限に引き出せるよう目標を明確にし、サービスの実施後はその結果を評価していきます。

○新たな包括的支援事業への対応

介護保険制度改革にともない実施が求められる新たな包括的支援事業（医療・介護連携、認知症施策、生活支援コーディネートなど）についても、地域包括支援センターにおける必要な業務・事業が実施できるよう、体制整備を図ります。

2) とともに助け合い支え合う地域づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも、公的サービスだけでなく、住民同士の助けあい、支えあいによるきめ細かな支援を受けることができるよう、地域団体やボランティア団体、NPOなどの連携により、見守りや交流などの効果的な福祉活動の展開を図ります。

また、市民の福祉への参加を促進し、地域における課題解決に向けた地域福祉活動に対する支援・基盤づくりを進めます。

【具体的な事業】

①地域福祉システムの構築

(社会福祉課、社会福祉協議会)

総合福祉保健センターや老人福祉センター、ひだまりの家などが連携を図りながら、地域福祉を推進する上での中心的な地域資源として社会福祉協議会を位置づけます。また、各学区コミュニティセンターは地域課題の解決に向けた市民による主体的なまちづくりの拠点施設として、ひだまりの家は地域に密着した地域総合センターとして、地域住民活動の促進などに取り組み、地域福祉を推進します。

総合福祉保健センター・福祉事務所などの専門職については、複雑化・多様化する地域課題に対して、専門的・技術的な支援をおこなえるシステムの構築に取り組むとともに、生活困窮や障がいのある人など、要援護者となる可能性が高い人への支援をおこないます。

②地域における福祉活動への支援

(社会福祉課、社会福祉協議会)

社会福祉協議会の小地域活動の推進を図り、それらの活動の周知などについて取り組むとともに、高齢者の身近な相談・支援者として、幅広い福祉活動を展開する民生委員児童委員への支援を進め、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

また、地域団体による福祉活動への支援を進めることで、地域の特性に応じた交流や見守りなどの活動の展開を図ります。

③福祉と人権のまちづくりの拠点施設（ひだまりの家）の充実

(ひだまりの家)

部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向け、多くの人のふれあいを大切にする「福祉と人権のまちづくり」の拠点施設であるひだまりの家において、自主活動学級や生きがいデイサービス事業、各種相談業務、各種講座などの充実を図ります。

④ボランティア団体やNPOへの支援

(社会福祉協議会、自治振興課)

栗東市ボランティア市民活動センターの活動を支援し、ボランティア団体やNPOの情報交換や交流の場づくりを進めることで、団体間のネットワークづくりを促進します。また、ボランティア団体やNPOなどによる非営利公益活動を支援するとともに、市民の公益活動団体への参画を促進します。

⑤市民の地域福祉活動への参加促進

(社会福祉協議会)

市民やボランティア、事業所などが力を合わせ、自分たちが住んでいる地域を暮らしやすくする取組みの必要性や相互に支え合う意識づくりに努めます。また、市民の福祉ボランティア活動の参加への意識啓発を進めるとともに、参加のきっかけづくりや支援する環境の整備を行い、市民や各種団体の主体的な福祉活動への機運の醸成を図ります。

2. 健康で生きがいある暮らしの実現

高齢期においても健やかで活力ある生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防対策の充実を図るとともに、高齢者自らが生きがいづくり活動に継続的に取り組める機会を充実させます。

1) 健康づくりや生活習慣病の予防の推進

健康づくりや生活習慣病の予防などが介護予防の基礎となることから、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活できるような健康寿命の延伸を目的とした「第2次健康りっとう21」や、「第2次栗東市食育推進計画」「第2期栗東市国民健康保険特定健康診査等実施計画」などに基づく様々な取り組みをとおして、関係機関・団体などと連携を図り、市民一人ひとりの主体的かつ多様な健康づくりを支援します。

【具体的な事業】

①「第2次健康りっとう21」による健康づくりの推進 （健康増進課）

健康に関する情報提供や啓発、健康教育や健康相談の取り組みなど、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に向けた健康づくりの行動計画である「第2次健康りっとう21」に沿った様々な取り組みを展開します。併せて、「健康づくり推進協議会」の開催を通じて、市民や関係機関、行政の連携を強化することで市民が地域で健康づくりに取り組みやすい環境づくりを推進し、市民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくりを支援します。

②食育の推進 （健康増進課、長寿福祉課）

乳幼児から高齢者まで生涯にわたる健康づくりのための望ましい生活習慣や健全な食生活の実践に向けて、関係機関が連携しつつ、市民活動として地域に根ざした食育を推進します。

③各種健診・検診の推進 （健康増進課、保険年金課、長寿福祉課）

40～74歳の栗東市国民健康保険に加入している方を対象とした特定健康診査・特定保健指導・節目歯科検診、75歳以上で後期高齢者医療に加入している方を対象とした健康診査を実施するとともに、各種がん検診などを実施します。併せて、それらの健診・検診などの周知・啓発、情報提供を行うなどして健診・検診が受けやすい体制づくりなどを進め、疾病予防や早期発見に努めます。

2) 生きがいづくりの推進

高齢者が継続的に生きがいを持って暮らしていくため、多様な生きがいづくりや交流、仲間づくりなどの支援をめざし、生涯学習推進体制の拡充とともに、文化芸術活動の推進、生涯スポーツ・レクリエーションの普及を図ります。また、老人福祉センターの運営を通じて、高齢者の多様な活動を支援します。

【具体的な事業】

①生涯学習の支援と充実

(生涯学習課)

はつらつ教養大学や生涯学習講座などの社会教育事業とともに、コミュニティセンターを中心に地域の個性を生かした生涯学習の推進と生涯学習に関する情報の受発信を進めます。また、学習の成果を地域社会に生かすことができる仕組みづくりなどを併せて進めます。

②文化・芸術活動の推進

(スポーツ・文化振興課)

心豊かに暮らすうえで重要となる文化・芸術活動とのふれあいの場づくりをめざして、市民の自主的な文化活動を促進するとともに、文化祭・美術展などの活動を支援します。

③生涯スポーツなどの普及

(スポーツ・文化振興課)

高齢者一人ひとりの体力や年齢、目的などに応じて楽しむことができるレクリエーションや軽スポーツ、生涯スポーツ活動などの普及・支援を図るとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体の主体的な活動を支援し、生涯スポーツ推進体制の強化を図ります。

④世代間交流活動の推進

(子育て応援課、幼児課、生涯学習課、自治振興課)

核家族化の進行に伴い家庭での世代間の交流の機会が希薄化する中、若い世代の人や子育て世代の人、子どもたちが世代間交流により高齢者から学ぶことは多く、世代間交流を通して、これまでの経験や体験・技能などを次世代に伝えていくことは大切であり、高齢者にとっても生きがいや役割を見出すことにもつながる一面があることから、地域でのボランティア、生涯学習やスポーツ、子育て支援事業などの機会を通じた世代間交流活動を推進します。

⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施

(長寿福祉課)

高齢者の生きがいと健康づくり活動の活発化、及び参加者同士の交流の場となり、社会参加が促進されるよう、高齢者自らの企画による「栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を実施します。

⑥老人福祉センターの運営

(長寿福祉課)

老人福祉センターにおいて、健康相談や趣味・教養の向上、レクリエーションなどの機会を提供し、高齢者の生きがいづくりや健康増進などに努めます。

3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者が社会の中で積極的に役割を果たしていくためにも、老人クラブ活動の活性化を図るとともに、高齢者が地域活動やボランティア活動などに参加・参画するための機会・場づくりや、それらの活動を継続していくための環境づくりを進めます。

また、高齢者の豊かな経験や知識、技術などを地域社会に生かせるよう、就業機会の確保・支援に努めます。

【具体的な事業】

①老人クラブ活動への支援

(長寿福祉課)

高齢者の教養や文化・健康づくりの推進、社会奉仕などの活動を促すため、今後も引き続き、老人クラブ活動への支援を進めます。

②高齢者のボランティア活動などへの参加促進と活動団体の育成・支援

(長寿福祉課、社会福祉協議会)

高齢者を含めた地域住民のボランティア活動の参加への意識啓発を進めるとともに、参加のきっかけづくりなどを進めます。あわせて、ボランティアへの契機づくりにつながる介護支援ボランティア制度の導入を図ります。

また、社会福祉協議会や地域団体、ボランティア団体などの連携により、効果的な活動が展開されるようネットワークづくりなどを進め、高齢者が地域活動やボランティア活動などに気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。

③シルバー人材センターへの支援

(経済振興労政課)

長年の人生の中で培ってきた経験や優れた能力、技能を持つ高齢者が自己の能力を活かした就業機会を得られるよう、また、社会参加による生きがいづくりにつながるよう、シルバー人材センターの創意工夫ある取組みに対して支援を行います。

3. 介護予防と生活支援サービスの充実

高齢者一人ひとりに合った介護予防や生活支援サービスが受けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を導入し、適切なケアマネジメントを進めます。

地域における多様なサービス主体による多様な生活支援サービスを確保するため、NPOやボランティア活動を育成・支援するとともに、高齢者が自らの経験・知識などを活かし、積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。

1) 効果的な介護予防の推進

高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防に関して自ら実践し、継続していけるよう、関係機関との連携のもと、高齢者全般を対象とした介護予防の普及・啓発を進めます。

また、地域において自主的な介護予防活動の育成・支援など重点的に進めるとともに、地域の中で社会参加、活躍できる場や助け合いができるよう、生涯スポーツ、地域コミュニティづくりに関連する団体・機関や事業者などの関係機関との連携を図りながら、しくみづくりを進めます。さらに、事業評価などを通じて、効果的な介護予防事業の実施につなげます。

【具体的な事業】

①介護予防普及啓発事業（一般介護予防事業） （長寿福祉課、社会福祉協議会）

出前トークをはじめとして、老人クラブやサロン、自治会など、あらゆる場や機会を活用し、広く啓発することにより、健康づくりや介護予防を考えるきっかけづくりとして継続します。

また、セミナー（講座）を開催し、健康づくりや介護予防について、「筋力運動」、「仲間づくり」、「社会参加」をキーワードに取り組むことを啓発します。

さらに、広報等により、高齢社会の現状や今後の動向などのデータを掲載し、情報提供するとともに、地域における自主的な活動などを紹介し、介護予防の実践者の増加、継続につなげます。

②地域介護予防活動支援事業（一般介護予防事業） （長寿福祉課、社会福祉協議会）

高齢者一人ひとりが主体的かつ継続的に身近な地域において介護予防（筋力運動）活動に取り組むことができるよう、引き続き、自治会や老人クラブ、地域サロン、民生委員児童委員、健康推進員などさまざまな分野の団体・個人との連携を積極的に図り、「いきいき百歳体操」についての啓発を行い、実践団体を増やすとともに、自主活動団体の育成や継続運営の支援を行います。

また、地域コミュニティづくりに関係する団体や機関等と連携を図りながら、地域の中での居場所や活躍できる場づくり、助け合いができるしくみづくりを進めます。

③介護予防把握事業（一般介護予防事業）

（長寿福祉課）

これまでの基本チェックリストによる介護予防が必要な人の把握方法を見直し、介護予防の取組みが効果的・効率的にできる新たな手法によって取り組みます。

また、介護予防・生活支援サービス事業の対象者への相談に活用するため、日常生活圏域二区調査と合わせて、個々の健康行動や介護予防の取組み状況などを把握し、事業に活かしていきます。

④地域リハビリテーション活動支援事業（一般介護予防事業）

（長寿福祉課）

介護予防活動におけるリハビリテーション効果を高めるため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の派遣を行い、助言等を行います。

2) 生活自立への支援の充実

高齢者が支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域において自立した生活ができるよう、介護予防の要素も合わせた生活支援サービスの提供に向けて、これまでの介護保険による訪問・通所の予防給付に加えて、住民活動やボランティア活動も含めた、多様な主体による多様な生活支援サービスの提供を促します。

あわせて、地域に根ざした活動を充実させるため、小地域で取り組まれている介護予防事業やサロン活動、見守り支援活動などの育成・支援をおこないます。

また、介護家族などの心身の負担を軽減するための支援を進めます。

【具体的な事業】

①通所型サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）

（長寿福祉課）

要支援者及び事業対象者に対し、これまでの介護予防通所介護サービスや二次予防事業を再編し、平成29年度から新たな介護予防・日常生活支援総合事業として事業を開始し、地域の自主活動団体の取組みなども含めた多様な主体によるサービス提供による通所型の介護予防・生活支援サービスを提供します。

特に、従来の運動器の機能向上、口腔機能向上及び栄養改善事業については、「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」、地域での取組みとあわせて啓発し、実践者の拡大を図り、継続していけるよう支援します。

②訪問型サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）

（長寿福祉課）

要支援者及び事業対象者に対し、これまでの介護予防訪問介護サービスや二次予防事業（保健師などによる訪問指導等）を再編し、平成29年度から新たな介護予防・日常生活支援総合事業として事業を開始し、地域の自主活動団体の取組みなども含めた多様な主体によるサービス提供による訪問型の介護予防・生活支援サービスを提供します。

③その他の生活支援サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業） （長寿福祉課）

通所型及び訪問型の介護予防・生活支援サービスと組み合わせて提供される、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りについて、平成 29 年度からの新たな介護予防・日常生活支援総合事業の中での事業実施を検討します。

④介護予防ケアマネジメント事業（介護予防・生活支援サービス事業） （長寿福祉課）

要支援者及び事業対象者に対する介護予防・生活支援サービス事業の提供が適切に図られるよう、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを実施します。

⑤介護予防・生活支援サービスの提供基盤の整備 （長寿福祉課）

地域の社会資源を活かし、住民の主体的な取組みの中から生活支援のサービスが展開されるよう、生活支援にかかる協議体についての体制を検討し、平成 28 年度の設置をめざすとともに、その取組みの調整役を担う生活支援コーディネーターについての機能等を検討し、平成 28 年度の任命・研修を経て、平成 29 年度の運用開始をめざします。

あわせて、生活支援コーディネーターがかかわりながら、各地域において多様化する高齢者や介護家族のニーズを踏まえた自主的な活動が展開されるよう、社会福祉協議会（ボランティアセンター）やシルバー人材センターと連携しながら、住民組織やボランティア活動による取組みの掘り起こし、育成を進め、活動を支援していきます。

⑥高齢者の自立を促す生活支援サービスの提供 （長寿福祉課）

高齢者や介護家族の多様化するニーズを踏まえ、高齢者の日常生活を支援するサービスの充実を図るため、下記の事業を継続していきます。

- 在宅要介護高齢者等紙おむつ費用助成事業
- 高齢者日常生活用具の給付・貸与
- 緊急通報システム事業
- すこやか住まい助成事業
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- 配食サービス
- 福祉タクシー運賃助成券交付事業

4. 認知症施策と高齢者の尊厳保持

認知症ケアパスを活用しながら、認知症を早期に発見し、認知症の人と家族への初期支援と自立生活支援をおこなうとともに、認知症の人を地域で見守り、支えられる地域づくりを進めます。

また、高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活を送ることができるよう、高齢者虐待防止対策や権利擁護に関する取組みを推進します。

1) 地域における認知症施策の推進

認知症に対する正しい理解が地域社会に広がるよう、積極的かつ効果的な意識啓発にあたるとともに、地域ぐるみでの見守り体制を構築します。

また、認知症になっても、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、認知症地域支援推進員を設置し、関係機関との連携のもとで認知症の人やその介護家族などを支えるための取組みを総合的に進めます。

【具体的な事業】

①認知症に対する理解の促進

(長寿福祉課)

認知症に対する誤解や偏見を解消し、正しい理解が地域社会全体に広まるよう、広報や出前講座、各分野の事業・イベントなどのあらゆる機会・場を活用し、グループホームなどとの協働も図りながら、若年層・介護世代から高齢者までを含めた幅広い世代に対して、認知症や認知症予防に関する正しい知識・情報などを積極的に提供します。

②キャラバン・メイト活動の促進と認知症サポーター養成講座の開催

(長寿福祉課)

各分野の事業やイベントなど、あらゆる機会・場を活用し、認知症に対する正しい理解が地域社会全体に広まるよう、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、主体的に活動できるキャラバン・メイトの養成、スキルアップと情報交換のための湖南4市での交流会や、キャラバン・メイト連絡会を開催します。

③初期集中支援チームの設置

(長寿福祉課)

認知症に関する相談と早期発見、初期支援を集中的に行う機関として、介護職、医療職及び認知症サポート医（嘱託）からなる「認知症初期集中支援チーム」の平成29年度の設置に向けて検討を行います。このため、認知症の相談に対しての訪問活動を充実させるとともに、地域包括支援センター職員の地域におけるコーディネート力や支援体制の構築に取り組むためのスキルを向上させます。

④地域密着型施設と協働した地域見守り体制と居場所づくり

(長寿福祉課)

グループホームとの協働により、認知症の人への地域での見守り体制づくりを進めます。その他、地域密着型事業所をはじめとする介護施設・事業所への働きかけにより、各圏域で地域見守り体制の構築及び認知症カフェ・サロン等の居場所づくりができるよう努めます。

⑤認知症ケアパスの作成と活用

(長寿福祉課)

地域に住む高齢者の状況把握と社会資源の把握をし、地域に不足している社会資源や活用可能な既存サービスなどを検討します。そのうえで、認知症の人への支援の流れを示す「認知症ケアパス」として取りまとめ、活用していきます。

⑥認知症に関する相談支援体制の充実

(長寿福祉課)

高齢者やその家族、地域住民が認知症について身近に相談できる窓口として、ケアマネジャーや介護サービス事業者、薬局などを位置づけ、必要に応じて「認知症初期集中支援チーム」につなぐことができる仕組みを確立します。また、地域包括支援センターはもちろん、グループホームなどとの協働も図りながら、地域で気軽に認知症に関する相談ができる窓口などについて、周知・啓発に努めます。

2) 認知症ケアの充実

認知症は早期に発見し、初期支援を行うことが重要であることから、相談支援や医療機関・専門機関などとの連携に努め、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを進めます。

①多職種協働による認知症専門職研修等の実施

(長寿福祉課)

ケアマネジャーや介護サービス事業所職員に対し、認知症の人の生活全般をサポートできるアセスメント力の向上のみならず、介護家族へも十分焦点を当てるとともに、その理解や対応力の向上、多職種連携やコーディネート力の向上を目的とした研修を企画し、実施します。

②若年性認知症への支援

(長寿福祉課)

若年性認知症の実態を把握し、若年性認知症の人やその家族の経済的かつ精神的負担の軽減に努めるとともに、地域での孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制の構築を図ります。

③介護家族に対する支援

(長寿福祉課、社会福祉協議会)

認知症の人を介護する家族の心身の負担の軽減を図るため、各事業の周知・啓発を行うとともに、介護者の会等と連携し、相談に応じた情報提供を行います。

また、徘徊行動のある（またはおそれのある）高齢者の所在確認に利用ができるGPS機能付携帯端末の費用助成制度（徘徊高齢者家族支援サービス）の周知を進めるとともに、認知症の人の権利擁護を図るため、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の利用の促進を図ります。

あわせて、徘徊高齢者への対応ができるネットワークの整備に向けて協議を進め、平成28年度の設立をめざします。

3) 高齢者虐待防止の取組みの推進

高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、市民一人ひとりへ的高齢者虐待防止に関する意識醸成を積極的に図るとともに、地域包括支援センターが中心となり相談支援や虐待防止に関する取組みを進めます。

また、虐待の早期発見や適切な対応はもとより、予防を図るためにも地域団体を含めた関係団体・機関などとのネットワークを強化し、高齢者虐待防止対策の充実を図ります。

【具体的な事業】

①高齢者虐待防止に関する意識づくり

(長寿福祉課)

高齢者虐待やその防止に対する正しい理解を促進するとともに、虐待を見聞きした場合の通報義務など早期発見のために、地域住民一人ひとりができることについての周知・啓発を積極的に進めます。あわせて、高齢者虐待の通報先・相談先として地域包括支援センターの周知に努めます。

また、地域における高齢者虐待の早期発見のため、民生委員児童委員等に対して、地域での高齢者の見守りについての啓発に努めます。さらに、高齢者虐待やその防止に対する正しい理解を促進するため、ケアマネジャー、介護サービス事業所等の関係機関に対して、虐待防止にかかる出前講座を実施します。

②高齢者虐待ケース検討会議、定例虐待ケース会議の開催

(長寿福祉課)

高齢者虐待に関する相談、通報、届け出が行われ、事実確認を行った事例に関して、虐待の判定や緊急性の判断、今後の方針と支援内容の決定、各支援者の役割について協議を行います。

③高齢者虐待に関する相談支援や対応の充実

(長寿福祉課、社会福祉協議会)

地域包括支援センターにおける高齢者虐待に関する相談支援の充実を図るとともに、高齢者虐待対応支援ネットを活用し、個別の虐待ケースへの適切かつ迅速な対応を図ります。また、多職種が連携して虐待の防止や早期対応ができるようになるための取組みを実施し、チームでの対応力の向上に努めます。

4) 高齢者権利擁護の推進

地域包括支援センターにおいて、総合相談や権利擁護に関する事業を推進するとともに、判断能力が不十分な高齢者が日常生活において不利益を受けないよう、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度の適切な運営と利用促進・利用支援を進めていきます。

【具体的な事業】

①成年後見制度の普及・啓発

(長寿福祉課)

成年後見制度に関する市民の理解を深めるための啓発について、湖南4市での「成年後見センターもだま」への委託により推進します。

②成年後見制度の利用支援

(長寿福祉課)

湖南4市での「成年後見センターもだま」への委託により、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で判断能力が十分でない認知症の人などを援助する成年後見制度の利用促進を図るとともに、成年後見制度の相談支援を行います。また、身寄りのない人や低所得者世帯に対しても、円滑に利用できるよう支援します。

③地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用促進・利用支援

(長寿福祉課、社会福祉協議会)

判断能力が十分でない高齢者の日常生活を支援するため、栗東市社会福祉協議会において福祉サービスなどの利用援助、日常生活上の金銭管理などの直接的なサービスを提供する地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用支援や周知を進めます。

④高齢者の権利擁護にかかる検討会の開催

(長寿福祉課)

高齢者虐待を含めた高齢者の権利擁護に関する課題について協議し、地域や関係機関などと連携して課題解決に取り組みます。

⑤地域包括支援センターにおける総合相談の推進

(長寿福祉課)

地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する情報提供や支援が必要となった場合に、適切な相談機関につなげるなど総合的な相談支援を提供することにより、判断能力が不十分な高齢者の権利擁護に努めます。

5. 在宅医療と介護の連携

医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせるよう、多職種の連携や病診連携などによって、在宅における医療・介護サービスを切れ目なく提供する体制を充実させます。

また、在宅医療や看とりに関する住民意識の醸成を図るため、広報・啓発活動を充実させます。

1) 医療と介護の連携の促進

在宅医療ニーズの増加などに対応し、高齢者一人ひとりの状況に応じて包括的かつ継続的に支援ができるよう、医療と介護の連携のさらなる強化をめざします。

また、在宅医療や看とりの希望を叶えるために、「24 時間計画的な訪問看護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」についての市民や関係者への周知や看護職・介護職等の確保へ、側面的な支援を行います。また、在宅療養支援診療所が比較的多い本市の特性なども踏まえ、医療と介護が連携した自宅や施設における看とり等ができる体制を構築します。

【具体的な事業】

①在宅医療・介護連携の強化

(長寿福祉課)

多職種地域リーダー検討委員会等の活用により、地域の在宅医療・介護連携の推進のための地域の現状と課題の抽出、課題解決に向けた協議ができる場の体制整備を行い、在宅医療や介護の方向性の確認とともに、課題の共有化を図りながら連携を進めていきます。あわせて、医師会の圏域を同じくする草津市や湖南圏域における連携を強化します。

②在宅医療・介護連携における相談支援の充実

(長寿福祉課)

安心して在宅療養生活がおくれるよう、ケアマネジャー等に対して、医療と介護のアドバイザーとして相談に応じるとともに、多職種の連携において、各種連携連絡票、「私の在宅療養手帳」などの有効活用に向けた支援を行います。また、高齢者に対しては、自分の健康についての相談ができる「かかりつけ医」を持つことを勧めていきます。

さらに、医師会等との連携のもと、在宅医療や介護に関する相談の充実を図るため、在宅医療・介護連携支援センターの設置を検討します。

あわせて、24 時間 365 日対応型の医療・介護サービスの拡充を図るとともに、その質の向上を図るための研修等を充実させます。

2) 市民意識の啓発

在宅療養生活や看とりに関する市民の意識を高め、在宅での看とりを希望する人が、それを実現できるよう、情報提供などを行います。

【具体的な事業】

①在宅療養生活や看とりへの支援

(長寿福祉課)

在宅医療・介護に関する市民理解を促進するため、出前トーク、大切な人や自分の最期を考え「生き方を見つめる」集い（生き方カフェ）の開催を継続的に行い、自分の生き方について見直す機会づくりとともに、住み慣れた地域で最期まで生活できるようにするための「自助」、「互助」の地域づくりへの支援を行います。

6. 高齢者が住みやすい環境づくりの推進

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住宅のバリアフリー化やサービス付高齢者住宅の普及などによって、所得や居住ニーズに応じた住まいが選択できる環境をつくれます。

高齢者の生活安全を図るため、災害予防対策や災害時の避難行動対策とともに、交通安全や防犯などにおける高齢者対策を進めます。

1) 安心できる住まいの環境づくり

高齢者が住み慣れた地域においていつまでも安心して暮らすことができるように、都市基盤や住環境の整備を進めます。

【具体的な事業】

①健康・福祉のまちづくりの推進 （生活交通課、都市計画課、道路・河川課）

すべての市民が安全で快適にいきいきと活躍できる都市の実現をめざし、ノーマライゼーションの考え方のもと、健康・福祉拠点を中心として、公共公益施設や鉄道駅、公園など多くの市民が利用する施設及びその周辺において一体的なバリアフリー化を進めます。

②高齢者が住みやすい住環境の整備 （住宅課）

高齢者が住み慣れた自宅で日常生活を送ることをめざし、「木造住宅耐震・バリアフリー改修工事費補助事業」による持ち家のバリアフリー化に対する支援を進めるとともに、住宅改修にあたって適切な助言ができるように体制の充実を図ります。

また、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）を有する市営住宅毎に設置した高齢者生活相談所に生活援助員（L S A）を配置し、派遣対象世帯に対して、安否確認・生活相談などのサービスを提供します。

③高齢者の住まいに関する情報提供 （住宅課）

高齢者が自らのニーズに合った住まいを選択することができるよう、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者向けの賃貸住宅の普及を図るとともに、その情報提供に努めます。

2) 安全な暮らしの確保

高齢者が地域において安全に暮らせるよう、災害などの緊急時における安全対策などに取り組みます。

【具体的な事業】

①災害など緊急時の支援体制の強化

(危機管理課、社会福祉課)

避難行動要支援者情報については、自治会や民生委員児童委員などの地域の支援者との共有を図るとともに個別の避難計画づくりを進めることにより、災害などの緊急時に支援が必要な高齢者などの避難支援や安否確認を進めます。

また、防災に関する出前トークや講演会の開催、防災訓練の充実など、防災意識を高める啓発活動を推進するとともに、自主防災組織及び地域防災リーダーを育成し、地域での連絡体制の整備や初動体制の強化を図ります。

②防犯・消費者被害防止に向けた取組みの推進

(危機管理課、生活交通課)

地域での自主防犯活動が積極的に展開されるよう、出前トークや連絡会、情報交換会の開催を通じた組織の育成、活性化や防犯意識の高揚を図るとともに、登録制メールなどを活用した不審者情報の配信など防犯環境の整備に努めます。

また、高齢者などが消費者被害に遭わないよう、関係機関との連携による消費生活相談を推進するとともに、様々な機会や媒体を通じて、消費者問題や被害の未然防止の方法に関する啓発を行います。

③交通安全の推進

(生活交通課)

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、関係団体や福祉施設関係者などと連携して、社会教育活動・福祉活動、各種の催しなどの多様な機会を活用した高齢者の交通安全教室を開催します。また、地域における高齢者の交通安全のリーダー的な役割を果たしているシルバーキャラバン隊などを対象とした安全教育を進めます。

7. 介護サービスの充実

高齢者が要支援・要介護状態になっても、必要なサービスが切れ目なく安心して受けられるよう、居宅・施設のバランスを取りながら介護サービス基盤の整備や質の向上を図るとともに、介護保険事業の適正な運営に努めます。

1) 介護サービスの提供

高齢者一人ひとりの心身の状況や生活環境、ニーズなどに応じ、介護サービスが提供できるよう、サービス供給量の確保など、介護サービス基盤の整備に努めます。

【具体的な事業】

①居宅サービス（介護予防含む）

（長寿福祉課）

要支援・要介護認定者一人ひとりの状態や生活環境などに応じ、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、サービスの提供状況を踏まえつつ、必要なサービス量の確保に努めます。

②地域密着型サービス

（長寿福祉課）

認知症の人をはじめとした高齢者が身近な地域で安心して介護サービスの提供を受けられるよう、平成 28 年度に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）18 人分、及び地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）29 人分の整備を図ります。

その他の地域密着型サービスについては、本計画期間中の整備及び指定はしないものとします。

③施設サービス

（長寿福祉課）

在宅生活を支援する居宅サービスとのバランスなどを踏まえ、在宅生活が困難になった要介護高齢者が円滑に施設サービスを利用できるよう、平成 28 年度に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）30 人分の整備を図ります。

【地域密着型サービスの整備計画】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数	1	1	1
	新規整備分	—	—	—
夜間対応型訪問介護	箇所数	0	0	0
	新規整備分	—	—	—
認知症対応型通所介護	箇所数	3	3	3
	栗東中学校区日常生活圏域	1	1	1
	葉山中学校区日常生活圏域	1	1	1
	栗東西中学校区日常生活圏域	1	1	1
	新規整備分	—	—	—
	栗東中学校区日常生活圏域	—	—	—
	葉山中学校区日常生活圏域	—	—	—
	栗東西中学校区日常生活圏域	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	箇所数	1	1	1
	新規整備分	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	定員数	37	37	55
	栗東中学校区日常生活圏域	0	0	18
	葉山中学校区日常生活圏域	0	0	
	栗東西中学校区日常生活圏域	37	37	37
	新規整備分	—	+18	—
	栗東中学校区日常生活圏域	—	+18	—
	葉山中学校区日常生活圏域	—		—
	栗東西中学校区日常生活圏域	—	—	—
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員数	0	0	0
	新規整備分	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員数	0	0	29
	栗東中学校区日常生活圏域	0	0	29
	葉山中学校区日常生活圏域	0	0	
	栗東西中学校区日常生活圏域	0	0	
	新規整備分	—	+29	—
	栗東中学校区日常生活圏域	—	+29	—
	葉山中学校区日常生活圏域	—		—
	栗東西中学校区日常生活圏域	—		—
看護小規模多機能型居宅介護	箇所数	0	0	0
	新規整備分	—	—	—

2) 介護サービスの質の向上

介護保険制度の改正により介護保険サービスの選択肢が拡大するなか、介護サービス事業者への指導や助言を充実するとともに、ケアマネジャーや介護に関わる人への支援や資質向上などに取り組み、介護保険サービスの質の向上を図ります。

【具体的な事業】

①地域密着型サービス事業者への指導

(長寿福祉課)

地域密着型サービスについては、指定権者として、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」の意見などを踏まえ、地域密着型サービス事業者への指導・監督、処分を行います。

②ケアマネジャーへの支援の充実

(長寿福祉課)

ケアマネジャー一人ひとりに対する支援における地域包括支援センターの役割などを明確にするとともに、ケアマネジャーに対する相談や処遇困難事例の対応、医療との連携などについて支援の充実を図ります。

また、介護支援専門員連絡会と居宅介護支援事業所管理者会議を連動させて、ケアマネジャーが主体的に学ぶ機会づくりやケアマネジャー同士のネットワーク構築を図ります。さらに、ケアマネジメント能力向上のための研修などを実施します。

③利用者の人権を尊重したサービス提供の充実

(長寿福祉課)

認知症に関する研修や高齢者虐待防止の啓発の研修など、あらゆる機会を通じて、サービス提供事業者に対して、身体拘束や高齢者虐待防止の啓発・研修会を実施するとともに、利用者の人権に配慮したケアができるよう、事業者自らが関連する研修実施への支援を進めます。

3) 利用者本位のサービス提供の推進

高齢者やその家族などが、より安心して適切な介護サービスが利用できるよう、介護保険制度や介護サービスに関する周知・啓発や情報提供を積極的に進めるとともに、相談支援体制の充実や様々な介護サービスに対する苦情への対応を図ります。

【具体的な事業】

①介護保険制度・介護サービスの周知・情報提供の推進 (長寿福祉課)

介護保険をはじめとする各種制度・サービスが適切に利用されるよう、市広報紙やホームページ、パンフレットなど様々な媒体とともに、出前講座やイベントなどの機会・場を活用して、制度やサービスの周知・普及に努めます。また、民生委員児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどを通じた普及啓発活動も実施します。

なお、媒体による情報提供にあたっては、できるだけ平易な表現を用いるとともに、拡大文字の使用など高齢者一人ひとりの状況や多様なニーズに応えるよう配慮します。

さらに、制度・サービス利用にあたっては、高齢者やその家族などの自己選択を支援するため、介護保険サービス事業者による情報提供を促進します。

②介護保険制度・介護サービスに関する相談体制の充実 (長寿福祉課)

地域包括支援センターや市担当課において、介護保険の資格・保険料・給付・要介護認定に関する問い合わせや相談に対して、適切な対応を行うとともに、高齢者や家族が気軽に相談しやすい体制づくりを進めます。

③介護サービスに関する苦情対応体制の構築 (長寿福祉課)

市内の通所施設や入所施設に介護相談員を派遣し、施設利用者の相談に応じて、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、介護相談員と施設職員双方が派遣相談業務の目的を共有できるよう努めることで、介護サービスの質的な向上を図ります。

また、市のみでの対応が難しい苦情や問題、市域を超えた広域的な苦情などについては、県や滋賀県国民健康保険団体連合会と連携し、適切かつ迅速な問題解決を図っていきます。

4) 介護給付の適正化の推進

介護保険制度の安定的な運営を図るため、要介護認定の客観性、公正・公平性を保持するために要介護認定及び給付の適正化に努めます。

【具体的な事業】

①要介護認定の適正化

(長寿福祉課)

介護認定審査会の審査の公平性・公正性を保持するため、認定審査会委員に対する研修機会を提供するとともに、審査会の円滑な運営に努めていきます。

また、判定結果に偏りなく、対象者の状況を十分反映したものとするため、要介護認定調査結果について、定期的かつ一定基準に沿って内容の検証・評価を行い、調査精度の向上に努めていきます。

②介護給付等費用適正化事業の実施

(長寿福祉課)

県の第3期介護給付適正化計画に基づき、ケアプランの点検、住宅改修及び福祉用具の実態調査、縦覧点検及び医療情報との突合、介護給付費の通知などを実施し、より一層の介護給付費適正化の推進に向けた取組みを行います。

また、質の高いリハビリサービス提供を目的に、地域リハビリテーション推進協議会の開催や住宅改修・福祉用具の貸与・購入時にリハビリ専門職による提案指導などを実施します。

③介護保険事業に関する評価の推進

(長寿福祉課)

介護給付の適正化に向けて、定期的な介護保険サービスの利用動向や給付実績などの分析を通じ、介護保険事業に関する評価を行います。

第5章 介護保険サービス費等の見込み

1. 人口及び要介護認定者数の推計

1) 高齢者人口の見込み

本市における、計画期間（平成27～29年度）及び2025年（平成37年）の人口を次のように見込みます。

65歳以上の高齢者人口は、平成26年で11,365人であったものが、平成29年には12,435人と伸び続けるものと考えられますが、その後の伸びは鈍化します。一方、75歳以上の人口は平成26年の4,615人から、平成29年には5,388人、平成37年には7,496人と大幅に増加することが見込まれ、75歳以上人口比率は10.5%まで上昇します。

表 年齢別人口の推移及び推計（各年10月1日現在）

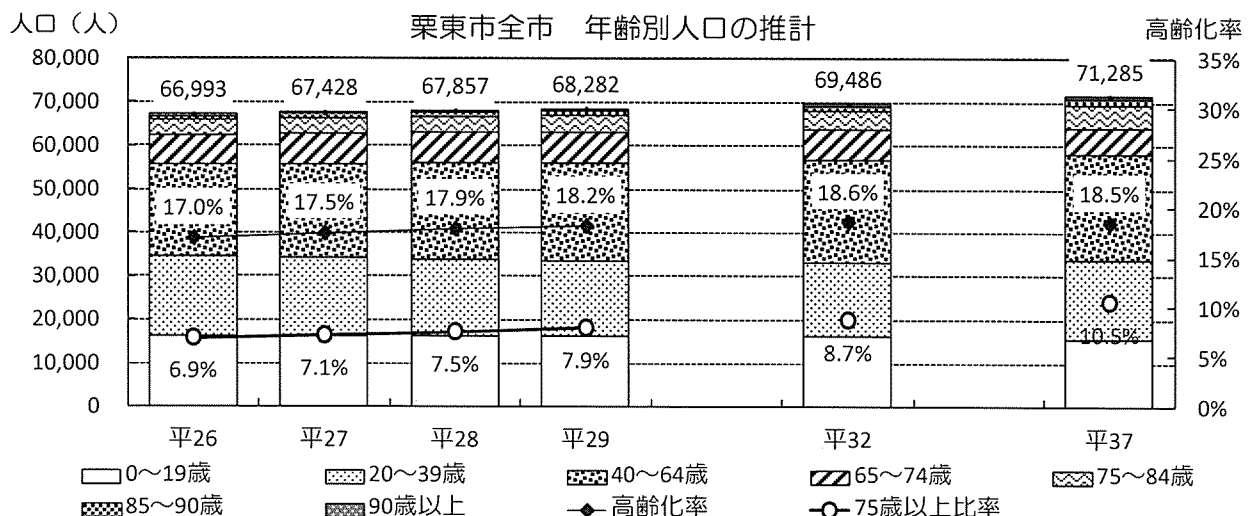
単位：人

項 目	実 績			推 計（計画期間）			推 計	
	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 32年	平成 37年
総人口	66,258	66,741	66,993	67,428	67,857	68,282	69,486	71,285
40～64歳人口	20,752	21,164	21,406	21,778	22,085	22,418	23,465	24,597
65歳以上人口	10,162	10,795	11,365	11,783	12,165	12,435	12,914	13,196
65～74歳	5,928	6,342	6,750	6,967	7,073	7,047	6,880	5,700
75歳以上	4,234	4,453	4,615	4,816	5,092	5,388	6,034	7,496
高齢化率	15.3%	16.2%	17.0%	17.5%	17.9%	18.2%	18.6%	18.5%
75歳以上比率	6.4%	6.7%	6.9%	7.1%	7.5%	7.9%	8.7%	10.5%

※平成27年以降は、平成21～26年の各年度10月1日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

図 年齢別人口の推計



2) 要介護認定者数の見込み

これまでの認定率の推移をもとに推計し、平成 29 年の要介護認定者数は 1,913 人、認定率は 14.9%と見込みます。

将来的には、認定率の高い 75 歳以上の高齢者が増加することによる認定者数も増加し、平成 32 年には 2,132 人、平成 37 年には 2,507 人となることを見込まれます。

表 要介護度別認定者数の推移及び推計（各年 10 月 1 日現在）

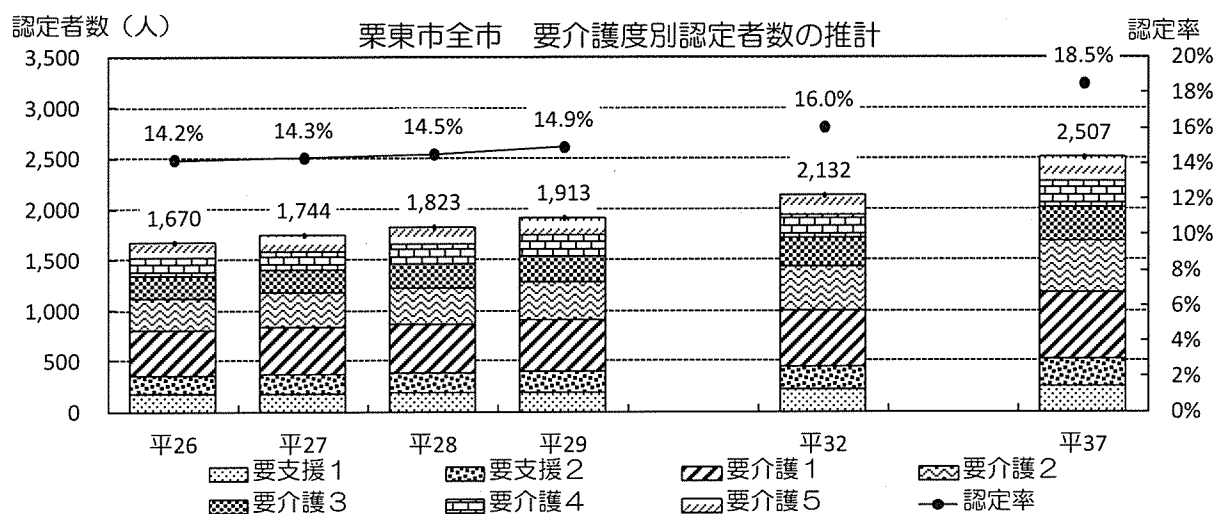
単位：人

項目	実績			推計（計画期間）			推計	
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 32 年	平成 37 年
認定者数	1,541	1,645	1,670	1,744	1,823	1,913	2,132	2,507
要支援 1	115	168	166	173	179	188	209	245
要支援 2	174	180	180	187	195	203	227	264
要介護 1	350	416	446	465	486	509	565	668
要介護 2	315	286	328	343	360	378	423	502
要介護 3	219	229	224	235	246	259	290	338
要介護 4	207	197	175	183	192	202	225	263
要介護 5	161	169	151	158	165	174	193	227
認定率	14.5%	14.6%	14.2%	14.3%	14.5%	14.9%	16.0%	18.5%

※平成 27 年以降は、平成 24～26 年の男女別・年齢別認定率の伸び率をもとに認定率を予測し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。

※認定者数には住所地特例分を含みます。認定率は第 1 号被保険者分のみです。

図 要介護度別認定者数の推計



2. サービス利用者数の見込み

1) 施設・居住系サービス利用者数の見込み

施設・居住系サービスの利用者数については、基盤整備の見通しを踏まえて、下記の通り見込みます。

【施設・居住系サービス利用者数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①居宅（介護予防）サービス			
特定施設入居者生活介護（人）	21	24	27
②地域密着型（介護予防）サービス			
認知症対応型共同生活介護（人）	37	37	55
地域密着型特定施設入居者生活介護（人）	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人）	0	0	29
③施設サービス			
介護老人福祉施設（人）	156	186	186
介護老人保健施設（人）	84	84	84
介護療養型医療施設（人）	8	8	8

2) 標準的居宅サービス利用者数の見込み

要支援・要介護認定者が増加すると見込まれることから、標準的居宅サービス利用者も年々増加するものと見込み、平成 29 年度で 1,523 人が居宅サービス利用の対象になるものと推計します。

【居宅サービス利用対象者数（居住系サービスを除く）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス利用対象者数（人）	1,437	1,484	1,523
要支援 1（人）	173	179	188
要支援 2（人）	186	193	202
要介護 1（人）	424	444	459
要介護 2（人）	306	324	339
要介護 3（人）	160	165	170
要介護 4（人）	102	100	94
要介護 5（人）	85	79	71

3. サービス量の見込み

各サービスの見込量については、過去の給付実績から利用率及び平均利用回数・日数を算出し、前述の標準的居宅サービス利用者数に掛け合わせることで算出します。

なお、小規模の通所介護事業所が平成 28 年度から地域密着型サービスとなるため、現在の小規模事業所の定員割合分（約 27%）を通所介護サービスから減算し、新たに地域密着型通所介護サービスとして見込みます。さらに、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、平成 29 年度は移行期間となることから、50%を予防給付から減算し、その分を地域支援事業に加算します。

1) 地域密着型以外の居宅サービス

【サービス見込量（一月当たり）】

〔①予防給付〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問介護 (人)	80	83	43
介護予防訪問入浴介護 (回)	0.0	0.0	0.0
(人)	0	0	0
介護予防訪問看護 (回)	208.1	241.9	279.4
(人)	37	43	50
介護予防訪問リハビリテーション (回)	55.6	57.6	60.1
(人)	6	6	6
介護予防居宅療養管理指導 (人)	18	19	20
介護予防通所介護 (人)	154	117	61
介護予防通所リハビリテーション (人)	31	36	41
介護予防短期入所生活介護 (日)	11.5	11.9	12.4
(人)	3	3	3
介護予防短期入所療養介護 (日)	0.0	0.0	0.0
(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与 (人)	136	141	147
介護予防特定福祉用具販売 (人)	4	4	4
介護予防住宅改修 (人)	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護 (人)	1	1	2
介護予防支援 (人)	276	287	299

〔②介護給付〕

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護	(回)	7,569.7	8,322.3	9,048.7
	(人)	324	359	392
訪問入浴介護	(回)	193.2	194.4	196.0
	(人)	29	29	29
訪問看護	(回)	1,591.0	1,668.2	1,727.7
	(人)	187	198	209
訪問リハビリテーション	(回)	356.0	365.1	372.3
	(人)	38	39	39
居宅療養管理指導	(人)	98	100	102
通所介護	(回)	7,552.7	5,701.5	5,866.6
	(人)	655	494	508
通所リハビリテーション	(回)	975.4	1,064.8	1,147.5
	(人)	118	129	139
短期入所生活介護	(日)	1,621.4	1,651.5	1,675.3
	(人)	167	172	175
短期入所療養介護	(日)	144.0	146.1	147.9
	(人)	19	19	20
福祉用具貸与	(人)	551	568	582
特定福祉用具販売	(人)	13	13	13
住宅改修	(人)	9	10	10
特定施設入居者生活介護	(人)	21	23	26
居宅介護支援	(人)	937	972	999

2) 地域密着型サービス

【サービス見込量（一月当たり）】

〔①予防給付〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防認知症対応型通所介護 (回)	4.0	4.0	4.0
(人)	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人)	2	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人)	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護 (人)		44	23

〔②介護給付〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	2	3	4
夜間対応型訪問介護 (人)	0	0	0
認知症対応型通所介護 (回)	314.4	322.5	318.3
(人)	33	34	34
小規模多機能型居宅介護 (人)	19	23	23
認知症対応型共同生活介護 (人)	37	37	55
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	0	0	29
看護小規模多機能型居宅介護 (人)	0	0	0
地域密着型通所介護 (回)		2,130.2	2,191.9
(人)		185	190

3) 地域密着型以外の施設サービス

【サービス見込量（一月当たり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設 (人)	156	186	186
介護老人保健施設 (人)	84	84	84
介護療養型医療施設 (人)	8	8	8

4. 介護保険事業費と保険料額の見込み

1) 介護保険の総事業費等の見込み

① 予防給付

本計画期間における各サービスの予防給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約4億2千万円となります。

表 予防給付費（総費用額の90％）の推計

単位：千円

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27～29 年度 計
(1) 地域密着型以外のサービス				
介護予防訪問介護	16,594	17,202	8,978	42,774
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	13,450	15,602	18,018	47,070
介護予防訪問リハビリテーション	1,892	1,959	2,044	5,895
介護予防居宅療養管理指導	1,218	1,261	1,316	3,795
介護予防通所介護	60,522	45,652	23,818	129,992
介護予防通所リハビリテーション	15,286	17,765	20,548	53,599
介護予防短期入所生活介護	1,052	1,090	1,137	3,279
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	936	972	1,014	2,922
特定介護予防福祉用具販売	2,769	2,873	2,998	8,640
介護予防住宅改修	827	1,717	2,693	5,237
介護予防特定施設入居者生活介護	16,594	17,202	17,955	51,751
(2) 地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	293	292	292	877
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,818	2,722	2,722	7,262
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護		17,057	17,798	34,855
(3) 介護予防支援	14,770	15,310	15,980	46,060
予防給付費計	143,049	153,540	123,048	419,637

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

②介護給付

本計画期間における各サービスの介護給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約88億円となります。

表 介護給付費（総費用額の90%）の推計

単位：千円

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27～29 年度 計
(1) 地域密着型以外のサービス				
訪問介護	261,905	286,058	309,679	857,642
訪問入浴介護	27,100	27,224	27,450	81,774
訪問看護	114,983	120,837	125,653	361,473
訪問リハビリテーション	12,848	13,166	13,439	39,453
居宅療養管理指導	8,892	9,103	9,290	27,285
通所介護	742,648	557,406	571,608	1,871,662
通所リハビリテーション	103,181	111,850	119,942	334,973
短期入所生活介護	162,493	164,550	166,282	493,325
短期入所療養介護	18,725	19,045	19,206	56,976
福祉用具貸与	3,659	3,765	3,848	11,272
特定福祉用具販売	10,574	10,981	11,303	32,858
住宅改修	43,695	49,985	55,320	149,000
特定施設入居者生活介護	261,905	286,058	309,679	857,642
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,754	6,772	8,713	20,239
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	36,035	37,026	36,498	109,559
小規模多機能型居宅介護	47,499	56,637	56,358	160,494
認知症対応型共同生活介護	110,625	111,708	163,860	386,193
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	87,868	87,868
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護		208,261	213,568	421,829
(3) 居宅介護支援	151,302	156,068	160,098	467,468
(4) 介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	493,880	588,786	588,786	1,671,452
介護老人保健施設	268,648	268,129	268,129	804,906
介護療養型医療施設	29,040	28,984	28,984	87,008
介護給付費計	2,749,293	2,934,839	3,145,531	8,829,663

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が含まないことがあります。

③標準給付費の算出

標準給付費は、介護給付費と予防給付費の合計である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付額）」、「高額介護サービス費等給付費（利用者が1か月間に支払った1割負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」、「高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付額）」、及び「算定対象審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）」を加えた費用であり、下記の通り設定します。

なお、総給付費及び特定入所者介護サービス等費においては、制度改正に伴う負担の見直しによる影響額を推計し、加味しました。

また、総給付費は、介護報酬の改定分及び地域区分の見直し分を加え算定しました。

【標準給付費見込額の見込み】

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	3 年間合計
総給付費（調整後）	2,871,983	3,056,160	3,235,108	9,163,251
総給付費	2,892,342	3,088,379	3,268,579	9,249,300
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△ 20,359	△ 32,219	△ 33,471	
特定入所者介護サービス等費（調整後）	84,683	83,146	86,953	254,783
特定入所者介護サービス等費	94,616	101,029	106,924	302,568
補足給付の見直しに伴う財政影響額	△ 9,933	△ 17,883	△ 19,970	
高額介護サービス費等給付額	39,257	41,918	44,364	125,540
高額医療合算介護サービス等費	5,375	5,740	6,075	17,190
算定対象審査支払手数料	3,676	3,926	4,155	11,757
支払件数（件）	54,872	58,591	62,010	175,474
一件あたり単価（円）	67	67	67	
標準給付費	3,004,976	3,190,890	3,376,654	9,572,520

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

④地域支援事業費の算出

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されます。

その実施のための地域支援事業費のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業費」については、従来の介護予防事業相当分に加え、移行年度である平成29年度については介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の給付の50%を地域支援事業費として見込みます。また、「包括的支援事業・任意事業費」については、従来の事業費（基本事業分）に加えて、新たに包括的支援事業に加えられる在宅医療・介護連携の推進、認知症総合支援、地域ケア会議の実施、生活支援体制の整備にかかる事業費（重点事業分）を見込み、下記の通り設定します。

【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	30,316	32,371	75,954	138,641
従来の介護予防事業相当分	30,316	32,371	34,259	
予防給付からの移行分			41,695	
包括的支援事業費・任意事業費	60,632	64,741	68,519	193,892
地域支援事業費	90,948	97,112	144,473	332,533

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

⑤介護保険事業費総額の算出

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、下記の通り設定します。

【介護保険事業費の見込み】

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間合計
標準給付費	3,004,976	3,190,890	3,376,654	9,572,520
地域支援事業費	90,948	97,112	144,473	332,533
総事業費	3,095,923	3,288,002	3,521,127	9,905,053

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

2) 介護保険料基準額の設定

①保険給付費の財源

介護保険事業では、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、特定入所者介護サービス）を実施していく際の標準給付費は、サービスの提供内容によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた標準給付費の負担は、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、平成27年度から29年度においては、原則として22%を第1号被保険者、28%を第2号被保険者がまかなうことになります。

【介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用額の財源構成】

費用額						
介護給付費・予防給付費（費用額の90％）					利用者負担	
保険料 50％		公費 50％				
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者保険料 （支払基金から交付）	国		県		市
		調整交付金 5％ （※）	20％ （定率）			
22％（※）	28％ （定率）			12.5％ （定率）	12.5％ （定率）	

（施設等給付費の公費部分の財源割合）

国		県	市
調整交付金 5% （※）	15% （定率）	17.5% （定率）	12.5% （定率）

利用者負担分は、原則として費用額の10%となります。ただし、平成27年8月以降、一定以上の所得がある人がサービスを利用した場合は、費用額の20%を負担することになります。

なお、「調整交付金」とは、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

②地域支援事業費の財源

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、半分を公費（国、県、市）で負担し、残りの半分を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

また、包括的支援事業・任意事業については、78%を公費（国、県、市）で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

【地域支援事業の財源構成】

介護予防・日常生活支援総合事業費

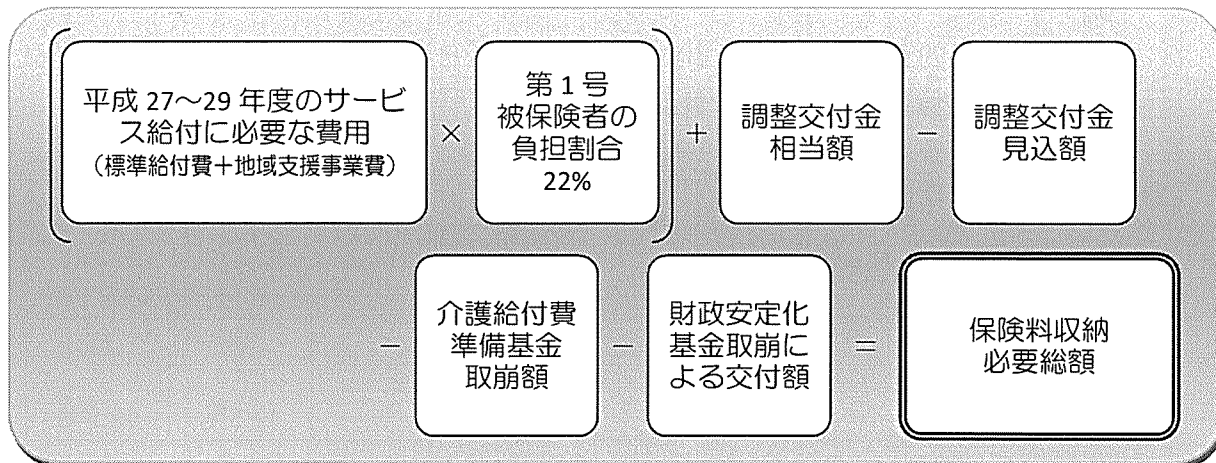
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国	県	市
22%	28%	25%	12.5%	12.5%

包括的支援事業、任意事業費

第1号被保険者 保険料	国	県	市
22%	39%	19.5%	19.5%

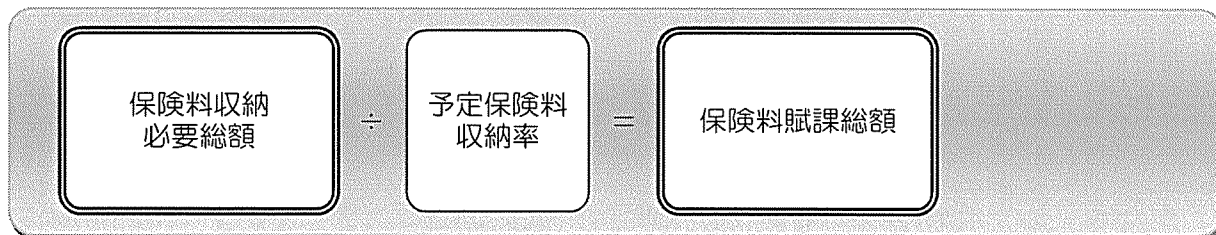
③第 1 号被保険者の介護保険料基準額の算出

保険料収納必要総額は、次の方法で算出します。



介護給付費準備基金の残高から 1,700 万円取り崩した結果、本市の平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料収納必要総額は、約 26 億円となります。

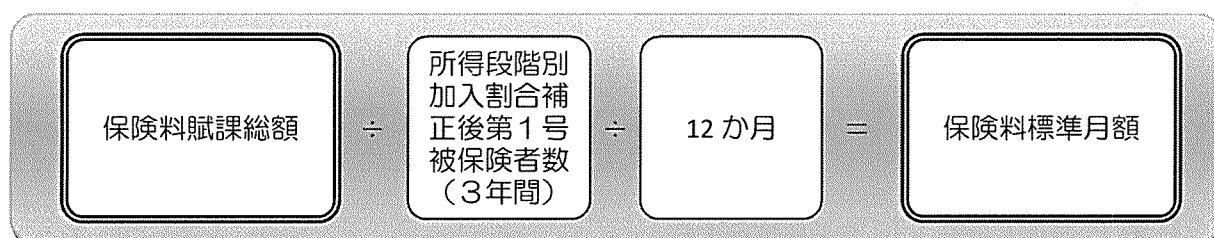
さらに、保険料賦課総額は、次の方法で算出します。



その結果、本市の平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料賦課総額は、約 26.6 億円となります。

本市の第1号被保険者数は平成27年度から29年度の3年間で延べ36,383人と推計されますが、保険料基準額については、所得段階別加入割合に応じて算出します。

保険料賦課総額に対して、所得段階別加入割合を考慮して介護保険料基準額を算出すると、5,590円/月となります。



【保険料収納必要額（3年間合計）の算出】

（単位：千円）

	3年間合計
総事業費	9,905,053
第1号被保険者負担分相当額	2,179,112
調整交付金相当額	482,424
調整交付金見込額	△ 39,959
財政安定化基金拠出金見込額	—
財政安定化基金償還金	—
介護給付費準備基金取崩額	△ 17,000
財政安定化基金取崩による交付額	—
市町村特別給付費等見込額	—
保険料収納必要額	2,604,576

※調整交付金相当額と調整交付金見込額との差額は第1号被保険者の負担となります。

【保険料基準額の算出】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間合計
予定保険料収納率	98.0%			
第1号被保険者数	11,783人	12,165人	12,435人	
所得段階別加入割合補正後被保険者数	12,830人	13,247人	13,572人	
保険料基準額（月額）				5,590円

④所得段階に応じた保険料の設定

第1号被保険者の保険料については、所得に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加増します。段階設定及び保険料基準額に対する割合については、国の政省令に基づき、現行の第1段階と第2段階を統合します。

これにより、本市においては、下記の通り計11段階の保険料を設定します。

【所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合（軽減前）】

旧段階	新段階		所得などの条件	基準額に対する比率	保険料年額
第1段階	第1段階	軽減	①生活保護受給者	×0.50	33,540 円
第2段階	第2段階		②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税		
			③世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第3段階	第2段階	軽減	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越えて120万円以下の人	×0.70	46,956 円
	第3段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	×0.75	50,310 円
第4段階	第4段階	基準額	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.85	57,018 円
	第5段階		世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	×1.00	67,080 円
第5段階	第6段階	割増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	×1.20	80,496 円
第6段階	第7段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	×1.35	90,558 円
第7段階	第8段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	×1.50	100,620 円
第8段階	第9段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	×1.70	114,036 円
第9段階	第10段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	×1.95	130,806 円
第10段階	第11段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	×2.15	144,222 円

3) 利用者負担の適正化

①介護保険料

介護保険料については、従来から実施してきた低所得者層に配慮した多段階設定を継続するとともに、一部の段階に対しては、国の政省令に基づく公費負担による軽減措置を行い、より一層、低所得者層の負担の軽減を図ります。

②サービス利用料等

介護保険サービス利用料については、国の制度などを最大限に活用し、以下のような関連する制度の周知を図るとともに利用者などへの勧奨に努め、利用者の負担軽減を図ります。

- 社会福祉法人などによる利用者負担額軽減制度
- 高額介護サービス費支給
- 高額医療・高額介護合算制度
- 特定入所者介護サービス費支給（居住費・食費の軽減制度）

一方、一定以上の所得や資産のある人に対しては、介護保険制度を持続する観点から負担の加増を図り、理解を求めています。

第6章 計画の推進

1) 栗東市高齢者保健福祉推進協議会

保健・福祉・医療の各関係機関の連携により、保健・福祉並びに介護保険事業の運営を円滑に推進するため、引き続き「栗東市高齢者保健福祉推進協議会」を計画の進行管理を行う機関と位置づけ、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」と連携しながら、計画の推進と施策の円滑な運営を図ります。

計画の着実な遂行と保健・福祉並びに介護保険事業の円滑な運営の観点から、協議会は、計画の進捗状況の点検・評価を毎年、定期的実施するものとします。

2) 栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会

地域包括支援センターによる包括的支援事業の円滑な実施や中立性・公平性、人材の確保と、地域密着型サービスの適正な運営の確保を図るため、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」での協議を行います。この協議会は、地域包括ケアシステムの確立に向けて、各日常生活圏域の地域課題などを共有し、政策に反映させていくための地域ケア会議としても位置づけることとします。

3) 庁内における連携体制

本計画の推進にあたっては、関係課間での情報共有や施策・事業の調整を行い、施策・事業を展開していきます。

4) 計画の周知・啓発

平成27年度の介護保険制度の改正等を踏まえて、本計画について、市広報紙やパンフレット、ホームページなどの多様な媒体や各種事業をとおして広報活動を行い、市民やサービス提供事業所等への周知・啓発を図っていきます。

参考資料

1. 策定経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 12 月	日常生活圏域ニーズ調査の実施 ・一般高齢者調査（65 歳以上の市民（要支援・要介護認定者除く）） ・要支援者調査 ・要介護者調査
平成 26 年 7 月 7 日	第 1 回栗東市高齢者保健福祉推進協議会 ○市長からの諮問 ○今後のスケジュールについて ○協議会の運営方法（会議の公開など）について ○第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・ニーズ調査の結果のポイント ・第 5 期事業計画における主な成果と課題 ・高齢者を取り巻く現状と今後
平成 26 年 10 月 3 日	第 2 回栗東市高齢者保健福祉推進協議会 ○第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・計画の骨子（案） ・地域包括ケアシステムの構築にかかる関連事業の方向について
平成 26 年 12 月 1 日	第 3 回栗東市高齢者保健福祉推進協議会 ○第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について
平成 26 年 12 月 22 日 ～平成 27 年 1 月 16 日	パブリックコメントの実施 ・意見件数 6 件
平成 27 年 2 月 2 日	第 4 回栗東市高齢者保健福祉推進協議会 ○第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）パブリックコメントの実施結果について ○介護保険事業費の見込みについて ○第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の答申について

2. 栗東市高齢者保健福祉推進協議会設置規則

平成 13 年 3 月 30 日

規則第 9 号

改正 平成 15 年 7 月 1 日規則第 25 号

(設置等)

第1条 この規則は、本市における高齢者保健福祉の総合的な推進を図るため、栗東市高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、必要があるときは関係機関等の意見を聴き、市長に具申することができる。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉施策の推進に関すること。
- (3) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (4) 介護保険事業の評価・運営に関すること。
- (5) 高齢者の各種施策の調査、審議及び立案に関すること。
- (6) 高齢者の老人ホーム入所等措置の判定に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者及び住民代表のうちから市長が委嘱する。

2 協議会に、必要がある場合は、専門部会を置くことができる。

3 専門部会に、必要に応じて専門委員を置くことができるものとし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員の任期は、市長が必要と認めた期間とする。

(会長、副会長等)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 専門部会に部会長1人を置き、担当する委員の互選により定める。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会は、議決に基づき所掌事務の一部を専門部会に委任することができるものとする。

(秘密保持)

第7条 協議会委員又は専門委員は、協議会又は部会において知り得た個人情報について、いかなる事由があろうとも他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿福祉課において処理する。

2 専門部会の庶務は、当該事務担当課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月1日規則第25号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の栗東市行政組織規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

3. 栗東市高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	黒田 元吾	社会福祉協議会	
副会長	九里 美和子	特別養護老人ホーム	
	樋上 雅一	医師会	
	堀 紀彦	歯科医師会	
	村杉 紀明	薬剤師会	
	高田 睦子	栄養士会	
	千代 妙子	訪問看護ステーション	
	西村 政之	自治連合会	
	中村 末雄	民生委員児童委員	
	小林 純子	介護者の会	平成 26 年 5 月まで
	渡部 弘美	介護者の会	平成 26 年 7 月から
	古谷 初枝	住民代表	

任期：平成 25 年 7 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

4. 用語解説

【あ行】	
アセスメント	事前評価、初期評価。介護サービス利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きを指す。
一次予防事業	第5期計画において実施されてきた、第1号被保険者のすべての人及びその支援のための活動にかかわる人を対象にした、生活機能の維持または向上を図るための事業。第6期においては介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の中で再編され、主に一般介護予防事業として実施される。
一般介護予防事業	一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進するため、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直した事業。すべての第1号被保険者及びその支援のための活動にかかわる人を対象とする。
NPO	non-profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、ボランティア活動や社会貢献活動などに代表される営利を目的としない各種の公益活動や市民活動を行う組織、団体。
【か行】	
介護給付	要介護1～5を対象とした介護給付サービスについて、総費用のうち、自己負担を除き、残りを介護保険会計から給付するもの。
介護給付適正化計画	介護保険制度の適正運営を確保するため、①要介護認定の適正化、②ケアマネジメンツの適切化、③事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化の3つを重点課題と位置づけ、都道府県及び市町村の協働によって進めるため、都道府県及び保険者が目標や取組内容を検討し策定した実施計画（アクションプラン）。
介護支援専門員	→ケアマネジャーを参照。
介護相談員	介護サービスを提供している事業所を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。
介護保険法	高齢化に対応し、高齢者を国民の共同連帯のもと支えるしくみとして導入された介護保険制度について、その実施のために必要な事項を定めた法律。平成9年12月に公布、平成12年4月に施行された。
介護予防	高齢者が健康で自立した生活をおくれるよう、要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること。
介護予防・生活支援サービス事業	制度改正前の要支援者に相当する人で、①要支援認定を受けた人、②基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象として、訪問または通所によって介護予防と生活支援サービスを一体的に提供し、日常生活の自立を支援するための事業。従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と、介護予防事業の二次予防事業などを再編するとともに、地域の社会資源を活かして、多様な主体による多様なサービスが提供されることを期待するものである。

介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象として、市町村の判断により、地域支援事業において、多様な人材資源を含む社会資源の活用を図ることにより、自立支援が途切れることのないよう、適切なサービスを効果的に提供する仕組み。
介護療養型医療施設	療養型病床群等を有する病院または診療所であり、入所している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う介護保険施設。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所している要介護者に対して、介護等の日常生活上の世話や、機能訓練、その他必要な世話を行う介護保険施設。
介護老人保健施設	入所している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行う介護保険施設。
看護小規模多機能型居宅介護	従来、「複合型サービス」と呼ばれていたもので、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービス。
基本チェックリスト	65 歳以上の人「生活機能の低下の有無」をチェックするもの。25 項目の調査項目により、二次予防事業の対象者に該当するかどうかを判定する。また、介護予防・日常生活支援総合事業開始後は、介護予防・生活支援サービス事業の対象者に該当するかどうかを判定する。（要介護認定申請者を除く）
キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。
協議体	市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援等の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。
居宅介護支援	居宅の要介護者の状況に応じて介護サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが利用できるよう支援するもの。
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その人の療養生活の質の向上を図るもの。
グループホーム	→認知症対応型共同生活介護を参照。
ケアプラン	要介護者などが適切に介護サービスを利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人や家族等の希望をふまえて作成する介護プラン。
ケアマネジメント	利用者一人ひとりに対して、適切なサービスを組み合わせ提供するためのケアプランの作成とサービス利用のための調整を行うこと。介護サービスや福祉事業などの公的（フォーマル）サービスと、地域資源や民間事業所などによって提供される非公的（インフォーマル）サービスを組み合わせ、利用者に最も適切なサービスが提供されるよう努めることが必要とされる。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	利用者の希望や心身の状態等を考慮してケアプランの作成や介護サービスの調整・管理を行う介護支援専門員。
健康寿命	認知症や寝たきりの状態にならず、健康でいられる期間を表す健康指標のこと。平均余命から病気や重度のけがを負った期間を差し引いたものをいう。

健康りっとう 21	早世死亡(早死)や寝たきり・認知症などの原因となる生活習慣病を予防するとともに、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活できるような健康寿命の延伸を目的とし、市民の健康に対する意識を高め、周りの人と一緒に健康づくりを推進する栗東市の健康増進計画。
権利擁護	地域生活に困難を抱えたり、適切なサービスなどにつながる方法が見つからなかったりして、問題を抱えたまま生活している高齢者が、地域にいて尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるように、専門的・継続的な視点からの支援を行う。特に権利擁護の観点からは、成年後見制度の活用や老人福祉施設などへの措置、虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止などを行う。
高額医療合算介護サービス費	介護保険の利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が一定額を超える場合に、その超えた金額を支給する制度。
高額介護サービス費	支払った介護費用がある一定の額を超えた場合に「高額介護サービス費」として払い戻される介護給付。
後期高齢者	高齢者を 65 歳以上と定義した場合、そのうち 75 歳以上の人を指す。
高齢化率	全人口に占める高齢者（65 歳以上の人）の割合。
高齢者虐待	平成 17 年に制定された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待としている。主には、身体的暴力、ネグレクト（高齢者の養護を怠るような行為）、心理的虐待、性的暴力および経済的虐待などに分類される。
高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8 に規定される「老人福祉計画」であり、介護保険法第 117 条に規定される「介護保険事業計画」と一体的に策定した計画。
コーホート変化率法	一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する推計方法。
【さ行】	
サービス付高齢者向け住宅	高齢者を入居させ、状況把握サービス・生活相談サービス、その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業を行うとして、都道府県知事の登録を受けた賃貸住宅または有料老人ホームのことをいう。
在宅医療	医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住居に定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。
在宅医療・介護連携支援センター	在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すことを目的に設置する。介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談を受け付ける。また、地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センターに対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供を行う。
在宅療養支援診療所	24 時間 365 日体制で往診や訪問看護を実施する診療所のこと。平成 18（2006）年の医療保険制度改正によって新設された診療報酬上の制度。自宅でのターミナルケア（終末期医療ケア）や慢性疾患などの診療にあたり、在宅療養患者の急変時に他の保険医療機関にて緊急入院を受け入れる体制を確保していることなどが条件付けられている。

市町村特別給付費	介護保険の標準サービスである介護給付、予防給付のほかに、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態になることの予防に資する保険給付として市町村が条例で定める保険給付のこと。財源はすべて第1号被保険者の保険料で賄うこととされている。
住所地特例	介護保険では居住する市町村の被保険者となるが、被保険者が他市町村の対象施設に入所・入居して、施設所在地に住所を変更した場合は、従前に住所のあった市町村の被保険者となる。介護保険施設等が集中している市町村の給付が増えることを解消するためのものであり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム等に加え、平成27年度からはサービス付き高齢者向け住宅が住所地特例の適用対象施設となった。
準備基金	介護保険は3年間の計画期間を通じて、毎年度同一の保険料を介護サービスの見込量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用しており、介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが想定され、この剰余金を管理するために設ける介護給付費準備基金のこと。介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画年度の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことが基本的な考え方となっている。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ受けるサービス。地域密着型サービスの一つ。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
生活支援サービス	日常生活に援助が必要な65歳以上の在宅高齢者の家庭を訪問して家事や軽作業のお手伝いをするサービス。介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のもとでは、ホームヘルパーなどの専門職に限らず、地域住民やボランティアをはじめ、多様な主体によるサービス提供が期待されている。
生活習慣病	食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患など）を指す。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など精神的な障がいがあるため判断能力が不十分な人が不利益を生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。
【た行】	
第1号被保険者	65歳以上の高齢者。
第2号被保険者	40歳から65歳未満の医療保険加入者。
短期入所生活介護	要介護者が特別養護老人ホームなど福祉系の施設へ、短い期間入所することのできるサービス。主に、日常生活の介護と機能訓練（レクリエーション）などを受けることができる。
短期入所療養介護	要介護者が、介護療養型医療施設など医療系の施設や介護老人保健施設に、短い期間入所することのできるサービス。医療的な治療や療養、介護、機能訓練、治療や看護、などを受けることができる。
地域区分	介護報酬の単位数を金額に換算する時の単位数単価（換算率）の区分。物価水準や賃金の地域差などを考慮して1～7級地およびその他の8つに区分されている。

地域ケア会議	個別の地域ケア会議では、介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスや地域ケアの総合調整を行う。さらに、圏域や市域における地域ケア会議では、地域でのケースをもとに課題の共有、社会資源の開発及び政策づくりにつなげることを目的として開催するもの。
地域支援事業	要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者や一般の高齢者を対象に、効果的に介護予防や健康づくりを進めたり、地域での生活を継続するための生活支援のサービスを提供したりする事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業からなる。
地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う事業。
地域包括ケアシステム	地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定。
地域包括支援センター	全ての地域住民の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の3職種のスタッフにより、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護などを行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設とは、入居定員が29人以下の特別養護老人ホームを指し、入浴・排泄・食事などの介護など日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を受けるサービス。
地域密着型サービス	介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続させるために、地域の特性や実状に応じて計画的にサービスが提供できるよう、保険者が指定・指導監督を行うサービス。
地域密着型通所介護	通所介護サービスのうち、定員18人以下のものについて、平成28年4月から地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行するもの。
地域密着型特定施設	介護専用型特定施設のうち、その入居定員が29人以下のもの。
調整交付金	市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために国が交付するもの。
通所介護	デイサービスセンター等に通って、入浴や食事の提供等日常生活の世話を受けたり、機能訓練を行う介護サービス。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設・病院・診療所などの医療施設に通い、通所リハビリ計画に従って理学療法や作業療法などのリハビリテーションを受けるサービス。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入居している要介護者等に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う介護サービス。
特定入所者介護サービス費	一定の所得以下の介護保険施設入所者および短期入所利用者の食事および居住又は滞在に要した費用の一部を保険給付すること。

特別養護老人ホーム	→介護老人福祉施設を参照。
財政安定化基金	市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加などで赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のこと。
【な行】	
二次予防事業	第5期計画において実施されてきた、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の人を対象として実施する介護予防事業。第6期においては介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の中で再編され、主に介護予防・生活支援サービス事業として実施される。
日常生活圏域	市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた圏域。
任意事業	地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情・特色に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した形態で実施される多様な事業。
認知症	脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障がいがおこり、普通の社会生活がおくれなくなった状態。
認知症カフェ・サロン	認知症の人と家族、地域住民、専門職等のだれもが参加でき、集うことができるようにした場所。
認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。地域の社会資源や認知症のセルフチェックのための「気づきシート」などを組み込んだもの。
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受けた人。認知症の正しい知識を広め、認知症の人や家族を支援する役割を担う。
認知症サポート医	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言やその他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある人が、共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う介護サービス。地域密着型サービスの一つ。
認知症対応型通所介護	認知症の状態にある人を対象として、居宅からの送迎、簡単な健康チェック、食事、排せつ、入浴など、日帰りで日常生活上の世話を行う他、簡単な機能訓練などを行う介護サービス。地域密着型サービスの一つ。
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う。
認定審査会	申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、またその範囲を審査・判定する組織。審査会では、申請者の「基本調査にもとづく一次判定結果」「調査時の記述事項」「主治医による意見書」の内容をもとに慎重に審査・判定する。
ノーマライゼーション	高齢者や障がいのある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、すべての人がともに生活し、相互に人格と個性を尊重する社会こそノーマル（普通）だとする考え方。

【は行】	
配食サービス	おおむね 65 歳以上の高齢者等に栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に提供するとともに、安否確認も行い、自立と生活の質の確保及び保健予防を図るサービス。
バリアフリー	公共の建物や道路、個人の住宅などにおいて、障がい者や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいう。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除など心理的、制度的な意味でも用いられる。
病診連携	地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。必要に応じ、患者を診療所から専門医や医療設備の充実した核となる病院に紹介し、高度な検査や治療を提供する。快方に向かった患者は元の診療所で診療を継続する仕組み。
福祉用具	障がい者の生活・学習・就労と、高齢者、傷病者の生活や介護、介助の支援のための用具・機器のこと。福祉機器ともいう。介護保険制度では福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与による品目と特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売対象となる品目がそれぞれ定められている。
包括的支援事業	介護予防ケアプランの作成を行う「介護予防マネジメント事業」、地域の高齢者の実態把握やサービスの利用調整を行う「総合相談・支援事業」、虐待の防止や早期発見を行う「権利擁護事業」、ケアマネジャーの支援を行う「包括的・継続的マネジメント事業」の総称であり、地域支援事業に含まれる。
訪問介護	ホームヘルパーが訪問して入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行う介護サービス。
訪問看護	病状が安定期にある要介護認定者の居宅において看護師、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
訪問入浴介護	要介護認定者の居宅を訪問して、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいい、身体の清潔の保持や心身機能の維持向上を図る。
訪問リハビリテーション	病状が安定期にある要介護認定者の居宅において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、診療に基づく計画的な医学管理の下、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により行われるリハビリテーションをいう。
【ま行】	
民生委員児童委員	それぞれの担当地域において、住民の生活状態を必要に応じて把握し、援助を必要とする人に対して相談・助言を行い、自立した生活を支援するための福祉サービスの手配等の援護活動を行う委員。児童委員を兼ねる。
【や行】	
夜間対応型訪問介護	通報に応じて介護福祉士などに来てもらったり、夜間の定期的な巡回訪問を受けることのできるサービス。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障がいの有無、能力を問わず、可能な限りあらゆる人が利用しやすいように施設、製品、情報を設計すること。もともと存在する障がい・障壁（バリア）を取り除くバリアフリーとは異なり、初めからバリアを取り除いた状態で設計することをいう。

要介護	介護保険法では「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6 か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。介護の必要度により、5 段階に区分（要介護状態区分）されている。
要介護認定	介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、市町村が行う要介護状態区分の認定のこと。
要支援	要介護状態を指す「要介護 1～5」に対応して、要支援認定を指し、「要支援 1・要支援 2」に区分される。要支援は、要介護より介護の必要の程度が軽度であり、介護予防サービスが給付（予防給付）される。
予防給付	要支援 1・2 を対象とした介護予防サービスについて、総費用のうち、自己負担を除き、残りを介護保険会計から給付するもの。
【ら行】	
老人保健施設	→介護老人保健施設を参照。

地域生活等緊急支援のための交付金実施予定事業取りまとめ結果

○地域消費喚起・生活支援型

番号	事業名	事業コード	所管課	事業目的	事業効果	事業概要	事業費	うち国交付金 対象経費	予算積算内訳
1	商工団体育成 事業	0706	商工観光 課	栗東市内の事業所(商品券の取扱を希望 する事業所)で利用できるプレミアム付商 品券の発行により、市内の消費喚起を図 る。	プレミアム率20%のプレミアム付商品券の 発行により、54,000千円の消費喚起効果 を見込む。 利用者アンケートにより消費喚起効果を 推計する。	【事業運営主体】 栗東市商工会(補助金として事業費を支 出) 【対象者】 限定なし(1人5冊を上限) 【商品券】 10,000円で12,000円分(1,000円×12枚)の 商品券を18,000冊販売 12,000円×18,000冊＝216,000千円 内プレミアム分 36,000千円 【販売方法】 商品券は先着順に栗東市及び栗東市商 工会が指定する窓口にて受付販売し、完 売次第終了とする。 【販売期間】 平成27年6月1日～平成27年7月31日 【使用方法】 取扱店で金券として使用。ただし、釣銭は 出ない。 また、商品券や図書券、切手、印紙などの 購入は不可とする。 【使用期間】 平成27年6月1日～平成27年11月30日 【換金方法】 市内指定金融機関で換金 【換金期間】 平成27年6月15日～平成28年1月15日 ※ 栗東市商工会との調整により変更が 生じる場合あり。	43,000千円	43,000千円	補助金 43,000千円 プレミアム分経費 36,000千円(2,000円×18,000冊) ・商品券印刷製本費 1,200千円 ・広告宣伝費(ポスター・ステッカー・新聞 折込) 600千円 ・換金手数料 2,160千円(12,000円×18,000冊× 1%) ・人件費・事務経費 3,040千円 ※ 栗東市商工会との調整により変更が 生じる場合あり。
							内示額		43,803千円
							執行予定額		43,000千円
							差引き		803千円

地域生活等緊急支援のための交付金実施予定事業取りまとめ結果

創生先行型

番号	事業名	事業コード		事業目的	事業効果	事業概要	事業費	うち国交付金 対象経費	予算積算内訳
1	観光振興事業	0723	商工観光課	本市のマスコットキャラクター「くりちゃん」の県内外への広範な発信・周知により、本市の知名度の向上を図るとともに、地域の観光資源を活かしたプロモーションやイベント展開により誘客増に繋げる。	マスコットキャラクターを活用したPRグッズの配布・周知や地域資源の活用により県内外からの誘客増を図るとともに、特名商品の販売促進に繋げる。	・「くりちゃん」エアー着ぐるみ製作 1体 508千円	508千円	508千円	備品購入費 508千円 着ぐるみ469,800円×1.08＝507,384円)
2	観光物産協会補助	0724	商工観光課	地域資源の活用策として、観光シーズンに本市山間部を周遊するバスを運行し、更なる誘客増及び観光振興を図る。	市民に対しても本市の魅力を再発見・再認識していただく機会となり、愛着をもって市内活性化に向けて協働で取り組む。	・キャラクターグッズ製作：ぬいぐるみ、ピンバッジ及びハンドタオル 各3,000個（枚） ぬいぐるみ H－10cm ピンバッジ（2種類） ハンドタオル 25cm×25cm ・観光地周遊バス（こんぜめぐりちゃんバス）：4月～6月、10月及び11月の5ヶ月間の土、日及び祝日の51日運行 運行費、添乗員人件費、広告宣伝費、看板製作費 4,556千円	7,151千円	7,151千円	補助金 7,151千円（栗東市観光物産協会） ・キャラクターグッズ製作…2,595千円 ぬいぐるみ 400円×3,000個＝1,200千円 ピンバッジ 270円×3,000個＝810千円 ハンドタオル 195円×3,000枚＝585千円 ・こんぜめぐりちゃんバス運行…4,556千円 通常運行 66,960円×51日＝3,414,960円 臨時運行 39,420円×4日＝157,680円 添乗業務 5,940円×51日＝302,940円 チラシ作成 5円×30,000枚×1.08＝162,000円 バス停看板製作 64,800円×8ヶ所＝518,400円
3	（仮称）栗東市シティセールス戦略ビジョン策定事業		広報課	本市の地域資源の活用と潜在する市の魅力を効果かつ戦略的に内外へ向けて情報発信することにより、地域活力の創出を構築していくため、シティセールスの方針を定めるシティセールス戦略ビジョンの策定を行う。	地域資源の活用方策を踏まえた、まちの魅力を情報発信の方向性を定め、広くアピール・発信していくことにより、本市の認知度や都市イメージの向上を図り、観光面での入り込み客数の増加や企業の進出、市民の郷土愛の醸成等によるまちの賑わいと地域活力の創出が図れることが期待できる。	資源活用とシティセールス分野等からの委員で構成するシティセールス戦略ビジョン策定委員会（委員10名を想定）により、市の魅力の発信を効果的、組織的に進めていくことを示すビジョン策定に向けて、現状分析から今後の効果的な資源活用と情報発信方策の取りまとめ策定を行っていく。 策定にあたっては、メディアや情報誌業界等へのヒアリングを行うとともに、外部コンサルに支援業務を委託する中で策定作業を進めていく。	2,819千円	2,819千円	・策定委員報酬 217千円 {(5,600円×1人)+(5,400円×9人)}×4回＝216,800円 ・策定委員会委員旅費 20千円 20,000円 ・策定支援業務委託料 2,582千円 2,581,200円
4	地方創生事業	249	元気創造政策課	まち・ひと・しごと創生法に基づく「栗東市人口ビジョン」ならびに「栗東市総合戦略」の策定を行う	今後のまちづくりの方向性を定めることにより、まちの活力の創出を図る。	栗東市総合戦略策定委員会（委員10名）において、アンケート調査結果を含む各種現状分析に基づき、地方版人口ビジョン及び総合戦略を策定する。策定にあたっては外部コンサルティング会社等に支援業務委託を行う中で策定業務を進める。	10,327千円	10,000千円	・策定委員会報酬 217千円 {(5,600円×1人)+(5,400円×9人)}×4回＝216,800円 ・策定協議等旅費 260千円 259,920円 ・策定支援業務委託料 9,850千円 9,849,600円 計 10,326,320円≒10,327千円
							内示額		26,798千円
							執行予定額		20,478千円
							差引き		6,320千円